

# 資料編

## 環境の状況に関するデータ

### I 環境の質に関するデータ (環境監視の結果等)



# 1 大気環境

福岡市における大気汚染は、自動車やビル・事業場のボイラー等から排出される汚染物質が主な原因であり、商業・都市生活型の汚染形態を示しています。さらに近年では、大陸からの汚染物質の移流の影響も懸念されています。

福岡市では、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）を8局、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）を8局設置し、二酸化硫黄や二酸化窒素等の大気汚染物質濃度、大気汚染に関連する炭化水素等及び大気汚染に影響を与える風向風速や日射量等について、自動測定機により測定を行っています。

測定データは環境監視システム（テレメーターシステム）により収集し、集中的に常時監視を行っています。

### ※大気環境基準：

環境基本法第16条に基づき、大気汚染に係る環境上の条件として定められた、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準のことで、二酸化硫黄・二酸化窒素・一酸化炭素・光化学オキシダント・浮遊粒子状物質・微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）・ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン等が定められています。

### ※一般環境大気測定局：

大気汚染防止法に基づき環境大気の大気汚染状況を監視するための測定局で、工場の煙突の煙や自動車の排気ガスなどの直接的な影響の無い場所に設置します。福岡市では、主に小学校や中学校の校庭などに設置しています。ここで得られた測定結果は、環境基準の適否の判断、緊急時対策の実施、対策の立案やその効果の判定など基礎資料として使用されます。

### ※自動車排出ガス測定局：

自動車から出る排気ガスによる大気汚染の状況を監視するための測定局で、大きな交差点や幹線道路の沿道付近に設置します。ここで得られた測定結果は、一般環境大気測定局と同様に環境基準の適否の判断や自動車による汚染寄与度の推定などに使用されます。

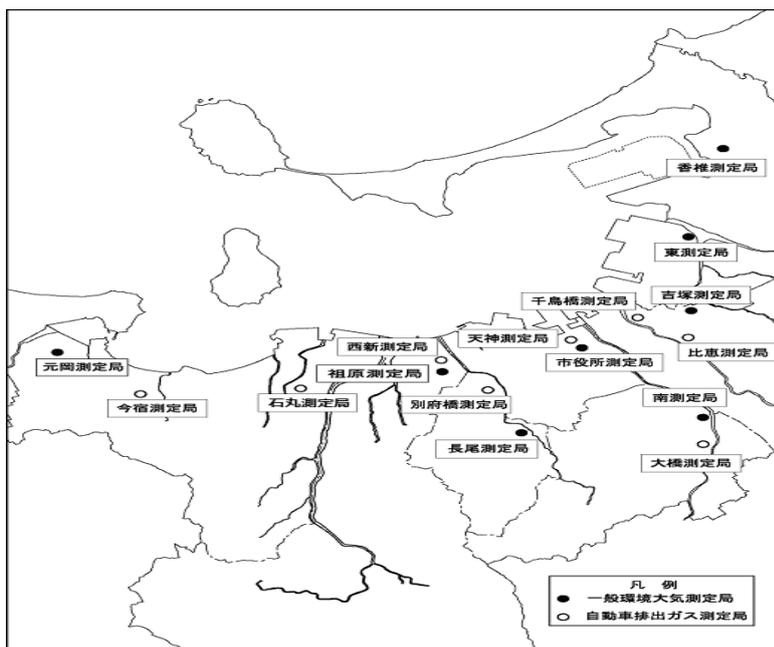
## ●大気常時監視測定局所在地及び測定項目

(平成30年3月31日現在)

測定局	所在地	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	炭化水素	風向風速	日射量・温湿度
一般環境大気測定局	香椎	東 区香住ヶ丘3丁目10		○		○	○	○	○	
	東	東 区筥松4丁目21		○		○	○		○	
	吉塚	博多区吉塚6丁目8	○	○		○	○			
	市役所	中央区天神1丁目10-1	○	○		○	○		○	
	南	南 区塩原1丁目27		○		○	○			
	長尾	城南区長尾5丁目1-1		○		○	○		○	
	祖原	早良区祖原15-7	○	○		○	○	○	○	○
	元岡	西 区大字田尻108		○		○	○		○	
自動車排出ガス測定局	千鳥橋	博多区千代5丁目1		○		○	○			
	比恵	博多区東比恵1丁目3		○		○				
	天神	中央区天神2丁目12	○	○	○			○		
	大橋	南 区大橋3丁目18		○		○	○			
	別府橋	城南区別府1丁目22		○		○				
	西新	早良区西新3丁目1-1		○		○	○			
	石丸	西 区石丸2丁目25		○		○	○		○	
	今宿	西 区今宿青木草場137		○		○	○			

## ●大気常時監視測定局位置図

(平成30年3月31日現在)



※環境基準の評価：

○二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質…以下の2つの条件を満たしている場合は、環境基準「達成」と判定します。

①1年間の日平均値のうち、高い方から2%にあたる部分を除いた後の一番高い日平均値(日平均値の2%除外値)が環境基準値を超えていないこと。

②日平均値が環境基準値を2日以上連続して超えていないこと。

○二酸化窒素…1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にある日平均値のうち一番高い値(日平均値の98%値)が環境基準値を超えていない場合は、環境基準「達成」と判定します。

○光化学オキシダント…1年間を通して昼間の1時間値が0.06ppmを超えていない場合のみ、環境基準「達成」と判定します。なお、昼間とは、5時から20時までをいいます。

○微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)…以下の2つの条件を満たしている場合は、環境基準「達成」と判定します。

①1年間の平均値が環境基準値を超えていないこと。

②1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にある日平均値のうち一番高い値(日平均値の98%値)が環境基準値を超えていないこと。

二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については全ての測定局で環境基準を達成しました。

光化学オキシダントについては、全国のほとんどの測定局で環境基準を達成しておらず、福岡市でも全ての測定局で環境基準を達成しませんでした。

微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)については、測定を行っている9局のうち8局で「年平均値が15 µg/m<sup>3</sup>以下」かつ「年間日平均値98%値が35 µg/m<sup>3</sup>以下」のいずれの条件も満たし、環境基準を達成しました。

●環境基準の達成状況

(平成29年度)

項目	二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )		二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )		一酸化炭素(CO)		光化学オキシダント(Ox)		浮遊粒子状物質(SPM)			微小粒子状物質(PM <sub>2.5</sub> )		
	年間日平均値の2%除外値	達成状況	年間日平均値の98%値	達成状況	年間日平均値の2%除外値	達成状況	超過した時間数(括弧内は日数)	達成状況	年間日平均値の2%除外値(mg/m <sup>3</sup> )	基準値を連続して超過した回数	達成状況	年平均値(µg/m <sup>3</sup> )	年間日平均値の98%値(µg/m <sup>3</sup> )	達成状況
環境基準の評価	年間日平均値の2%除外値が0.04ppm以下かつ日平均値0.04ppmを2日以上連続して超えないこと		年間日平均値の98%値が0.06ppm以下		年間日平均値の2%除外値が10ppm以下かつ日平均値10ppmを2日以上連続して超えないこと		昼間の時間(5時~20時)の1時間値が0.06ppm以下		年間日平均値の2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下かつ日平均値0.10mg/m <sup>3</sup> を2日以上連続して超えないこと			年平均値が15µg/m <sup>3</sup> 以下かつ年間日平均値の98%値が35µg/m <sup>3</sup> 以下であること		
測定局	年間日平均値の2%除外値(ppm)	達成状況	年間日平均値の98%値(ppm)	達成状況	年間日平均値の2%除外値(ppm)	達成状況	超過した時間数(括弧内は日数)	達成状況	年間日平均値の2%除外値(mg/m <sup>3</sup> )	基準値を連続して超過した回数	達成状況	年平均値(µg/m <sup>3</sup> )	年間日平均値の98%値(µg/m <sup>3</sup> )	達成状況
一般環境大気測定局	香椎		0.021	○			713(106)	×	0.049	0	○	13.7	31.9	○
	東		0.033	○			566(93)	×	0.044	0	○			
	吉塚	0.004	○	0.031	○		476(83)	×	0.046	0	○	13.9	31.6	○
	市役所	0.006	○	0.027	○		365(70)	×	0.049	0	○	14.6	31.8	○
	南			0.021	○		603(95)	×	0.041	0	○			
	長尾			0.02	○		742(108)	×	0.042	0	○	13.7	30.9	○
	祖原	0.003	○	0.021	○		613(91)	×	0.041	0	○			
自動車排出ガス測定局	元岡		0.016	○			694(100)	×	0.056	0	○	13.2	34.2	○
	千鳥橋		0.034	○					0.049	0	○	15.3	33.5	×
	比恵		0.032	○					0.055	0	○			
	天神	0.004	○	0.046	○	1.4	○		0.046	0	○			
	大橋			0.02	○				0.046	0	○	13.6	30.3	○
	別府橋			0.026	○				0.052	0	○			
	西新			0.027	○				0.044	0	○	13	31.4	○
石丸			0.017	○		197(38)	×	0.046	0	○	12.6	29.1	○	
今宿			0.016	○				0.052	0	○				

※日平均値 : 1時間値の1日平均値  
 年間日平均値 : 1年間にわたる1時間値の1日平均値  
 年平均値 : 1年間にわたる1日平均値の総和を測定日数で割った値

※二酸化硫黄：

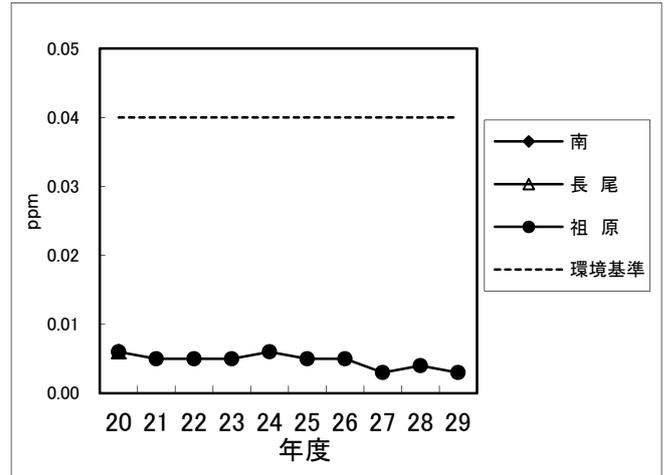
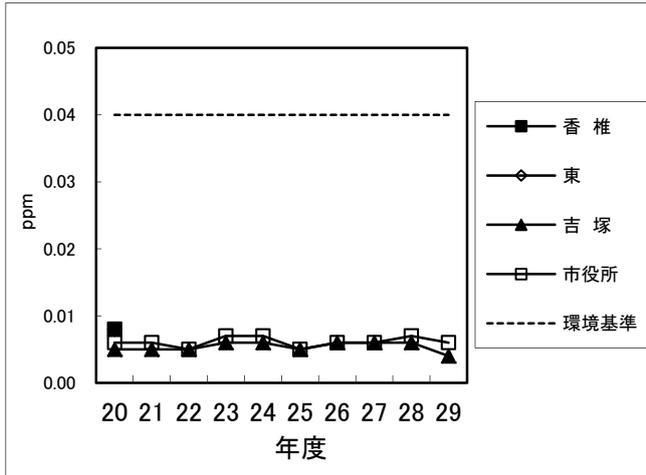
重油などの石油製品や石炭等の燃焼時に、その中に含まれる硫黄分が空気中の酸素と結びついて生成します。無色刺激臭のある気体で粘膜質、特に気道に対する刺激作用があります。酸性雨の原因物質ともなります。

(1) 二酸化硫黄

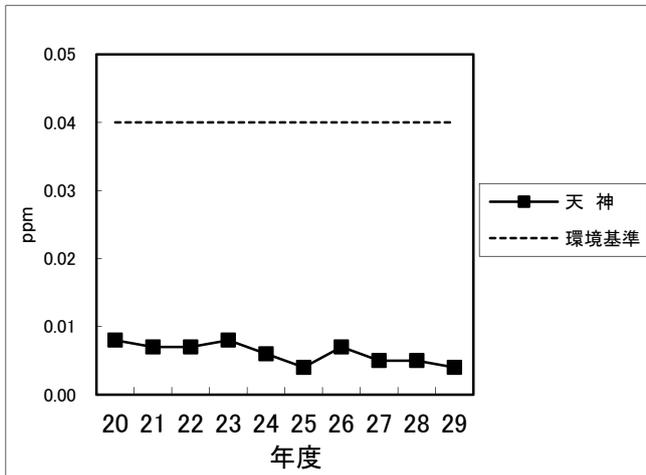
一般局3局、自排局1局で二酸化硫黄を測定しており、全ての測定局で環境基準を達成しています。

福岡市内の二酸化硫黄の主な発生源は、工場・事業場における重油ボイラ一等や、軽油を使用するディーゼル自動車などです。近年は、脱硫技術が進歩し、ばい煙発生施設等で使用する燃料や軽油中の硫黄分の低下により、一般局・自排局ともに、年平均値は横ばいで推移しています。

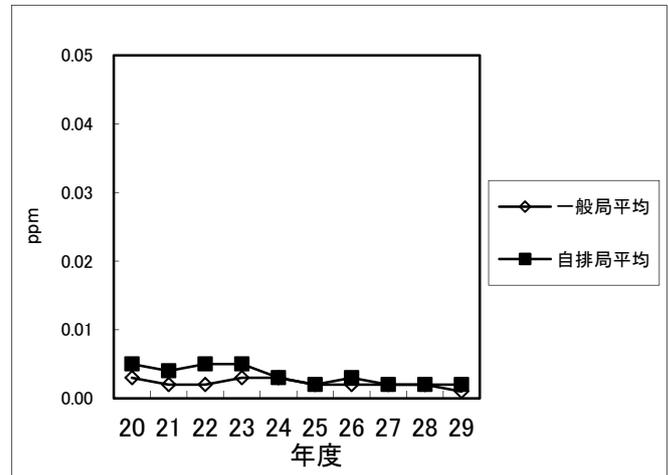
●二酸化硫黄の日平均値の2%除外値の推移(一般局)



●二酸化硫黄の日平均値の2%除外値の推移(自排局)



●二酸化硫黄の年平均値の推移(一般局, 自排局)



※窒素酸化物：

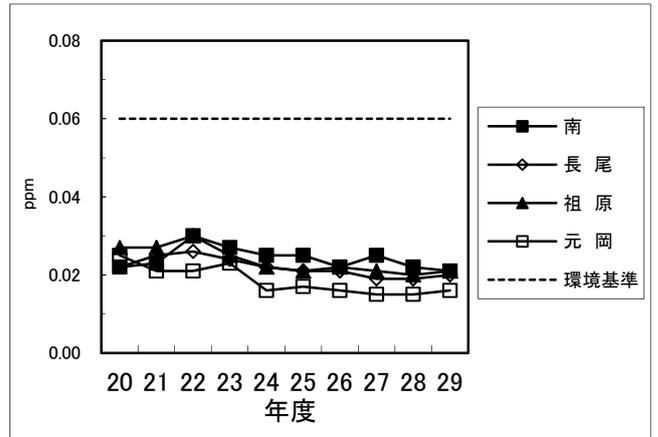
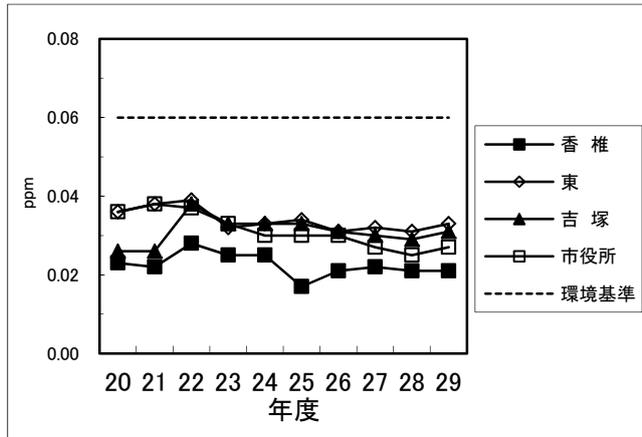
一酸化窒素と二酸化窒素の総称。空気中や燃料中の窒素分が燃焼により空気中の酸素と結びつくことなどにより発生します。その多くは一酸化窒素として排出され、大気中で更に酸化され、二酸化窒素となります。(二酸化窒素は高濃度になると呼吸器官に悪影響を及ぼすほか、酸性雨や光化学オキシダントなどの原因物質となります。) 主な発生源は自動車、工場・事業場のボイラーなどがあります。

(2) 窒素酸化物

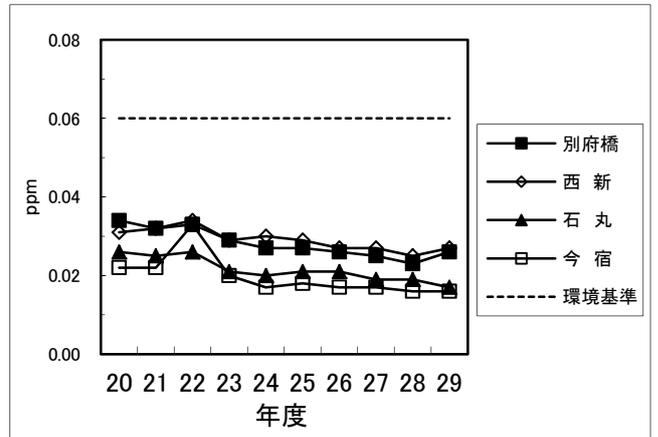
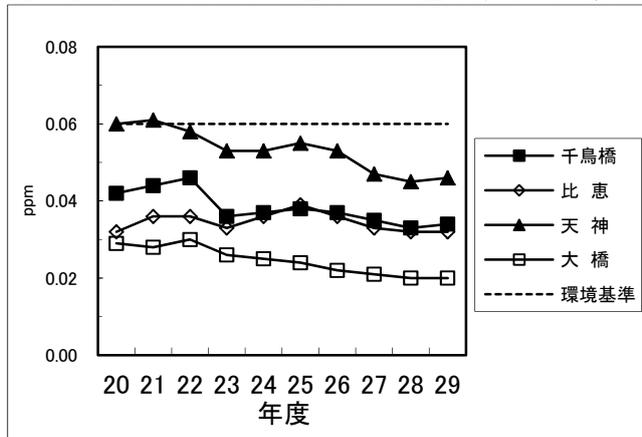
一般局8局と自排局8局で測定しており、全ての測定局で二酸化窒素の環境基準を達成しています。

製造業などの工場が比較的少ない福岡市では、自動車の排出ガスに含まれる窒素酸化物の量が全排出量のうち最も多くを占めていますが、過去10年間の年平均値は一般局・自排局ともに緩やかな減少傾向にあります。

●二酸化窒素の日平均値の98%値の推移（一般局）

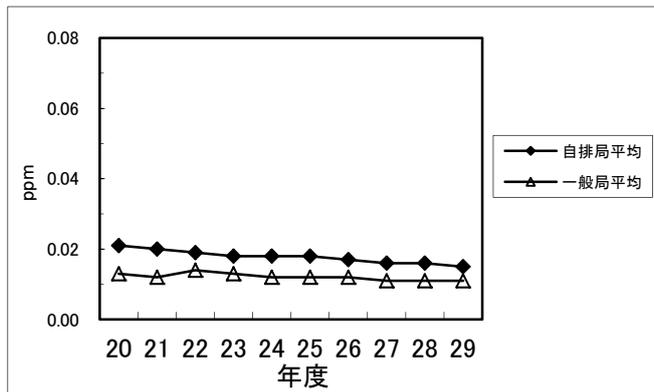


●二酸化窒素の日平均値の98%値の推移（自排局）



※平成25年度西新局については参考値

●二酸化窒素の年平均値の推移（一般局，自排局）



※一酸化炭素：

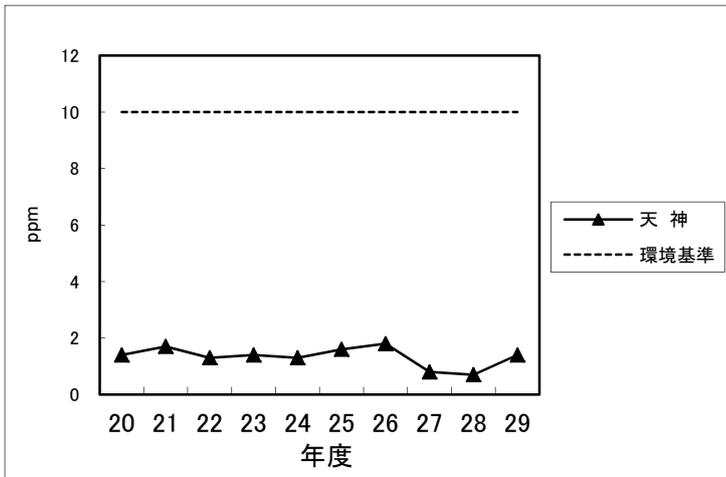
不完全燃焼により発生します。主な発生源は自動車と考えられ、人への健康影響には血液中の酸素運搬機能の阻害などがあります。

### (3) 一酸化炭素

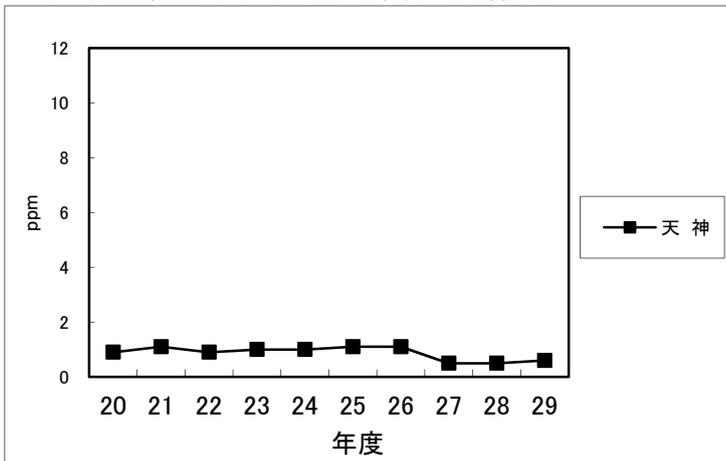
天神自排局で測定しており、環境基準を達成しています。

福岡市内の一酸化炭素の主な発生源は、自動車と考えられますが、自動車エンジンの改良が進んだことから、環境基準（10ppm）を大きく下回った状態で推移しています。

#### ●一酸化炭素の日平均値の2%除外値の推移（天神局）



#### ●一酸化炭素の年平均値の推移（天神局）



※光化学オキシダント：

窒素酸化物や炭化水素などが太陽光の紫外線の作用により、光化学反応を起こして生成されるオゾン等の酸化性物質の総称です。高濃度では目への刺激や呼吸器官への影響があるほか、植物にも生育阻害などをもたらします。発生には、日射・気温や風速などの気象条件の影響が大きく、影響範囲は市域内に限らず、周辺部にまで広範囲に及びます。

※光化学オキシダント注意報：

大気汚染防止法において、大気中の濃度が0.12ppm以上になると、健康被害防止のため、光化学オキシダント注意報の発令を行い、排出原因事業者への指導等を行うように定められています。

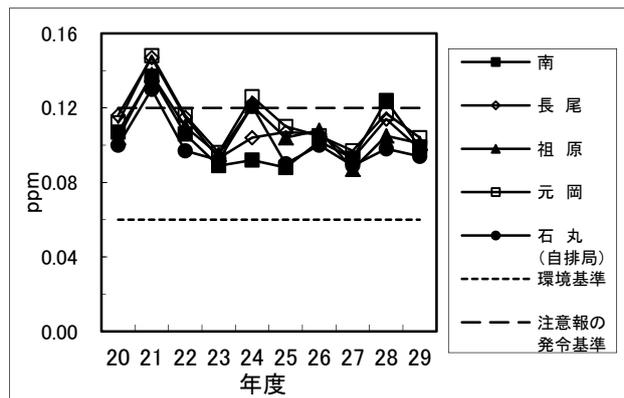
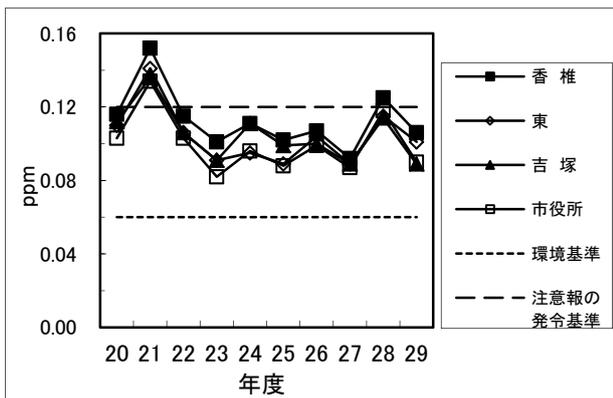
### (4) 光化学オキシダント

一般局8局と自排局1局で測定しており、全測定局で環境基準を達成しませんでした。光化学オキシダントは、1年のうち1時間でも環境基準値である0.06ppmを超えると環境基準未達成と判定するため、全国のほとんどの測定局で環境基準未達成の状態が続いています（全国測定局の平成28年度環境基準達成率：一般局0.1%、自排局0%）。

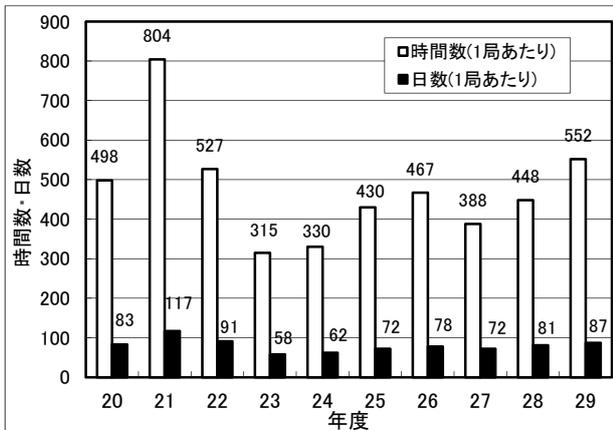
なお、昼間の1時間値の年平均値は、ほぼ横ばいの濃度で推移しています。

また、光化学オキシダント注意報については、平成29年度は福岡市内において発令はありません。

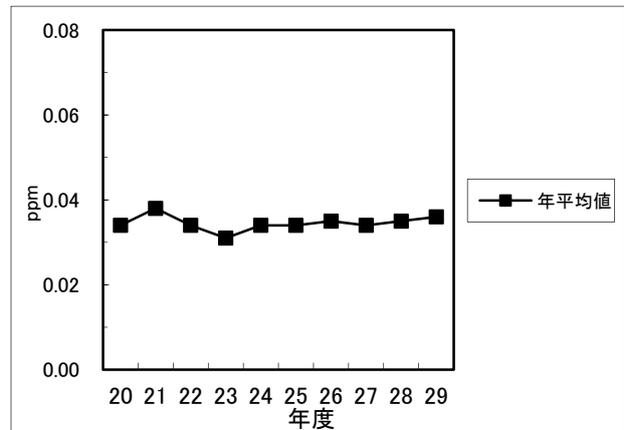
#### ●光化学オキシダント昼間の1時間値の最高値の推移



#### ●1年間で昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数・日数（1局あたり）



#### ●昼間の1時間値の年平均値の推移



※浮遊粒子状物質：

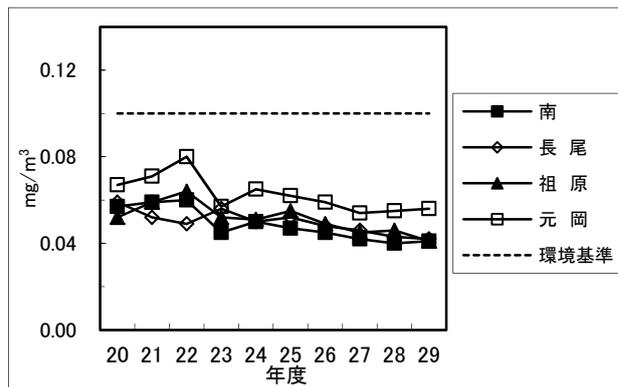
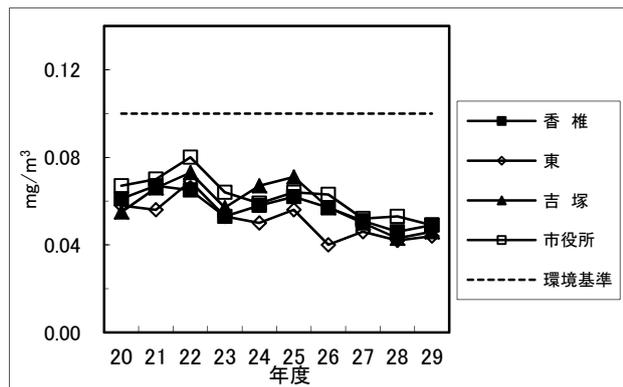
大気中に浮遊している粒径 $10\mu\text{m}$  ( $1\mu\text{m}=0.001\text{mm}$ )以下の粒子状物質。比較的長い時間大気中を浮遊し、気道や肺胞に沈着しやすく、高濃度では人の健康に影響を与えるといわれます。工場・事業場からのばい煙や自動車の排出ガス、家庭等からの煙など人為的に発生するものと、大陸からの黄砂や火山活動に伴う灰、砂ぼこり等自然的な要因のがあります。

### (5) 浮遊粒子状物質

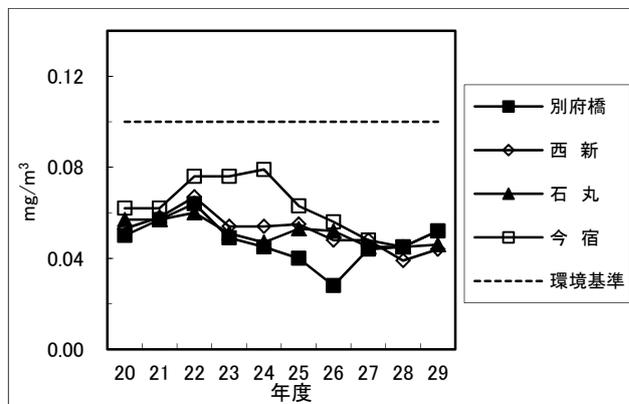
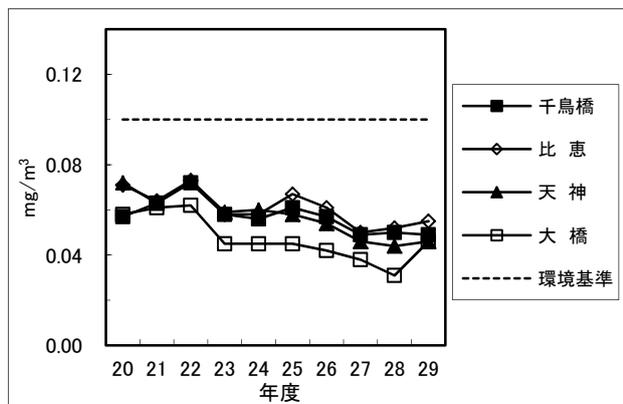
一般局8局と自排局8局で測定しており、全ての測定局で環境基準を達成しています。

環境基準達成状況は、黄砂等の気象現象に大きく影響を受けますが、過去10年間の年平均値は一般局・自排局ともに緩やかな減少傾向にあります。

#### ●浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値の推移（一般局）

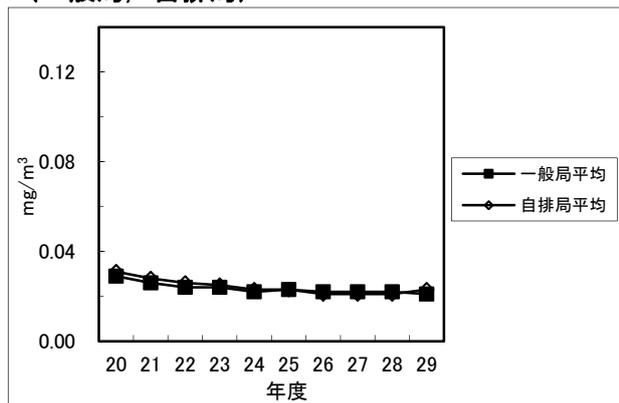


#### ●浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値の推移（自排局）

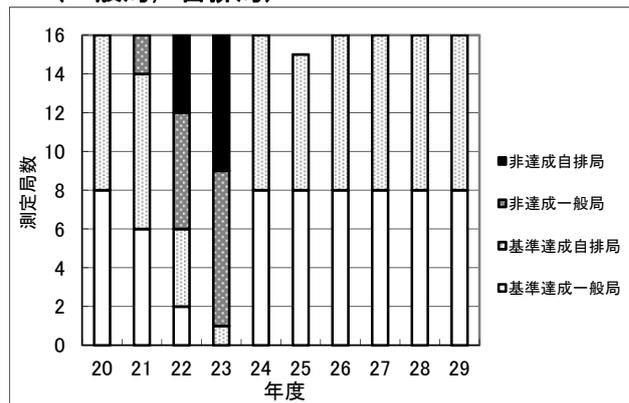


※平成25年度西新局については参考値

#### ●浮遊粒子状物質の年平均値の推移（一般局，自排局）



#### ●浮遊粒子状物質の環境基準達成状況の推移（一般局，自排局）



※平成25年度西新局については、年間測定時間が6,000時間未満のため、評価対象外

**※微小粒子状物質：**

従来からは大気中に漂う粒径 $10\mu\text{m}$  ( $1\mu\text{m}=0.001\text{mm}$ )以下の粒子を浮遊粒子状物質と定義して環境基準を定め対策を進めてきていますが、そのなかで粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の小さなものを微小粒子状物質 ( $\text{PM}_{2.5}$ ) と呼んでいます。微小粒子状物質 ( $\text{PM}_{2.5}$ ) は粒径がより小さくなることから、肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられています。

**※暫定指針値：**

平成25年2月に環境省が設置した「 $\text{PM}_{2.5}$ に関する専門家会合」において、注意喚起のための暫定的な指針値として、日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ が示されました。ただし、日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える $\text{PM}_{2.5}$ への曝露によって、すべての人に必ず健康影響が生じるというものではないことに留意が必要とされています。

**(6) 微小粒子状物質 ( $\text{PM}_{2.5}$ )**

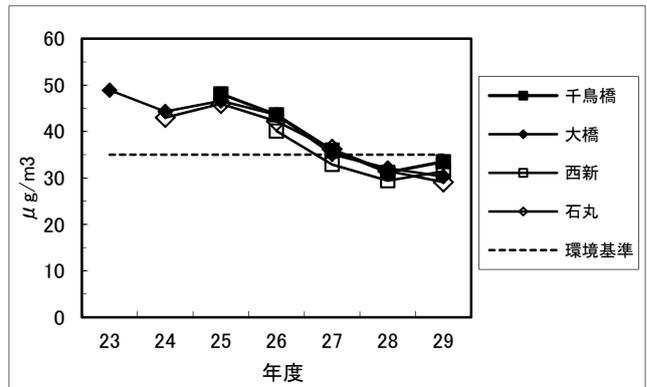
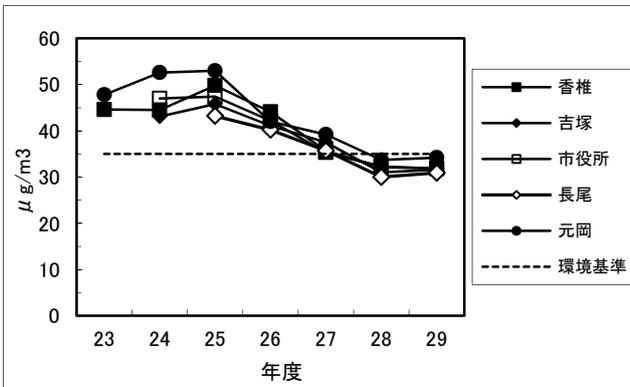
一般局5局と自排局4局で測定しており、そのうち8局で環境基準を達成しました。

また、濃度が暫定指針値を超過すると予測された場合に県が発令する注意喚起は、平成29年7月27日に一回発令されました。

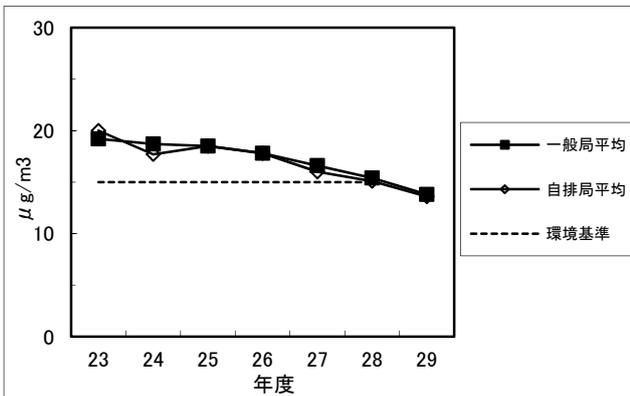
なお、年平均値は、測定を開始した平成23年度以降、一般局・自排局ともにゆるやかな減少傾向にあります。

微小粒子状物質 ( $\text{PM}_{2.5}$ ) の成分割合については、硫酸イオンが最も高く24%を占めていました。

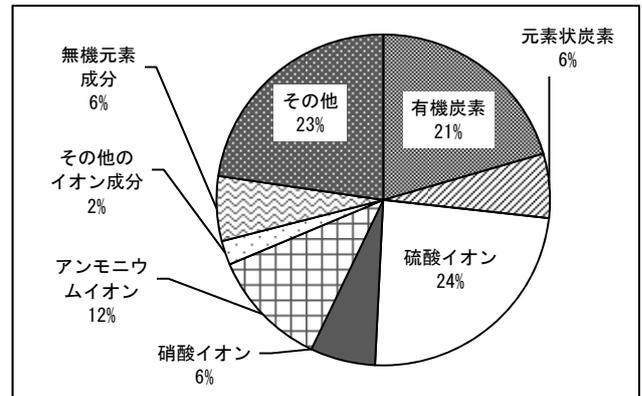
**●微小粒子状物質 ( $\text{PM}_{2.5}$ ) の日平均値の98%値の推移 (一般局と自排局)**



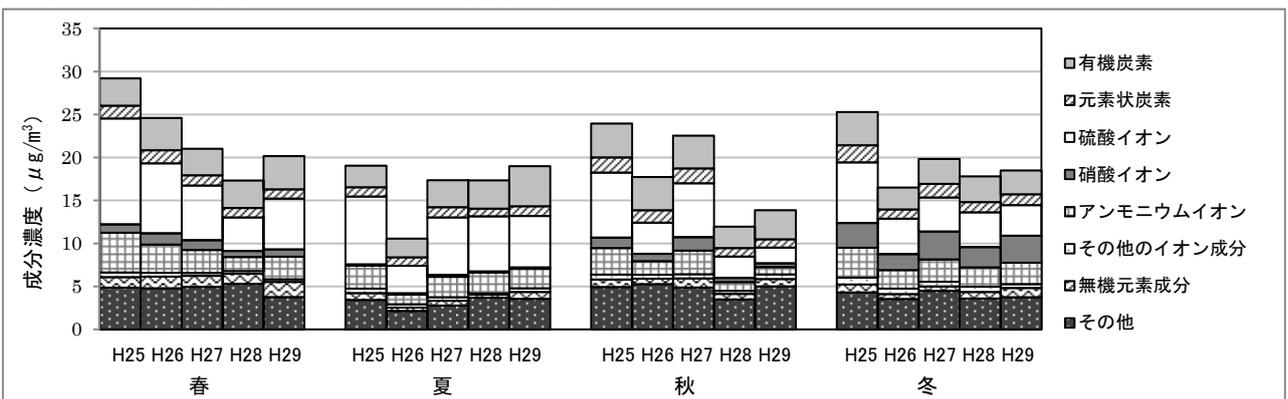
**●微小粒子状物質 ( $\text{PM}_{2.5}$ ) の年平均値の推移 (一般局, 自排局)**



**●微小粒子状物質 ( $\text{PM}_{2.5}$ ) の成分割合 (平成29年度 市内平均)**



**●微小粒子状物質 ( $\text{PM}_{2.5}$ ) の成分濃度 (市内平均)**



※H25は市役所局と元岡局, H26以降は市役所局と元岡局, 西新局の平均

※炭化水素：

石油及び有機溶剤などの精製・生産や消費の過程で発生します。主な発生源は、自動車や石油関連施設です。なお、灯油やガスを使用する事業場や家庭からも排出されます。

※メタン：

有機物が腐敗発酵する際に生成され、沼沢などから発生することもあります。天然ガスや石炭ガスの主成分です。地球規模の温暖化に関与するいわゆる温室効果ガスの一つでもあります。

※非メタン炭化水素：

光化学オキシダントの生成に関係する成分です。メタン以外の炭化水素のことをいいます。光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針として、光化学オキシダントの昼間の1時間値0.06ppmに対応する午前6時～9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20～0.31ppmCの範囲と示されています。

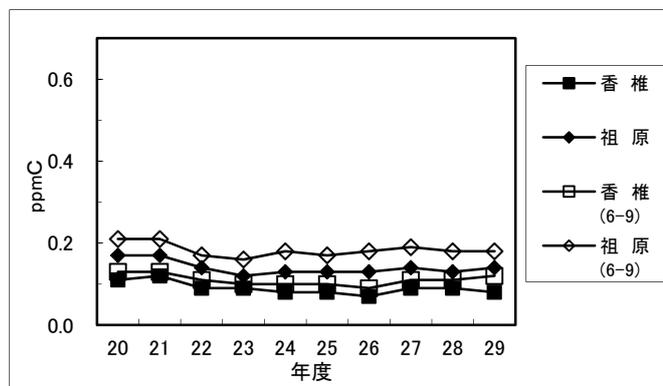
### (7) 炭化水素

一般局2局と自排局2局で測定しています。

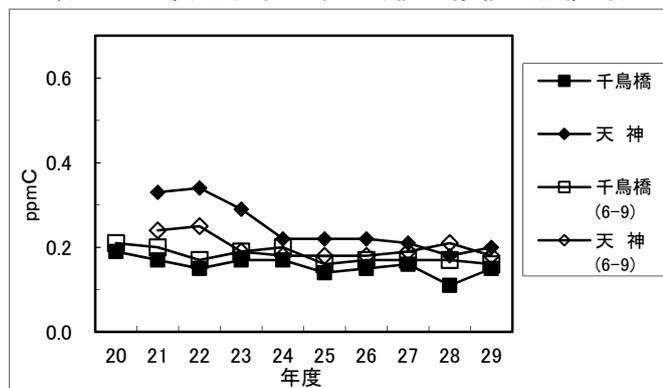
大気中の炭化水素のうち、光化学オキシダントの生成に関係する成分を非メタン炭化水素として、メタンと区別して測定しています。非メタン炭化水素は、一般局・自排局ともに、近年ではほぼ横ばいの濃度で推移していますが、長期的には減少傾向にあります。

なお、非メタン炭化水素に環境基準値はありませんが、大気汚染に係る指針において、午前6時～9時までの3時間平均値が0.20～0.31ppmCの範囲以下が適当とされており、この指針を超過した日数の割合は、香椎局で3.9%、祖原局で10.2%、千鳥橋局で3.9%、天神局で5.8%でした。

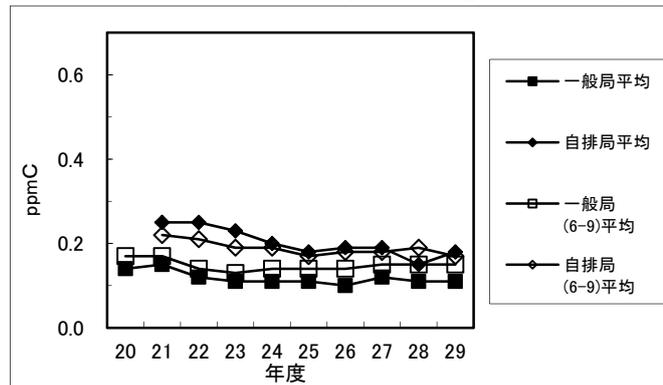
●非メタン炭化水素の年平均値の推移（一般局）



●非メタン炭化水素の年平均値の推移（自排局）



●非メタン炭化水素の年平均値の推移（一般局，自排局）



(参考) 大気環境に関する詳細データ

(1) 二酸化硫黄

① 二酸化硫黄の日平均値の2%除外値

(単位: ppm)

一般局	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)
香 椎	0.008	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東	0.008	—	—	—	—	—	—	—	—	—
吉 塚	0.005	0.005	0.005	0.006	0.006	0.005	0.006	0.006	0.006	0.004
市役所	0.006	0.006	0.005	0.007	0.007	0.005	0.006	0.006	0.007	0.006
南	0.006	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長 尾	0.006	—	—	—	—	—	—	—	—	—
祖 原	0.006	0.005	0.005	0.005	0.006	0.005	0.005	0.003	0.004	0.003

自排局	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)
天 神	0.008	0.007	0.007	0.008	0.006	0.004	0.007	0.005	0.005	0.004

② 二酸化硫黄の年平均値

(単位: ppm)

一般局	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)
香 椎	0.004	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東	0.004	—	—	—	—	—	—	—	—	—
吉 塚	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.001
市役所	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.003	0.002
南	0.003	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長 尾	0.004	—	—	—	—	—	—	—	—	—
祖 原	0.003	0.002	0.002	0.003	0.003	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
平 均	0.003	0.002	0.002	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001

自排局	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)
天 神	0.005	0.004	0.005	0.005	0.003	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002

## (2) 二酸化窒素

### ①二酸化窒素の日平均値の年間98%値

(単位：ppm)

一般局	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)
香椎	0.023	0.022	0.028	0.025	0.025	0.017	0.021	0.022	0.021	0.021
東	0.036	0.038	0.039	0.032	0.033	0.034	0.031	0.032	0.031	0.033
吉塚	0.026	0.026	0.038	0.033	0.033	0.033	0.031	0.030	0.029	0.031
市役所	0.036	0.038	0.037	0.033	0.030	0.030	0.030	0.027	0.025	0.027
南	0.022	0.023	0.030	0.027	0.025	0.025	0.022	0.025	0.022	0.021
長尾	0.022	0.025	0.026	0.024	0.022	0.021	0.021	0.019	0.019	0.020
祖原	0.027	0.027	0.030	0.025	0.022	0.021	0.022	0.021	0.020	0.021
元岡	0.025	0.021	0.021	0.023	0.016	0.017	0.016	0.015	0.015	0.016

自排局	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)
千鳥橋	0.042	0.044	0.046	0.036	0.037	0.038	0.037	0.035	0.033	0.034
比恵	0.032	0.036	0.036	0.033	0.036	0.039	0.036	0.033	0.032	0.032
天神	0.060	<b>0.061</b>	0.058	0.053	0.053	0.055	0.053	0.047	0.045	0.046
大橋	0.029	0.028	0.030	0.026	0.025	0.024	0.022	0.021	0.020	0.020
別府橋	0.034	0.032	0.033	0.029	0.027	0.027	0.026	0.025	0.023	0.026
西新	0.031	0.032	0.034	0.029	0.030	(0.029)	0.027	0.027	0.025	0.027
石丸	0.026	0.025	0.026	0.021	0.020	0.021	0.021	0.019	0.019	0.017
今宿	0.022	0.022	0.033	0.020	0.017	0.018	0.017	0.017	0.016	0.016

※太字は、日平均値の年間98%値において環境基準非達成年度

また、平成25年度の西新局については、年間測定時間が6,000時間未満のため、参考値である。

### ②二酸化窒素の年平均値

(単位：ppm)

一般局	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)
香椎	0.010	0.009	0.010	0.011	0.010	0.008	0.009	0.009	0.008	0.008
東	0.015	0.017	0.017	0.016	0.015	0.015	0.015	0.015	0.014	0.014
吉塚	0.013	0.011	0.014	0.016	0.016	0.015	0.014	0.014	0.013	0.014
市役所	0.021	0.020	0.020	0.019	0.018	0.016	0.017	0.015	0.015	0.015
南	0.013	0.010	0.014	0.013	0.012	0.012	0.012	0.012	0.011	0.010
長尾	0.010	0.011	0.012	0.011	0.010	0.010	0.009	0.009	0.009	0.008
祖原	0.013	0.012	0.013	0.011	0.010	0.010	0.010	0.010	0.009	0.009
元岡	0.009	0.008	0.008	0.008	0.007	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006
平均	0.013	0.012	0.014	0.013	0.012	0.012	0.012	0.011	0.011	0.011

自排局	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)
千鳥橋	0.026	0.024	0.023	0.022	0.021	0.020	0.020	0.020	0.020	0.019
比恵	0.019	0.018	0.018	0.017	0.020	0.020	0.020	0.020	0.019	0.018
天神	0.040	0.041	0.039	0.035	0.035	0.035	0.034	0.031	0.031	0.030
大橋	0.017	0.016	0.015	0.014	0.013	0.012	0.012	0.011	0.011	0.011
別府橋	0.018	0.017	0.016	0.016	0.016	0.015	0.014	0.014	0.013	0.013
西新	0.019	0.018	0.017	0.016	0.017	(0.017)	0.016	0.016	0.015	0.013
石丸	0.014	0.013	0.013	0.011	0.011	0.011	0.010	0.010	0.010	0.009
今宿	0.012	0.011	0.014	0.009	0.009	0.010	0.009	0.009	0.009	0.008
平均	0.021	0.020	0.019	0.018	0.018	0.018	0.017	0.016	0.016	0.015

※平成25年度の西新局については、年間測定時間が6,000時間未満のため、参考値である。

### (3) 一酸化炭素

#### ①一酸化炭素の日平均値の2%除外値

(単位：ppm)

自排局	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)
天神	1.4	1.7	1.3	1.4	1.3	1.6	1.8	0.8	0.7	1.4

#### ②一酸化炭素の年平均値

(単位：ppm)

自排局	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)
天神	0.9	1.1	0.9	1.0	1.0	1.1	1.1	0.5	0.5	0.6

#### (4) 光化学オキシダント

##### ①光化学オキシダントの昼間の1時間の最高値

(単位: ppm)

測定局	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)
香 椎	0.116	0.152	0.115	0.101	0.111	0.102	0.107	0.092	0.125	0.106
東	0.110	0.141	0.106	0.091	0.095	0.089	0.104	0.089	0.115	0.101
吉 塚	0.112	0.136	0.106	0.091	0.111	0.099	0.100	0.089	0.114	0.089
市役所	0.103	0.134	0.103	0.082	0.096	0.088	0.099	0.087	0.118	0.090
南	0.107	0.137	0.106	0.089	0.092	0.088	0.102	0.093	0.124	0.099
長 尾	0.116	0.147	0.115	0.093	0.104	0.107	0.106	0.093	0.114	0.098
祖 原	0.104	0.138	0.110	0.095	0.121	0.104	0.108	0.087	0.105	0.101
元 岡	0.112	0.148	0.116	0.096	0.126	0.110	0.105	0.097	0.117	0.104
石丸(自排局)	0.100	0.130	0.097	0.092	0.121	0.090	0.100	0.089	0.098	0.094

※昼間とは、5時～20時までをいう。

##### ②光化学オキシダントの昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数(上段)と日数(下段)

測定局	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)
香 椎	630	971	634	482	543	542	666	528	648	713
	101	135	103	81	95	80	103	84	111	106
東	474	770	467	209	175	287	365	446	404	566
	79	118	85	47	43	49	69	83	72	93
吉 塚	466	740	403	281	313	407	418	346	322	476
	76	120	74	52	63	72	73	66	66	83
市役所	333	434	252	105	161	318	301	242	341	365
	68	76	59	26	29	57	56	56	68	70
南	495	827	612	257	211	291	384	389	639	603
	83	119	105	51	41	55	75	78	107	95
長 尾	645	981	697	384	375	561	521	451	510	742
	103	134	113	67	70	89	89	78	92	108
祖 原	428	922	638	460	430	599	495	294	427	613
	66	128	107	79	74	94	75	60	77	91
元 岡	723	1082	686	451	521	601	635	517	577	694
	114	136	107	75	94	96	98	87	99	100
石丸(自排局)	292	509	354	203	238	261	415	280	163	197
	60	90	67	44	46	52	65	57	36	38
計	4486	7236	4743	2832	2967	3867	4200	3493	4031	4969
	750	1056	820	522	555	644	703	649	728	784

##### ③光化学オキシダントの昼間の1時間値の年平均値

(単位: ppm)

測定局	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)
香 椎	0.036	0.042	0.037	0.035	0.037	0.035	0.039	0.038	0.039	0.039
東	0.032	0.037	0.033	0.030	0.031	0.031	0.034	0.034	0.033	0.035
吉 塚	0.032	0.036	0.032	0.030	0.033	0.033	0.035	0.032	0.033	0.034
市役所	0.031	0.032	0.030	0.026	0.029	0.032	0.032	0.032	0.034	0.033
南	0.033	0.038	0.035	0.030	0.031	0.031	0.035	0.034	0.037	0.037
長 尾	0.035	0.040	0.036	0.030	0.034	0.035	0.037	0.034	0.036	0.039
祖 原	0.032	0.040	0.036	0.034	0.036	0.037	0.034	0.033	0.036	0.037
元 岡	0.039	0.042	0.038	0.035	0.039	0.038	0.039	0.038	0.039	0.040
石丸(自排局)	0.032	0.034	0.030	0.030	0.032	0.032	0.033	0.032	0.029	0.029
平 均	0.034	0.038	0.034	0.031	0.034	0.034	0.035	0.034	0.035	0.036

(5) 浮遊粒子状物質

①浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値

(単位: mg/m<sup>3</sup>)

一般局	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)
香椎	0.061	0.067	0.065	0.053	0.058	0.062	0.057	0.051	0.046	0.049
東	0.058	0.056	0.069	0.053	0.050	0.056	0.040	0.046	0.042	0.044
吉塚	0.055	0.066	0.073	0.057	0.067	0.071	0.057	0.050	0.043	0.046
市役所	0.067	0.070	0.080	0.064	0.059	0.064	0.063	0.052	0.053	0.049
南	0.057	0.059	0.060	0.045	0.050	0.047	0.045	0.042	0.040	0.041
長尾	0.059	0.052	0.049	0.056	0.050	0.052	0.048	0.046	0.043	0.042
祖原	0.052	0.059	0.064	0.052	0.051	0.055	0.049	0.045	0.046	0.041
元岡	0.067	0.071	0.080	0.057	0.065	0.062	0.059	0.054	0.055	0.056

自排局	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)
千鳥橋	0.057	0.063	0.072	0.058	0.056	0.061	0.057	0.049	0.050	0.049
比恵	0.071	0.064	0.073	0.058	0.058	0.067	0.061	0.050	0.052	0.055
天神	0.072	0.063	0.073	0.059	0.060	0.058	0.054	0.046	0.044	0.046
大橋	0.058	0.061	0.062	0.045	0.045	0.045	0.042	0.038	0.031	0.046
別府橋	0.050	0.057	0.064	0.049	0.045	0.040	0.028	0.044	0.045	0.052
西新	0.053	0.058	0.067	0.054	0.054	(0.055)	0.048	0.048	0.039	0.044
石丸	0.057	0.057	0.060	0.051	0.047	0.053	0.052	0.045	0.045	0.046
今宿	0.062	0.062	0.076	0.076	0.079	0.063	0.056	0.048	0.045	0.052

※太字は、日平均値の2%除外値において環境基準非達成年度

また、平成25年度の西新局については、年間測定時間が6,000時間未満のため、参考値である。

②浮遊粒子状物質の年平均値

(単位: mg/m<sup>3</sup>)

一般局	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)
香椎	0.033	0.035	0.029	0.024	0.025	0.026	0.025	0.023	0.023	0.023
東	0.026	0.021	0.021	0.021	0.020	0.021	0.019	0.020	0.022	0.022
吉塚	0.028	0.029	0.028	0.025	0.030	0.027	0.023	0.021	0.020	0.020
市役所	0.033	0.031	0.031	0.029	0.024	0.025	0.027	0.024	0.025	0.024
南	0.027	0.024	0.016	0.016	0.016	0.017	0.016	0.018	0.018	0.018
長尾	0.024	0.019	0.017	0.028	0.022	0.023	0.021	0.022	0.021	0.020
祖原	0.025	0.025	0.024	0.023	0.019	0.023	0.022	0.021	0.021	0.020
元岡	0.034	0.027	0.027	0.022	0.022	0.024	0.023	0.023	0.025	0.022
平均	0.029	0.026	0.024	0.024	0.022	0.023	0.022	0.022	0.022	0.021

自排局	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)
千鳥橋	0.030	0.028	0.025	0.024	0.022	0.025	0.024	0.023	0.022	0.022
比恵	0.043	0.031	0.031	0.028	0.024	0.027	0.026	0.025	0.025	0.025
天神	0.037	0.032	0.030	0.027	0.027	0.027	0.027	0.023	0.023	0.022
大橋	0.033	0.029	0.018	0.017	0.016	0.017	0.016	0.015	0.014	0.022
別府橋	0.023	0.024	0.023	0.022	0.020	0.015	0.011	0.019	0.022	0.022
西新	0.023	0.026	0.026	0.024	0.023	(0.024)	0.021	0.021	0.020	0.022
石丸	0.025	0.023	0.022	0.020	0.019	0.021	0.021	0.021	0.022	0.021
今宿	0.031	0.028	0.030	0.035	0.029	0.025	0.025	0.022	0.022	0.024
平均	0.031	0.028	0.026	0.025	0.023	0.023	0.021	0.021	0.021	0.023

※平成25年度の西新局については、年間測定時間が6,000時間未満のため、参考値である。

(6) 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>)

① 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) の日平均値の年間 98% 値

(単位:  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

一般局	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)
香 椎	—	—	(39.5)	<b>44.6</b>	<b>44.5</b>	<b>49.8</b>	<b>44.1</b>	<b>35.6</b>	32.1	31.9
吉 塚	—	—	—	(42.5)	<b>43.1</b>	<b>45.8</b>	<b>41.1</b>	<b>37.5</b>	31.0	31.6
市役所	—	—	—	(42.3)	<b>47.0</b>	<b>47.4</b>	<b>42.2</b>	<b>35.3</b>	32.3	31.8
長 尾	—	—	—	—	(41.0)	<b>43.2</b>	<b>40.2</b>	<b>35.7</b>	30.0	30.9
元 岡	—	—	—	<b>47.8</b>	<b>52.6</b>	<b>53.0</b>	<b>42.0</b>	<b>39.2</b>	33.7	34.2

自排局	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)
千鳥橋	—	—	—	—	(47.6)	<b>48.1</b>	<b>43.6</b>	<b>36.0</b>	31.2	33.5
大 橋	—	—	(43.4)	<b>48.9</b>	<b>44.3</b>	<b>46.6</b>	<b>43.6</b>	<b>35.1</b>	32.1	30.3
西 新	—	—	—	—	—	(34.8)	<b>40.1</b>	32.9	29.4	31.4
石 丸	—	—	—	(38.8)	<b>43.0</b>	<b>46.0</b>	<b>42.2</b>	<b>36.2</b>	31.5	29.1

※太字は、日平均値の年間 98% 値において環境基準非達成年度

※平成 22 年度の香椎局及び大橋局については、平成 23 年 3 月 1 日からの測定であり、年間有効測定日数が 250 日未満のため、参考値である。

※平成 23 年度の吉塚局、市役所及び石丸局については、平成 24 年 3 月 1 日からの測定であり、年間有効測定日数が 250 日未満のため、参考値である。

※平成 24 年度の長尾局及び千鳥橋局については、平成 25 年 3 月 1 日からの測定であり、年間有効測定日数が 250 日未満のため、参考値である。

※平成 25 年度の西新局については、平成 26 年 3 月 1 日からの測定であり、年間有効測定日数が 250 日未満のため、参考値である。

※平成 26 年度までの元岡局の微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) の測定データについては、環境省のモニタリング試行事業による測定のため、環境省に帰属する。

② 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) の年平均値

(単位:  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

一般局	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)
香 椎	—	—	(18.4)	<b>17.7</b>	<b>18.1</b>	<b>19.4</b>	<b>17.8</b>	<b>15.8</b>	14.8	13.7
吉 塚	—	—	—	(19.2)	<b>16.9</b>	<b>17.3</b>	<b>17.8</b>	<b>16.7</b>	<b>15.4</b>	13.9
市役所	—	—	—	(20.8)	<b>18.9</b>	<b>19.4</b>	<b>18.4</b>	<b>17.0</b>	<b>16.6</b>	14.6
長 尾	—	—	—	—	(21.7)	<b>17.5</b>	<b>17.4</b>	<b>16.0</b>	14.7	13.7
元 岡	—	—	—	<b>20.7</b>	<b>20.9</b>	<b>19.1</b>	<b>17.5</b>	<b>17.4</b>	<b>15.3</b>	13.2
平 均	—	—	—	19.2	18.7	18.5	17.8	16.6	15.4	13.8

自排局	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)
千鳥橋	—	—	—	—	(25.1)	<b>19.0</b>	<b>18.6</b>	<b>17.2</b>	<b>15.8</b>	<b>15.3</b>
大 橋	—	—	(21.2)	<b>20.0</b>	<b>18.9</b>	<b>18.5</b>	<b>19.2</b>	<b>16.5</b>	<b>15.9</b>	13.6
西 新	—	—	—	—	—	(18.2)	<b>16.2</b>	14.8	14.0	13.0
石 丸	—	—	—	(19.4)	<b>16.5</b>	<b>17.8</b>	<b>17.1</b>	<b>15.4</b>	14.5	12.6
平 均	—	—	—	20.0	17.7	18.4	17.8	16.0	15.1	13.6

※太字は、年平均値において環境基準非達成年度

※平成 22 年度の香椎局及び大橋局については、平成 23 年 3 月 1 日からの測定であり、年間有効測定日数が 250 日未満のため、参考値である。

※平成 23 年度の吉塚局、市役所及び石丸局については、平成 24 年 3 月 1 日からの測定であり、年間有効測定日数が 250 日未満のため、参考値である。

※平成 24 年度の長尾局及び千鳥橋局については、平成 25 年 3 月 1 日からの測定であり、年間有効測定日数が 250 日未満のため、参考値である。

※平成 25 年度の西新局については、平成 26 年 3 月 1 日からの測定であり、年間有効測定日数が 250 日未満のため、参考値である。

※平成 26 年度までの元岡局の微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) の測定データについては、環境省のモニタリング試行事業による測定のため、環境省に帰属する。

③微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）の成分割合（平成 29 年度 市内平均）

有機炭素	元素状炭素	硫酸イオン	硝酸イオン	アンモニウムイオン	その他のイオン成分	無機元素成分	その他
21%	6%	24%	6%	12%	2%	6%	23%

④微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）の成分濃度（市内平均）

(単位:  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

測定季節		有機炭素	元素状炭素	硫酸イオン	硝酸イオン	アンモニウムイオン	その他のイオン成分	無機元素成分	その他
春	H25	3.2	1.5	12	1.0	4.6	0.54	1.2	4.9
	H26	3.8	1.5	8.2	1.3	3.3	0.45	1.4	4.8
	H27	3.1	1.2	6.4	1.1	2.7	0.33	1.3	5.0
	H28	3.2	1.1	3.9	0.71	1.6	0.31	1.2	5.3
	H29	3.9	1.1	5.9	0.83	2.6	0.30	1.8	3.8
夏	H25	2.5	1.1	7.9	0.13	2.7	0.52	0.80	3.4
	H26	2.2	1.0	3.2	0.16	1.1	0.40	0.38	2.2
	H27	3.2	1.2	6.7	0.20	2.4	0.42	0.56	2.8
	H28	3.3	0.90	6.4	0.096	2.4	0.17	0.34	3.7
	H29	4.7	1.1	6.0	0.13	2.3	0.43	0.81	3.6
秋	H25	3.9	1.8	7.6	1.2	3.1	0.58	0.88	4.9
	H26	3.9	1.4	3.6	0.86	1.6	0.47	0.64	5.3
	H27	3.8	1.7	6.3	1.6	2.7	0.47	1.1	4.9
	H28	2.5	0.98	2.5	0.49	1.0	0.37	0.64	3.5
	H29	3.4	1.0	1.8	0.43	0.86	0.52	0.86	5.0
冬	H25	3.9	2.0	7.1	2.9	3.5	0.80	0.92	4.3
	H26	2.6	1.1	4.1	1.9	2.2	0.64	0.57	3.6
	H27	2.9	1.6	4.0	3.2	2.6	0.54	0.53	4.5
	H28	3.0	1.2	4.0	2.4	2.2	0.62	0.76	3.6
	H29	2.8	1.3	3.6	3.1	2.5	0.43	1.1	3.8

## (7) 炭化水素

### ①全炭化水素の年平均値

(単位：ppmC)

一般局	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)
香椎	1.97	1.97	1.95	1.94	1.96	1.97	1.98	2.00	2.00	2.02
祖原	2.04	2.05	2.00	1.99	2.01	2.02	2.04	2.06	2.05	2.08

自排局	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)
千鳥橋	2.09	2.08	2.02	2.04	2.05	2.04	2.06	2.07	2.09	2.10
天神	—	2.25	2.26	2.21	2.15	2.16	2.17	2.19	2.19	2.17

※平成20年度の天神局については測定機不良のため、データは欠測扱いとする。

### ②非メタン炭化水素の年平均値

(単位：ppmC)

一般局	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)
香椎	0.11	0.12	0.09	0.09	0.08	0.08	0.07	0.09	0.09	0.08
祖原	0.17	0.17	0.14	0.12	0.13	0.13	0.13	0.14	0.13	0.14
平均	0.14	0.15	0.12	0.11	0.11	0.11	0.10	0.12	0.11	0.11

自排局	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)
千鳥橋	0.19	0.17	0.15	0.17	0.17	0.14	0.15	0.16	0.15	0.15
天神	—	0.33	0.34	0.29	0.22	0.22	0.22	0.21	0.22	0.20
平均	0.19	0.25	0.25	0.23	0.20	0.18	0.19	0.19	0.19	0.18

※平成20年度の天神局については測定機不良のため、データは欠測扱いとする。

### ③非メタン炭化水素の6～9時における年平均値

(単位：ppmC)

一般局	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)
香椎	0.13	0.13	0.11	0.10	0.10	0.10	0.09	0.11	0.11	0.12
祖原	0.21	0.21	0.17	0.16	0.18	0.17	0.18	0.19	0.18	0.18

自排局	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)
千鳥橋	0.21	0.20	0.17	0.19	0.20	0.16	0.17	0.17	0.17	0.16
天神	—	0.24	0.25	0.19	0.18	0.18	0.18	0.19	0.21	0.18

※平成20年度の天神局については、測定機不良のため、データは欠測扱いとする。

### ④非メタン炭化水素の6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数の割合

(単位：%)

一般局	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)
香椎	1.6	3.6	0.8	1.7	0.6	1.7	1.4	2.0	3.7	3.9
祖原	16.5	16.3	8.2	5.8	10.0	8.9	10.2	12.6	8.6	10.2

自排局	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)
千鳥橋	14.3	11.3	3.9	5.3	6.8	2.2	4.4	4.4	4.5	3.9
天神	—	11.1	23.5	4.8	3.1	3.8	5.4	8.3	7.7	5.8

※平成20年度の天神局については、測定機不良のため、データは欠測扱いとする。

(8) 降下ばいじん量の経年変化

(単位: t/km<sup>2</sup>/月)

測定点	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
吉塚小学校	2.3	2.6	2.8	2.5	2.8	2.8	2.5	2.6	2.1	2.5

(9) 風向の年間測定結果表 (平成 29 年度)

(単位: %)

測定局	風 向 頻 度																
	N	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	CALM
香 椎	5.7	5.8	4.1	2.6	2.3	2.7	13.7	19.6	3.2	1.8	2.1	2.5	4.9	9.7	11.1	5.8	2.7
東	4.5	4.5	1.3	2.1	4.6	13.7	11.3	12.7	2.4	1.1	1.5	2.8	7.0	8.4	9.8	10.6	1.7
吉 塚	4.4	5.2	2.7	3.8	5.9	9.9	15.4	5.9	2.9	1.2	1	4	2.9	3.2	19.9	7.2	4.5
市役所	3.9	2	3.5	4.3	1.3	3.2	17	12.5	1.7	0.8	1.6	3.2	3.3	6.9	11.7	19.5	3.7
南	10.1	6.5	2.8	1.7	1.3	1.0	2.4	13.9	23.0	3.3	1.8	1.0	2.8	8.3	7.8	8.7	3.5
長 尾	7.4	3.0	1.7	2.0	2.6	5.7	20.6	6.3	2.4	2.3	1.8	4.5	9.0	8.2	9.8	7.4	5.0
祖 原	7.3	13.7	3.4	2.2	3.5	11.5	7.2	5.9	5.2	5.1	4.3	5.7	4.7	5.4	4.5	7.3	3.2
元 岡	3.3	3.7	13.2	9.6	4.3	3.2	2.7	1.2	1.0	1.6	8.2	10.6	11.3	9.0	7.6	3.7	5.9
石 丸	8.9	3.0	1.5	1.7	3.5	5.7	12.0	15.6	1.5	0.4	0.7	5.2	12.2	4.9	4.1	8.2	11.1

(10) 風速の年間測定結果表 (平成 29 年度)

(単位: m/s)

測定局	年平均値	1時間値の 最高値	日平均値の 最高値	日平均値の 最低値
香 椎	2.9	15.0	8.1	1.1
東	2.4	11.0	6.2	0.9
吉 塚	2.0	7.5	4.9	0.8
市役所	2.0	9.5	5.2	0.8
南	2.3	8.9	5.2	0.9
長 尾	2.4	12.4	6.7	0.6
祖 原	1.9	10.0	5.1	0.6
元 岡	3.2	17.3	10.4	0.9
石 丸	1.2	5.2	3.4	0.4

## 2 水環境

福岡市内には 24 水系、132 の河川があり、全てが二級河川以下の中小河川で、脊振山系、三郡山系を源に大部分が博多湾に流入しています。

博多湾は、湾口が狭く閉鎖性が高いことから、外海水との交換が悪く、陸域からの有機物質や栄養塩類が滞留しやすい地形です。博多湾沿岸及び湾流入河川の流域には、大規模な工場・事業場は少なく、汚濁物質の主要発生源は生活系排水と考えられます。

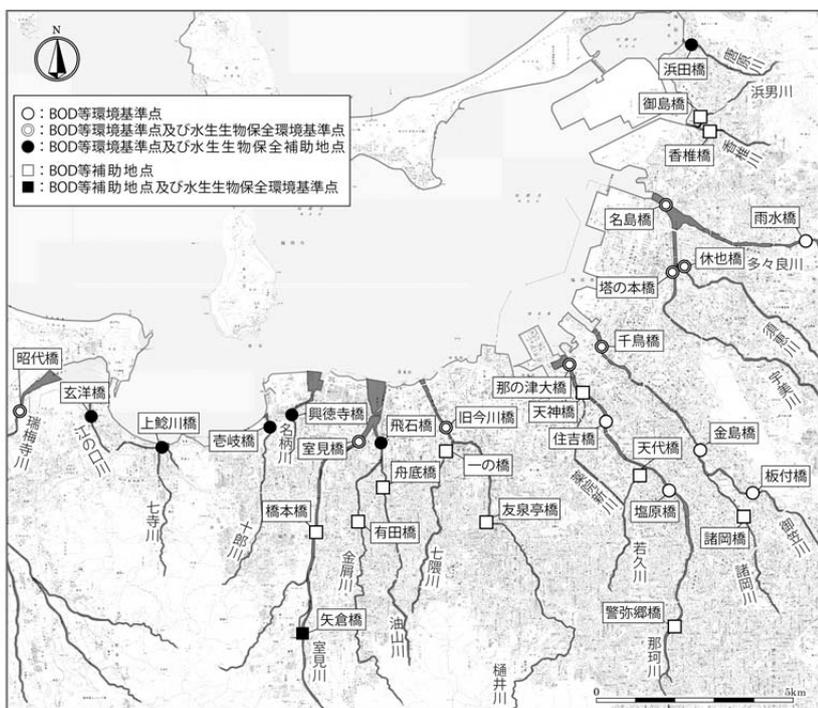
河川・博多湾には、環境基本法に基づき、「人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として環境基準が定められています。

福岡市では、定期的に調査し、水質の状態を監視しています。

※環境基準値：環境基本法第 16 条

### (1) 河川

#### ●水質及び底質調査地点図



#### ●市内主要河川の諸元

資料：福岡市地域防災計画（資料編）平成 27 年 6 月

河川名	起点	終点	延長(m)	流域面積(km <sup>2</sup> )
多々良川	糟屋郡篠栗町大字篠栗字黒木原456番1地先	博多湾	17,352	167.9
宇美川	糟屋郡宇美町大字宇美字内野1229番地先の内野橋下流端	多々良川への合流点	16,777	71.6
須恵川	糟屋郡宇美町大字宇美字ムリ谷18番地先の砂防堰堤	宇美川への合流点	14,932	23.5
御笠川	太宰府市大字北谷字ソイラ707番地先	博多湾	24,150	94.0
那珂川	福岡市早良区板屋字伊津浦207番地先の砂防堰堤	博多湾	35,130	124.0
樋井川	福岡市南区大字柏原字山田715番の1地先の砂防堰堤	博多湾	12,875	29.2
室見川	福岡市早良区大字曲淵字山除77番地先の曲淵水源堰	博多湾	16,330	99.1
金屑川	福岡市早良区重留五丁目803番地先の重留橋	室見川への合流点	9,555	12.8
瑞梅寺川	前原市大字瑞梅寺字ブジ366番地先の喜徳橋	今津湾	12,841	52.6

14 河川 19 水域の利水状況に応じた環境基準の類型が指定され、主な河川には生活環境の保全に関する環境基準値が適用されています。

#### ※生活環境の保全に関する環境基準：

環境基本法第 16 条に基づき、水質汚濁に係る環境上の条件として定められた、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のことです。

BOD、pH等の項目に加え、亜鉛等（水生生物保全項目）について基準値が定められています。

#### ※人の健康の保護に関する環境基準：

環境基本法第 16 条に基づき、水質汚濁に係る環境上の条件として定められた、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準のことです。

ひ素、水銀等の基準値が定められています。

#### ※生物化学的酸素要求量（BOD）：

微生物が一定時間内（通常は、20℃で5日間）に水中の有機物を酸化し、分解して浄化するときに消費する酸素の量を mg/l で表した数値です。数字が大きいのということになり、水中の有機物が多いことを意味し、汚濁度が高いといえます。普通、河川に魚がすむことができるのは BOD 5 mg/l 程度以下といわれています。

#### ※河川 BOD 75% 値：

年間を通じて環境基準に適合していたかどうかを判断する場合に用いられる数値です。年間を通じた日間平均値の全データのうち 75% 以上のデータが基準値を満足している場合、環境基準に適合しているものと判断します。

年間の日間平均値の全データを、その値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ （ $n$  は日間平均値のデータ数）番目のデータ値のことをいい、具体的には年間 12 回の測定であれば（ $0.75 \times 12 = 9$ ）となり、下から 9 番目のデータを指します。

※平成 8 年 6 月 14 日に環境基準の類型が次の地点で改訂され、基準が強化されました。

- ・御笠川（千鳥橋）
- ・那珂川（那の津大橋、住吉橋）
- ・樋井川（旧今川橋）

※七寺川及び江の口川は、平成 8 年 6 月 14 日に環境基準の類型指定が行われました。

環境基準の達成状況を把握するためにBOD等の環境基準点19か所で月1回、及び補助地点12か所で年4回、水質等の調査をしています。調査の結果、長期的に見ると、下水道整備が進んだことにより水質は改善されてきました。

生活環境の保全に関する環境基準のうち生物化学的酸素要求量（BOD）は、平成29年度においても環境基準点19地点中すべての地点で環境基準を達成しました。人の健康の保護に関する環境基準のうちふっ素、ほう素は、河口付近の調査地点で海水の影響を受けて環境基準値を超過した地点もありましたが、その他の項目は、全調査地点で環境基準を達成しました。

### ●河川BOD75%値の環境基準達成状況（平成29年度）

（単位：mg/L）

水系	河川名	調査地点	類型	達成期間	環境基準値 (mg/L)	BOD75%値										29年度 達成 状況
						20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
唐の原川	唐の原川	浜田橋	C	ロ	5以下	1.3	1.3	1.1	1.3	1.4	1.2	1.2	1.2	0.9	1.1	○
多々良川	多々良川	名島橋	C	イ	5以下	1.5	1.3	1.3	2.3	1.1	1.8	1.2	1.3	1.0	1.2	○
		雨水橋	A	ロ	2以下	1.2	1.7	1.1	1.6	1.4	1.4	1.6	1.5	0.9	1.3	○
	須恵川	休也橋	C	イ	5以下	2.0	2.1	1.4	2.0	1.5	1.6	1.5	1.4	1.4	1.7	○
	宇美川	塔の本橋	C	ロ	5以下	1.7	1.9	1.2	1.6	1.4	1.8	1.2	1.2	0.8	1.4	○
御笠川	御笠川	千島橋	D	イ	8以下	1.2	1.4	1.2	2.2	1.4	1.5	1.1	1.4	1.0	1.0	○
		金島橋	D	ハ	8以下	1.5	1.4	1.7	2.6	1.4	1.4	1.4	1.8	1.4	1.1	○
		板付橋	B	イ	3以下	1.3	2.2	1.3	1.5	1.4	1.4	1.1	1.6	1.3	1.6	○
那珂川	那珂川	那の津大橋	C	イ	5以下	1.0	1.3	1.1	2.2	1.3	2.4	1.0	1.2	0.7	1.3	○
		住吉橋	B	イ	3以下	1.0	0.9	0.9	1.7	0.9	1.3	0.6	0.9	0.6	1.6	○
		塩原橋	A	イ	2以下	1.2	1.4	1.0	1.0	0.8	1.0	0.8	1.0	0.6	1.6	○
樋井川	樋井川	旧今川橋	B	イ	3以下	0.9	1.2	0.8	1.1	0.9	1.1	0.8	0.9	0.7	1.1	○
室見川	金屑川	飛石橋	C	イ	5以下	0.8	1.0	0.8	1.1	0.6	1.0	0.7	1.1	0.7	0.7	○
	室見川	室見橋	A	イ	2以下	0.8	0.9	0.8	1.3	0.9	0.9	0.8	0.9	0.7	0.8	○
名柄川	名柄川	興徳寺橋	C	イ	5以下	1.0	0.9	0.8	1.1	0.7	1.0	0.8	0.7	0.6	0.6	○
十郎川	十郎川	壺岐橋	C	イ	5以下	1.1	1.0	0.9	1.1	1.1	1.1	1.0	1.1	0.7	0.9	○
七寺川	七寺川	上鯉川橋	C	イ	5以下	1.1	1.0	0.8	1.0	1.0	0.8	0.8	0.9	0.6	0.9	○
江の口川	江の口川	玄洋橋	C	ロ	5以下	1.5	1.5	1.5	1.4	1.7	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	○
瑞梅寺川	瑞梅寺川	昭代橋	A	イ	2以下	1.4	1.6	1.2	1.6	1.4	1.5	1.6	1.6	1.2	2.0	○

※達成期間の分類は、次のとおり。

「イ」は、直ちに達成

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

### ①多々良川水系

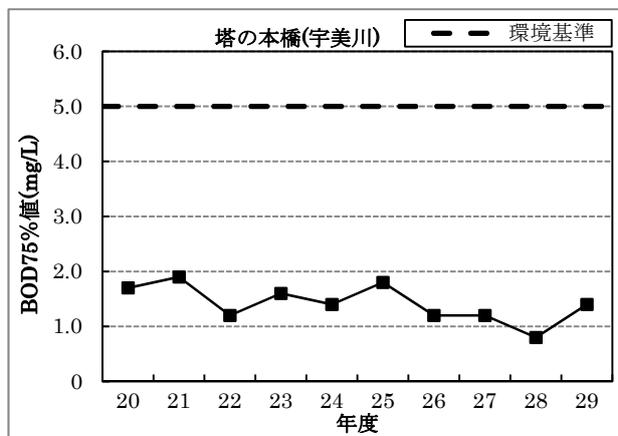
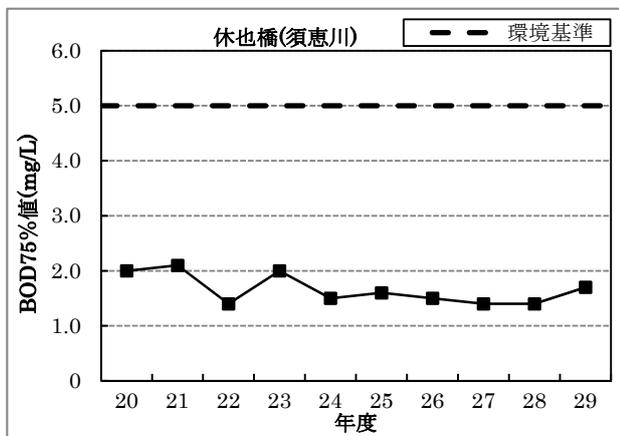
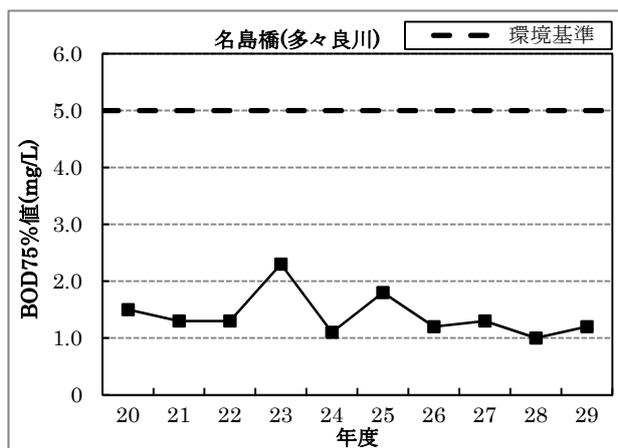
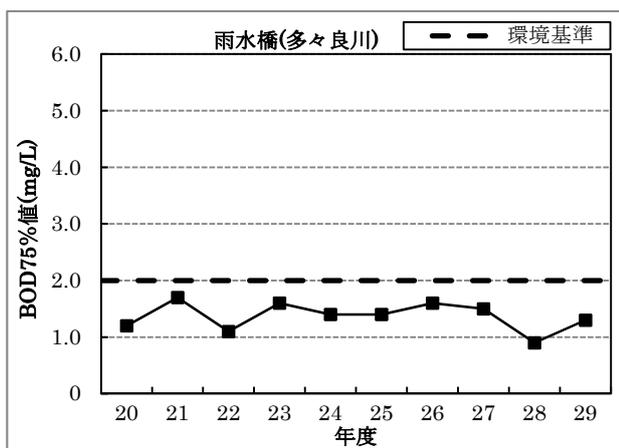
多々良川水系は、三郡山系に源を発し、東区の市街地を流れ、博多湾東部海域に流入します。上・中流は水道水源になっており、下流域には多々良川浄化センター、東部水処理センターの2下水処理場の放流水が流入しています。

多々良川水系では、環境基準点である名島橋・雨水橋（以上多々良川）・休也橋（以上須恵川）及び塔の本橋（宇美川）で調査しています。

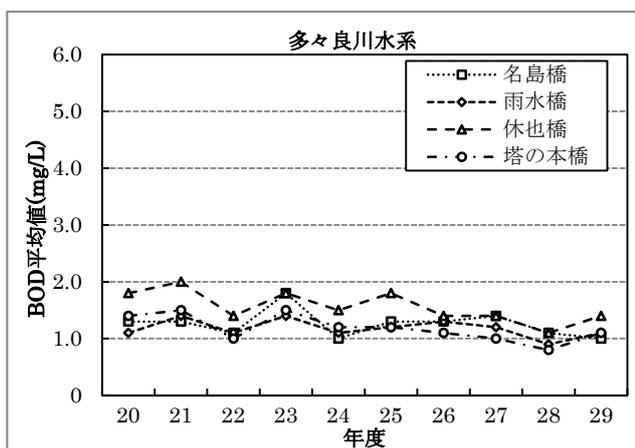
BODについては、全環境基準点（名島橋、雨水橋、休也橋、塔の本橋）で環境基準を達成しており、年平均BOD値は、長期的には減少傾向を示してきましたが、ここ数年は概ね横ばい傾向となっています。

※BOD：生物化学的酸素要求量

### ●BOD75%値の推移（多々良川水系）



### ●BOD年平均値の推移（多々良川水系）



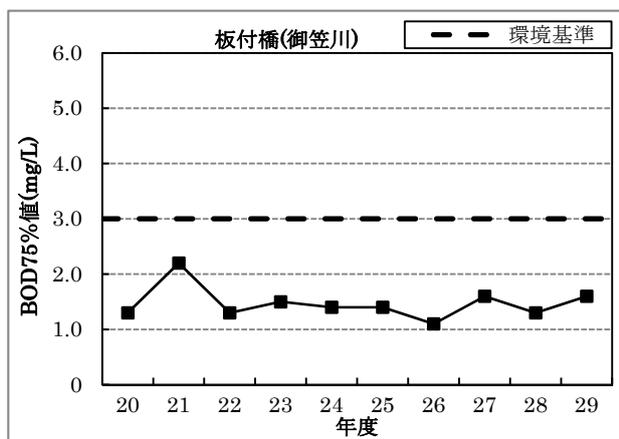
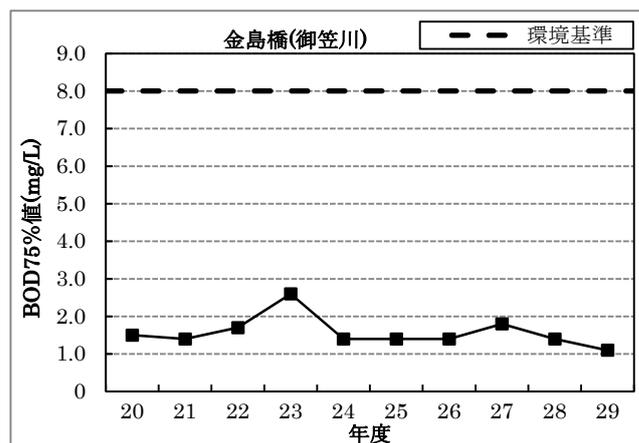
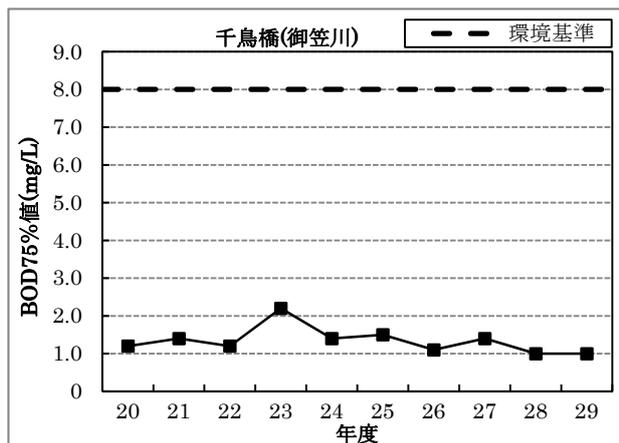
## ②御笠川水系

御笠川水系は、三郡山系の宝満山に源を発し、博多区の市街地を流れ、博多湾東部海域に流入しています。中流域は工業用水の水源になっており、中流域には御笠川浄化センター（下水処理場）の放流水が流入しています。

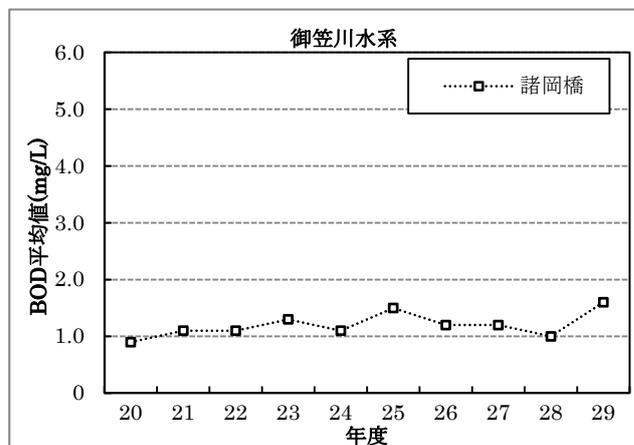
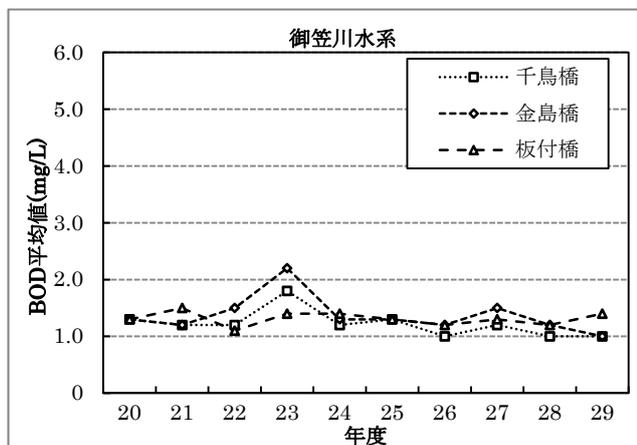
御笠川水系では、環境基準点である千鳥橋・金島橋・板付橋（以上御笠川）及び補助地点である諸岡橋（諸岡川）で調査しています。

BODについては、全環境基準点（千鳥橋、金島橋、板付橋）で環境基準を達成しており、御笠川の年平均BOD値は、長期的には減少傾向を示してきましたが、ここ数年は概ね横ばい傾向となっています。

### ●BOD75%値の推移（御笠川水系）



### ●BOD年平均値の推移（御笠川水系）



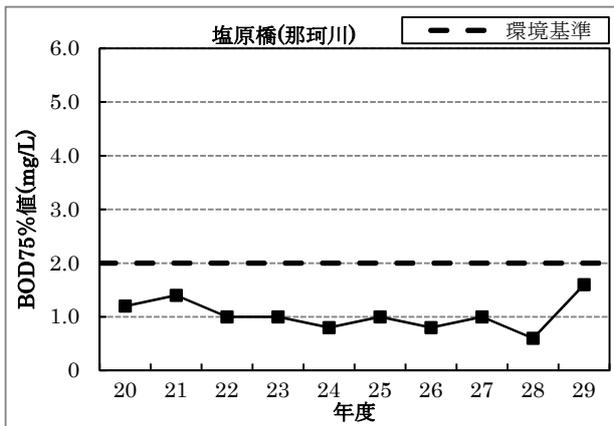
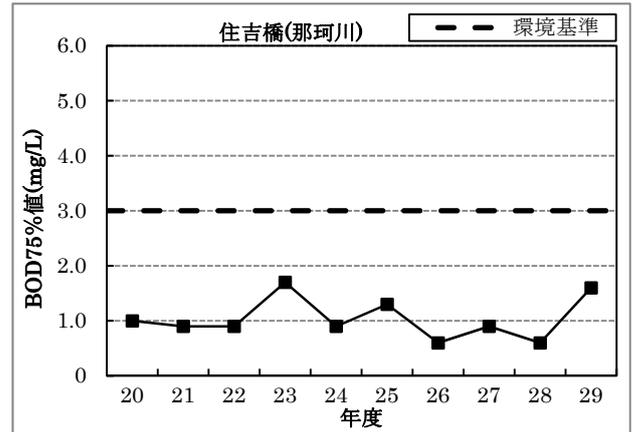
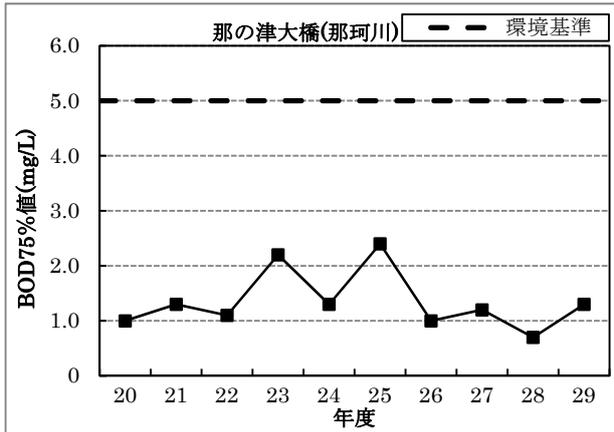
### ③那珂川水系

那珂川は、脊振山系に源を発し、那珂川町、南区の市街地を流れ、博多区と中央区の境界を流れ、博多湾東部海域に流入しています。上・中流域は水道水源として利用され、脊振ダム、南畑ダムや番托取水場があります。

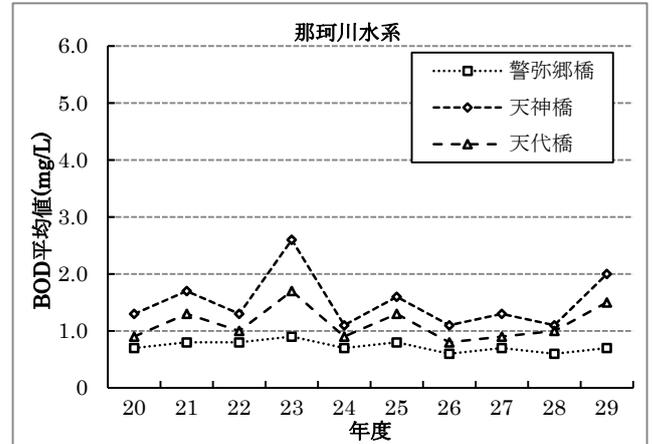
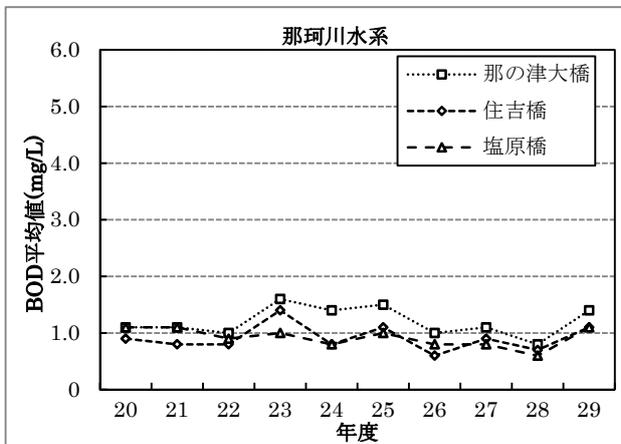
那珂川水系では、環境基準点である那の津大橋・住吉橋・塩原橋（以上那珂川）及び補助地点である警弥郷橋（那珂川）、天神橋（薬院新川）、天代橋（若久川）で調査しています。

BODについては、全環境基準点（那の津大橋、住吉橋、塩原橋）で環境基準を達成しており、年平均BOD値は、長期的には減少傾向を示してきましたが、ここ数年は概ね横ばい傾向となっています。

#### ●BOD75%値の推移（那珂川水系）



#### ●BOD年平均値の推移（那珂川水系）

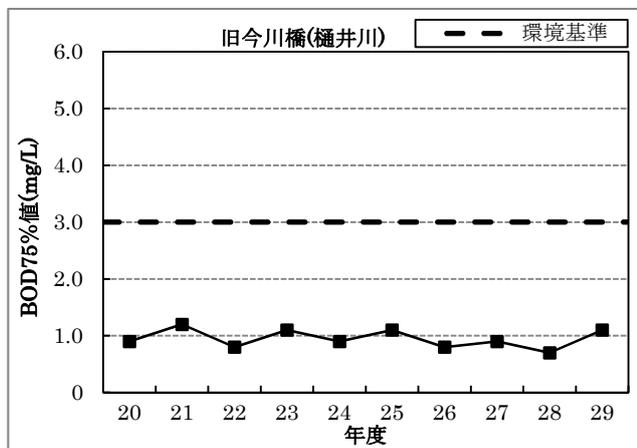


#### ④樋井川水系

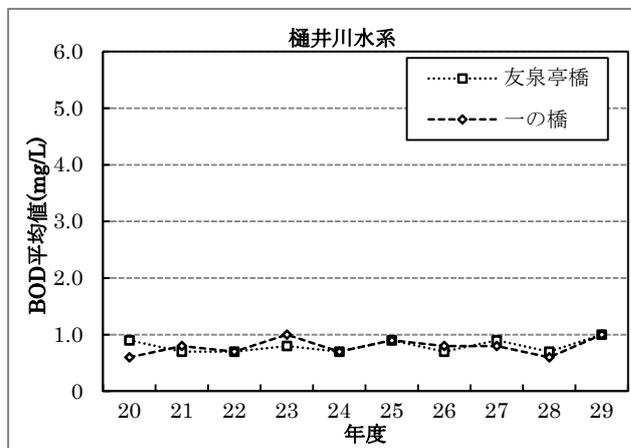
樋井川は油山に源を発し、本市の南区から城南区の市街地を流れ、下流域で七隈川が合流し、中央区と早良区の境界を流れ、博多湾中部海域に流入しています。流域はほとんど下水道処理区域です。

環境基準点である旧今川橋（樋井川）及び補助地点である友泉亭橋（樋井川）、一の橋（七隈川）で調査しています。BODについては、旧今川橋で環境基準を達成しており、年平均BOD値は、長期的には減少傾向を示してきましたが、ここ数年は概ね横ばい傾向となっています。

##### ●BOD75%値の推移（樋井川水系）



##### ●BOD年平均値の推移（樋井川水系）



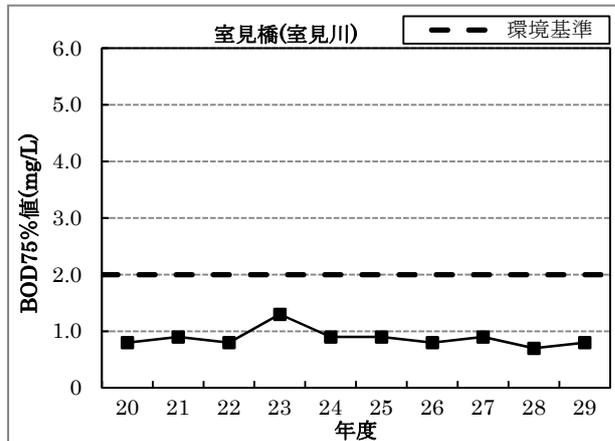
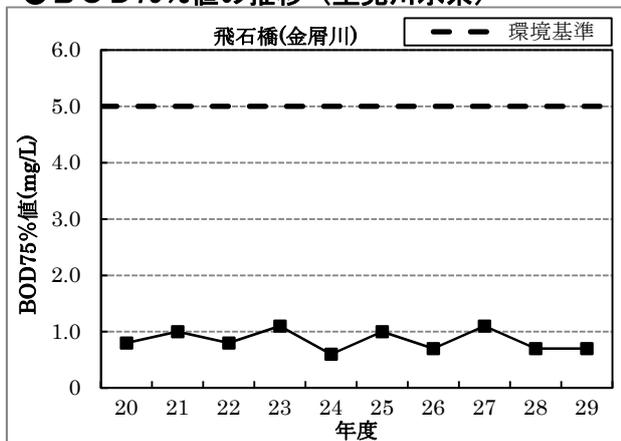
#### ⑤室見川水系

室見川は、脊振山系に源を発し、早良区の田園地帯を経て早良区と西区の境界を流れ、博多湾中部海域に流入しています。水道水源として利用されており、上流域には曲淵ダム、下流域には室見取水場があります。

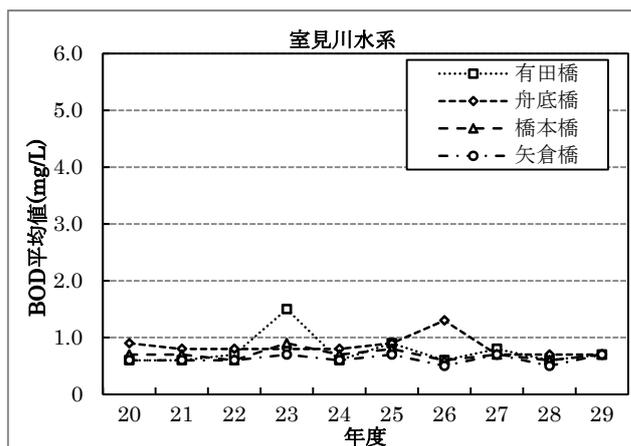
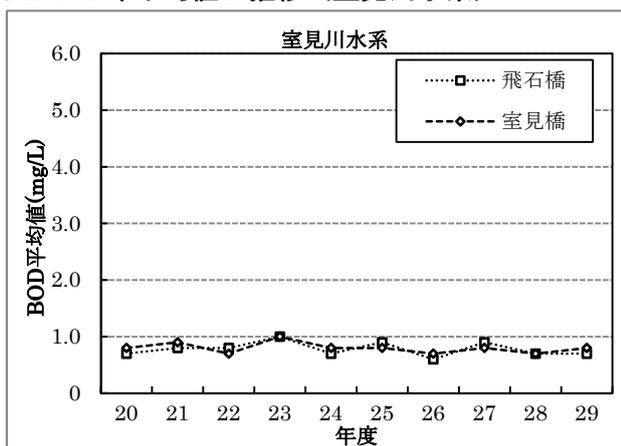
環境基準点である飛石橋（金屑川）、室見橋（室見川）及び補助地点である橋本橋・矢倉橋（以上室見川）、有田橋（金屑川）、舟底橋（油山川）で調査しています。

BODについては、飛石橋、室見橋の両地点で環境基準を達成しており、年平均BOD値は、長期的には減少傾向を示してきましたが、ここ数年は概ね横ばい傾向となっています。

##### ●BOD75%値の推移（室見川水系）



##### ●BOD年平均値の推移（室見川水系）



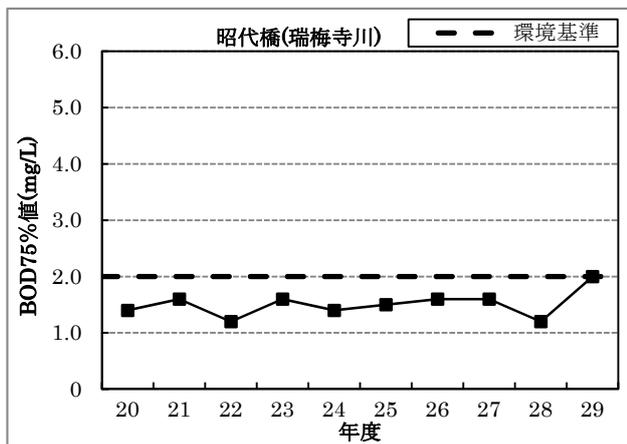
### ⑥瑞梅寺川水系

瑞梅寺川は、脊振山系の井原山に源を発し、糸島市の田園地帯、本市西区の西端を経て博多湾西部海域に流入しています。上流域は水道水源になっており、瑞梅寺ダムがあります。下流域には新西部水処理センターの放流水が流入しています。

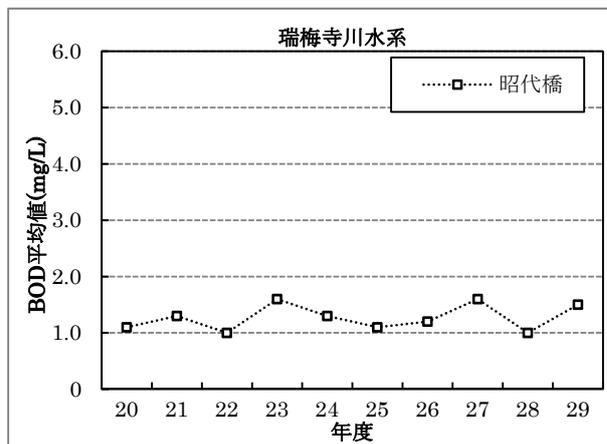
瑞梅寺川水系では、環境基準点である昭代橋（瑞梅寺川）で調査を行っています。

BODについては、昭代橋で環境基準を達成しており、年平均BOD値は、長期的には減少傾向を示してきましたが、ここ数年は概ね横ばい傾向となっています。

●BOD75%値の推移（瑞梅寺川水系）



●BOD年平均値の推移（瑞梅寺川水系）



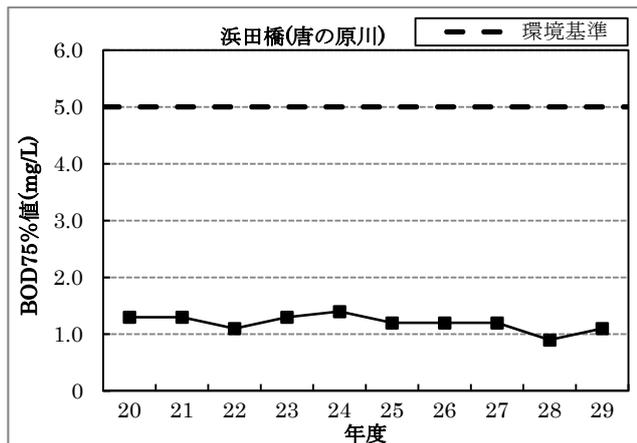
### ⑦東部小河川

唐の原川は三日月山に、浜男川、香椎川は香椎丘陵に源を発し、博多湾の東部海域に流入しています。流域面積は小さく、人口密度が高い住宅地区を流れています。

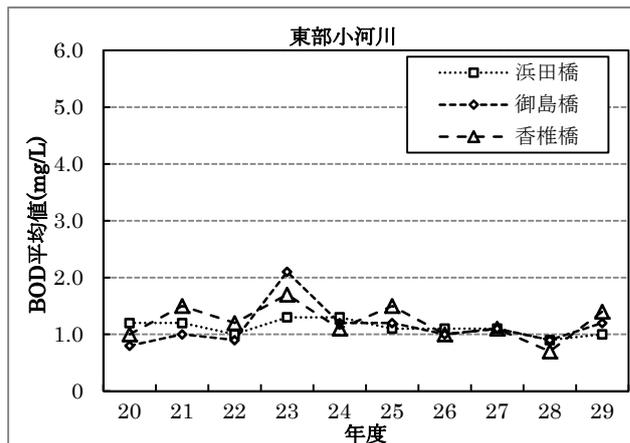
環境基準点である浜田橋（唐の原川）及び補助地点である御島橋（浜男川）、香椎橋（香椎川）で調査しています。

BODについては、浜田橋で環境基準を達成しており、年平均BOD値は、長期的には減少傾向を示してきましたが、ここ数年は概ね横ばい傾向となっています。

●BOD75%値の推移（東部小河川）



●BOD年平均値の推移（東部小河川）



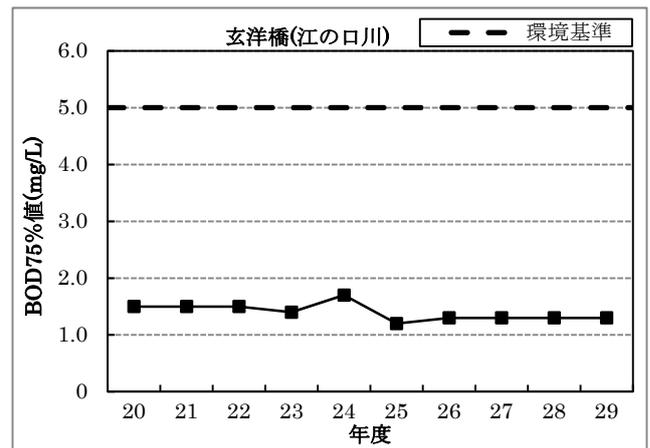
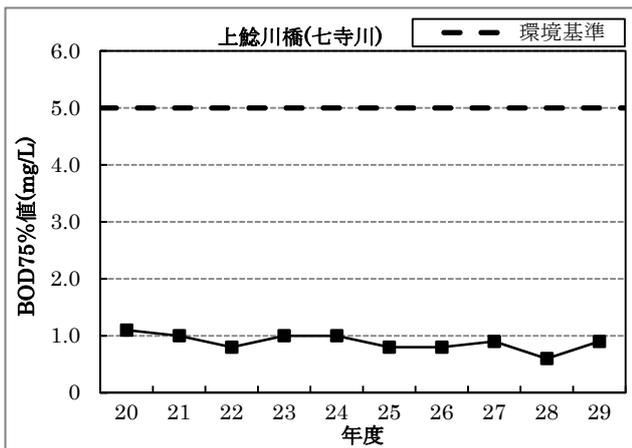
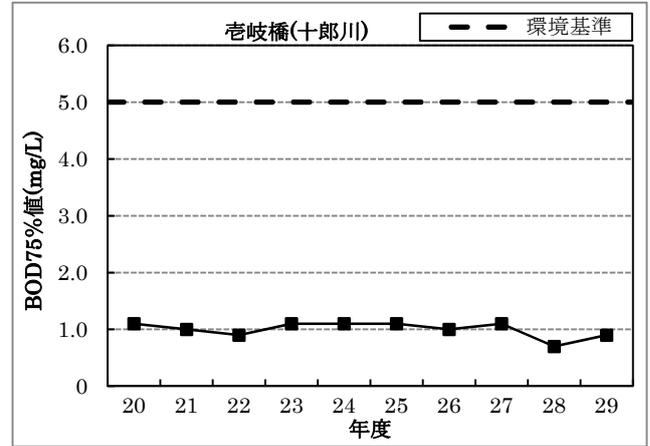
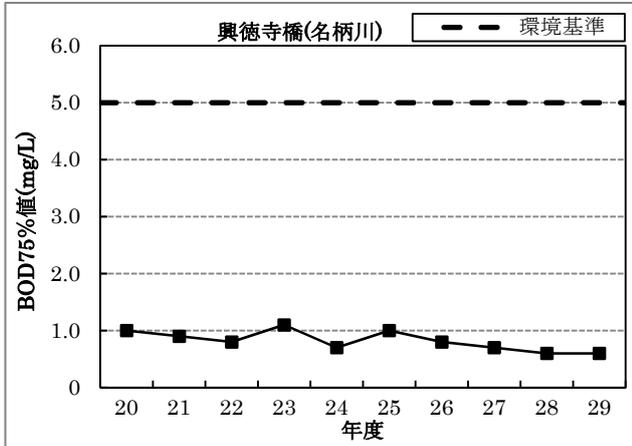
### ⑧西部小河川

名柄川，十郎川，七寺川及び江の口川は，本市西部の住宅地域を経て博多湾西部海域に流入しています。

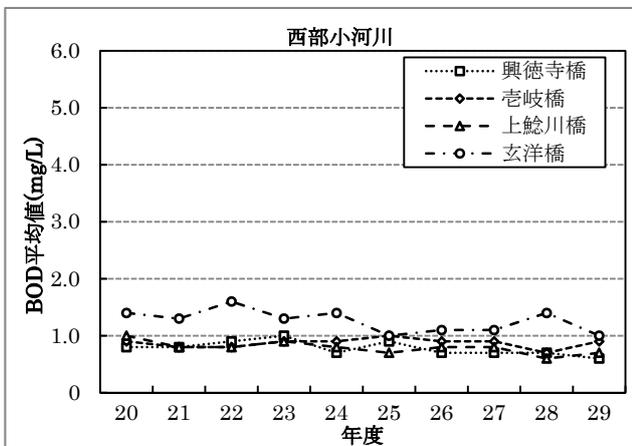
環境基準点の興徳寺橋（名柄川），壱岐橋（十郎川），上鯨川橋（七寺川）及び玄洋橋（江の口川）で調査しています。

BODについては，全ての地点で環境基準を達成しており，年平均BOD値は，長期的には減少傾向を示してきましたが，ここ数年は概ね横ばい傾向となっています。

#### ●BOD75%値の推移（西部小河川）



#### ●BOD年平均値の推移（西部小河川）



(参考) 河川水環境に関する詳細データ

①BOD平均値の経年変化(環境基準点)

(単位: mg/L)

水系	河川名	調査地点	平均値									
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
唐の原川	唐の原川	浜田橋	1.2	1.2	1.0	1.3	1.3	1.1	1.1	1.1	0.9	1.0
多々良川	多々良川	名島橋	1.3	1.3	1.1	1.8	1.0	1.3	1.3	1.4	1.1	1.0
		雨水橋	1.1	1.4	1.1	1.4	1.1	1.2	1.3	1.2	0.9	1.1
	須恵川	休也橋	1.8	2.0	1.4	1.8	1.5	1.8	1.4	1.4	1.1	1.4
	宇美川	塔の本橋	1.4	1.5	1.0	1.5	1.2	1.2	1.1	1.0	0.8	1.1
御笠川	御笠川	千鳥橋	1.3	1.2	1.2	1.8	1.2	1.3	1.0	1.2	1.0	1.0
		金島橋	1.3	1.2	1.5	2.2	1.3	1.3	1.2	1.5	1.2	1.0
		板付橋	1.3	1.5	1.1	1.4	1.4	1.3	1.2	1.3	1.2	1.4
那珂川	那珂川	那の津大橋	1.1	1.1	1.0	1.6	1.4	1.5	1.0	1.1	0.8	1.4
		住吉橋	0.9	0.8	0.8	1.4	0.8	1.1	0.6	0.9	0.7	1.1
		塩原橋	1.1	1.1	0.9	1.0	0.8	1.0	0.8	0.8	0.6	1.1
樋井川	樋井川	旧今川橋	0.9	1.0	0.7	1.1	0.9	1.1	0.9	0.8	0.7	1.0
室見川	金屑川	飛石橋	0.7	0.8	0.8	1.0	0.7	0.9	0.6	0.9	0.7	0.7
	室見川	室見橋	0.8	0.9	0.7	1.0	0.8	0.8	0.7	0.8	0.7	0.8
名柄川	名柄川	興徳寺橋	0.8	0.8	0.9	1.0	0.7	0.9	0.7	0.7	0.7	0.6
十郎川	十郎川	老岐橋	0.9	0.8	0.8	0.9	0.9	1.0	0.9	0.9	0.7	0.9
七寺川	七寺川	上鯰川橋	1.0	0.8	0.8	0.9	0.8	0.7	0.8	0.8	0.6	0.7
江の口川	江の口川	玄洋橋	1.4	1.3	1.6	1.3	1.4	1.0	1.1	1.1	1.4	1.0
瑞梅寺川	瑞梅寺川	昭代橋	1.1	1.3	1.0	1.6	1.3	1.1	1.2	1.6	1.0	1.5

②BOD75%値の経年変化（補助地点）

（単位：mg/L）

水系	河川名	調査地点	BOD75%値									
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
香椎川	浜男川	御島橋	0.8	1.1	0.9	2.2	1.3	1.2	0.9	1.2	0.8	0.8
	香椎川	香椎橋	1.2	2.1	1.3	1.3	1.2	1.7	1.0	0.9	0.8	1.0
御笠川	諸岡川	諸岡橋	1.0	1.3	1.1	1.2	1.1	1.6	1.2	1.2	0.9	2.0
那珂川	那珂川	警弥郷橋	0.7	0.8	0.9	1.1	0.8	0.9	0.6	0.7	0.5	0.8
	薬院新川	天神橋	1.4	1.6	1.6	2.5	1.1	1.7	1.2	1.3	1.6	2.9
	若久川	天代橋	0.9	1.4	1.0	1.8	0.9	1.3	0.8	0.9	1.1	1.8
樋井川	樋井川	友泉亭橋	0.7	0.8	0.8	0.7	0.7	1.0	0.8	0.8	0.8	0.9
	七隈川	一の橋	0.6	0.9	0.8	1.1	0.7	0.9	0.7	0.8	0.6	0.8
室見川	金屑川	有田橋	0.6	0.6	0.7	1.2	0.5	1.0	0.6	0.8	0.6	0.5
	油山川	舟底橋	0.7	0.9	0.7	0.7	0.8	1.1	0.8	0.8	0.7	0.6
	室見川	橋本橋	0.7	0.7	0.6	0.9	0.8	0.9	0.6	0.6	0.6	0.7
		矢倉橋	0.6	0.5	0.5	0.7	0.6	0.8	0.5	0.7	0.5	0.5

③BOD平均値の経年変化（補助地点）

（単位：mg/L）

水系	河川名	調査地点	BOD平均値									
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
香椎川	浜男川	御島橋	0.8	1.0	0.9	2.1	1.2	1.2	1.0	1.1	0.9	1.2
	香椎川	香椎橋	1.0	1.5	1.2	1.7	1.1	1.5	1.0	1.1	0.7	1.4
御笠川	諸岡川	諸岡橋	0.9	1.1	1.1	1.3	1.1	1.5	1.2	1.2	1.0	1.6
那珂川	那珂川	警弥郷橋	0.7	0.8	0.8	0.9	0.7	0.8	0.6	0.7	0.6	0.7
	薬院新川	天神橋	1.3	1.7	1.3	2.6	1.1	1.6	1.1	1.3	1.1	2.0
	若久川	天代橋	0.9	1.3	1.0	1.7	0.9	1.3	0.8	0.9	1.0	1.5
樋井川	樋井川	友泉亭橋	0.9	0.7	0.7	0.8	0.7	0.9	0.7	0.9	0.7	1.0
	七隈川	一の橋	0.6	0.8	0.7	1.0	0.7	0.9	0.8	0.8	0.6	1.0
室見川	金屑川	有田橋	0.6	0.6	0.7	1.5	0.6	0.9	0.6	0.8	0.6	0.7
	油山川	舟底橋	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9	1.3	0.7	0.7	0.7
	室見川	橋本橋	0.7	0.7	0.6	0.9	0.7	0.8	0.6	0.7	0.6	0.7
		矢倉橋	0.6	0.6	0.6	0.7	0.6	0.7	0.5	0.7	0.5	0.7

#### ④人の健康の保護に関する環境基準項目検査結果（平成29年度）その1

(単位: mg/L)

環境基準健康項目	環境基準値 (mg/L)	唐の原川	多々良川	多々良川	須恵川	宇美川	御笠川	御笠川	御笠川	那珂川	那珂川
		浜田橋	名島橋	雨水橋	休也橋	塔の本橋	千鳥橋	金島橋	板付橋	那の津大橋	住吉橋
カドミウム	0.003以下										
全シアン	検出されないこと										
鉛	0.01以下		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			<0.001	<0.001
六価クロム	0.05以下										
砒素	0.01以下										
総水銀	0.0005以下										
アルキル水銀	検出されないこと										
P C B	検出されないこと										
ジクロロメタン	0.02以下										
四塩化炭素	0.002以下										
1,2-ジクロロエタン	0.004以下										
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下										
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下										
1,1,1-トリクロロエタン	1以下										
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下										
トリクロロエチレン	0.01以下										
テトラクロロエチレン	0.01以下										
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下										
チウラム	0.006以下										
シマジン	0.003以下										
チオベンカルブ	0.02以下										
ベンゼン	0.01以下										
セレン	0.01以下										
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	1.1	0.81	0.84	0.67	0.69	2.9	5.5	0.55	0.51	0.74
ふっ素	0.8以下	0.17	0.87	0.10	0.48	0.31	0.49	0.12	0.09	0.56	0.35
ほう素	1以下	0.37	2.6	0.02	1.5	0.79	1.5	0.18	0.02	1.8	1.0
1,4-ジオキサン	0.05以下										

#### その2

(単位: mg/L)

環境基準健康項目	環境基準値 (mg/L)	那珂川	樋井川	金屑川	室見川	名柄川	十郎川	七寺川	江の口川	瑞梅寺川
		塩原橋	旧今川橋	飛石橋	室見橋	興徳寺橋	壱岐橋	上鯉川橋	玄洋橋	昭代橋
カドミウム	0.003以下			<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	検出されないこと			<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
鉛	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム	0.05以下			<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
砒素	0.01以下			<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
総水銀	0.0005以下			<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
アルキル水銀	検出されないこと			<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
P C B	検出されないこと			<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	0.02以下			<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002以下			<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004以下			<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下			<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下			<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,1,1-トリクロロエタン	1以下			<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下			<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01以下			<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01以下			<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下			<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
チウラム	0.006以下			<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003以下			<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02以下			<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01以下			<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01以下			<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.51	0.27	0.45	0.60	0.54	0.40	0.89	0.78	1.3
ふっ素	0.8以下		0.94	0.14	0.14	0.32	0.36	0.10	0.37	0.09
ほう素	1以下	0.01	2.9	0.07	0.06	0.90	1.1	0.03	1.0	0.02
1,4-ジオキサン	0.05以下			<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

その3

(単位: mg/L)

環境基準健康項目	環境基準値 (mg/L)	浜男川	香椎川	諸岡川	那珂川	薬院新川	若久川	樋井川	七隈川
		御島橋	香椎橋	諸岡橋	警弥郷橋	天神橋	天代橋	友泉亭橋	一の橋
カドミウム	0.003以下								
全シアン	検出されないこと								
鉛	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001		<0.001			
六価クロム	0.05以下								
砒素	0.01以下								
総水銀	0.0005以下								
アルキル水銀	検出されないこと								
P C B	検出されないこと								
ジクロロメタン	0.02以下								
四塩化炭素	0.002以下								
1,2-ジクロロエタン	0.004以下								
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下								
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下								
1,1,1-トリクロロエタン	1以下								
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下								
トリクロロエチレン	0.01以下								
テトラクロロエチレン	0.01以下								
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下								
チウラム	0.006以下								
シマジン	0.003以下								
チオベンカルブ	0.02以下								
ベンゼン	0.01以下								
セレン	0.01以下								
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.80	0.68	0.65	0.49	0.31	1.0	0.65	0.71
ふっ素	0.8以下	0.16	0.72	0.10		0.59	<0.08		0.22
ほう素	1以下	0.34	2.10	0.03	<0.01	1.70	0.03	0.01	0.63
1,4-ジオキサン	0.05以下								

その4

(単位: mg/L)

環境基準健康項目	環境基準値 (mg/L)	金屑川	油山川	室見川	室見川
		有田橋	舟底橋	橋本橋	矢倉橋
カドミウム	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	検出されないこと	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
鉛	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
砒素	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
総水銀	0.0005以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
アルキル水銀	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
P C B	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
チウラム	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.48	0.49	0.59	0.58
ふっ素	0.8以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
ほう素	1以下	0.02	0.01	0.01	0.01
1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

⑤人の健康の保護に関する要監視項目検査結果(平成29年度)その1

(単位:mg/L)

要監視項目	指針値 (mg/L)	唐の原川	多々良川	多々良川	須恵川	宇美川	御笠川	御笠川	御笠川	那珂川	那珂川
		浜田橋	名島橋	雨水橋	休也橋	塔の本橋	千鳥橋	金島橋	板付橋	那の津大橋	住吉橋
クロロホルム	0.06以下										
トリス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下										
1,2-ジクロロプロパン	0.06以下										
p-ジクロロベンゼン	0.2以下										
イソキサチオン	0.008以下										
ダイアジノン	0.005以下										
フェニトロチオン	0.003以下										
イソプロチオラン	0.04以下										
オキシシン銅	0.04以下										
クロロタロニル	0.05以下										
プロピザミド	0.008以下										
EPN	0.006以下										
ジクロルボス	0.008以下										
フェノブカルブ	0.03以下										
イプロベンホス	0.008以下										
クロルニトロフェン	—										
トルエン	0.6以下										
キシレン	0.4以下										
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06以下										
ニッケル	—										
モリブデン	0.07以下	<0.007	<0.007		0.008	0.008	0.011	0.01	0.012		0.009
アンチモン	0.02以下										
塩化ビニルモノマー	0.002以下										
エピクロロヒドリン	0.0004以下										
全マンガン	0.2以下	0.031	0.048	0.023	0.077	0.068	0.089	0.036	0.066	0.041	0.044
ウラン	0.002以下	0.0004	0.0018		0.001	0.0007	0.001	0.0002	<0.0002	0.0012	0.0005
クロホルム(生物保全)	—										
フェノール*	—										
ホルムアルデヒド*	—										
4-tert-オクチルフェノール*	—										
アニリン*	—										
2,4-ジクロロフェノール*	—										

\*は水生生物の保全にかかる要監視項目

その2

(単位:mg/L)

要監視項目	指針値 (mg/L)	那珂川	樋井川	金屑川	室見川	名柄川	十郎川	七寺川	江の口川	瑞梅寺川
		塩原橋	旧今川橋	飛石橋	室見橋	興徳寺橋	荻岐橋	上鯉川橋	玄洋橋	昭代橋
クロロホルム	0.06以下			<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
トリス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下			<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,2-ジクロロプロパン	0.06以下			<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
p-ジクロロベンゼン	0.2以下			<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
イソキサチオン	0.008以下			<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
ダイアジノン	0.005以下			<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
フェニトロチオン	0.003以下			<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
イソプロチオラン	0.04以下			<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
オキシシン銅	0.04以下			<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
クロロタロニル	0.05以下			<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
プロピザミド	0.008以下			<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
EPN	0.006以下			<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
ジクロルボス	0.008以下			<0.0001	<0.0001	0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
フェノブカルブ	0.03以下			<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
イプロベンホス	0.008以下			<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
クロルニトロフェン	—			<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
トルエン	0.6以下			<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
キシレン	0.4以下			<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06以下			<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
ニッケル	—			<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
モリブデン	0.07以下	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007
アンチモン	0.02以下			<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
塩化ビニルモノマー	0.002以下			<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
エピクロロヒドリン	0.0004以下			<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004
全マンガン	0.2以下	0.030	0.047	0.024	0.031	0.054	0.027	0.014	0.026	0.030
ウラン	0.002以下	0.002	<0.0002	<0.0002	0.0006	0.0006	<0.0002	0.0007	<0.0002	<0.0002
クロホルム(生物保全)	—			<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
フェノール*	—			<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ホルムアルデヒド*	—			<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
4-tert-オクチルフェノール*	—			<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004
アニリン*	—			<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
2,4-ジクロロフェノール*	—			<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003

\*は水生生物の保全にかかる要監視項目

⑥水生生物保全項目検査結果(平成29年度・平均値)

(単位:mg/L)

水系	多々良川			御笠川	那珂川	樋井川	室見川		瑞梅寺川
河川名	多々良川	須恵川	宇美川	御笠川	那珂川	樋井川	室見川		瑞梅寺川
調査地点	名島橋	休也橋	塔の本橋	千鳥橋	那の津大橋	旧今川橋	室見橋	矢倉橋	昭代橋
型類	生物B						生物A	生物B	
間期成達	イ								
全亜鉛	0.015	0.017	0.022	0.025	0.013	0.014	0.009	0.007	0.013
ノニルフェノール	<0.00006	<0.00006	0.00006	0.00007	0.00006	<0.00006	0.00007	<0.00006	<0.00006
LAS	0.0009	0.0025	0.0020	0.0019	0.0009	0.0012	0.0006	0.0007	0.0007
環境基準達成状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※達成期間の分類は、次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

※環境基準値：全亜鉛0.05mg/L以下、ノニルフェノール0.03mg/L以下、LAS0.002mg/L以下

⑦底質調査結果(平成29年度)

調査項目	河川名	唐の原川	多々良川		須恵川	宇美川	御笠川			那珂川	樋井川	金屑川	室見川	名柄川	十郎川	七寺川	江の口川	瑞梅寺川	
	地点名	浜田橋	名島橋	雨水橋	休也橋	塔の本橋	千鳥橋	金島橋	板付橋	那の津大橋	住吉橋	塩原橋	旧今川橋	飛石橋	室見橋	興徳寺橋	老岐橋	上鯉川橋	玄洋橋
pH	7.4	7.2	7.6	7.4	7.4	7.5	7.2	7.2	7.2	7.4	7.6	7.4	7.4	7.4	7.3	7.0	7.2	7.2	
COD (mg/g)	2.5	2.2	1.5	0.9	2.7	2.5	<0.5	<0.5	10	1.1	<0.5	2.9	0.8	0.9	2.6	3.9	0.8	15	1.9
乾燥減量 (%)	19	18	17	16	21	26	15	20	31	22	16	20	18	20	24	20	19	45	22
強熱減量 (%)	1.4	1.4	1.5	0.7	1.8	1.8	0.5	0.4	5.9	1.4	0.5	1.7	0.5	0.9	1.5	1.6	0.7	7.8	1.8
硫化物 (mg/kg)	13	23	9	2	18	25	1	1	470	6	2	34	7	3	18	96	6	320	26
有機炭素 (mg/g)	2.3	1.7	1.5	0.7	4.1	2.2	0.3	0.4	13	0.8	0.4	3.0	1.0	0.8	2.8	4.2	0.6	11	2.9
全窒素 (mg/kg)	480	370	400	280	420	400	250	220	1200	310	240	370	290	250	340	450	270	1000	490
全りん (mg/kg)	300	280	280	90	200	190	80	60	510	170	120	210	100	130	210	170	50	730	320
カドミウム (mg/kg)	<0.05	<0.05	0.10	<0.05	<0.05	0.15	<0.05	<0.05	0.19	<0.05	<0.05	0.06	<0.05	<0.05	<0.05	0.08	<0.05	0.18	0.06
シアン (mg/kg)	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
有機りん (mg/kg)	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
鉛 (mg/kg)	5.6	4.9	4.4	2.4	6.9	7.5	1.7	1.8	15	4.7	1.2	4.8	2.5	2.2	5.7	8.6	1.7	20	4.0
総クロム (mg/kg)	54	31	69	6	12	10	2	<2	12	3	2	5	2	2	7	12	<2	40	32
六価クロム (mg/kg)	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2
ひ素 (mg/kg)	2.9	2.8	3.6	1.6	2.4	2.3	0.6	0.9	4.1	2.2	0.6	1.2	1.0	0.8	1.4	1.7	0.6	3.0	2.4
総水銀 (mg/kg)	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.01	<0.01	<0.01	0.07	0.01	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.01	<0.01	0.14	0.03
アルキル水銀 (mg/kg)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
PCB (mg/kg)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※pH, 乾燥減量, 強熱減量以外は乾燥固形物当りの濃度

## (2) 博多湾

博多湾は、湾口が狭く閉鎖性が高いことから外海水との交換が悪く、陸域からの有機物質や栄養塩類が滞留しやすい地形です。

福岡市では、環境基準点 8 地点において、毎月 1 回調査しています。

平成 29 年度は、生活環境の保全に関する環境基準のうち化学的酸素要求量 (COD) については、東部海域の 2 地点、西部海域の 2 地点で環境基準を達成しました。

全窒素、全りんについては、全海域で環境基準を達成しました。人の健康の保護に関する環境基準については、全項目・全調査地点において基準値以下でした。

### ※海域の区分：

東部海域、中部海域、西部海域の 3 海域に区分の上環境基準の類型が指定されており、環境基準点は、東部海域に 2 地点、中部海域及び西部海域に各 3 地点の合計 8 地点設定されています。

### ※生活環境の保全に関する環境基準：

環境基本法第 16 条に基づき、水質汚濁に係る環境上の条件として定められた、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のことです。COD、pH等の基準値が定められています。全窒素及び全りんに関する環境基準値は、平成 8 年 6 月 14 日付福岡県告示で類型指定されました。

### ※人の健康の保護に関する環境基準：

環境基本法第 16 条に基づき、水質汚濁に係る環境上の条件として定められた、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準のことです。ヒ素、水銀等の基準値が定められています。

### ※化学的酸素要求量

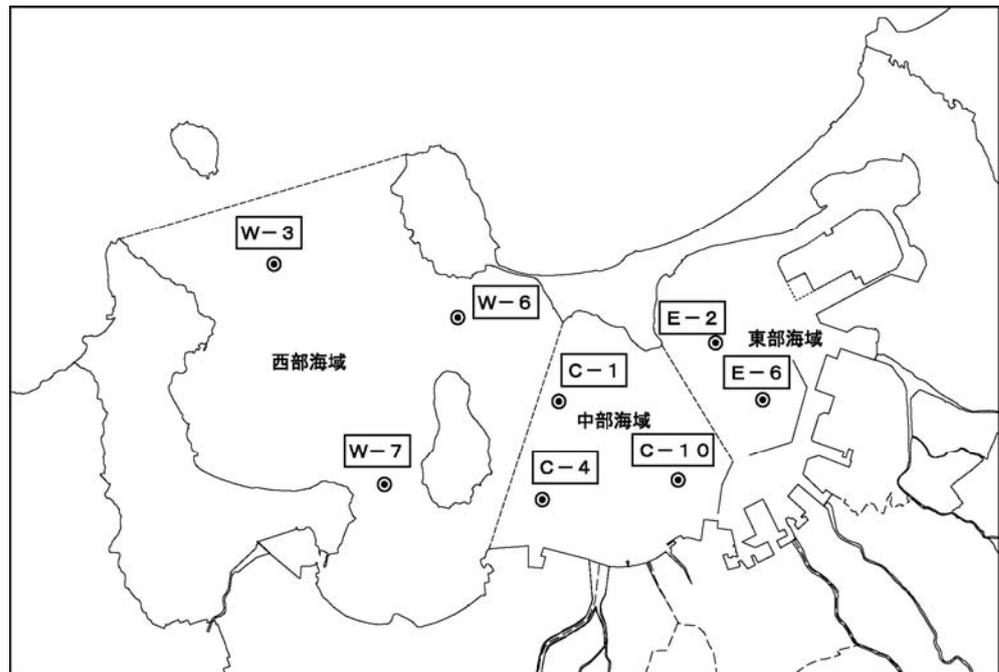
#### (COD)：

水中の有機物等が酸化剤によって酸化されるとき、消費された酸化剤の量をそれに相当する酸素の量で表したものです。数字が大きいたうことは、消費された酸化剤が多いということになり、水中の有機物等が多いことを意味し、汚濁度が高いといえます。CODは海域・湖沼での汚濁の指標として用いられています。

## ●博多湾の諸元 (平成 14 年度)

表面積	水量	平均水深	干満の差	流域面積
126 km <sup>2</sup>	13.5 億m <sup>3</sup>	10.7 m	2.20 m	690 km <sup>2</sup>
平均水面	平均水面	平均水面	大潮時干満差	市域外も含む

## ●水質及び底質調査地点図



### ・東部海域

福岡市東区西戸崎二丁目 2905 番地先南端と博多湾西防波堤 (以下「西防波堤」という。) 北端とを結ぶ直線、西防波堤、西防波堤南端と同市中央区荒津二丁目 3 番 50 号地先北端とを結ぶ直線および海岸線に囲まれた海域

### ・中部海域

福岡市東区大岳四丁目 2898 番地の 20 大岳岬南端と同市西区小戸二丁目 1992 番地の妙見岬北端とを結ぶ直線および海岸線に囲まれた海域であって東部海域に係る部分を除いたもの

### ・西部海域

福岡市東区勝馬 2115 番地先北端と同市西区大字西浦 2467 番地西浦崎北端とを結ぶ直線および海岸線に囲まれた海域であって東部海域および中部海域に係る部分を除いたもの

●博多湾COD75%値の環境基準値達成状況及び経年変化

水域名	類型, 達成期間	環境 基準値	地点名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	H29年度 環境基準 達成状況
東部海域	B, ロ	3 以下	E-2	3.2	2.7	3.1	4.5	2.6	3.2	2.8	3.1	2.5	2.7	○
			E-6	3.2	3.0	3.0	4.8	2.7	3.0	2.9	3.2	3.0	2.7	○
中部海域	A, ロ	2 以下	C-1	2.6	2.1	2.5	4.0	2.0	2.2	2.3	2.6	2.3	2.3	×
			C-4	2.9	2.5	2.6	3.7	2.6	2.4	2.8	2.7	2.7	2.3	×
			C-10	2.7	2.7	2.7	3.5	2.3	2.5	2.6	2.5	2.7	2.5	×
西部海域	A, イ	2 以下	W-3	1.7	1.6	1.6	1.5	1.3	1.2	1.5	1.3	1.4	1.2	○
			W-6	2.4	1.7	2.1	2.8	1.8	1.9	1.9	1.9	2.0	2.1	×
			W-7	2.5	1.7	1.9	3.1	2.1	1.9	2.0	1.8	2.0	1.7	○

\*各月の全層平均値を値が小さい順に並べ替えた12個のデータの9番目のデータ

※達成期間の分類は、次のとおり。

「イ」は、直ちに達成

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

●博多湾全窒素の環境基準値達成状況及び経年変化

水域名	類型, 達成期間	環境 基準値	地点名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	H29年度 環境基準 達成状況
東部海域	Ⅲ, ニ	0.6 以下	E-2	0.59	0.52	0.58	0.57	0.55	0.50	0.49	0.50	0.47	0.57	○
			E-6	0.57	0.50	0.56	0.55	0.54	0.51	0.41	0.48	0.48	0.60	
			海域平均	0.58	0.51	0.57	0.56	0.55	0.51	0.45	0.49	0.48	0.59	
中部海域	Ⅲ, イ	0.6 以下	C-1	0.41	0.36	0.37	0.42	0.35	0.36	0.33	0.31	0.32	0.38	○
			C-4	0.46	0.39	0.46	0.51	0.43	0.47	0.33	0.39	0.37	0.45	
			C-10	0.50	0.44	0.48	0.53	0.44	0.41	0.38	0.41	0.44	0.43	
			海域平均	0.46	0.40	0.44	0.49	0.41	0.41	0.35	0.37	0.38	0.42	
西部海域	Ⅱ, イ	0.3 以下	W-3	0.19	0.18	0.18	0.20	0.14	0.15	0.14	0.16	0.18	0.14	○
			W-6	0.35	0.29	0.32	0.32	0.28	0.27	0.25	0.27	0.27	0.29	
			W-7	0.40	0.29	0.35	0.37	0.30	0.28	0.28	0.28	0.29	0.26	
			海域平均	0.31	0.25	0.28	0.30	0.24	0.23	0.22	0.24	0.25	0.23	

●博多湾全りんごの環境基準値達成状況及び経年変化

水域名	類型, 達成期間	環境 基準値	地点名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	H29年度 環境基準 達成状況
東部海域	Ⅲ, ニ	0.05 以下	E-2	0.037	0.033	0.035	0.040	0.030	0.037	0.033	0.034	0.040	0.039	○
			E-6	0.036	0.031	0.032	0.042	0.027	0.033	0.028	0.032	0.039	0.037	
			海域平均	0.037	0.032	0.034	0.041	0.029	0.035	0.031	0.033	0.040	0.038	
中部海域	Ⅲ, イ	0.05 以下	C-1	0.025	0.020	0.021	0.028	0.019	0.023	0.023	0.023	0.027	0.027	○
			C-4	0.030	0.024	0.026	0.033	0.021	0.028	0.024	0.027	0.029	0.028	
			C-10	0.031	0.025	0.026	0.034	0.024	0.027	0.026	0.029	0.037	0.032	
			海域平均	0.029	0.023	0.024	0.032	0.021	0.026	0.024	0.026	0.031	0.029	
西部海域	Ⅱ, イ	0.03 以下	W-3	0.014	0.012	0.013	0.015	0.011	0.013	0.015	0.015	0.016	0.013	○
			W-6	0.022	0.017	0.018	0.024	0.015	0.018	0.018	0.020	0.023	0.021	
			W-7	0.028	0.019	0.021	0.028	0.019	0.021	0.022	0.023	0.028	0.021	
			海域平均	0.021	0.016	0.017	0.022	0.015	0.017	0.018	0.019	0.022	0.018	

※全窒素及び全りんごに係る環境基準への適合性の評価については、各海域内の各環境基準点における表層の年間平均値を、当該海域内のすべての基準点について平均した値により行う。

※平成8年6月14日付け福岡県告示第1140号にて、博多湾における窒素及びりんごに係る環境基準の類型が指定された。

※全窒素及び全りんごに係る環境基準の達成期間の分類は、次のとおり。

「イ」は、直ちに達成。「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

### ① 東部海域

主な流入河川に多々良川、御笠川、那珂川があり、また、東部水処理センターほか5つの下水処理場の放流水※が流入しています。

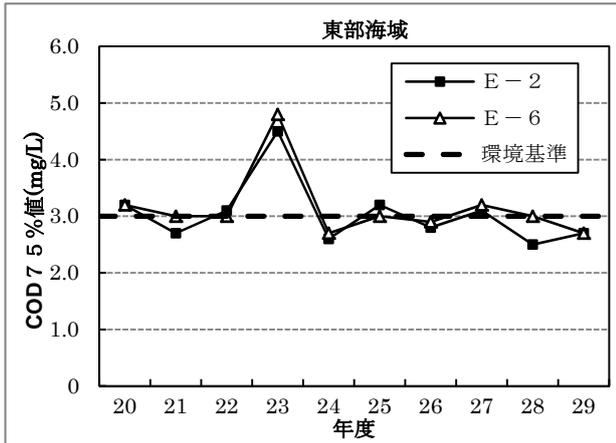
本海域は博多湾の最奥部に位置しているため外海水との交換が最も悪く、また、博多湾の流入負荷量（COD、全窒素、全りん）の多くが流入していること等から、博多湾3海域の中では、水質各項目の濃度は最高値を示しています。

平成29年度の調査結果では、CODについては2地点とも環境基準を達成しました。

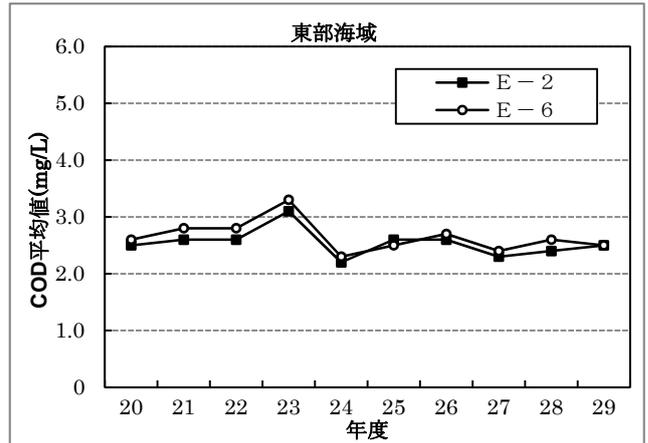
また、全窒素及び全りんについても、環境基準を達成しました。

経年的には、COD、全窒素、全りん及び全窒素/全りん比（重量比）は概ね横ばい傾向にあります。

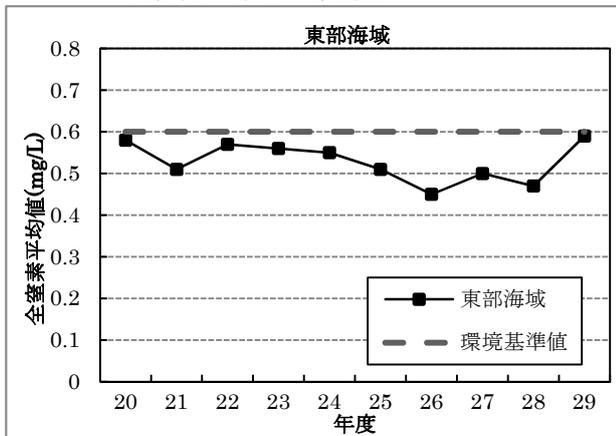
● COD75%値の推移（東部海域）



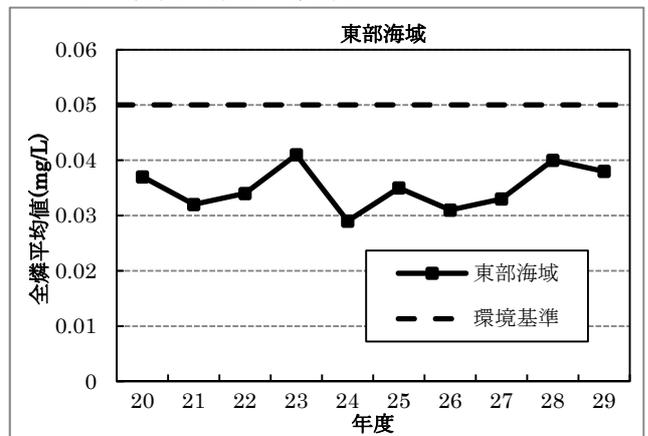
● COD年平均値の推移（東部海域）



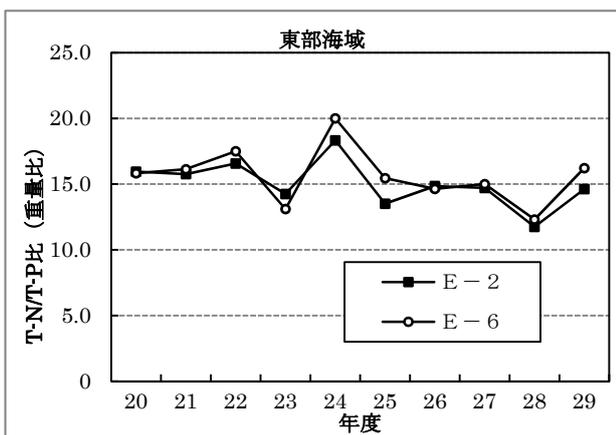
● 全窒素濃度の推移（表層）



● 全りん濃度の推移（表層）



● 全窒素/全りん比（重量比）



※放流水流入

- 西戸崎水処理センター
- 和白水処理センター
- 東部水処理センター
- 多々良川浄化センター
- 御笠川浄化センター
- 中部水処理センター

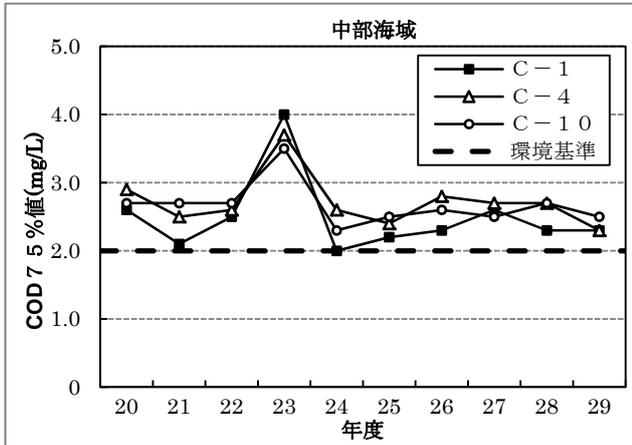
## ②中部海域

主な流入河川に樋井川、室見川、名柄川があり、西部水処理センターの放流水が流入しています。平成29年度の調査結果では、CODについては3地点とも環境基準を達成しませんでした。

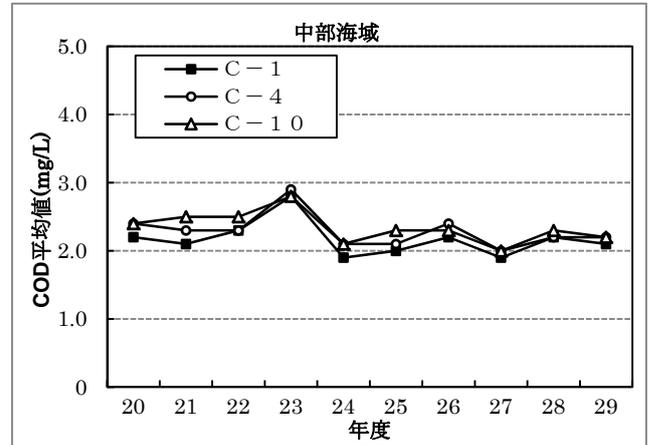
また、全窒素及び全りんについては、環境基準を達成しました。

経年的には、COD、全窒素、全りん及び全窒素/全りん比（重量比）は概ね横ばい傾向にあります。

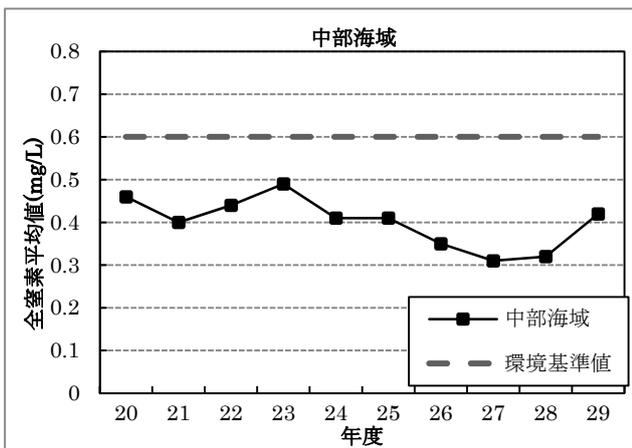
### ●COD75%値の推移（中部海域）



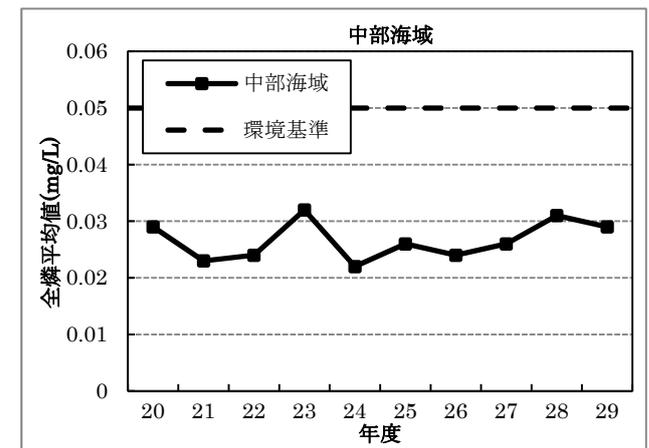
### ●COD年平均値の推移（中部海域）



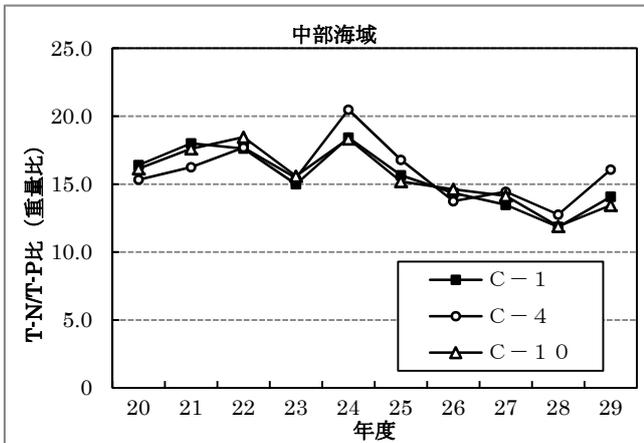
### ●全窒素濃度の推移（表層）



### ●全りん濃度の推移（表層）



### ●全窒素/全りん比（重量比）



### ③西部海域

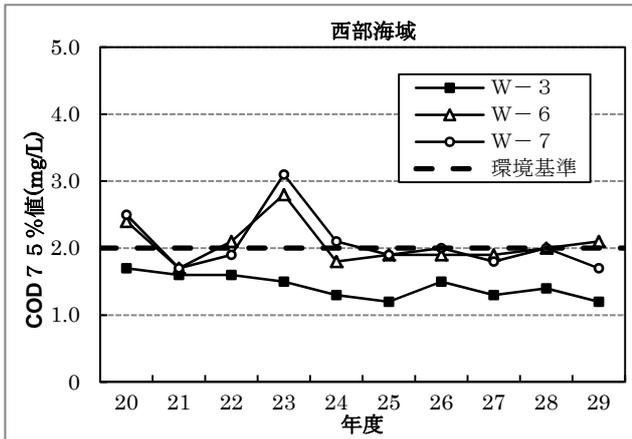
主な流入河川に十郎川、瑞梅寺川があり、新西部水処理センターの放流水が流入しています。本海域は湾口部に位置し、外海水との交換も比較的良好です。

平成 29 年度の調査結果では、COD については 2 地点においては環境基準を達成しましたが、その他 1 地点については環境基準を達成しませんでした。

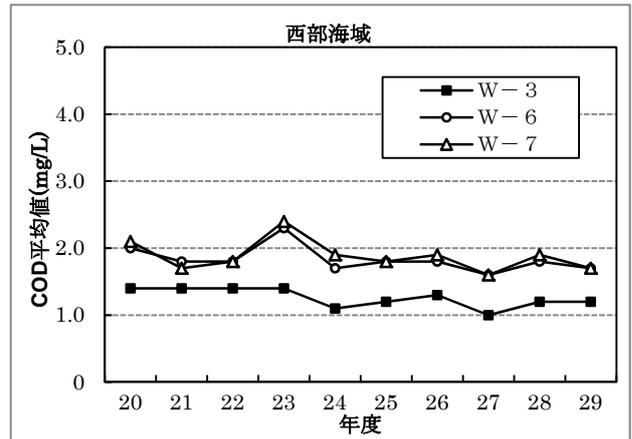
また、全窒素及び全りんについては、環境基準を達成しました。

経年的には、COD、全窒素、全りん及び全窒素／全りん比（重量比）は概ね横ばい傾向にあります。

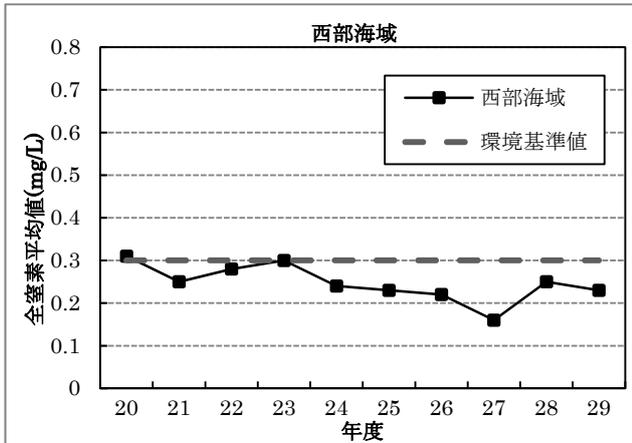
● COD 75% 値の推移（西部海域）



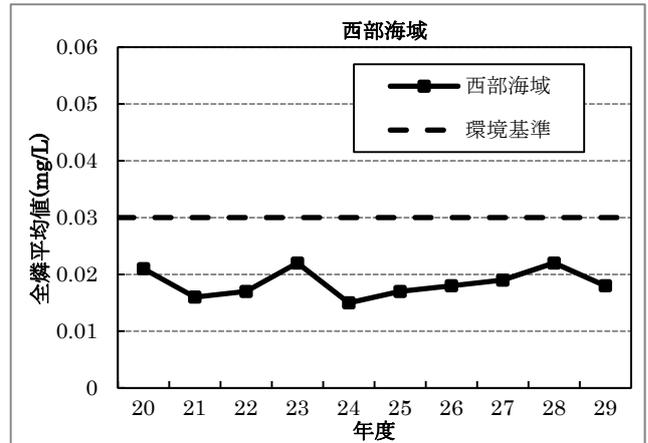
● COD 年平均値の推移（西部海域）



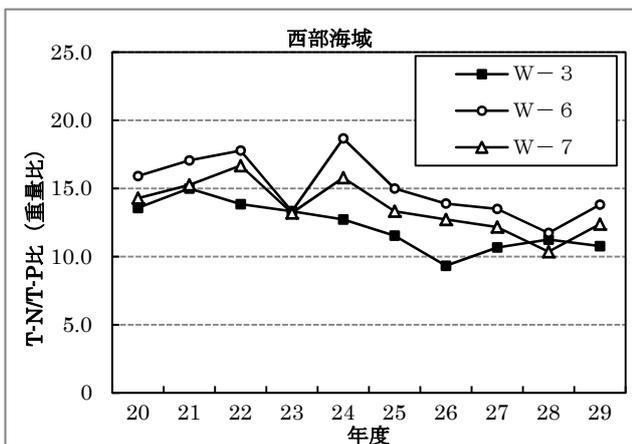
● 全窒素濃度の推移（表層）



● 全りん濃度の推移（表層）



● 全窒素／全りん比（重量比）



(参考) 博多湾水環境に関する詳細データ

① 博多湾COD平均値\*の経年変化

水域名	地点名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
東部海域	E-2	2.5	2.6	2.6	3.1	2.2	2.6	2.6	2.3	2.4	2.5
	E-6	2.6	2.8	2.8	3.3	2.3	2.5	2.7	2.4	2.6	2.5
中部海域	C-1	2.2	2.1	2.3	2.8	1.9	2.0	2.2	1.9	2.2	2.1
	C-4	2.4	2.3	2.3	2.9	2.1	2.1	2.4	2.0	2.2	2.2
	C-10	2.4	2.5	2.5	2.8	2.1	2.3	2.3	2.0	2.3	2.2
西部海域	W-3	1.4	1.4	1.4	1.4	1.1	1.2	1.3	1.0	1.2	1.2
	W-6	2.0	1.8	1.8	2.3	1.7	1.8	1.8	1.6	1.8	1.7
	W-7	2.1	1.7	1.8	2.4	1.9	1.8	1.9	1.6	1.9	1.7

\*各月の全層平均値を平均したもの

② 博多湾全窒素/全りん比\*の経年変化

水域名	地点名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
東部海域	E-2	15.95	15.76	16.57	14.25	18.33	13.51	14.85	14.71	11.75	14.62
	E-6	15.83	16.13	17.50	13.10	20.00	15.45	14.64	15.00	12.31	16.22
中部海域	C-1	16.40	18.00	17.62	15.00	18.42	15.65	14.35	13.48	11.85	14.07
	C-4	15.33	16.25	17.69	15.45	20.48	16.79	13.75	14.44	12.76	16.07
	C-10	16.13	17.60	18.46	15.59	18.33	15.19	14.62	14.14	11.89	13.44
西部海域	W-3	13.57	15.00	13.85	13.33	12.73	11.54	9.33	10.67	11.25	10.77
	W-6	15.91	17.06	17.78	13.33	18.67	15.00	13.89	13.50	11.74	13.81
	W-7	14.29	15.26	16.67	13.21	15.79	13.33	12.73	12.17	10.36	12.38

③ 人の健康の保護に関する環境基準項目検査結果 (平成29年度)

(単位:mg/L)

環境基準健康項目	環境基準値 (mg/L)	東部海域		中部海域			西部海域		
		E-2	E-6	C-1	C-4	C-10	W-3	W-6	W-7
カドミウム	0.003以下						<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	検出されないこと						<0.1	<0.1	<0.1
鉛	0.01以下						<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム	0.05以下						<0.02	<0.02	<0.02
砒素	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.001	<0.001	0.001	<0.001
総水銀	0.0005以下						<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと						<0.0005	<0.0005	<0.0005
PCB	検出されないこと						<0.0005	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	0.02以下						<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002以下						<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004以下						<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下						<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下						<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1以下						<0.001	<0.001	<0.001
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下						<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01以下						<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01以下						<0.001	<0.001	<0.001
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下						<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006以下						<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003以下						<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02以下						<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01以下						<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01以下						<0.001	<0.001	<0.001
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.18	0.15	0.11	0.098	0.097	0.03	0.08	0.054
ふっ素	(0.8以下)						1.0	1.1	1.1
ほう素	(1以下)						3.7	3.8	3.6
1,4-ジオキサン	0.05以下						<0.005	<0.005	<0.005

④人の健康の保護に関する要監視項目測定結果（平成 29 年度）

(単位:mg/L)

要監視項目	指針値 (mg/L)	東部海域		中部海域			西部海域		
		E-2	E-6	C-1	C-4	C-10	W-3	W-6	W-7
クロロホルム	0.06以下						<0.001	<0.001	<0.001
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下						<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.06以下						<0.0002	<0.0002	<0.0002
p-ジクロロベンゼン	0.2以下						<0.0002	<0.0002	<0.0002
イソキサチオン	0.008以下						<0.0001	<0.0001	<0.0001
ダイアジノン	0.005以下						<0.0001	<0.0001	<0.0001
フェニトロチオン	0.003以下						<0.0001	<0.0001	<0.0001
イソプロチオラン	0.04以下						<0.0001	<0.0001	<0.0001
オキシ銅	0.04以下						<0.004	<0.004	<0.004
クロロタロニル	0.05以下						<0.0001	<0.0001	<0.0001
プロピザミド	0.008以下						<0.0001	<0.0001	<0.0001
EPN	0.006以下						<0.0001	<0.0001	<0.0001
ジクロロボス	0.008以下						<0.0001	<0.0001	<0.0001
フェノブカルブ	0.03以下						<0.0001	<0.0001	<0.0001
イプロベンホス	0.008以下						<0.0001	<0.0001	<0.0001
クロルニトロフェン	—						<0.0001	<0.0001	<0.0001
トルエン	0.6以下						<0.06	<0.06	<0.06
キシレン	0.4以下						<0.0002	<0.0002	<0.0002
フタル酸ジエチルキシル	0.06以下						<0.006	<0.006	<0.006
ニッケル	—						<0.001	<0.001	<0.001
モリブデン	0.07以下	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007
アンチモン	0.02以下						<0.0002	<0.0002	<0.0002
塩化ビニルモノマー	0.002以下						<0.0002	<0.0002	<0.0002
エピクロロヒドリン	0.0004以下						<0.00004	<0.00004	<0.00004
全マンガン	0.2以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ウラン	0.002以下	0.0026	0.0026	0.0026	0.0026	0.0026	0.0028	0.0027	0.0028
クロホルム(生物保全)	—						<0.001	<0.001	<0.001
フェノール*	—						<0.001	<0.001	<0.001
ホルムアルデヒド*	—						<0.008	<0.008	<0.008
4-tert-オクチルフェノール*	—						<0.00004	<0.00004	<0.00004
アニリン*	—						<0.002	<0.002	<0.002
2,4-ジクロロフェノール*	—						<0.0003	<0.0003	<0.0003

\*は水生生物の保全にかかる要監視項目

④ 水生生物の保全に係る環境基準項目測定結果（平成 29 年度）

(単位:mg/L)

環境基準健康項目	東部海域	中部海域	西部海域
	E-2	C-4	W-3
全亜鉛	0.002	0.001	0.001
ノニルフェノール	<0.00006	<0.00006	<0.00006
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩 及びその塩	<0.0006	<0.0006	<0.0006

※数値はすべて年平均値

水生生物の保全に係る環境基準項目は福岡市内においては類型指定が無い

⑥底質調査結果（平成 29 年度）

項目	単位	東 部 海 域		中 部 海 域			西 部 海 域		
		E-2	E-6	C-1	C-4	C-10	W-3	W-6	W-7
p H	(-)	7.9	7.9	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
C O D	(mg/g)	17	20	14	17	10	2.5	12	2.8
乾 燥 減 量	(%)	61	63	50	55	46	33	40	29
強 熱 減 量	(%)	10	10	7.5	9.3	6.1	4.1	5.7	3.8
硫 化 物	(mg/kg)	150	220	100	160	130	44	69	50
有 機 炭 素	(mg/g)	16	17	11	14	8.4	3.5	8.7	2.6
全 窒 素	(mg/kg)	1700	1800	1200	1500	870	410	880	310
全 り ん	(mg/kg)	480	510	500	490	400	350	560	450
カドミウム	(mg/kg)	<0.1	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
シアン化合物	(mg/kg)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
鉛	(mg/kg)	20	21	17	17	11	6.1	15	6.1
総クロム	(mg/kg)	91	83	90	92	97	24	69	89
六価クロム	(mg/kg)	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
ひ 素	(mg/kg)	9	9	9	8	8	3	7	5
総 水 銀	(mg/kg)	0.24	0.23	0.13	0.19	0.12	<0.02	0.11	<0.02
アルキル水銀化合物	(mg/kg)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
P C B	(mg/kg)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

※pH, 乾燥減量, 強熱減量以外は乾燥試料当りの濃度

⑦博多湾の赤潮発生状況

年 度	月 別												発 生 件 数	延 べ 発 生 件 数	発 生 件 数	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
平 成 20		2 (2)	2 (2)											4	(4)	39
平 成 21		1 (1)	2 (1)	2 (3)	1 (1)	1 (1)	1 (1)							4	(8)	97
平 成 22		2 (2)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	1 (1)							6	(8)	74
平 成 23	2 (2)	1 (1)	2 (2)	1 (1)		1 (1)	1 (1)	1 (1)						9	(9)	64
平 成 24			1 (1)	2 (2)	1 (1)	1 (2)	1 (1)							4	(7)	104
平 成 25		1 (1)	2 (2)	4 (5)	1 (1)	1 (1)								9	(10)	76
平 成 26		1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)						1 (1)		6	(6)	55
平 成 27		3 (3)	1 (2)	1 (1)				1 (1)						5	(8)	72
平 成 28		1 (1)	2 (2)	1 (1)	5 (5)				1 (1)					10	(10)	66
平 成 29			2 (4)						1 (1)					3	(5)	8

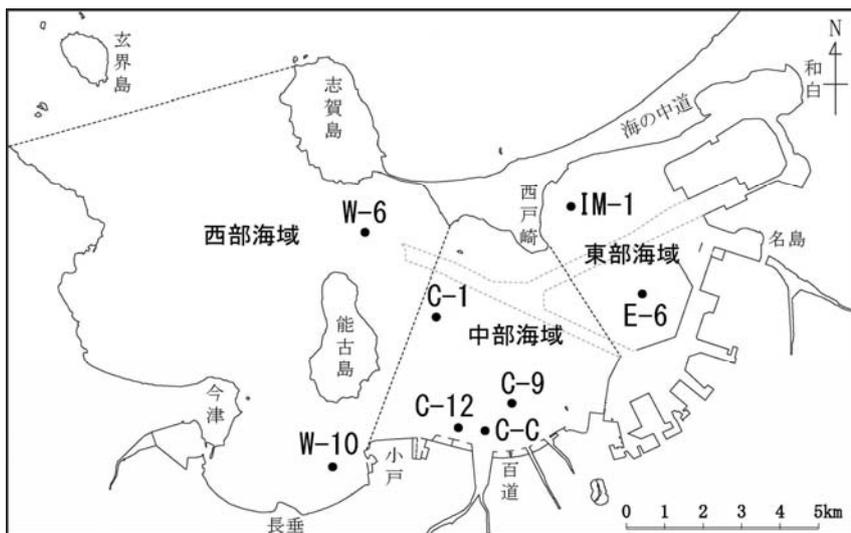
※各欄上段は、月別発生件数。上段の（ ）内は、延べ発生件数

下段の数値は赤潮発生日の合計件数

※水産庁九州漁業調整事務所及び福岡県水産海洋技術センターの調査結果（暦年）を年度別にまとめ直した

⑧平成 29 年度博多湾貧酸素発生状況調査結果

(調査地点)



※W-6, E-6, C-1 は環境基準点

海底上 0.1m の DO の観測結果と気象状況 (平成 29 年度)

調査項目	調査地点		調査日								平均値	最大値	最小値
			5/15	5/29	6/26	7/26	8/25	9/19	10/10	10/25			
底層 DO の測定結果 [mg/L]	西部海域	W-6	6.8	7.1	6.3	4.8	3.6	5.1	5.6	6.1	5.7	7.1	3.6
		W-10	5.3	4.6	3.9	2.7	2.1	4.1	2.7	6.3	4.0	6.3	2.1
	中部海域	C-1	6.0	6.7	6.1	4.4	0.7	4.6	5.1	6.1	5.0	6.7	0.7
		C-9	6.9	3.3	2.0	1.1	0.3	3.8	2.1	6.5	3.3	6.9	0.3
		C-12	4.6	1.7	3.0	0.3	0.1	4.2	3.0	6.3	2.9	6.3	0.1
		C-C	5.4	3.7	2.0	1.8	1.4	4.5	2.5	6.3	3.5	6.3	1.4
	東部海域	E-6	7.6	5.0	1.1	0.5	0.9	3.5	1.7	6.3	3.3	7.6	0.5
		IM-1	3.8	4.0	3.4	2.3	2.4	5.4	3.5	6.4	3.9	6.4	2.3
各月の平均値			5.2	3.5	2.2	1.4	4.4	4.8		3.6	5.2	1.4	
気象状況	月平均気温 [°C]	29年度	21.0	23.1	29.4	29.5	24.3			25.5			
		平年値	19.4	23.0	27.2	28.1	24.4	19.2	23.6				
	月降水量 [mm]	29年度	81.0	173.0	146.0	95.5	128.5		1683.0※				
		平年値	142.5	254.8	277.9	172.0	178.4	73.7	1099.3※				
	月平均全天日射量 [MJ/m <sup>2</sup> ・日]	29年度	21.6	19.1	19.1	20.2	13.1		18.6				
		平年値	17.9	16.2	16.9	17.6	14.4	12.5	15.9				
最大風速 10m/s以上の出現日数	29年度	0	0	0	2	1							
	平年値	0.7	0.4	0.6	1.1	1.6	1.2						

注1) 表中の■は3.6mg/L以下(貧酸素)を表す。  
 注2) 平年値は、1981年～2010年の平均値である。  
 ※：5～10月の合計値を表す。

海底の正常な底生生物の分布が危うくなる底層 DO 3.6mg/L (2.5mL/L より換算) 以下を貧酸素とした。  
 出典：「シンポジウム「貧酸素水塊」のまとめ」, 柳哲雄, 沿岸海洋研究ノート (1989)

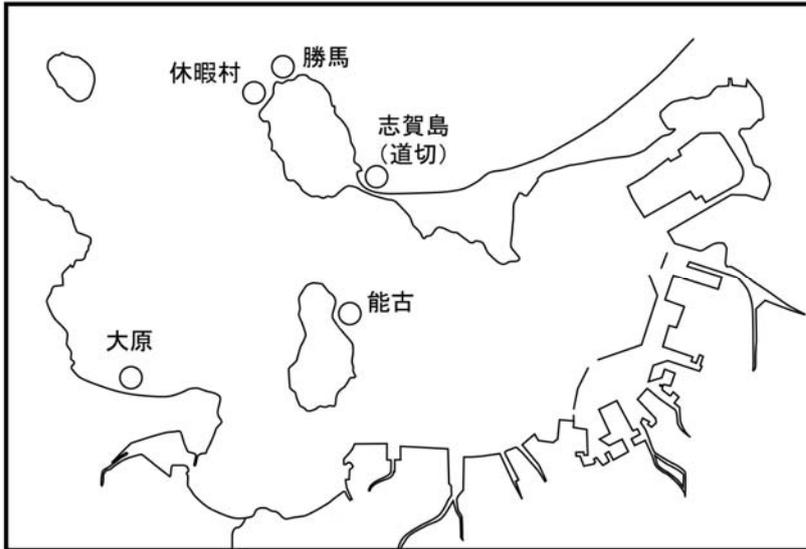
### (3) 海水浴場

市内の主要な5海水浴場については、毎年海水浴期間前及び期間中に水質調査を実施し、水浴の適・不適を判定しています。

平成29年度の調査結果では、いずれの海水浴場も判定基準に適合しており、海水浴場として適当な水質でした。病原性大腸菌O-157も検出されておりません。

また、海水及び空気中の放射性物質についても調査し、水浴に支障がないことを確認しました。

#### ●海水浴場調査地点図



#### ●平成29年度海水浴場水質判定結果

海水浴場名	遊泳期間前		遊泳期間中	
	判定	0-157	判定	0-157
国民休暇村	適・水質AA	不検出	適・水質A	不検出
勝馬	適・水質A	不検出	適・水質A	不検出
志賀島	適・水質AA	不検出	適・水質AA	不検出
大原	適・水質A	不検出	適・水質A	不検出
能古	適・水質A	不検出	可・水質B	不検出

#### ●海水浴場水質調査結果

海水浴場名	期間	ふん便性大腸菌群数 (個/100ml)	油膜の有無	COD (mg/l)	透明度
国民休暇村	遊泳期間前	<2	なし	1.2	1m以上
	遊泳期間中	2	なし	1.7	1m以上
勝馬	遊泳期間前	3	なし	1.7	1m以上
	遊泳期間中	2	なし	1.8	1m以上
志賀島 (道切)	遊泳期間前	<2	なし	1.0	1m以上
	遊泳期間中	<2	なし	1.7	1m以上
大原	遊泳期間前	12	なし	1.4	1m以上
	遊泳期間中	2	なし	1.7	1m以上
能古	遊泳期間前	15	なし	1.6	1m以上
	遊泳期間中	4	なし	2.6	1m以上

●海水浴場の水質判定基準

区	分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	C O D	透明度
適	水質 A A	不検出(検出限界 2 個 /100ml)	油膜が認められない	2 mg/1 以下	全透(1 m 以上)
	水質 A	100 個/100ml 以下	油膜が認められない	2 mg/1 以下	全透(1 m 以上)
可	水質 B	400 個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	5 mg/1 以下	1 m 未満～50cm
	水質 C	1,000 個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	8 mg/1 以下	1 m 未満～50cm
不適		1,000 個/100ml を 超えるもの	常時油膜が認められる	8 mg/1 超	50cm 未満

●平成29年度海水浴場放射性物質調査 (平成29年4～7月)

海水浴場名	表層		下層	
	ヨウ素131	セシウム134 セシウム137	ヨウ素131	セシウム134 セシウム137
指針値	—	10Bq/L	—	10Bq/L
休暇村	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
勝馬	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
志賀島	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
大原	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
能古	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず

※指針値：環境省が「水浴場の放射性物質に関する指針について（平成24年6月改訂）」において示した値

※ゲルマニウム半導体検出器を用い測定

検出下限値：放射性ヨウ素131 0.6Bq/L 放射性セシウム 0.6Bq/L

※水深約1.5メートル地点における表層・下層の海水を採水

●空気中の放射線量調査結果 (平成29年4～7月)

(単位：μSv/h)

海水浴場名	測定値		
	地表面	地上50cm	地上1m
休暇村	0.05～0.08	0.05～0.07	0.05～0.07
勝馬	0.03	0.03	0.03～0.04
志賀島	0.04～0.05	0.04～0.06	0.05
大原	0.06～0.10	0.06～0.10	0.06～0.10
能古	0.07～0.08	0.07	0.06～0.07

※休暇村3地点、勝馬3地点、志賀島2地点、大原3地点、能古2地点で調査を実施

※TSC-172B (NaI シンチレーションサーベイメータ) を用いて、時定数30秒において地表面から1cm、50cm、1m

の高さで1分30秒保持後、30秒毎に5回数値を読み取る。5回の平均をその地点の空間放射線量率 (μSv/h) とする。

#### (4) 地下水

福岡市では、環境基準に定められている重金属及び揮発性有機化合物など 28 項目について地下水調査を実施し、水質を監視しています。

調査の種類は、全体的な福岡市の状況を把握するための概況調査、概況調査で環境基準を超過した項目があった場合に周辺の汚染の広がりや原因を把握するための汚染井戸周辺地区調査、地域的な汚染を継続的に監視する継続監視調査、その他必要に応じて行うその他の調査があり、全体及び詳細を把握するよう努めています。

##### ① 概況調査

地下水の水質の状況を全体的に把握するため、基準地域メッシュ（1辺約1～2km）を利用し、1メッシュ1井戸について、概況調査をしています。平成29年度は第四次概況調査(平成29～34年度)の1年目にあたり、16井戸で調査を行いました。その結果、1井戸で環境基準を超過していました。

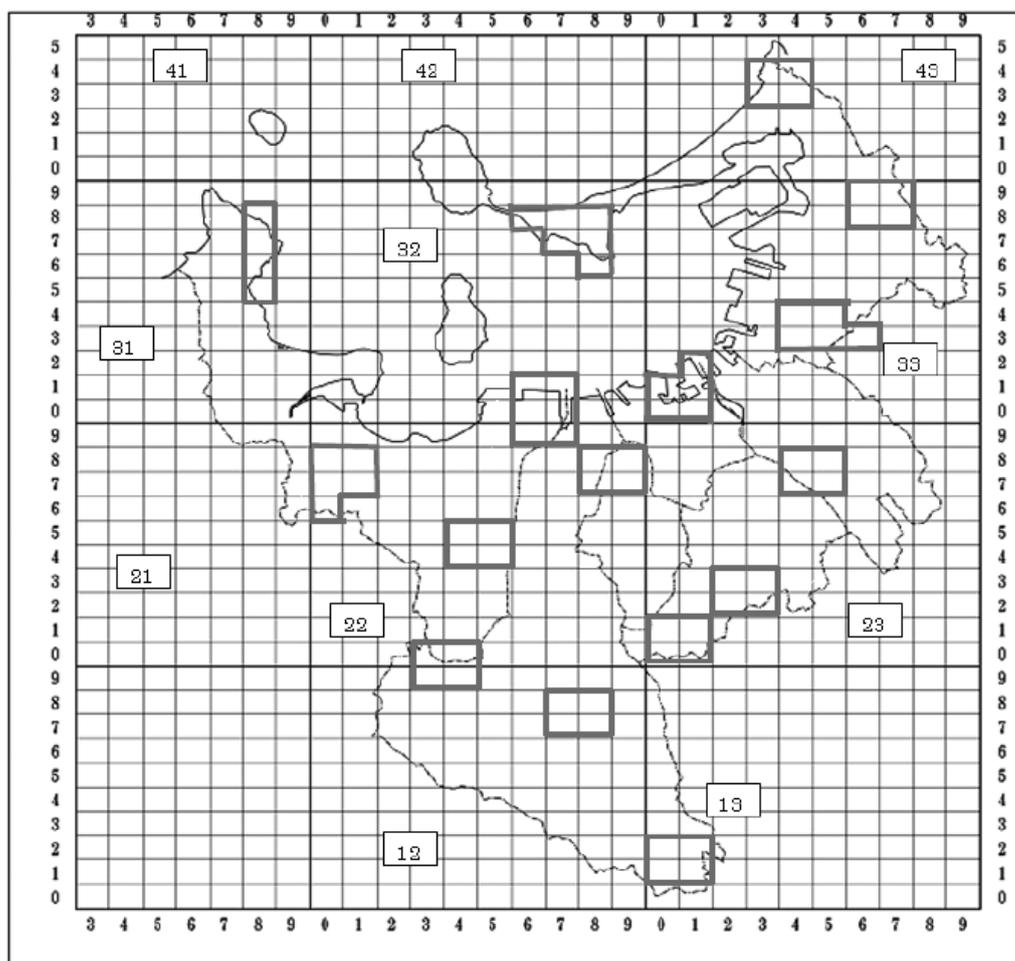
##### ② 汚染井戸周辺地区調査

概況調査で汚染が判明した井戸及びその周辺の井戸（合計6井戸）で調査を行いました。その結果、概況調査で基準超過が確認された井戸は環境基準を満たしていましたが、周辺の1井戸のみ環境基準を超過していました。

##### ③ 継続監視調査

平成29年度はトリクロロエチレン等の揮発性有機化合物を含む8項目について、23井戸で継続監視調査を行いました。その結果、11井戸で環境基準を超過していました。

平成29年度概況調査実施地域図



●地下水質調査結果総括表（平成 29 年度）

調査区分	調査井戸数	基準超過井戸数	項目別基準超過井戸延数内訳		
			重金属等	揮発性有機化合物	その他
概況調査	16	1	0	0	1
汚染井戸周辺地区調査	6	1	0	0	1
継続監視調査	23	11	1	10	0
その他の調査	3	0	0	0	0
合計	48	13	1	10	2

※重金属等とは、カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、セレン、ふっ素、ほう素

※揮発性有機化合物とは、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、1,3-ジクロロプロペン及び1,4-ジオキサン

※その他とはPCB、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

●平成 29 年度概況調査結果

調査項目	調査井戸数	基準超過井戸数	環境基準 (mg/L)
カドミウム	16	0	0.003
全シアン	16	0	検出されないこと
鉛	16	0	0.01
六価クロム	16	0	0.05
砒素	16	0	0.01
総水銀	16	0	0.0005
アルキル水銀	16	0	検出されないこと
P C B	16	0	検出されないこと
ジクロロメタン	16	0	0.02
四塩化炭素	16	0	0.002
クロロエチレン	16	0	0.002
1,2-ジクロロエタン	16	0	0.004
1,1-ジクロロエチレン	16	0	0.1
1,2-ジクロロエチレン	16	0	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	16	0	1
1,1,2-トリクロロエタン	16	0	0.006
トリクロロエチレン	16	0	0.01
テトラクロロエチレン	16	0	0.01
1,3-ジクロロプロペン	16	0	0.002
チウラム	16	0	0.006
シマジン	16	0	0.003
チオベンカルブ	16	0	0.02
ベンゼン	16	0	0.01
セレン	16	0	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	16	1	10
ふっ素	16	0	0.8
ほう素	16	0	1
1,4-ジメチル	16	0	0.05

●平成 29 年度汚染井戸周辺地区調査結果

調査項目	調査井戸数	基準超過井戸数	汚染原因
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6	1	農地への施肥と推定

●平成 29 年度継続監視調査内訳

調査項目	調査井戸数	基準超過井戸数
四塩化炭素	5	1
クロロエチレン	20	2
1,1-ジクロロエチレン	20	0
1,2-ジクロロエチレン	20	3
1,1,1-トリクロロエタン	17	0
トリクロロエチレン	20	4
テトラクロロエチレン	20	9
六価クロム	3	1

●継続監視調査結果

No.	項目	水温	pH	電気伝導度	六価クロム	四塩化炭素	クロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
		(℃)		(mS/m)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)
環境基準値		—	—	—	0.05	0.002	0.002	0.1	0.04	1	0.01	0.01
所在地												
1	香椎駅前①	17.8	5.8	17	-	<0.0002	<0.0002	<0.0001	0.0020	<0.0005	0.001	<0.0005
2	香椎駅前②	17.6	6.2	15	-	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0005	<0.001	<0.0005
3	香椎駅前③	18.2	6.0	20	-	0.0038	0.0046	0.011	1.3	<0.0005	41	3.7
4	土井	18.3	6.7	37	-	-	<0.0002	0.0001	0.018	<0.0005	0.002	0.013
5	原田	19.3	6.9	41	-	-	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0005	<0.001	<0.0005
6	井尻	18.8	6.7	35	-	-	<0.0002	0.0001	0.0087	<0.0005	0.010	0.028
7	中尾	18.3	6.5	15	-	-	0.0002	<0.0001	0.017	<0.0005	0.010	0.11
8	花畑①	17.6	6.5	31	-	-	0.37	0.0070	0.78	<0.0005	0.11	0.23
9	花畑②	18.3	6.2	22	-	-	<0.0002	<0.0001	0.0013	<0.0005	<0.001	0.0008
10	皿山	18.1	6.4	19	-	-	<0.0002	<0.0001	0.0037	<0.0005	<0.001	0.0031
11	桧原	18.0	6.1	15	-	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0005	<0.001	<0.0005
12	田島①	18.4	5.7	15	-	-	<0.0002	<0.0001	0.0005	<0.0005	<0.001	0.054
13	田島②	18.5	6.5	25	-	-	<0.0002	<0.0001	0.058	<0.0005	0.023	6.2
14	南庄	17.3	6.6	24	-	0.0008	<0.0002	0.0037	0.0013	0.010	0.003	0.23
15	今宿駅前	18.8	7.3	100	-	-	<0.0002	0.0001	0.0087	<0.0005	0.014	<0.0005
16	今宿東	18.4	6.5	33	-	-	<0.0002	<0.0001	0.0078	<0.0005	0.004	<0.0005
17	周船寺	16.6	6.9	21	-	-	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0005	<0.001	<0.0005
18	博多駅南①	18.2	6.5	32	0.28	-	-	-	-	-	-	-
19	博多駅南②	16.8	6.6	32	<0.005	-	-	-	-	-	-	-
20	博多駅南③	16.3	7.0	21	<0.005	-	-	-	-	-	-	-
21	那の川	18.9	6.1	34	-	-	<0.0002	<0.0001	<0.0002	-	<0.001	0.0039
22	下山門①	18.1	6.7	23	-	-	<0.0002	<0.0001	0.0003	-	<0.001	0.015
23	下山門②	18.0	6.6	23	-	-	<0.0002	<0.0001	0.0002	-	<0.001	0.0071

※数値はすべて平均値(測定は年2回,ただしNo.1~No.3は年1回, No.19~21は年4回)

※網掛けは環境基準超過

### 3 土壌環境（土壌汚染対策法関連）

平成 15 年 2 月 15 日に土壌汚染対策法が施行され、一定の機会を捉えて土地の所有者等が土壌汚染状況調査を行うこととなりました。本市では、提出された土壌汚染状況調査結果報告書により判明した土壌汚染について、土壌汚染対策の指導などを実施しています。

#### ●平成 29 年度土壌汚染対策法の施行状況

手続き種別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
法第 3 条調査 <sup>※1</sup>	1 件	3 件	0 件
法第 3 条ただし書きの確認 <sup>※2</sup>	6 件	4 件	6 件
法第 4 条届出 <sup>※3</sup>	73 件	66 件	75 件
法第 4 条調査命令 <sup>※4</sup>	3 件	3 件	2 件
法第 5 条調査命令 <sup>※5</sup>	0 件	0 件	0 件
要措置区域等指定 <sup>※6</sup>	3 件	5 件	6 件
要措置区域等解除 <sup>※7</sup>	2 件	1 件	4 件
法第 1 4 条指定の申請 <sup>※8</sup>	2 件	4 件	6 件

※1 有害物質使用特定施設の廃止時に行う土地の土壌調査

※2 法第 3 条に基づく土壌調査報告が一時的に免除される届出

※3 一定規模(3,000 m<sup>2</sup>)以上の土地の形質変更時に行う届出

※4 土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の土地の土壌調査命令

※5 土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある場合の土地の土壌調査命令

※6 土壌調査の結果、特定有害物質による汚染状態が指定基準に適合しないときに行う区域の指定

※7 指定区域において、汚染の除去等の措置により区域の全部又は一部についてその事由がなくなったと認められる場合の区域の解除

※8 自主調査に基づく指定の申請

#### ●要措置区域等指定の状況（平成 29 年度末現在）

区分	東区	博多区	中央区	南区
件数	9	1	2	1

※件数は、要措置区域及び形質変更時要届出区域の合計

## 4 音環境

騒音・振動は身近な生活環境問題であり、工場・事業場、建設作業、各種交通機関などからの騒音や振動、移動販売車及び飲食店などの深夜営業に伴う騒音、エアコンの室外機などの一般家庭における生活から発生する騒音など多岐にわたり、苦情相談も数多くあります。

福岡市では、自動車、航空機、新幹線鉄道、在来鉄道の騒音や、道路交通、新幹線鉄道及び在来鉄道の振動について定期的に測定しています。

### ◆「環境基準」について◆

環境基本法第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）が定められています。

騒音に係る環境基準については、下記のとおり地域の類型に応じてそれぞれ基準値が定められています。

- 1 騒音に係る環境基準（自動車騒音を含む）
- 2 航空機騒音に係る環境基準
- 3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

なお、振動に係る環境基準は設定されていません。

### (1) 自動車騒音・道路交通振動

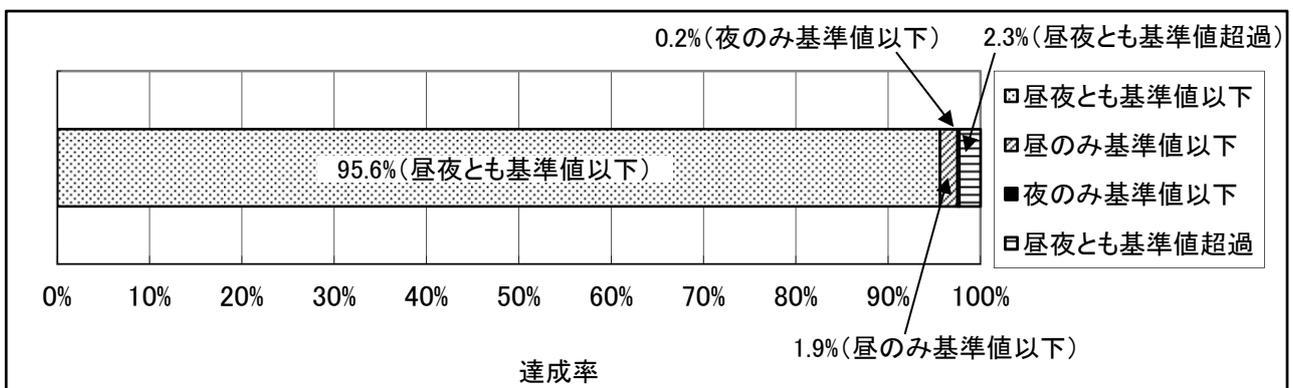
平成24年度から、市内の幹線道路(391.9km)を512の区間に分けて自動車騒音の常時監視を実施してきましたが、平成27年度全国道路・街路交通情勢調査結果が公表されたことを受けて、監視計画の見直しを行いました。新たな計画では、平成29年度から5年間で521区間(401.1km)について自動車騒音の常時監視を行います。

平成29年度は、幹線道路の道路端での騒音測定等を54地点で実施するとともに、506区間で道路から50mの範囲にある住居等の約21万1千戸について騒音レベルを推計し、環境基準の達成状況を評価しました。その結果、沿道住居等の95.6%で昼夜とも環境基準を達成しました。

道路交通振動については、11地点で振動レベルを測定しましたが、要請限度を超える地点はありませんでした。

#### ●平成29年度 道路に面する地域における環境基準の達成状況（昼夜別）

	環境基準達成状況(総戸数 201,311 戸)			
	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過
戸数	201,900 戸	4,026 戸	393 戸	4,962 戸
達成率	95.6%	1.9%	0.2%	2.3%



### ◆「道路に面する地域における環境基準の評価」について◆

道路に面する地域の環境基準の評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価することとされています。また、評価手法は、等価騒音レベル(L<sub>Aeq</sub>)によることとされています。

●平成 29 年度 自動車騒音測定結果（継続測定路線）

（単位：デシベル）

地点番号	路線名	調査単位 区間番号	測定地点住所	測定結果(L <sub>Aeq</sub> )		(参考)環境基準		(参考)要請限度	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	一般国道 3 号	10010-4	東区松香台 1 丁目 23	75	71	70	65	75	70
2	一般国道 3 号	10090-1	博多区千代 3 丁目 18	73	69	70	65	75	70
3	一般国道 3 号 (博多バイパス)	10210-1	東区原田 4 丁目 33	72	71	70	65	75	70
4	一般国道 202 号	10305-1	中央区赤坂 2 丁目 4	72	71	70	65	75	70
5	一般国道 202 号	10390-4	西区今宿青木 1020-1	74	69	70	65	75	70
6	一般国道 202 号	10410-1	西区周船寺 3 丁目 19	70	69	70	65	75	70
7	一般国道 202 号 (外環状線)	10490-1	南区桧原 1 丁目 10	69	65	70	65	75	70
8	福岡筑紫野線	40090-3	南区高宮 2 丁目 3	72	68	70	65	75	70
9	堅粕西新 2 号線	80180-1	中央区鳥飼 1 丁目 4	70	66	70	65	75	70
10	清水干隈線	80210-4	南区長住 3 丁目 2	68	63	65	60	75	70
11	千代今宿線	80260-2	早良区高取 1 丁目 1	66	64	70	65	75	70

●平成 29 年度 道路交通振動測定結果

（単位：デシベル）

地点番号	路線名	調査単位 区間番号	測定地点住所	測定結果(L <sub>10</sub> )		要請限度	
				昼間	夜間	昼間	夜間
1	一般国道 3 号	10010-4	東区松香台 1 丁目 23	38	34	65	60
2	一般国道 3 号	10090-1	博多区千代 3 丁目 18	48	44	70	65
3	一般国道 3 号 (博多バイパス)	10210-1	東区原田 4 丁目 33	41	40	70	65
4	一般国道 202 号	10305-1	中央区赤坂 2 丁目 4	46	43	70	65
5	一般国道 202 号	10390-4	西区今宿青木 1020-1	43	38	65	60
6	一般国道 202 号	10410-1	西区周船寺 3 丁目 19	43	42	70	65
7	一般国道 202 号 (外環状線)	10490-1	南区桧原 1 丁目 10	34	28	65	60
8	福岡筑紫野線	40090-3	南区高宮 2 丁目 3	41	37	70	65
9	堅粕西新 2 号線	80180-1	中央区鳥飼 1 丁目 4	46	41	65	60
10	清水干隈線	80210-4	南区長住 3 丁目 2	37	31	65	60
11	千代今宿線	80260-2	早良区高取 1 丁目 1	36	34	70	65

◆自動車騒音及び道路交通振動の環境省令で定める限度（要請限度）について◆

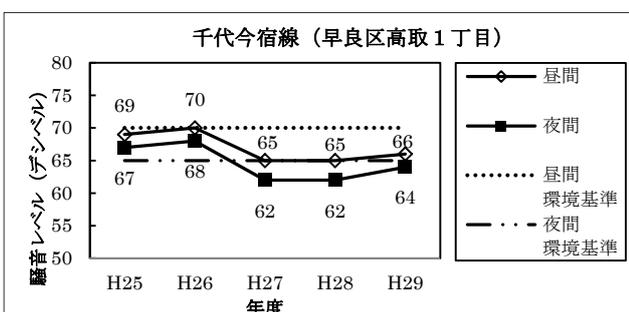
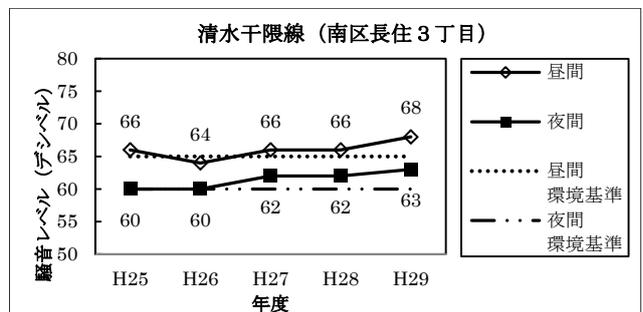
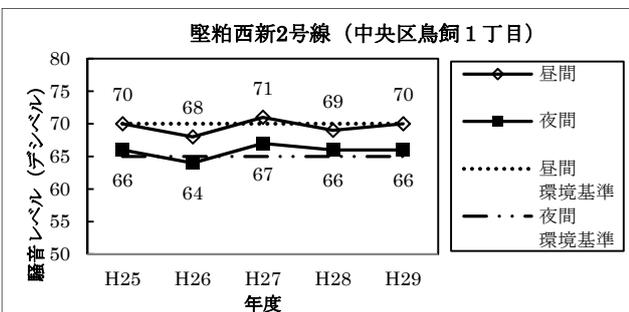
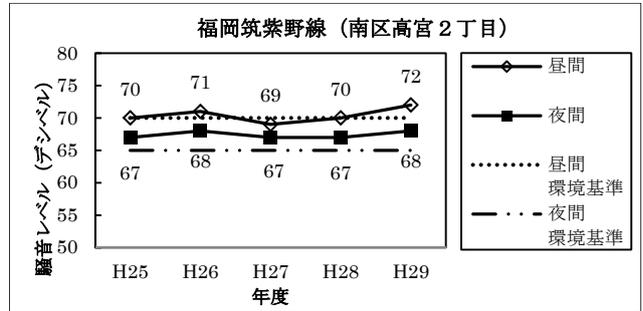
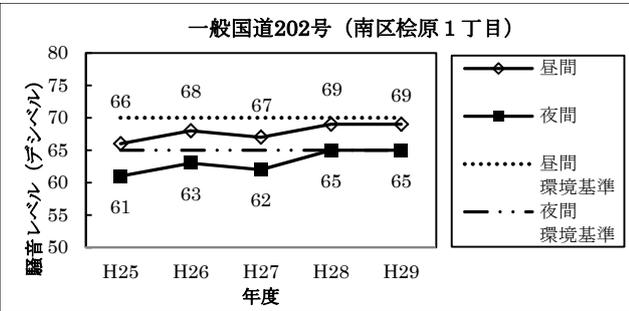
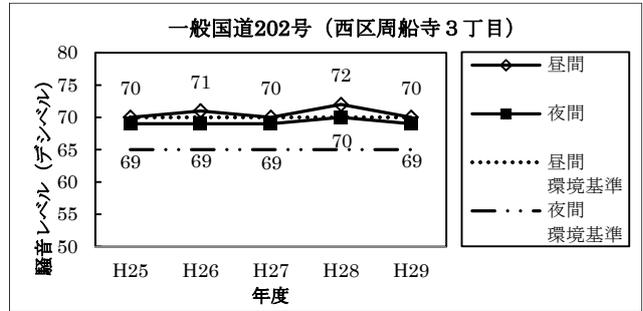
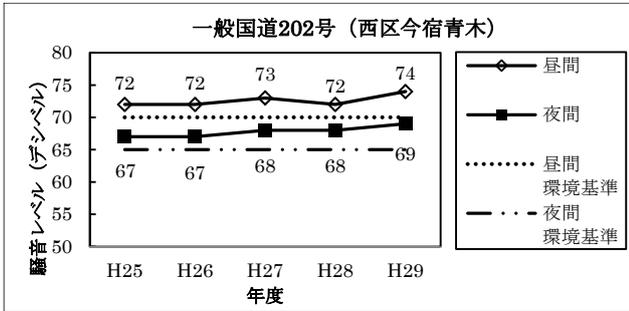
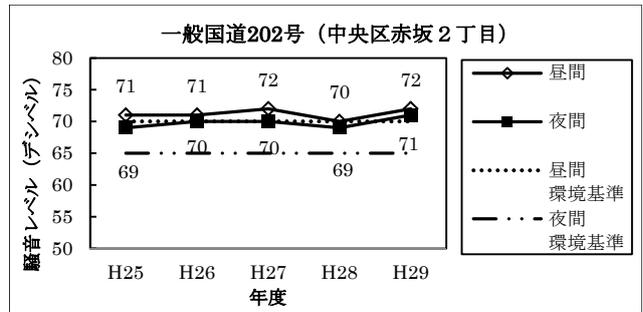
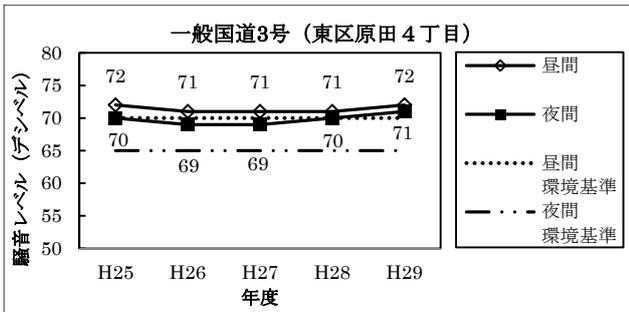
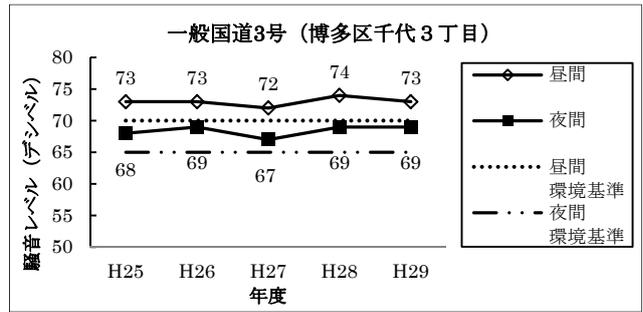
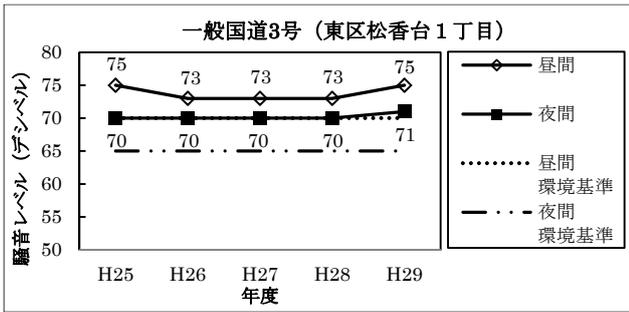
●自動車騒音の要請限度

騒音規制法において、生活環境が著しく損なわれている場合に、公安委員会に対して道路交通法の規定による措置を要請できる環境省令で定める限度です。

●道路交通振動の要請限度

振動規制法において、生活環境が著しく損なわれている場合に、道路管理者に対して道路交通振動の防止のための措置や公安委員会に対して道路交通法の規定による措置等を要請できる環境省令で定める限度です。

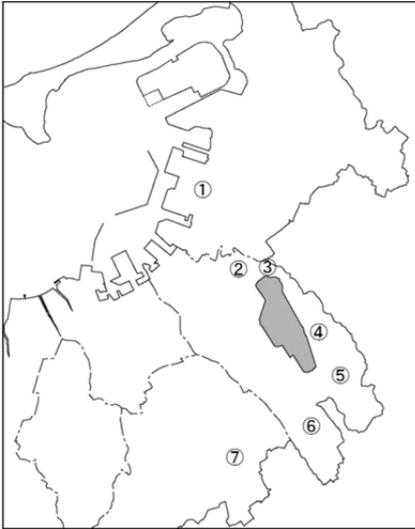
●自動車騒音の経年変化（継続測定路線）



## (2) 航空機騒音

航空機騒音について、平成 29 年度は空港周辺の 7 地点について年 2 回の測定を実施しました。その結果、3 地点で環境基準を達成しました。

### ●航空機騒音測定地点



地点番号	測定地点	測定場所
①	東箱崎小学校	東区箱崎 5 丁目 11-20
②	東吉塚公民館	博多区吉塚 6 丁目 6-10
③	大井集会所	博多区大井 2 丁目 10-15
④	席田会館	博多区東平尾 2 丁目 20-1
⑤	月隈公民館	博多区月隈 3 丁目 27-3
⑥	板付公民館	博多区麦野 1 丁目 29-12
⑦	野多目小学校	南区野多目 2 丁目 6-1

### ●平成 29 年度航空機騒音測定結果

(単位: デシベル)

地点番号	測定地点	測定期間	地域類型	測定結果(L <sub>den</sub> )	環境基準
①	東箱崎小学校	H29.5.9~5.15 H29.10.12~10.18	II	<b>65</b>	62
②	東吉塚公民館	H29.6.14~6.20 H30.1.30~2.5	II	59	62
③	大井集会所	H29.6.16~6.22 H29.12.19~12.25	II	61	62
④	席田会館	H29.5.31~6.6 H29.11.30~12.6	II	<b>66</b>	62
⑤	月隈公民館	H29.5.31~6.6 H30.1.24~1.30	II	<b>66</b>	62
⑥	板付公民館	H29.6.28~7.3, 7.5 H29.1.13~1.19	I	<b>60</b>	57
⑦	野多目小学校	H29.9.26~10.2. H30.1.13~1.19	I	45	57

※太数字 は環境基準を超えるもの

※測定結果は測定期間全日のエネルギー平均値

※⑥板付公民館 H29. 7. 4 については、定期便就航率 95%未滿のため欠測。

### ◆「航空機騒音に係る環境基準」について ◆

航空機騒音に係る環境基準は、L<sub>den</sub>で評価します。L<sub>den</sub>とは時間帯補正等価騒音レベルのことで、航空機に伴う飛行騒音や地上騒音を時間帯によって重み付けし、1日の航空機騒音レベルを評価した指標であり、単位はデシベルで表します。

環境基準値は、東区・博多区・中央区・南区のうち、都市計画法に基づく用途地域が第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域の地域をI類型に、その他の地域をII類型に当てはめ、各地域の類型毎に定められています。

### (3) 鉄道騒音・振動

#### ①新幹線鉄道

平成 29 年度は、山陽新幹線 4 地域 8 地点、九州新幹線 2 地域 5 地点の計 6 地域 13 地点で騒音・振動を測定しました。

その結果、騒音については軌道中心から 12.5m 地点の 1 地点、25m 地点の 2 地点で環境基準を超過し、残り 9 地点では環境基準を達成しました。

振動については、全地点で「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」の指針値 (70 デシベル以下) 以下でした。

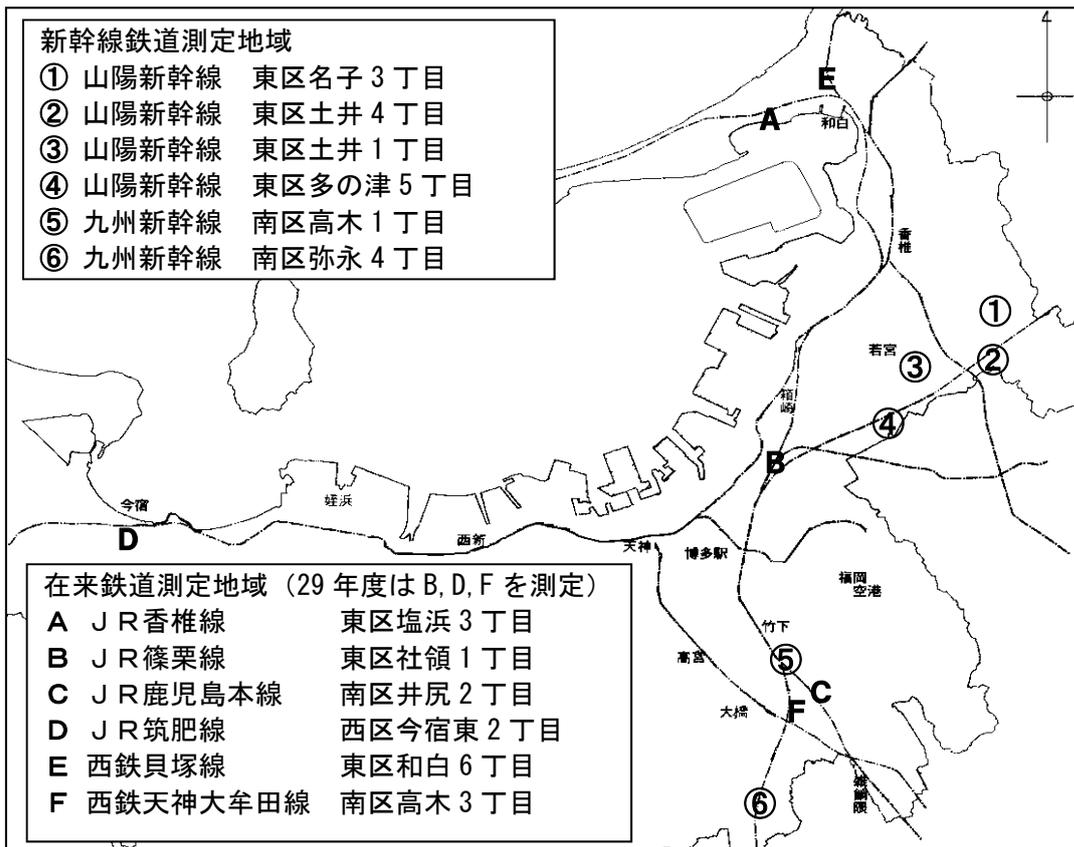
#### ②在来鉄道

市内の在来鉄道は、九州旅客鉄道株式会社の鹿児島本線・篠栗線・筑肥線・香椎線、西日本鉄道株式会社の天神大牟田線・貝塚線及び福岡市営地下鉄の空港線・箱崎線・七隈線の計 9 路線で運行されています。

平成 29 年度は、鹿児島本線、篠栗線、筑肥線、香椎線、天神大牟田線、貝塚線の沿線 6 地域のうち、3 地域 (篠栗線、筑肥線、天神大牟田線の沿線) で騒音・振動を測定しました。

なお、在来鉄道の騒音・振動に係る環境基準は定められていませんが、「在来鉄道騒音測定マニュアル」が示されていることから、福岡市では、このマニュアルに基づき騒音を測定するとともに、振動については新幹線鉄道振動の測定方法に準じて測定を実施し、現状の把握に努めています。

#### ●鉄道騒音・振動の測定地点



●平成 29 年度 新幹線鉄道の騒音・振動測定結果

(単位：デシベル)

地点番号	路線名	測定場所	測定年月日	地域類型	騒音レベル(L <sub>A,Smax</sub> )			振動レベル 25 m	軌道構造
					12.5 m	25 m	50 m		
①	山陽新幹線	東区名子3丁目	H29.10.27	I	72	70	/	48	バラスト高架
②		東区土井4丁目	H29.12.7	I	/	71	60	47	バラスト切取り
③		東区土井1丁目	H29.10.3	I	/	71	67	46	スラブ高架
④		東区多の津5丁目	H29.10.31	II	/	71	68	49	スラブ高架
⑤	九州新幹線	南区高木1丁目	H29.11.2	II	/	69	67	41	スラブ高架
⑥		南区弥永4丁目	H29.11.1	I	(73)	69	64	48	スラブ高架

※太数字は環境基準を超えるもの

※新幹線鉄道騒音に係る環境基準値は、I 類型：70デシベル以下、II 類型：75デシベル以下

※新幹線鉄道振動に係る指針値は、70デシベル以下

※⑥南区弥永4丁目の12.5m地点では自動車による騒音の影響があり参考値とした。

◆「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」について◆

新幹線鉄道騒音に係る環境基準は、当該測定点における最大騒音レベル (L<sub>A,Smax</sub>) の平均値で評価します。  
 環境基準値は、主として住居の用に供される地域を I 類型に、商工業の用に供される地域等 I 類型以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域を II 類型に当てはめています。  
 なお、新幹線鉄道振動については環境基準は定められていませんが、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」により指針値が定められています。

●平成 29 年度 在来鉄道の騒音・振動測定結果

(単位：デシベル)

地点記号	路線名	測定場所	測定年月日	時間帯別等価騒音レベル				振動レベル 12.5 m
				12.5 m		25 m		
				昼間	夜間	昼間	夜間	
B	JR篠栗線	東区社領1丁目	H29.10.12	57	51	57	51	51
D	JR筑肥線	西区今宿東2丁目	H29.11.10	58	52	54	48	56
F	西鉄天神大牟田線	南区高木3丁目	H29.11.19	63	57	60	54	60

◆「在来鉄道の 신설または大規模改良に際しての騒音対策の指針」について◆

●新線

等価騒音レベル (L<sub>Aeq</sub>) として、昼間 (7~22時) は60デシベル以下、夜間 (22時~翌日7時) は55デシベル以下とする。  
 なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあつては、一層の低減に努めること。

●大規模改良線

騒音レベルの状況を改良前より改善すること。  
 振動については指針等ありませんが、本市では「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」に準じた測定を実施しています。

## 5 化学物質・フロン等

### (1) 有害大気汚染物質

平成29年度は、市内4測定局（香椎局、千鳥橋局、大橋局、西新局）において、毎月1回、有害大気汚染物質の調査を行いました。環境基準が設定されている4つの有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン）については、全地点で環境基準を達成していました。

また、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）が設定されているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、ニッケル化合物、水銀及びその化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物についても、全地点で指針値を下回っていました。

※ダイオキシン類については、「(3) ダイオキシン類」に掲載。

#### ※有害大気汚染物質：

大気中から低濃度ではあるが検出され、長期間に渡ってばく露することにより健康影響が生ずるおそれのある物質。

#### ※有害大気汚染物質に関する環境基準：

ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの3物質については平成9年2月、ジクロロメタンについては平成13年4月に環境基準が設定された。

### ●平成29年度 有害大気汚染物質調査結果一覧（その1）

物質名	測定地点名	平均値	最大値	最小値	基準値等
ベンゼン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	香椎局	0.60	1.1	0.23	環境基準値 3
	千鳥橋局	0.83	1.4	0.29	
	大橋局	0.65	1.2	0.14	
	西新局	0.86	1.4	0.38	
トリクロロエチレン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	香椎局	0.070	0.22	0.013 *	環境基準値 200
	千鳥橋局	0.024	0.046	0.009 *	
	大橋局	0.022	0.047	<0.009	
	西新局	0.017	0.040	<0.009	
テトラクロロエチレン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	香椎局	0.13	0.35	0.034	環境基準値 200
	千鳥橋局	0.0059	0.11	0.026	
	大橋局	0.043	0.086	0.012 *	
	西新局	0.043	0.083	0.012 *	
ジクロロメタン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	香椎局	0.64	1.2	0.36	環境基準値 150
	千鳥橋局	0.65	1.2	0.34	
	大橋局	0.78	1.3	0.34	
	西新局	0.63	1.2	0.34	
アクリロニトリル ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	香椎局	0.011	0.018 *	<0.010	指針値 2
	千鳥橋局	0.012	0.022 *	<0.010	
	大橋局	0.030	0.055	0.010 *	
	西新局	0.011	0.019 *	<0.010	
アセトアルデヒド ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	香椎局	1.1	1.8	0.42	EPA10 <sup>-5</sup> 5
	千鳥橋局	1.8	4.0	0.63	
	大橋局	1.3	2.4	0.49	
	西新局	1.5	2.7	0.64	

●平成29年度 有害大気汚染物質調査結果一覧（その2）

物質名	測定地点名	平均値	最大値	最小値	基準値等
塩化ビニルモノマー ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	香椎局	0.033	0.12	<0.007	指針値 10
	千鳥橋局	0.040	0.15	<0.007	
	大橋局	0.040	0.19	<0.007	
	西新局	0.034	0.11	<0.007	
クロロホルム ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	香椎局	0.17	0.29	0.070	指針値 18
	千鳥橋局	0.17	0.24	0.070	
	大橋局	0.16	0.22	0.070	
	西新局	0.16	0.22	0.078	
酸化エチレン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	香椎局	0.060	0.089	0.018	
	千鳥橋局	0.070	0.11	0.026	
	大橋局	0.072	0.11	0.025	
	西新局	0.066	0.12	0.022	
1,2-ジクロロエタン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	香椎局	0.18	0.41	0.051	指針値 1.6
	千鳥橋局	0.18	0.41	0.055	
	大橋局	0.18	0.46	0.048	
	西新局	0.18	0.39	0.061	
1,3-ブタジエン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	香椎局	0.036	0.065	0.015 *	指針値 2.5
	千鳥橋局	0.099	0.17	0.053	
	大橋局	0.060	0.10	0.021 *	
	西新局	0.098	0.16	0.054	
ベンゾ [a] ピレン ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	香椎局	0.054	0.23	0.0055	WHO欧州 0.11
	千鳥橋局	0.062	0.22	0.0067	
	大橋局	0.064	0.24	0.0052	
	西新局	0.057	0.20	0.0079	
ホルムアルデヒド ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	香椎局	1.2	1.7	0.44	EPA10 <sup>-5</sup> 0.8
	千鳥橋局	2.0	4.7	0.67	
	大橋局	1.3	1.9	0.58	
	西新局	1.6	2.3	0.70	
水銀及びその化合物 ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	香椎局	1.7	2.2	1.5	指針値 40
	千鳥橋局	1.7	2.1	1.4	
	大橋局	1.7	2.2	1.4	
	西新局	1.9	2.3	1.4	
ニッケル化合物 ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	香椎局	2.4	6.5	0.57	指針値 25
	千鳥橋局	5.3	16	0.94	
	大橋局	2.7	8.0	0.65	
	西新局	3.3	12	0.78	
ヒ素及びその化合物 ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	香椎局	0.64	2.6	0.080	指針値 6
	千鳥橋局	0.72	2.8	0.061	
	大橋局	0.61	2.3	0.043	
	西新局	0.63	2.4	0.18	

●平成29年度 有害大気汚染物質調査結果一覧（その3）

物質名	測定地点名	平均値	最大値	最小値	基準値等
ベリリウム及びその化合物 (ng/m <sup>3</sup> )	香椎局	0.021	0.15	<0.0021	EPA10 <sup>-5</sup> 4
	千鳥橋局	0.025	0.18	<0.0021	
	大橋局	0.020	0.14	<0.0021	
	西新局	0.019	0.14	<0.0021	
マンガン及びその化合物 (ng/m <sup>3</sup> )	香椎局	16	100	1.3	指針値 140
	千鳥橋局	20	120	2.5	
	大橋局	15	93	2.5	
	西新局	15	96	3.6	
クロム及びその化合物 (ng/m <sup>3</sup> )	香椎局	2.0	8.1	0.61	
	千鳥橋局	2.7	9.9	0.68	
	大橋局	2.0	7.7	0.44	
	西新局	2.8	8.4	0.96	
塩化メチル (μg/m <sup>3</sup> )	香椎局	1.3	1.5	1.2	
	千鳥橋局	1.3	1.4	1.2	
	大橋局	1.3	1.4	1.2	
	西新局	1.3	1.4	1.2	
トルエン (μg/m <sup>3</sup> )	香椎局	2.5	5.8	0.65	
	千鳥橋局	4.2	8.8	1.2	
	大橋局	4.3	12	1.3	
	西新局	3.5	7.3	1.3	

※ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの基準値は、環境基本法第16条に基づく大気環境基準値。

※アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物の指針値は、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第7次答申）（第8次答申）（第9次答申）（第10次答申）」）

※上記以外の基準値等については、「EPA10<sup>-5</sup>」は米国環境保護庁（EPA）が設定したユニットリスクに基づく10<sup>-5</sup>リスクレベル換算値、「WHO欧州」はWHO欧州地域事務局のガイドライン値

※測定値は、原則として有効数字2桁とし、最小表示は定量下限値の桁まで記載。但し、測定値が検出下限値以上定量下限値未満の値は「\*」を付し定量下限値の桁まで記載。測定値が検出下限値未満の値は、<検出下限値を記載。

※年平均値の算出については測定値を算術平均して求めた。但し、測定値が検出下限値未満のときは、検出下限値の2分の1の値を年平均の算出に用いた。

## (2) アスベスト

アスベスト（石綿）は大気汚染防止法で特定粉じん指定され、人体に対する健康被害として肺がんや悪性中皮腫などが知られています。耐熱（不燃性）・耐薬品等にすぐれ、建材など様々な製品に使用されてきたため、建築物の解体などにより一般環境への排出が問題視されています。

平成29年度は、市内5地域（各2地点）において一般環境の調査を行いました。各調査地点の測定結果は総繊維数濃度0.056～0.19本／リットルの範囲でした。

大気中のアスベストに係わる環境基準は設定されていませんが、大気汚染防止法に定める石綿製品製造施設の敷地境界線におけるアスベスト繊維数濃度の基準値（10本／リットル）の1/10未満であり、世界保健機構（WHO）の環境保健クライテリア53(1986)と比べても低い値でした。

### ※世界保健機構（WHO）の環境保健クライテリア53（1986）

『石綿及びその他の天然鉱物繊維』が人の健康に及ぼす影響を総合的に評価しとりまとめたもので、「世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は1本～10本／リットル程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い」とされています。

### ●平成29年度 一般環境大気中アスベスト調査結果

地域分類	地域	総繊維数濃度 (本/リットル)	
		測定地点 1	測定地点 2
住宅地域	早良区祖原	0.070	0.070
	南区塩原	0.081	0.056
商業地域	中央区天神	0.19	0.056
準工業地域	博多区吉塚	0.070	0.056
幹線道路沿線地域	博多区千代	0.10	0.070

※測定結果：各地域において2地点で測定を実施、3日間（4時間×3回）の総繊維数濃度の幾何平均値

### (3) ダイオキシン類

ダイオキシン類は、ごみなどを燃やしたりするとき自然に発生する有害な化学物質で、非常に微量ですが環境中に広く存在しています。

本市では、平成10年度から大気中のダイオキシン類濃度調査を、市内4地点において開始し、平成29年度は、ダイオキシン類対策特別措置法（以下、ダイオキシン法）に基づき、一般環境中の大気7地点（年2回）、公共用水域（博多湾及び市内河川）の水質14地点（年1回）・底質14地点、地下水3地点、土壌4地点について常時監視を行いました。

その調査結果は、大気、水質・底質、地下水及び土壌の全てにおいて環境基準を達成していました。

ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法や、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による廃棄物焼却炉の規制強化などで排出量の削減が進んでおり、本市でも、一般環境中の大気濃度の推移では10年前に比べると約10分の1に低下しています。

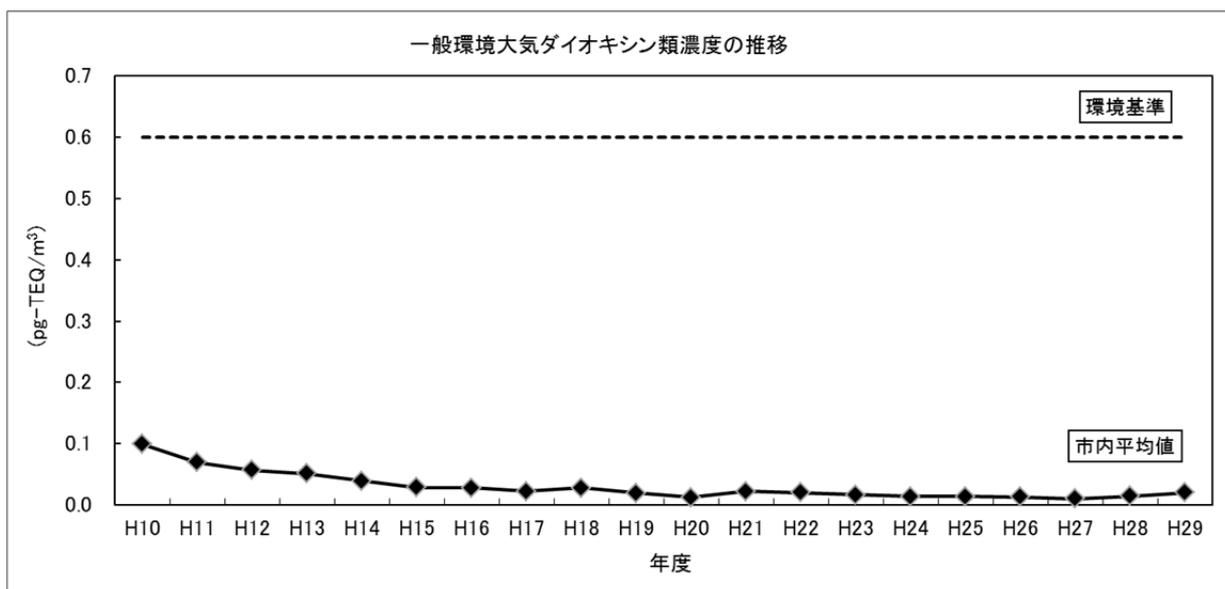
※**ダイオキシン類対策特別措置法**：ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去等を図り、国民の健康の保護を図ることを目的に平成11年7月12日に公布、平成12年1月15日から施行された。

※**ダイオキシン類**：ポリ塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ダイオキシンライクポリ塩化ビフェニル（DLPCB）

※**単位**：pg（ピコグラム）：1兆分の1グラム

※**TEQ（毒性等量）**：ダイオキシン類はそれぞれ毒性の強さが異なるため、最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1とした他のダイオキシン類の毒性を換算し、その合計量で表した値。

#### ●一般環境大気ダイオキシン類濃度経年変化



#### ●ダイオキシン類測定結果（平成29年度）

○環境大気（年2回測定）：環境基準値 0.6 pg-TEQ/m<sup>3</sup> 以下

(単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

区分	東区 香住ヶ丘	博多区 吉塚	中央区 天神	南区 塩原	城南区 長尾	早良区 西新	西区 田尻
平均値	0.069	0.014	0.019	0.012	0.011	0.015	0.010
夏季	0.0081	0.0091	0.018	0.0084	0.0081	0.014	0.0069
冬季	0.13	0.019	0.020	0.015	0.014	0.015	0.013

○公共用水域水質（年1回測定）：環境基準値 1 pg-TEQ/L 以下

①河川

(単位：pg-TEQ/L)

区分	浜田橋 唐原川	名島橋 多々良川	千鳥橋 御笠川	那の津大橋 那珂川	旧今川橋 樋井川	室見橋 室見川
29年度	0.29	0.22	0.043	0.083	0.052	0.19
区分	興徳寺橋 名柄川	壱岐橋 十郎川	上鯨川橋 七寺川	玄洋橋 江の口川	昭代橋 瑞梅寺川	
29年度	0.096	0.21	0.095	0.35	0.24	

②博多湾(年1回測定)

(単位：pg-TEQ/L)

区分	東部海域 E-2	中部海域 C-4	西部海域 W-3
29年度	0.062	0.048	0.042

○公共用水域底質（年1回測定）：環境基準値 150 pg-TEQ/g 以下

①河川

(単位：pg-TEQ/g)

区分	浜田橋 唐原川	名島橋 多々良川	千鳥橋 御笠川	那の津大橋 那珂川	旧今川橋 樋井川	室見橋 室見川
29年度	0.67	0.61	0.60	3.0	0.58	0.22
区分	興徳寺橋 名柄川	壱岐橋 十郎川	上鯨川橋 七寺川	玄洋橋 江の口川	昭代橋 瑞梅寺川	
29年度	1.7	1.2	0.20	8.8	1.6	

②博多湾

(単位：pg-TEQ/g)

区分	東部海域 E-2	中部海域 C-4	西部海域 W-3
29年度	8.6	6.7	0.40

○地下水質：環境基準値 1 pg-TEQ/L 以下 (単位：pg-TEQ/L)

区分	東区	中央区	西区
29年度	0.055	0.070	0.043

○土壌：環境基準値 1,000 pg-TEQ/g 以下

(単位：pg-TEQ/g)

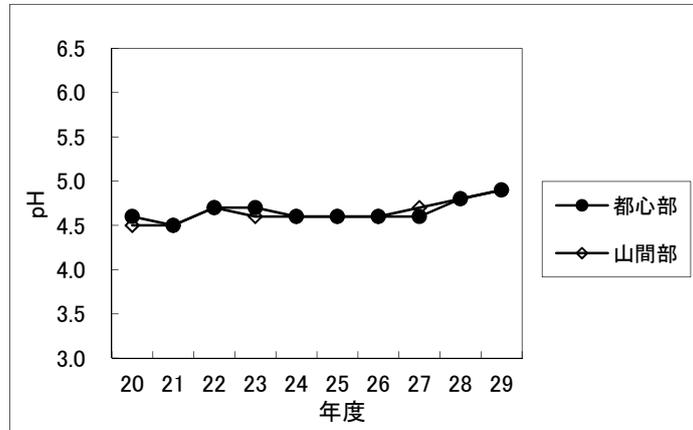
区分	東区	博多区	早良区	西区
29年度	0.026	0.012	0.0066	0.12

#### (4) 酸性雨

福岡市では、都心部（城南区鳥飼）及び山間部（早良区曲渕）で、1週間単位での酸性雨調査を実施しています。

平成29年度の年間平均値（加重平均）は、都心部がpH4.9，山間部がpH4.9でした。

酸性雨の年間平均値の推移



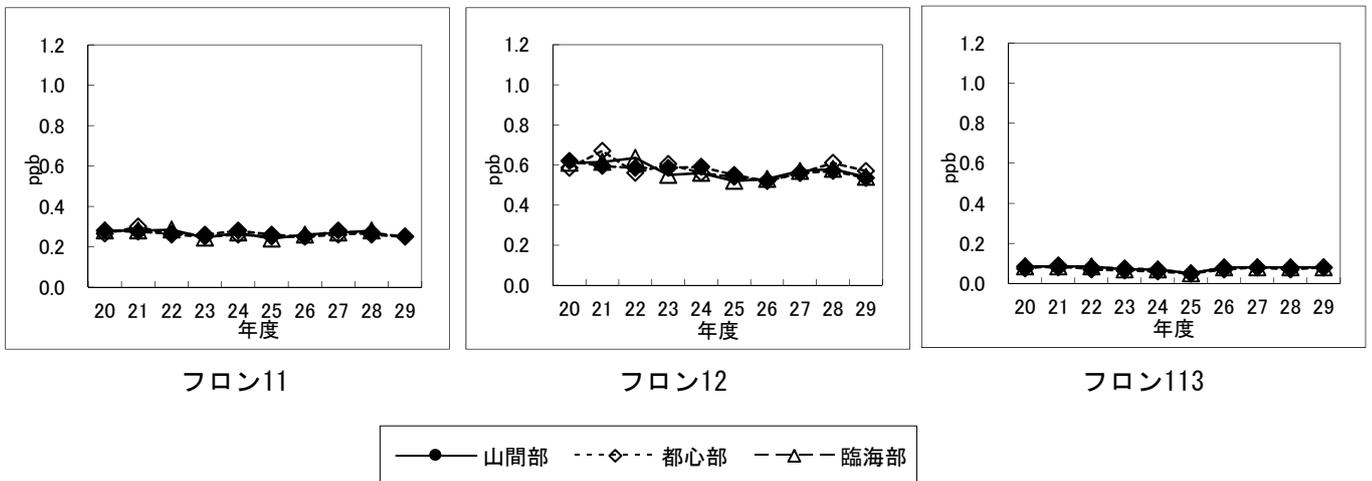
注) 酸性雨・・・pH5.6以下のもの

#### (5) フロン

人工的な化学物質であるCFC（クロロフルオロカーボン，いわゆるフロン的一种），ハロン，HCFCなどは，地球規模でオゾン層の破壊や温室効果を引き起こす物質です。

福岡市では，市内3か所（山間部，都心部，臨海部）で大気中のCFC（フロン11，フロン12，フロン113）濃度を調査しています。経年的には，フロン11，フロン12及びフロン113は横ばい傾向にあります。

フロン濃度の推移



## 6 事業場届出等

### (1) 大気汚染関係

#### ①大気汚染防止法に係るばい煙発生施設の届出状況（平成 29 年度末）

項 番 号	施設名	施設数								工場・事業場数							
		東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	合計	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	合計
1	ボイラー	129	205	150	54	48	38	49	673	61	85	74	28	11	22	25	306
2	ガス発生炉	1	0	1	0	0	0	1	3	1	0	1	0	0	0	1	3
11	乾燥炉	6	2	0	0	0	0	2	10	3	1	0	0	0	0	1	5
13	廃棄物焼却炉	9	3	0	0	0	0	5	17	4	2	0	0	0	0	2	8
29	ガスタービン	32	69	55	12	5	26	12	211	18	52	44	9	5	15	8	151
30	ディーゼル機関	100	170	126	24	21	39	50	530	63	130	111	18	10	33	31	396
31	ガス機関	4	3	6	1	0	0	1	15	2	3	3	1	0	0	1	10
	合計	281	452	338	91	74	103	120	1459	129	221	184	45	19	64	60	722

※工場・事業場の数は施設の重複分を含まない

#### ②大気汚染防止法に係る一般粉じん発生施設の届出状況（平成 29 年度末）

項 番 号	施設名	施設数								工場・事業場数							
		東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	合計	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	合計
2	堆積場	10	6	0	0	0	2	11	29	9	5	0	0	0	2	8	24
3	コンベア	38	21	10	0	0	3	15	87	10	6	1	0	0	1	4	22
4	破砕機・摩砕機	5	5	0	0	0	0	5	15	3	1	0	0	0	0	2	6
5	ふるい	10	3	0	0	0	0	4	17	5	2	0	0	0	0	3	10
	合計	63	35	10	0	0	5	35	148	16	8	1	0	0	3	8	36

※工場・事業場の数は施設の重複分を含まない

#### ③大気汚染防止法に係る特定粉じん排出等作業実施の届出状況（平成 29 年度）

項 番 号	作業の種類	施設数							
		東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	合計
1	解体	7	16	15	4	1	8	5	56
2	解体(断熱材等の掻き落とし、切断、または破砕以外)	0	0	0	0	0	0	0	0
3	解体(事前除去が著しく困難なもの)	0	0	0	0	0	0	0	0
4	改造・補修	9	9	7	3	3	6	1	38
	合計	16	25	22	7	4	14	6	94

#### ④福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例に係る特定施設の届出状況（平成 29 年度末）

項 番 号	施設名	施設数								工場・事業場数							
		東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	合計	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	合計
1	ボイラー	88	122	121	29	13	28	38	439	55	96	88	25	11	21	25	321

## (2) 水質汚濁関係

### ①水質汚濁防止法に基づく特定事業場等の数（平成29年度末）

号番号	業種・施設名	日平均排水量50㎡以上の特定事業場 <sup>注1</sup>	うち有害物質使用特定事業場	日平均排水量50㎡未満の特定事業場	うち日平均排水量30㎡以上50㎡未満の特定事業場 <sup>注2</sup>	うち有害物質使用特定事業場	合計	第5条第3項有害物質使用特定事業場	有害物質貯蔵指定事業場 <sup>注4</sup>
1の2	畜産農業			17			17		
2	畜産食料品製造業			2			2	1	
3	水産食料品製造業			6			6		
5	みそ・しょう油等の製造業			5			5		
7	砂糖製造業	1					1		
10	飲料製造業			2			2		
16	めん類製造業			4			4		
17	豆腐・煮豆製造業			5			5		
18の2	冷凍調理食品製造業			2			2		
19	紡績・繊維製品製造業			1			1		
22	木材薬品処理業							1	
23の2	新聞業・出版業・印刷業・製版業			4		1	4	6	(2)
27	無機化学工業製品製造業			1			1		
33	合成樹脂製造業	1					1		
54	セメント製品製造業			6			6		
55	生コンクリート製造業			19			19		
60	砂利採取業			3			3		
63	金属製品・機械器具製造業	1	1	2		2	3		
64の2	水道施設	2					2		
65	酸・アルカリ表面処理施設			2			2	2	
66	電気メッキ施設	1	1				1	6	
66の3	旅館業	2		29			31		
66の6	飲食店	3		4			7		
67	洗たく業	1		37			38	11	
68	写真現像業							36	(4)
68の2	病院			4			4	4	
70の2	自動車分解整備事業の洗車施設			6			6		
71	自動式車両洗浄施設			56			56		
71の2	科学技術に関する研究等を行う事業場	1	1				1	54	(2)
71の3	一般廃棄物処理施設である焼却施設								
71の4	産業廃棄物処理施設			3			3		
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設							1	
72	し尿処理施設	6					6		
73	下水道終末処理施設	7		1			8		
	有害物質貯蔵指定施設 <sup>注3</sup> のみ							4	(4)
	合計	26	3	221	0	3	247	126	(12)

※1 日当たりの平均排水量50㎡以上の特定事業場及び有害物質使用特定事業場に対し排水基準が適用される。

※2 日当たりの平均排水量30㎡以上50㎡未満の特定事業場は「福岡県小規模事業場排水水質改善指導要領」に基づく指導対象となる。

※3 水質汚濁防止法の改正（平成24年8月1日施行）により新たに届出対象となった施設

※4 事業場数としては、左記の「第5条第3項有害物質使用特定事業場」を含む。

### (3) 騒音・振動関係

#### ①特定工場等の届出状況（平成29年度末現在）

騒音規制法に基づくもの

区 分	施設数	工場数
金属加工機械	347	70
空気圧縮機等	7,006	870
土石用破砕機等	57	19
織機	307	13
建設用資材製造機械	36	32
穀物用製粉機	182	7
木材加工機械	150	36
抄紙機	1	0
印刷機械	708	114
合成樹脂用射出成形機	13	3
鋳造型機	5	1
計	8,812	1,165

振動規制法に基づくもの

区 分	施設数	工場数
金属加工機械	331	61
圧縮機	506	160
土石用破砕機等	62	21
織機	265	14
コンクリートブロックマシン等	10	5
木材加工機械	4	3
印刷機械	424	75
ロール機	0	0
合成樹脂用射出成形機	10	3
鋳造型機	4	1
計	1,616	343

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づくもの

区 分	施設数	工場数
金属加工機械	50	27
クーリングタワー	147	43
ドラム缶洗浄機	0	0
ロータリーキルン	3	2
重油バーナー	111	80
電気炉	0	0
計	311	152

#### ②特定建設作業の届出状況（平成29年度）

騒音規制法に基づくもの

区 分	件数
くい打機等	172
びょう打機	0
さく岩機	994
空気圧縮機	113
コンクリートプラント等	2
バックホウ	105
トラクターショベル	0
ブルドーザー	8
計	1,394

振動規制法に基づくもの

区 分	件数
くい打機等	175
鋼球	0
舗装版破砕機	13
ブレーカー	353
計	541

(4) ダイオキシン類関係 (ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設)

① 届出状況 (平成 29 年度末)

大気基準適用施設 (施行令 別表第一)

項 番号	施設名	施設数								工場・事業場数							
		東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区	合 計	東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区	合 計
5	廃棄物焼却炉	10	3				1	6	20	5	2				1	3	11

大気基準適用施設 (施行令 別表第二)

項 番号	施設名	施設数								工場・事業場数							
		東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区	合 計	東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区	合 計
15	灰の貯留施設	3	1					1	5	3	1					1	5
15イ	廃ガス洗浄施設	8	3					5	16	3	2					2	7
15ロ	湿式集じん施設		2						2		1						1
18	下水道終末処理施設	1	1					1	3	1	1					1	3
	合計	12	7					7	26	7	5					4	16

※事業場・工場の数は施設の重複分を含まない

② 第 28 条の規定による自主測定結果報告まとめ (平成 29 年度分)

大気基準適用施設

対象施設	測定報告事業場数 (施設数)	ダイオキシン類測定値の範囲		
		排ガス	焼却灰	ばいじん
		(ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	(ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	(ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)
廃棄物焼却炉	11 事業場 (20 施設)	0.00000018~5.5	0~0.021	0~1.0

※1 施設は休止中のため、自主測定を行っていない。

水質基準対象施設

対象施設	測定報告事業場数 (施設数)	排出水ダイオキシン類測定値の範囲 (pg-TEQ/L)
下水道終末処理施設	3 事業場 (3 施設)	0.00032~0.00093

(5) 公害防止管理者等届出状況 (平成 29 年度末現在)

業 種	特定工場数	公害防止統括者	公 害 防 止 管 理 者														
			合計	大 気 関 係				水 質 関 係				騒音関係	粉じん関係	振動関係			
				小計	第1種	第2種	第3種	第4種	小計	第1種	第2種				第3種	第4種	
製造業	食料品	2	1	2	1				1	1			1				
		1	2	1				1	1			1					
		1	2	1				1	1			1					
	飲料・たばこ・飼料	2	2	2			1	1	0								
		2	2	2			1	1	0								
		2	2	2			1	1	0								
	石油製品・石炭製品	4	4	8	4			1	3	0						4	
		4	4	8	4			1	3	0						4	
		4	4	8	4			1	3	0						4	
	窯業・土石製品	9	5	9	0					0						9	
		6	6	9	0					0						9	
		6	6	9	0					0						9	
	金属製品	6	4	9	0					1		1			3		5
		4	4	8	0					1		1			3		4
		4	4	8	0					1		1			3		4
電気機械器具	4	3	5	0					3		3			1		1	
	4	4	5	0					3		3			1		1	
	3	3	5	0					3		3			1		1	
輸送用機械器具	1	1	1	0					0							1	
	1	1	1	0					0							1	
	1	1	0	0					0							1	
その他	1	1	2	0					0					1		1	
	1	1	2	0					0					1		1	
	1	1	0	0					0					0		0	
小 計	29	21	38	7	0	0	2	5	5	0	4	1	0	5	13	8	
	23	23	37	7	0	0	2	5	5	0	4	1	0	5	13	7	
	22	22	34	7	0	0	2	5	5	0	4	1	0	4	13	5	
エネルギー供給業	ガス業	0	0	0	0				0								
		0	0	0	0				0								
		0	0	0	0				0								
	熱供給業	5	4	5	5			1	4	0							
		4	4	5	5			1	4	0							
		4	4	5	5			1	4	0							
小 計	5	4	5	5	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4	4	5	5	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4	4	5	5	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	34	25	43	12	0	0	3	9	5	0	4	1	0	5	13	8	
	27	27	42	12	0	0	3	9	5	0	4	1	0	5	13	7	
	26	26	39	12	0	0	3	9	5	0	4	1	0	4	13	5	

※公害防止統括者欄：

〔上段〕統括者（統括者代理人）の選任が必要な工場数，〔中段〕統括者数，〔下段〕統括者代理者数

※公害防止管理者欄：

〔上段〕管理者（管理者代理人）の選任が必要な工場数，〔中段〕管理者数，〔下段〕管理者代理者数

## (6) PRTR関係

### 福岡市内の化学物質排出量・移動量

(平成28年度)

区分	数値	全国比
届出事業所数	219	0.63%
届出排出量	513 トン	0.34%
届出移動量	265 トン	0.12%

### 届出排出量・移動量の内訳

区分	排出移動先	量(トン)
排出量	大気	463
	公共用水域	50
	土壌	0
	埋立(事業所内)	0
移動量	廃棄物	265
	下水道	0.2

### 業種別排出量・移動量

業種名	届出数	届出排出量 (kg/年)					届出移動量 (kg/年)			届出排出量・ 移動量合計 (kg/年)
		大気	水域	土壌	埋立	合計	下水道	廃棄物	合計	
製造業	31	331,672	24	0	0	331,695	161	241,738	241,899	573,594
燃料小売業	152	33,786	0	0	0	33,786	0	0	0	33,786
下水道業	7	65	48,960	0	0	49,025	0	0	0	49,025
自動車整備業	5	3,964	0	0	0	3,965	0	520	520	4,484
一般廃棄物処理業*	5	32	800	0	0	832	0	0	0	832
石油卸売業	5	79,107	0	0	0	79,107	0	0	0	79,107
高等教育機関	3	1,177	0	0	0	1,177	10	17,300	17,310	18,487
洗濯業	2	1,070	0	0	0	1,070	0	1,380	1,380	2,450
熱供給業	3	403	0	0	0	403	0	0	0	403
倉庫業	3	11,928	0	0	0	11,928	0	0	0	11,928
電気業	1	19	0	0	0	19	0	0	0	19
商品検査業	1	1	0	0	0	1	0	3,900	3,900	3,901
産業廃棄物処分量	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全業種合計	219	463,222	49,783	0	0	513,006	171	264,838	265,009	778,015

※ごみ処分量に限る。

※全業種合計は端数処理のため合計値が不一致である。

物質別排出量・移動量

業種名	届出数	届出排出量 (kg/年)					届出移動量 (kg/年)			届出排出量・ 移動量合計 (kg/年)
		大気	水域	土壌	埋立	合計	下水道	廃棄物	合計	
ノルマルーヘキサン	158	202,647	0	0	0	202,647	4	4,904	4,908	207,554
塩化第二鉄	4	0	0	0	0	0	0	200,000	200,000	200,000
トルエン	172	172,966	0	0	0	172,966	0	10,696	10,696	183,662
キシレン	179	42,194	0	0	0	42,194	82	12,900	12,982	55,176
エチルベンゼン	163	31,083	0	0	0	31,083	62	6,043	6,105	6,105
ほう素化合物	8	0	31,020	0	0	31,020	0	0	0	31,020
クロロホルム	3	309	0	0	0	309	5	6,500	6,505	6,814
ふっ化水素及びその 水溶性塩	10	16	7,641	0	0	7,657	1	0	1	7,658
塩化メチレン	11	662	6	0	0	668	1	5,900	5,901	6,569
ベンゼン	162	6,837	3	0	0	6,840	0	0	0	6,840
マンガン及びその化 合物	9	0	6,959	0	0	6,959	0	1	1	6,960
銅水溶性塩（錯塩を 除く。）	11	0	45	0	0	45	0	4,810	4,810	4,855
アンチモン及びその 化合物	1	0	0	0	0	0	0	1,900	1,900	1,900
ダイオキシン類	9	44	2	0	0	47	0	2,268	2,268	2,314
1, 2, 4-トリメチル ベンゼン	169	3,861	0	0	0	3,861	0	647	647	4,508
クロム及び三価クロ ム化合物	10	0	29	0	0	29	0	443	443	472
亜鉛の水溶性化合物	8	0	3,829	0	0	3,829	0	0	0	3,829
テトラクロロエチレ ン	10	1,070	3	0	0	1,073	0	1,380	1,380	2,453
無機シアン化合物 （錯塩及びシアン酸 塩を除く。）	11	0	29	0	0	29	0	5,870	5,870	5,899
ニッケル化合物	3	0	6	0	0	6	15	791	806	812
その他	348	1,577	213	0	0	1,793	1	2,053	2,054	3,848
全物質合計	1,459	463,222	49,783	0	0	513,006	171	264,838	265,009	778,015

※全業種合計は端数処理のため合計値が不一致である。

# 資料編

## 環境の状況に関するデータ

### II 自然・生物に関するデータ (自然環境調査等)



# 1 平成29年度ほ乳類・は虫類・両生類調査

No.	分類群	分類			調査項目				
		目	科	種	モニタリング	トラップ	無人撮影	任意	
1	ほ乳類	食虫目 (モグラ目)	モグラ科	コウベモグラ	●			●	
2		翼手目 (コウモリ目)	キクガシラコウモリ科	キクガシラコウモリ				●	
3			ヒナコウモリ科	アブラコウモリ				●	
4		食肉目 (ネコ目)	イヌ科	タヌキ	●		●	●	
5				キツネ	●				
6				イタチ科	テン	●		●	●
7				イタチ	●				
8				チョウセンイタチ	●				
9				イタチ属	●			●	
10				アナグマ	●			●	
11				アライグマ科	アライグマ	●		●	●
12		偶蹄目 (ウシ目)		イノシシ科	イノシシ	●			●
13		齧歯目 (ネズミ目)		ネズミ科	カヤネズミ	●			●
14			アカネズミ			●			
15			ヒメネズミ				●		
16			ハツカネズミ				●		
17		兔目 (ウサギ目)	ウサギ科	ノウサギ	●		●	●	
6目9科17種					12種	3種	4種	11種	
1	は虫類	カメ目	イシガメ科	ニホンイシガメ	●			●	
2				クサガメ	●			●	
3			ヌマガメ科	ミシシippアカミミガメ	●			●	
4			スッポン科	ニホンスッポン				●	
5		有鱗目	ヤモリ科	ニホンヤモリ	●			●	
6				カナヘビ科	ニホンカナヘビ	●			●
7				トカゲ科	ニホントカゲ	●			●
8				ナミヘビ科	アオダイショウ	●			●
9					シマヘビ	●			●
10					ヒパカリ				●
11					ヤマカガシ	●			●
12					クサリヘビ科	ニホンマムシ	●		
2目8科12種					10種	—	—	11種	
1	両生類	有尾目	サンショウウオ科	カスミサンショウウオ	●				
2				ブチサンショウウオ	●				
3			イモリ科	アカハライモリ	●			●	
4		無尾目	ヒキガエル科	ニホンヒキガエル	●			●	
5				アマガエル科	ニホンアマガエル	●			●
6				アカガエル科	ニホンアカガエル	●			●
7					タゴガエル	●			●
8					トノサマガエル	●			●
9					ツチガエル	●			●
10					ウシガエル	●			●
11				ヌマガエル科	ヌマガエル	●			●
12				アオガエル科	シュレーゲルアオガエル	●			●
13					カジカガエル	●			●
2目7科13種					13種	—	—	11種	

注) イタチ属はイタチ又はチョウセンイタチであるが、種の同定ができなかったもの。

## 2 平成29年度外来生物調査結果一覧

### (1) 捕獲調査（調査対象種：特定外来生物に指定されているアライグマ）

アライグマによる被害を防止するため、捕獲調査を実施した。

調査期間	調査地区	捕獲数(頭)
7/4~8/4	早良区 脇山	1
	早良区 曲淵	2
	早良区 入部	0
	西区 今宿	1
	西区 金武	2
	西区 羽根戸	1
	合計	7

調査期間	調査地区	捕獲数(頭)
9/2~11/30	東区 香椎	0
	南区 柏原	0
	城南区 南片江	0
	早良区 西油山	0
	早良区 脇山	0
	早良区 板屋	4
	早良区 椎原	3
	早良区 曲淵	2
	早良区 入部	4
	早良区 石釜	3
	早良区 梅林	0
	西区 今宿	2
	西区 徳永	0
	西区 元岡	0
	西区 金武	2
	西区 羽根戸	2
合計	22	

### (2) 生息調査（調査対象種：特定外来生物に指定されているアライグマ）

センサーカメラの調査をこれまで捕獲された地区周辺及び生息の可能性のある地区にて実施した。

地区		踏査	カメラ		生息確認
		調査日	設置日	回収日	
東区	三苦	1/15	1/15	3/8	
東区	下原	1/15	1/15	3/8	
東区	蒲田	1/15	1/15	3/3	○
博多区	青木	1/23	1/23	3/8	○
博多区	金隈, 月隈	1/11	1/11	3/8	○
南区	野多目, 和田	1/11	1/11	2/24	
西区	今津	1/10	1/10	2/23	○
西区	草場	1/10	1/10	2/23	○

### 3 カブトガニの保全及び生息調査

#### 標識調査

博多湾におけるカブトガニの生息数や生息域等を把握するため、毎年度6月から9月の4ヶ月間福岡市漁業協同組合の協力のもと、漁業中に捕獲されるカブトガニについて、捕獲数、捕獲場所の記録後、成体には標識を付け、海に再放流し、再度捕獲される数や捕獲場所等を調査しています。

年 度	種 別	雄	雌	計
平成 9 年 度	標識個体数	545	257	802
	再捕獲個体数	179	48	227
平成 10 年 度	標識個体数	474	313	787
	再捕獲個体数	428	178	606
平成 11 年 度	標識個体数	62	80	142
	再捕獲個体数	18	14	32
平成 12 年 度	標識個体数	42	23	65
	再捕獲個体数	27	17	44
平成 13 年 度	標識個体数	15	11	26
	再捕獲個体数	9	3	12
平成 14 年 度	標識個体数	16	8	24
	再捕獲個体数	9	0	9
平成 15 年 度	標識個体数	10	12	22
	再捕獲個体数	1	2	3
平成 16 年 度	標識個体数	20	5	25
	再捕獲個体数	8	7	15
平成 17 年 度	標識個体数	12	4	16
	再捕獲個体数	6	2	8
平成 18 年 度	標識個体数	24	14	38
	再捕獲個体数	5	0	5
平成 19 年 度	標識個体数	19	5	24
	再捕獲個体数	14	5	19
平成 20 年 度	標識個体数	23	16	39
	再捕獲個体数	7	3	10
平成 21 年 度	標識個体数	32	9	41
	再捕獲個体数	4	1	5
平成 22 年 度	標識個体数	98	41	139
	再捕獲個体数	25	7	32
平成 23 年 度	標識個体数	77	53	130
	再捕獲個体数	53	13	66
平成 24 年 度	標識個体数	16	16	32
	再捕獲個体数	7	0	7
平成 25 年 度	標識個体数	22	19	41
	再捕獲個体数	2	0	2
平成 26 年 度	標識個体数	9	3	12
	再捕獲個体数	8	3	11
平成 27 年 度	標識個体数	37	14	51
	再捕獲個体数	3	0	3
平成 28 年 度	標識個体数	49	17	66
	再捕獲個体数	12	0	12
平成 29 年 度	標識個体数	15	14	29
	再捕獲個体数	12	1	13

※標識個体：新たに捕獲し標識を貼付した個体

再捕獲個体：捕獲時に既に標識が貼付されていた個体。2回以上再捕獲した個体を含む。

#### 4 みどりの現状

平成 21 年 5 月に市民意見を反映して策定した「福岡市新・緑の基本計画」に基づき、みどり空間確保のための都市公園・街路樹の整備や、市の骨格を形成するみどりや良好なみどりを保全するための緑地保全地区・緑地保全林地区を指定しています。

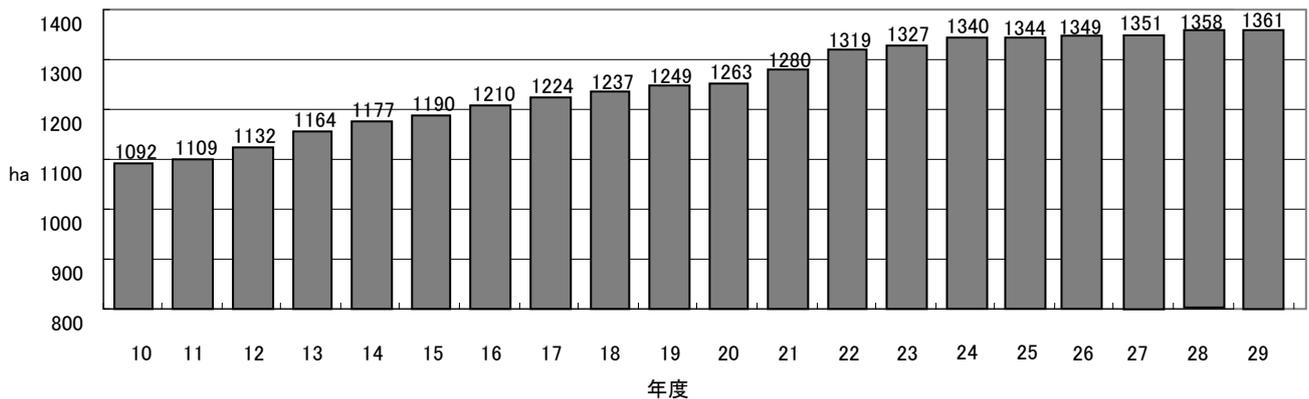
市街地においては、代表的なみどり空間として、大濠公園、舞鶴公園、南公園があり、都市公園の面積は年々増加しています。

##### ●都市公園の状況

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

区分	総計	住区基幹公園				都市基幹公園		特殊公園			大規模公園	都市緑地	緑道
		幼児	街区	近隣	地区	総合	運動	風致	歴史等	墓園			
箇所	1676	643	707	73	10	9	6	13	4	3	1	184	23
面積 (ha)	1,361.3	21.6	158.1	118.2	51.8	261.0	96.3	95.9	17.6	59.7	363.9	95.0	22.2

##### ●都市公園面積の推移



##### ●風致地区・特別緑地保全地区・緑地保全林地区・市民緑地・保存樹・緑地協定区域

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

区分	風致地区		特別緑地保全地区		緑地保全林地区		市民緑地		保存樹 (本)	緑地協定区域	
	地区	面積 (ha)	地区	面積 (ha)	地区	面積 (ha)	地区	面積 (ha)		地区	面積 (ha)
全市	12	441.3	71	117.5	18	3.40	2	2.9	1,839	17	66.4
東区	3	49.2	14	30.6	2	0.52	1	2.8	142	10	36.3
博多区	2	10.5	8	14.9	2	0.36	-	-	278	1	2.1
中央区	5	266.5	15	25.3	3	0.47	-	-	211	1	1.9
南区	1	89.0	22	28.5	6	1.09	-	-	264	0	0
城南区	-	-	2	2.3	1	0.15	1	0.1	84	1	2.1
早良区	-	-	3	5.6	2	0.48	-	-	438	3	7.0
西区	1	26.1	7	10.3	2	0.33	-	-	422	1	17.0

## 5 水辺環境

市街地の沿岸部は、ベイサイドプレイス博多埠頭やシーサイドももち海浜公園等を整備し、親水空間として活用されています。

市街地中心部を流れる河川は都会のオアシスとしての水辺空間であり、室見川や那珂川河畔の公園は日常生活圏の市民の憩いの場として利用されています。



# **資料編**

## **環境の状況に関するデータ**

### **Ⅲ 廃棄物に関するデータ**

# 1 ごみ処理事業

## (1) 現況

平成23年12月に策定した「新循環のまち・ふくおか基本計画～第4次福岡市一般廃棄物処理基本計画～」において、平成37年度までに、ごみ処理量を47万トン、ごみのリサイクル率を38%以上とする目標を掲げており、目標の達成のために、市民・事業者・行政の適切な役割分担のもと、発生抑制、再使用に重点をおいた市民の意識向上と行動促進のための啓発を行うとともに、事業系ごみ資源化推進ファンドを活用した専用ホームページによる情報発信や、資源化技術の実証研究等の支援に加え、補助金を活用した民間による資源化施設の整備を積極的に進めているところである。

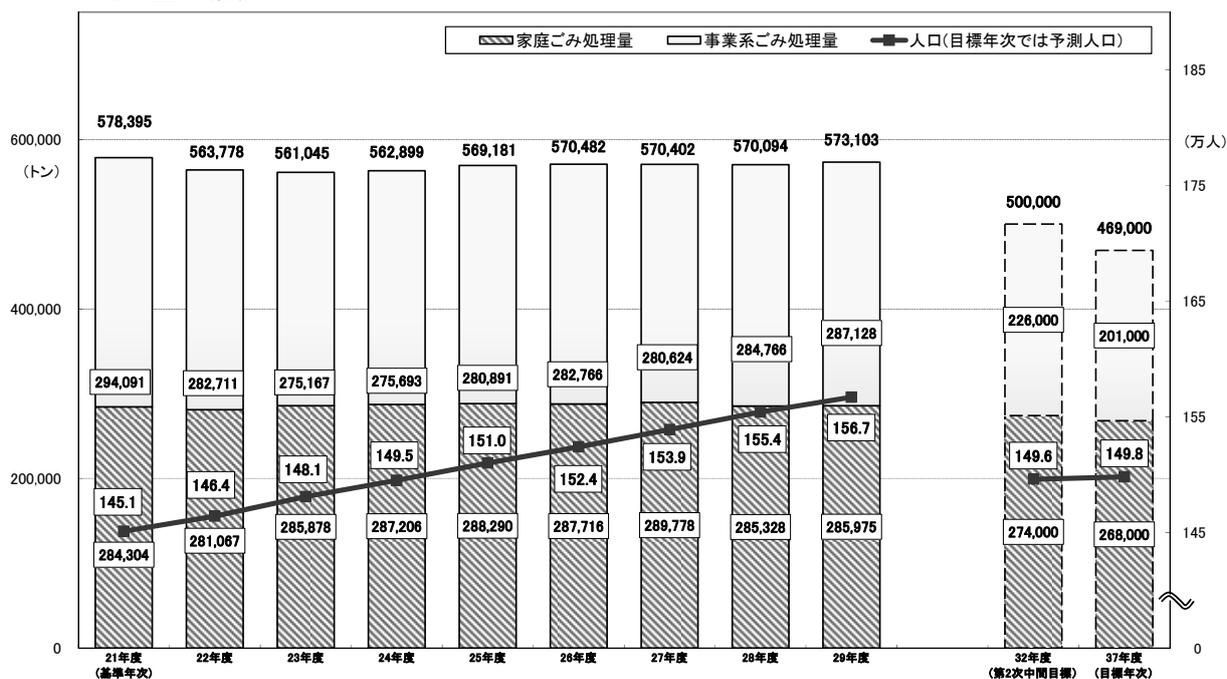
平成29年度のごみ処理量は、家庭ごみ約28万6千トン、事業系ごみ約28万7千トン、合計約57万3千トンとなり、基準年次である平成21年度と比べて約5千トンの削減となった。また、ごみのリサイクル率については31.4%となり、基準年次である平成21年度と比べて3ポイントの上昇となった。

家庭ごみについては、前年度と比べごみ量は、ほぼ横ばいとなっているが、人口が毎年1%程度増加する中、市民1人1日あたりのごみ量（家庭ごみ原単位）は減少傾向にあり、基準年次である平成21年度と比べて37g減少し、第2次中間目標値を上回った。

今後、3Rの中でも2R（リデュース、リユース）に重点を置き、専用サイトやSNSを活用した啓発を進めるとともに、雑がみ回収専用袋の配布による雑がみ回収の促進や、単身世帯用マンションでの古紙回収を強化する必要がある。

事業系ごみについては、緩やかな景気回復傾向が続く中、入込観光客数の増加等により、ほぼ横ばいとなっており、「もったいない！食べ残しをなくそう福岡エコ運動」を展開し、飲食店等の協力店の募集や広報啓発の継続による食品ロス削減の取組みを進めるとともに、事業系古紙の新たな資源化ルートである民間古紙資源化施設への誘導策を検討し、古紙のリサイクルに取組んでいく必要がある。

### ごみ処理量の推移

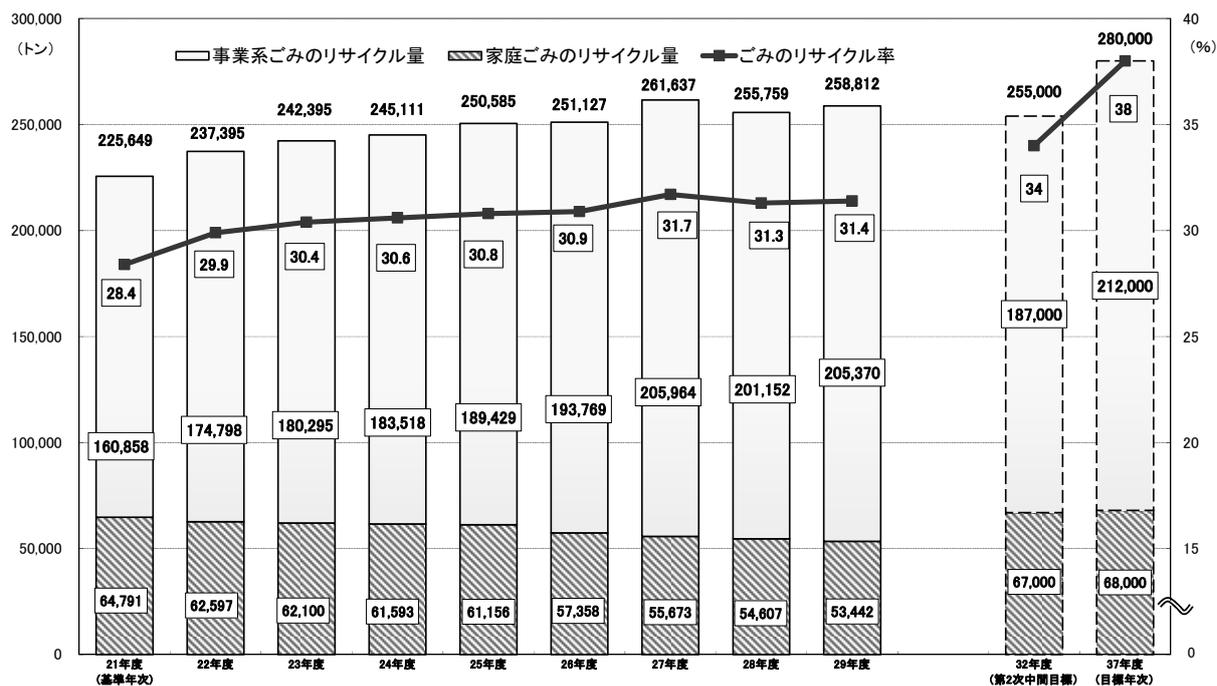


※「ごみ処理量」とは、ごみ排出量のうち、資源物及び地震や水害などの罹災ごみ等を除いた量

※ (参考) 市民1人1日あたりのごみ量 (家庭ごみ原単位)

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	(g/人・日)	
家庭ごみ原単位	537	526	528	526	523	517	515	503	500	501	491

## ごみのリサイクル量と率の推移



※「ごみのリサイクル率」とは、「ごみのリサイクル量」を「ごみ処理量とごみのリサイクル量の合計（重複分を除外）」で除した割合

## (2) ごみの収集・搬入

### ① 家庭系ごみ

家庭から排出されるごみについては、次の4つに分別し収集を行っている。

また、可燃性ごみ、不燃性ごみ、空きびん・ペットボトルについて、希望する市民に、平成20年10月からはごみ出し日をお知らせするメール配信サービスを、平成29年4月からはLINEを活用した情報配信サービスを実施している。

#### ア 可燃性ごみ

家庭から排出される台所のごみなどの可燃性ごみは、市長が定めるごみ袋で各家庭が週2回、家の前など決められた場所に持ち出し、計159台の委託収集車で夜間収集を行っている。

#### イ 不燃性ごみ

家庭から排出される缶などの不燃性ごみは、市長が定めるごみ袋で各家庭が月1回、家の前など決められた場所に持ち出し、計21台の委託収集車で夜間収集を行っている。

(平成9年11月末に集合住宅を除く従来のごみステーションを廃止)

#### ウ 粗大ごみ

家庭から排出される家具や家電製品などの粗大ごみは、各家庭が電話又はインターネット等で粗大ごみ受付センターに申し込み、指定された日に粗大ごみ処理券（有料）を貼付して、家の前など指定された場所に持ち出し、計30台の委託収集車で昼間収集を行っている。平成13年6月1日からは、持ち出すことが困難な高齢者や障がい者などについては、屋内や玄関前から収集する持ち出しサービス（有料）を実施している。

(平成17年10月から土曜日収集を開始し、週6日の収集体制。)

#### エ 空きびん・ペットボトル

家庭から排出される空きびん・ペットボトルは、市長が定めるごみ袋で各家庭が月1回、家の前など決められた場所に持ち出し、計24台の委託収集車で夜間収集を行っている。

集められた空きびん・ペットボトルは、透明のびん、茶色のびん、その他のびん、ペットボトルに分類し、再商品化事業者に引き渡している。

### ②事業系ごみ

#### ア 会社・商店等のごみ

会社・商店等のごみについては、ごみが識別できる容器（可燃用・不燃用）により排出するよう努め、収集については、市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者13業者の収集車130台で、主に夜間収集している。

また、廃油・廃プラスチック類等の産業廃棄物は、事業者が自ら処理するか産業廃棄物許可業者へ委託して処理している。

#### イ 市の公共施設のごみ

市立小・中学校や市の庁舎などから排出されるごみについては、一部を市の直営により収集車8台で、古紙及び空きびんなどの資源物については、資源収集車2台で昼間収集している。

### ③公共系ごみ

#### ア 道路清掃等

昭和42年7月から、市内主要幹線道路についてロードスィーパー1台により委託清掃を開始し、その後、道路清掃範囲の拡大に伴い車両を増車し、平成30年4月現在10台、対象路線370.4kmの清掃を実施している。

なお、ロードスィーパーによる清掃が困難な市街地及び工場周辺については、昭和47年からダンプ車及び人力による清掃を委託により実施し、平成30年4月現在3台、対象路線は78.8kmとなっている。

#### イ 河川清掃

昭和30年から清掃船による河川の浮遊ごみの清掃（委託）を実施しており、平成30年4月現在清掃船3隻で、市街地を流れる那珂川2.5km（那の津大橋～柳橋）、御笠川1.5km（千鳥橋～緑橋）、博多川1.3km（全域）の3河川5.3kmについて月に21日清掃を行っている。

#### ウ 堆積ごみ（不法投棄ごみ等）

道路上等に不法投棄された投棄者不明のごみ、並びに町内清掃、及びボランティア清掃等で集められたごみについて、市の直営及び委託業者により処理している。

なお、昭和53年度から堆積ごみの迅速な処理を行うため、市環境事業所に機動処理班（1班）を設置している。

不法投棄対策として、職員、委託（平成13年4月の家電リサイクル法施行時から開始）による夜間の監視パトロール実施、及び昭和57年から「不法投棄通報制度」を発足させ、市民の協力による監視体制の強化を図るとともに、警察等関係機関と連携を密にして不法投棄の防止、指導に努めている。

#### エ 犬猫等の死体収集

犬猫等の死体収集については、飼主があるものは1体1,000円で許可業者が有料収集し、飼主不明で路上等の放置死体については、本市が委託した業者が収集している。

#### ④自己搬入ごみ

市民や事業者によって、工場や埋立場等に直接持ち込まれる一般廃棄物に加え、市の条例で定める産業廃棄物（一般廃棄物と併せて処分することが必要で、かつ一般廃棄物の処理に支障がない範囲のもので、木くず、紙くず、廃プラスチック等）を有料で受け入れている。

#### ⑤市外搬入ごみ

廃棄物処理などで相互協力関係にある自治体については、次のとおり処理を受託している。

久山町 昭和40年11月から可燃性ごみ，昭和63年4月から不燃性ごみの処理受託

那珂川市 昭和53年8月から不燃性ごみの処理受託

⑥参考図表

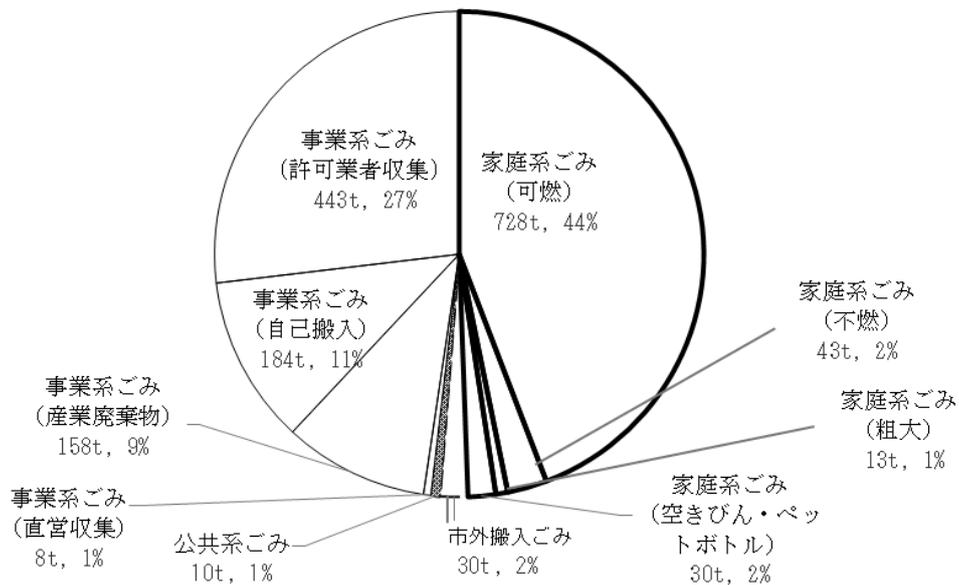
ア 収集運搬計画

ごみ収集対象世帯数 785,206世帯

区分	処理主体	収集区域の範囲	収集回数	収集の方法	搬入先	
家庭系ごみ	可燃性ごみ	市(委託)	本市の域 本区	週2回	戸別収集 (集合住宅等はステーション収集)	工場
	不燃性ごみ			月1回		資源化センター
	空きびん・ペットボトル			月1回		びん・ペットボトル中継保管施設 又は西部選別処理施設
	粗大ごみ			申込の都度		工場又は資源化センター 又は3Rステーション
事業系ごみ	事業系一般廃棄物	法第7条に規定する業者(許可) 自己搬入	本市の域 本区	随時	戸別収集 自己搬入	工場又は埋立場 一部については資源化センター
	市庁舎等から排出される一般廃棄物	市(直営) 市(委託)				
公共系ごみ	道路清掃ごみ	市(委託)	主要幹線道路等	週6回～ 月1回	工場又は埋立場 一部については資源化センター	
	街路清掃ごみ			月3回～ 月1回		
	河川清掃ごみ			那珂川 博多川 御笠川		月21日
	不法投棄等の堆積ごみ	市(直営及び委託)	随時			
	犬猫等の死体	市(委託)及び法第7条に規定する業者(許可)	本市の域 本区	随時		焼却処理施設

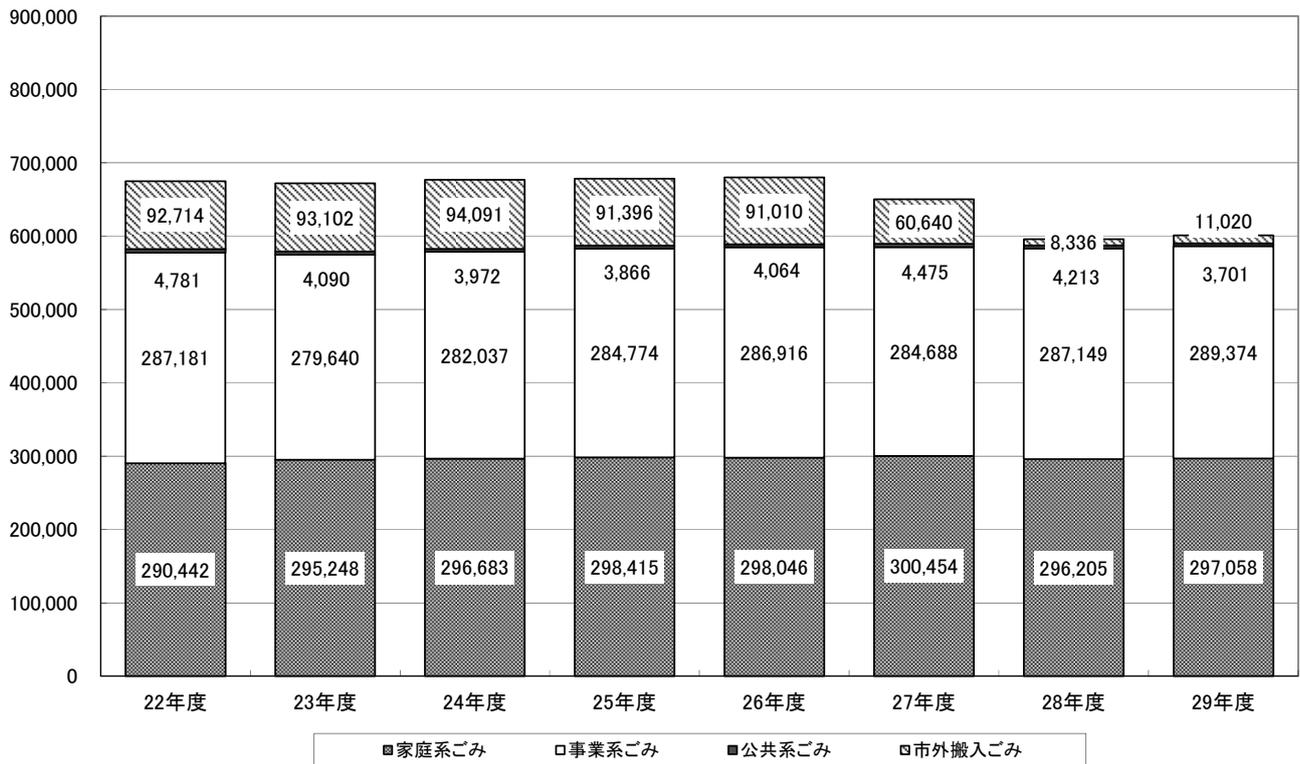
イ ごみ排出形態別収集搬入量比 (平成29年度実績)

福岡市に搬入されるごみ量は日量換算で1,647 tである。その形態別の収集搬入量は以下のように分類される。



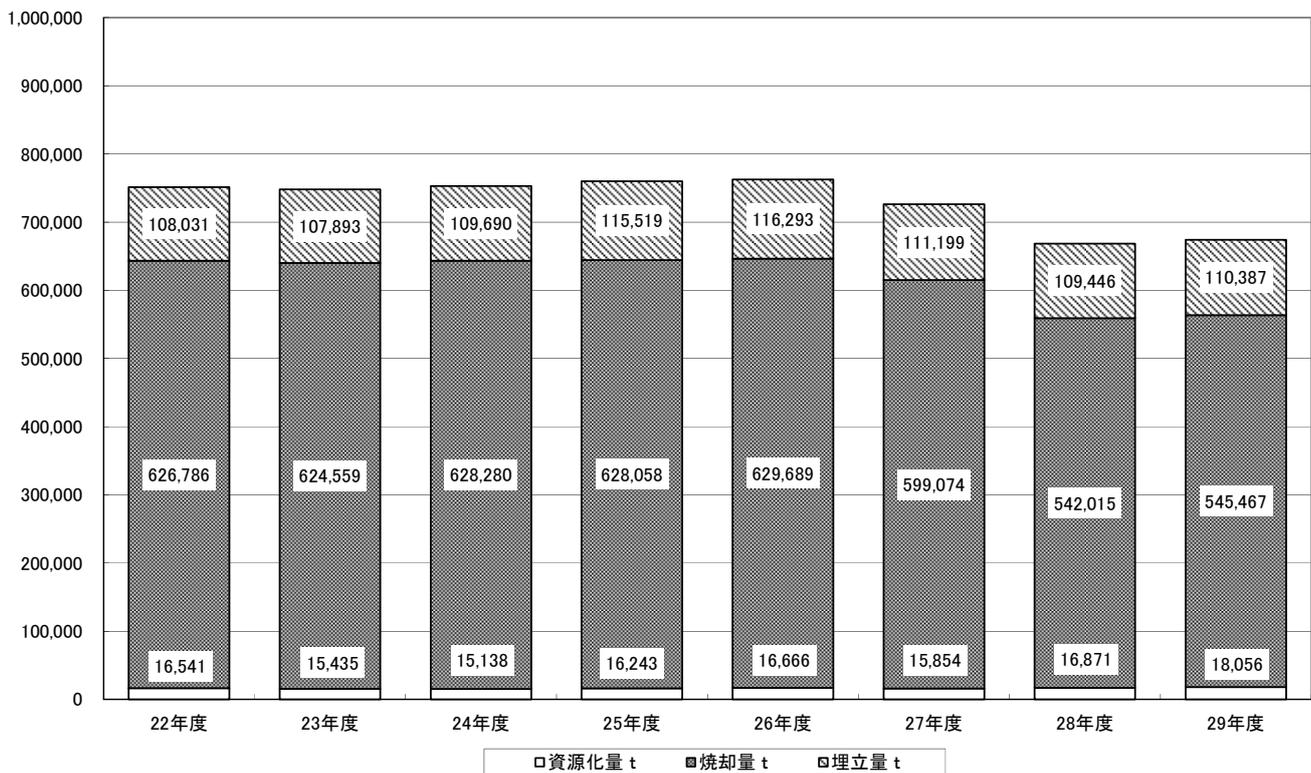
ウ ごみ収集・搬入量（形態別）の推移

収集・搬入量(t)



エ ごみ処理・処分量の推移

処理・処分量



オ ごみの組成・発熱量

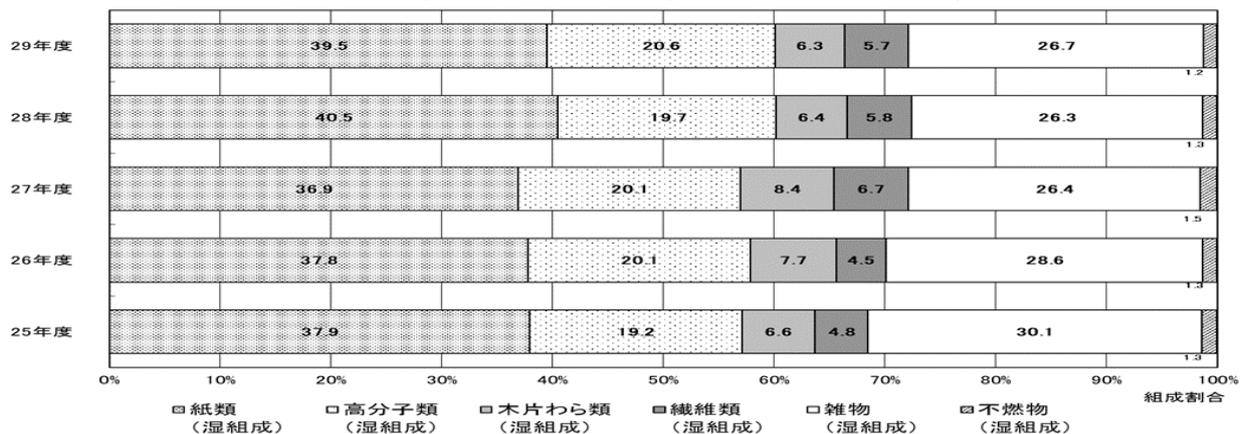
(ア) 可燃性ごみの組成及び発熱量 (家庭ごみ, 事業系ごみ)

(単位: %)

区分	年度	25	26	27	28	29
紙類		45.5(37.9)	43.9(37.8)	41.8(36.9)	44.3(40.5)	43.6(39.5)
高分子類		25.4(19.2)	26.8(20.1)	26.6(20.1)	26.2(19.7)	27.4(20.6)
木片わら類		6.3(6.6)	7.0(7.7)	7.4(8.4)	5.6(6.4)	5.6(6.3)
繊維類		6.5(4.8)	5.9(4.5)	8.8(6.7)	7.4(5.8)	7.0(5.7)
雑物		14.0(30.1)	14.2(28.6)	13.1(26.4)	14.5(26.3)	14.6(26.7)
不燃物		2.3(1.4)	2.2(1.3)	2.3(1.5)	2.0(1.3)	1.8(1.2)
計		100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)
水分		39.2	39.6	39.0	40.3	38.3
低位発熱量(kJ/kg)		11,400	11,500	11,500	11,300	11,700
〃 {kcal/kg}		2,730	2,760	2,750	2,690	2,790

組成は乾組成%で, ( )内は, 湿組成%である。

資料: 本市各工場のごみ分析結果をそれぞれの焼却量で加重平均したもの。



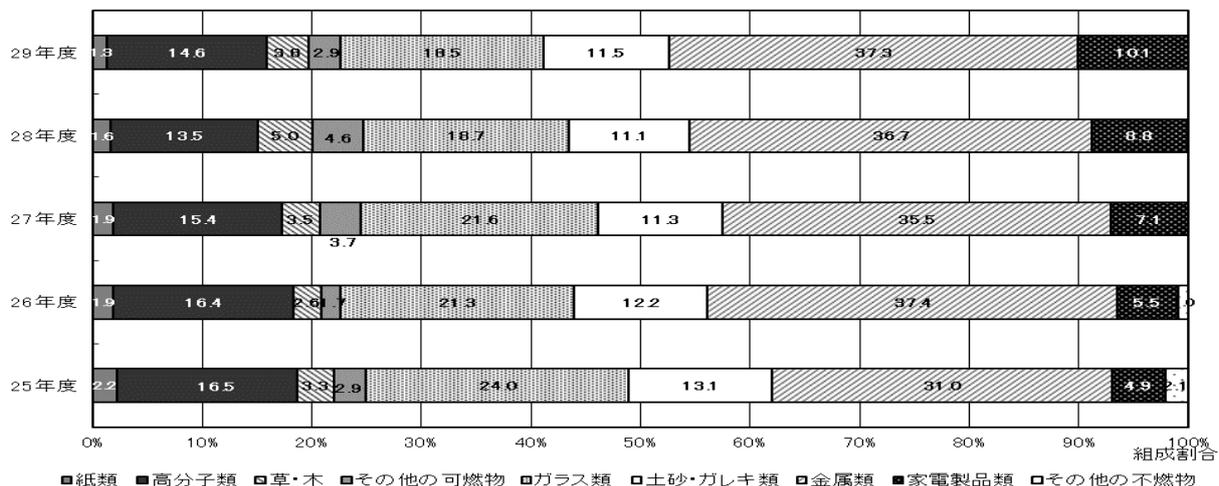
(イ) 不燃性ごみの組成 (家庭ごみ, 事業系ごみ)

(単位: %)

区分	年度	25	26	27	28	29
紙類		2.2	1.9	1.9	1.6	1.3
高分子類		16.5	16.4	15.4	13.5	14.6
草・木		3.3	2.6	3.5	5.0	3.8
その他の可燃物		2.9	1.7	3.7	4.6	2.9
ガラス類		24.0	21.3	21.6	18.7	18.5
土砂・ガレキ類		13.1	12.2	11.3	11.1	11.5
金属類		31.0	37.4	35.5	36.7	37.3
家電製品類		4.9	5.5	7.1	8.8	10.1
その他の不燃物		2.1	1.0	0.0	0.0	0.0
計		100	100	100	100	100

組成は湿組成%である。

資料: 本市各資源化センターのごみ分析結果をそれぞれの処理量で加重平均したもの。



カ ごみ処理量の内訳

(単位：トン)

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
家庭系ごみ	可燃性ごみ	267,306	265,589	270,830	271,901	271,848	269,622	271,195	265,964	265,679	
	不燃性ごみ	13,819	12,179	11,647	11,709	12,579	14,184	14,331	14,868	15,524	
	粗大ごみ	可燃	1,328	1,382	1,479	1,559	1,651	1,649	1,740	1,742	1,883
		不燃	1,851	1,917	1,922	2,037	2,212	2,261	2,512	2,754	2,889
	計	284,304	281,067	285,878	287,206	288,290	287,716	289,778	285,328	285,975	
	人口(人) (10月1日現在推計人口)	1,450,838	1,463,743	1,480,607	1,494,603	1,509,842	1,524,053	1,538,681	1,553,778	1,567,189	
家庭ごみ原単位 (g/人・日)	537	526	528	526	523	517	515	503	500		
事業系ごみ	一般廃棄物	可燃性ごみ	234,155	225,595	221,352	220,730	219,804	220,869	219,682	221,581	211,691
		不燃性ごみ	22,537	21,109	19,228	19,815	21,440	20,219	19,659	20,914	17,775
	産業廃棄物	可燃性ごみ	32,800	31,053	29,308	29,215	32,993	34,226	31,798	31,318	44,214
		不燃性ごみ	4,599	4,954	5,279	5,933	6,654	7,452	9,485	10,953	13,448
	計	294,091	282,711	275,167	275,693	280,891	282,766	280,624	284,766	287,128	
可燃性ごみ計		535,589	523,619	522,969	523,405	526,296	526,366	524,415	520,605	523,467	
不燃性ごみ計		42,806	40,159	38,076	39,494	42,885	44,116	45,987	49,489	49,636	
合計		578,395	563,778	561,045	562,899	569,181	570,482	570,402	570,094	573,103	

キ ごみのリサイクル量の内訳

(単位：トン)

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
家庭系	地域集団回収等(リサイクルプラザ事業を含む)	48,184	46,946	47,540	46,686	45,241	40,265	38,686	37,421	34,515
	民間協力店(空きびん・ペットボトル)	1,982	2,084	2,096	2,112	2,174	2,148	2,183	2,167	2,126
	生ごみ処理機等購入費助成	1,116	1,065	980	962	928	679	532	421	332
	空きびん・ペットボトル戸別回収	7,075	7,155	7,126	7,210	7,786	8,014	8,318	8,521	8,759
	スーパーマーケット等による店頭回収	991	1171	792	956	1,049	1,556	1,471	977	1,898
	鉄・アルミの資源化(C)※	5,443	4,176	3,566	3,667	3,977	4,695	4,428	5,023	5,715
	廃食用油のボックス回収	—	—	—	—	1	1	1	2	2
	蛍光灯・乾電池のボックス回収	—	—	—	—	—	—	9	20	25
	使用済小型家電回収	—	—	—	—	—	—	45	46	57
	古着の回収	—	—	—	—	—	—	—	9	13
小計	64,791	62,597	62,100	61,593	61,156	57,358	55,673	54,607	53,442	
事業系	事業所ごみ減量事業(食品残さを除く)	87,052	88,750	93,200	97,800	96,400	98,400	96,700	95,300	93,200
	小規模事業者の古紙及び機密書類の資源化促進	62,552	74,697	74,376	72,606	80,174	81,354	94,186	92,400	98,251
	市庁舎内古紙回収	1,626	1,658	1,636	1,576	1,562	1,562	1,585	1,523	1,447
	市直営資源回収(空きびん・ペットボトル)	53	54	45	38	39	30	31	34	29
	公共施設資源回収(蛍光灯)	13	14	14	11	13	12	9	9	9
	廃木材の資源化	258	243	239	0	0	0	0	0	0
	緑のリサイクル	4,496	4,186	4,196	3,856	3,832	4,110	4,043	2,358	2,227
	鉄・アルミの資源化(C)※	3,136	2,756	2,288	2,357	2,440	2,766	2,747	2,815	2,767
	工場での古紙回収(C)	352	313	299	219	212	216	193	176	153
	食品残さの資源化	1,320	2,127	4,002	5,055	4,757	5,319	6,470	6,537	7,287
	紙おむつの資源化	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	160,858	174,798	180,295	183,518	189,429	193,769	205,964	201,152	205,370	
ごみのリサイクル量(A) (上記項目の合計)	225,649	237,395	242,395	245,111	250,585	251,127	261,637	255,759	258,812	
ごみ処理量(B) (本市ごみ搬入量より資源物等を除いた量)	578,395	563,778	561,045	562,899	569,181	570,482	570,402	570,094	573,103	
ごみ発生量(A+B-C=D)	795,113	793,928	797,287	801,767	813,137	813,932	824,671	817,839	823,280	
ごみのリサイクル率(A/D)	28.4%	29.9%	30.4%	30.6%	30.8%	30.9%	31.7%	31.3%	31.4%	

※Cについては、福岡市施設でごみとして処理された後にリサイクルされていることから、ごみ処理量(B)に含まれていることとなり、二重計上を避けるため、ごみ発生量から差し引いている。

※鉄・アルミの資源化については、処理施設への搬入量で家庭ごみと事業系ごみに按分した。

(3) ごみ処理量の推移

①ごみ区分別

ごみ区分	年 度											
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
総人口(10月1日現在推計人口)	1,414,754	1,427,401	1,438,730	1,452,190	1,463,743	1,480,607	1,494,603	1,509,842	1,524,053	1,538,681	1,553,778	1,567,189
① 家庭系 ごみ	可燃性ごみ	280,162	274,420	270,321	267,306	270,830	271,901	271,848	269,622	271,195	265,964	265,679
	不燃性ごみ	16,408	15,295	14,108	13,819	12,179	11,647	11,709	14,184	14,331	14,868	15,524
	粗大ごみ	3,680	3,535	3,222	3,179	3,299	3,401	3,596	3,863	3,910	4,496	4,772
	資源ごみ	9,636	9,515	9,040	9,189	9,375	9,370	9,477	10,125	10,330	10,676	11,083
計	309,886	302,765	296,691	293,493	290,442	295,248	296,683	298,415	298,046	300,454	296,205	297,058
	46.3%	48.5%	51.0%	52.0%	53.1%	54.1%	54.2%	54.3%	54.2%	54.8%	54.3%	55.8%
② 事業系 ごみ	直営	4,935	4,526	4,740	4,137	4,358	4,153	4,190	4,248	4,258	3,214	2,982
	許可	203,452	194,368	182,688	175,314	167,355	168,188	165,887	166,625	165,391	164,837	162,735
	自搬	137,331	112,185	87,078	81,487	74,991	68,239	71,463	70,371	71,439	71,290	64,729
	資源ごみ	115	93	111	83	87	97	75	75	55	46	41
計	352,768	316,366	279,475	265,637	251,161	245,037	245,649	245,127	245,238	243,405	244,878	231,712
	52.7%	50.6%	48.1%	47.0%	46.0%	45.0%	45.0%	44.8%	44.8%	44.4%	44.9%	43.5%
③ 公共系 ごみ	直営	1,733	1,405	1,397	1,613	1,308	1,127	1,232	1,220	1,259	1,145	1,086
	委託	4,062	2,620	2,702	2,806	2,516	2,114	1,844	1,668	1,861	2,212	2,235
	委託	5,795	4,025	4,099	4,419	3,824	3,241	3,076	2,888	3,120	3,357	2,947
	資源ごみ	1,101	1,020	958	707	662	627	688	753	700	910	748
計	389	374	362	337	295	222	208	225	244	208	144	61
	7.285	5.419	5.419	5.463	4.781	4.090	3.972	3.866	4.064	4.475	4.213	3.701
	1.1%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.7%
④ ①+②+③ 一般廃棄物 市内収集量 合計	可燃性	583,093	555,557	528,370	507,101	496,413	496,981	496,218	495,261	496,097	492,688	482,251
	不燃性	70,132	54,175	39,195	43,586	36,129	33,559	35,598	37,170	37,598	37,494	36,887
	資源ごみ	16,714	14,838	14,020	13,906	13,842	13,835	13,593	14,489	14,743	13,265	13,334
	計	669,939	624,570	581,585	564,593	546,384	544,375	546,304	547,408	547,348	548,334	545,296
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
⑤ 家庭系ごみ市民1日1人あたり排出量 (g) 産業廃棄物 自己搬入量	可燃性	601	580	565	554	544	545	545	537	534	522	519
	不燃性	39,907	34,973	36,622	32,800	31,053	29,308	30,420	32,993	34,226	31,318	44,214
	資源ごみ	8,232	6,512	5,476	4,599	4,954	5,279	5,933	6,654	7,452	9,485	10,953
	計	96	39	18	16	13	16	35	35	0	0	0
	48.235	41.524	42.116	37.415	36.020	34.603	36.388	39.647	41.678	41.283	42.271	57.662
	623,000	590,530	564,992	539,901	527,466	526,289	527,533	529,211	529,487	527,895	524,006	526,464
⑥ ④+⑤ 市内収集量 合計	可燃性	78,364	60,687	44,671	48,185	41,083	38,838	41,531	43,824	45,051	46,979	50,296
	不燃性	16,810	14,877	14,038	13,922	13,855	13,851	13,628	14,020	14,488	14,743	13,334
	資源ごみ	718,174	666,094	623,701	602,008	582,404	578,978	582,692	587,055	589,026	589,617	590,133
	計	102,109	98,366	95,473	92,436	92,089	92,521	93,509	90,919	90,541	60,107	7,825
	728	634	598	590	596	560	554	477	468	533	511	522
⑦ 市外搬入量	可燃性	96	91	43	105	29	21	28	0	1	0	0
	不燃性	102,933	99,091	96,114	93,131	92,714	93,102	94,091	91,396	91,010	60,640	8,336
	資源ごみ	725,109	688,896	660,465	632,337	619,555	618,810	621,042	620,130	620,028	588,002	531,831
	計	79,092	61,321	45,269	48,775	41,679	39,398	42,085	44,301	45,519	47,512	50,807
	16,906	14,968	14,081	14,027	13,884	13,872	13,656	14,020	14,489	14,743	13,265	13,334
⑥+⑦ 収集量 総量	可燃性	821,107	765,185	719,815	695,139	675,118	672,080	676,783	678,451	680,036	650,257	595,903
	不燃性	4,665	7,496	5,495	4,919	5,602	4,343	5,576	6,702	7,636	8,471	8,857
	資源ごみ	103,624	96,188	91,615	85,349	81,780	82,662	82,356	81,802	82,706	76,846	71,921
	計	732,433	698,044	667,327	638,897	626,786	624,559	628,280	628,058	629,689	599,074	542,015
処理に伴い発生 する廃棄物	埋立	161,786	135,880	119,029	117,827	108,031	107,893	109,690	115,519	116,293	111,199	109,446
	資源化	24,023	21,143	18,604	18,447	16,541	15,435	15,138	16,243	16,666	16,871	18,056
	譲渡等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	918,242	855,067	804,960	775,171	751,358	747,887	753,108	759,820	762,648	726,127	688,332
	673,910	673,910	673,910	673,910	673,910	673,910	673,910	673,910	673,910	673,910	673,910	673,910

②収集形態別

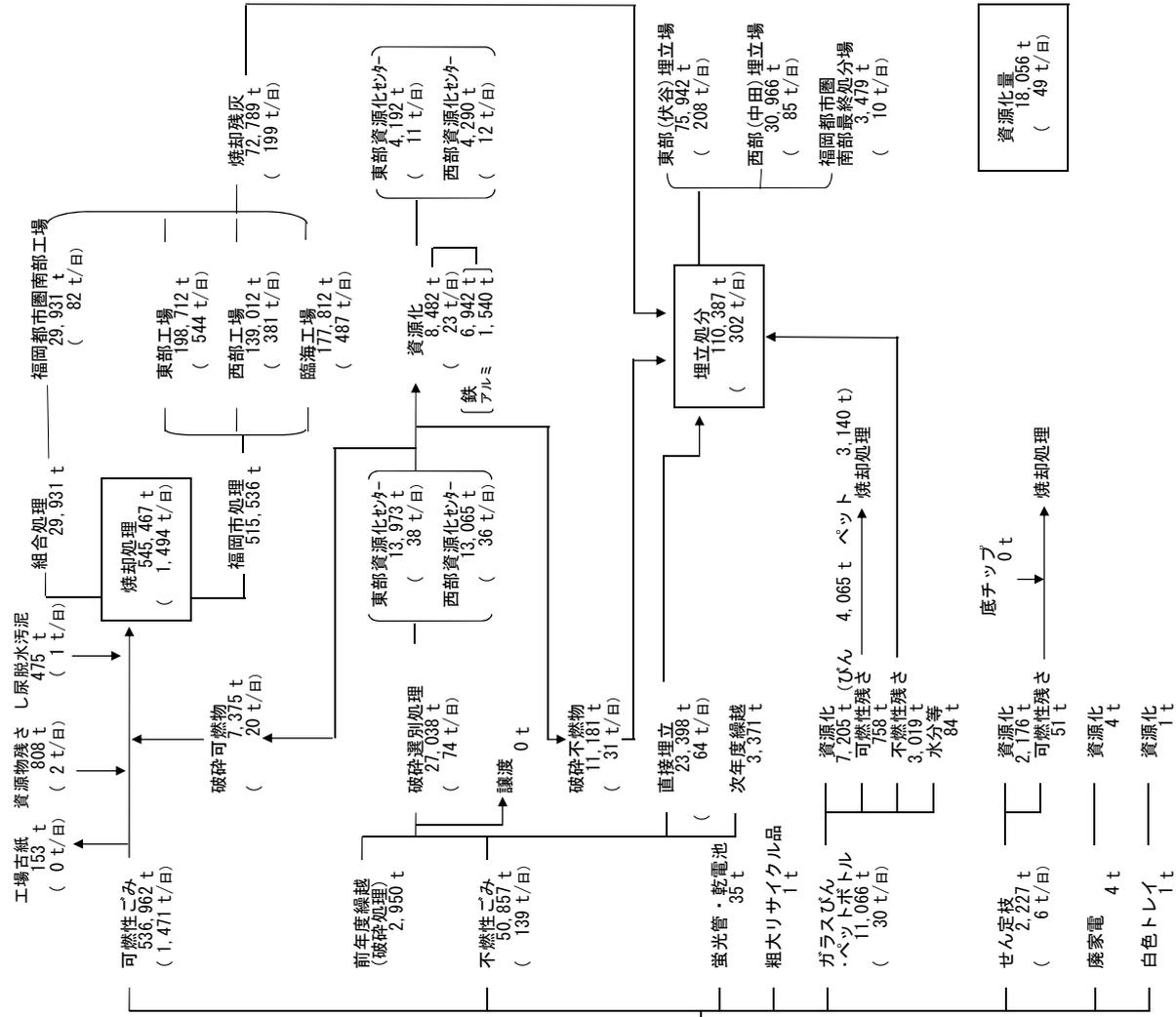
年度	区分	市内分取収集量										市外からの搬入	焼却灰	その他 (不燃物譲渡等)	総量		対前年度比 (%)
		計	直営	委託	許可	自己搬入	うち産業廃棄物		合計	日量							
							うち産業廃棄物	搬入									
18	合計	718,174	6,783	315,439	203,715	192,237	48,235	102,933	918,242	2,516	248	96,887	918,242	2,516	93.4		
	可燃物	623,000	4,161	285,874	196,761	136,204	39,907	102,109	725,109	1,987	—	—	725,109	1,987	98.2		
	不燃物	78,364	2,491	19,916	6,691	49,266	8,232	728	96,887	480	△ 796	—	175,183	480	77.8		
	資源ごみ	16,810	131	9,649	263	6,767	96	96	—	17,950	1,044	—	17,950	49	91.6		
	合計	666,094	6,024	306,740	194,588	158,702	41,524	99,091	89,669	855,067	2,336	213	855,067	2,336	93.1		
19	合計	590,530	3,792	279,349	188,200	119,189	34,973	98,366	688,896	1,882	—	—	688,896	1,882	95.0		
	可燃物	60,687	2,128	17,910	6,168	34,481	6,512	634	89,669	412	△ 54	—	150,936	412	86.2		
	不燃物	14,877	104	9,521	220	5,032	39	91	—	15,235	267	—	15,235	42	84.9		
	資源ごみ	623,701	6,248	300,714	182,700	134,039	42,116	96,114	85,552	804,960	△ 407	85,552	804,960	2,205	94.1		
	合計	564,992	3,914	275,154	176,422	109,502	36,622	95,473	—	660,465	—	—	660,465	1,809	95.9		
20	合計	44,671	2,216	16,515	6,266	19,674	5,476	598	85,552	358	△ 220	—	130,601	358	86.5		
	可燃物	14,038	118	9,045	12	4,863	18	43	—	13,894	△ 187	—	13,894	38	91.2		
	不燃物	602,008	5,833	297,344	175,326	123,505	37,415	93,131	79,328	775,171	704	79,328	775,171	2,124	96.3		
	資源ごみ	539,901	3,633	272,066	169,365	94,837	32,800	92,436	—	632,337	—	—	632,337	1,733	95.7		
	合計	48,185	2,106	16,081	5,949	24,049	4,599	590	79,328	128,803	700	79,328	128,803	353	98.6		
21	合計	13,922	94	9,197	12	4,619	16	105	—	14,031	4	—	14,031	38	101.0		
	可燃物	582,404	5,753	293,916	167,359	115,376	36,020	92,714	75,806	751,358	434	75,806	751,358	2,059	96.9		
	不燃物	527,466	3,686	270,184	161,199	92,397	31,053	92,089	—	619,555	—	—	619,555	1,698	98.0		
	資源ごみ	41,083	1,974	14,352	6,156	18,601	4,954	596	75,806	118,030	545	75,806	118,030	323	91.6		
	合計	13,855	93	9,380	4	4,378	13	29	—	13,773	△ 111	—	13,773	38	98.2		
22	合計	578,978	5,377	298,212	168,192	107,197	34,603	93,102	76,809	747,887	△ 1,002	76,809	747,887	2,043	99.5		
	可燃物	526,289	3,352	275,070	162,099	85,778	29,308	92,521	—	618,810	—	—	618,810	1,691	99.9		
	不燃物	38,838	1,922	13,769	6,099	17,048	5,279	560	76,809	115,292	△ 915	76,809	115,292	315	97.7		
	資源ごみ	13,851	103	9,373	4	4,371	16	21	—	13,785	△ 87	—	13,785	37	100.1		
	合計	582,692	5,497	299,424	165,891	111,880	36,388	94,091	76,526	753,108	△ 201	76,526	753,108	2,063	100.7		
23	合計	527,533	3,409	275,894	159,964	88,266	30,420	93,509	—	621,042	—	—	621,042	1,701	100.4		
	可燃物	41,531	2,007	14,051	5,923	19,550	5,933	554	76,526	118,466	△ 145	76,526	118,466	324	102.8		
	不燃物	13,628	81	9,479	4	4,064	35	28	—	13,600	△ 56	—	13,600	38	98.7		
	資源ごみ	587,055	5,551	301,064	166,626	113,814	39,647	91,396	81,802	759,820	△ 433	81,802	759,820	2,082	100.9		
	合計	529,211	3,286	275,827	160,713	89,385	32,993	90,919	—	620,130	—	—	620,130	1,699	99.9		
24	合計	43,824	2,172	15,107	5,912	20,633	6,654	477	81,802	125,778	△ 325	81,802	125,778	345	106.2		
	可燃物	14,020	93	10,130	1	3,796	0	0	—	13,912	△ 108	—	13,912	38	102.3		
	不燃物	589,026	5,572	300,853	165,391	117,210	41,678	91,010	82,706	762,648	△ 94	82,706	762,648	2,090	100.4		
	資源ごみ	529,487	3,424	273,782	159,623	92,658	34,226	90,541	—	620,028	—	—	620,028	1,699	100.0		
	合計	45,051	2,085	16,739	5,768	20,459	7,452	468	82,706	128,275	50	82,706	128,275	351	102.0		
25	合計	14,488	63	10,332	0	4,093	0	1	—	14,345	△ 144	—	14,345	40	103.1		
	可燃物	589,617	4,405	303,785	164,837	116,590	41,283	60,640	76,846	726,127	△ 976	76,846	726,127	1,984	95.2		
	不燃物	527,895	2,896	275,852	159,082	90,065	31,798	60,107	—	588,002	—	—	588,002	1,607	94.8		
	資源ごみ	46,979	1,460	17,256	5,755	22,508	9,485	533	76,846	123,472	△ 886	76,846	123,472	337	96.3		
	合計	14,743	49	10,677	0	4,017	0	0	—	14,653	△ 90	—	14,653	40	102.1		
26	合計	587,567	4,527	299,145	162,735	121,160	42,271	8,336	71,921	667,868	44	71,921	667,868	1,830	92.0		
	可燃物	524,006	2,866	270,587	156,341	94,212	31,318	7,825	—	531,831	—	—	531,831	1,457	90.4		
	不燃物	50,296	1,426	17,869	6,394	24,607	10,953	511	71,921	122,909	181	71,921	122,909	337	99.5		
	資源ごみ	13,265	235	10,689	0	2,341	0	0	—	13,128	△ 137	—	13,128	36	89.6		
	合計	590,133	4,020	299,748	161,755	124,610	57,662	11,020	69,310	689,951	△ 512	69,310	689,951	1,835	100.3		
27	合計	526,464	2,553	270,167	156,444	97,300	44,214	10,498	—	536,962	—	—	536,962	1,471	101.0		
	可燃物	50,335	1,239	18,694	5,311	25,091	13,448	522	69,310	119,739	△ 428	69,310	119,739	328	97.4		
	不燃物	13,334	228	10,887	0	2,219	0	0	—	13,249	△ 85	—	13,249	36	100.9		
	資源ごみ	587,567	4,527	299,145	162,735	121,160	42,271	8,336	—	667,868	—	—	667,868	1,830	92.0		
	合計	524,006	2,866	270,587	156,341	94,212	31,318	7,825	—	531,831	—	—	531,831	1,457	90.4		
28	合計	50,296	1,426	17,869	6,394	24,607	10,953	511	71,921	122,909	181	71,921	122,909	337	99.5		
	可燃物	13,265	235	10,689	0	2,341	0	0	—	13,128	△ 137	—	13,128	36	89.6		
	不燃物	590,133	4,020	299,748	161,755	124,610	57,662	11,020	69,310	689,951	△ 512	69,310	689,951	1,835	100.3		
	資源ごみ	526,464	2,553	270,167	156,444	97,300	44,214	10,498	—	536,962	—	—	536,962	1,471	101.0		
	合計	50,335	1,239	18,694	5,311	25,091	13,448	522	69,310	119,739	△ 428	69,310	119,739	328	97.4		
29	合計	13,334	228	10,887	0	2,219	0	0	—	13,249	△ 85	—	13,249	36	100.9		
	可燃物	587,567	4,527	299,145	162,735	121,160	42,271	8,336	—	667,868	—	—	667,868	1,830	92.0		
	不燃物	524,006	2,866	270,587	156,341	94,212	31,318	7,825	—	531,831	—	—	531,831	1,457	90.4		
	資源ごみ	13,265	235	10,689	0	2,341	0	0	—	13,128	△ 137	—	13,128	36	89.6		
	合計	590,133	4,020	299,748	161,755	124,610	57,662	11,020	69,310	689,951	△ 512	69,310	689,951	1,835	100.3		
30	合計	526,464	2,553	270,167	156,444	97,300	44,214	10,498	—	536,962	—	—	536,962	1,471	101.0		
	可燃物	50,335	1,239	18,694	5,311	25,091	13,448	522	69,310	119,739	△ 428	69,310	119,739	328	97.4		
	不燃物	13,334	228	10,887	0	2,219	0	0	—	13,249	△ 85	—	13,249	36	100.9		
	資源ごみ	587,567	4,527	299,145	162,735	121,160	42,271	8,336	—	667,868	—	—	667,868	1,830	92.0		
	合計	524,006	2,866	270,587	156,341	94,212	31,318	7,825	—	531,831	—	—	531,831	1,457	90.4		

### (4) 平成29年度ごみ処理実績

1 家庭系ごみ (297,058 t / 814 t/日)	可燃性ごみ (265,679 t / 728 t/日) 不燃性ごみ (15,524 t / 43 t/日) 粗大ごみ (4,772 t / 13 t/日) 〔可燃リサイクル〕 (1,882 t / 5 t/日) 〔不燃リサイクル〕 (2,889 t / 8 t/日) ガラスびん・ペットボトル (11,055 t / 30 t/日) 〔拠点回収〕 (2,126 t / 6 t/日) 〔戸別回収〕 (8,759 t / 24 t/日) 〔好-リ-回収〕 (170 t / 0.5 t/日) 蛍光管・乾電池 (27 t / 0.07 t/日) 白色NOI(拠点回収) (1 t / 0.003 t/日) 一般廃棄物 (231,712 t / 635 t/日)
2 事業系ごみ (289,374 t / 793 t/日)	〔許可業者収集〕 (161,755 t / 448 t/日) 〔可燃〕 (156,444 t / 437 t/日) 〔不燃〕 (5,311 t / 15 t/日) 〔せん定枝〕 (0 t / 0 t/日) 直営収集 (3,008 t / 8 t/日) 〔可燃〕 (2,161 t / 6 t/日) 〔不燃〕 (821 t / 2.3 t/日) 〔か-びん-ハ-外〕 (11 t / 0.03 t/日) 〔せん定枝〕 (8 t / 0.02 t/日) 〔せん定枝〕 (7 t / 0.02 t/日) 〔せん定枝〕 (66,948 t / 186 t/日) 自己搬入 (53,086 t / 147 t/日) 〔可燃〕 (11,643 t / 32 t/日) 〔不燃〕 (2,219 t / 6 t/日) 〔せん定枝(委託)〕 (1 t / 0.003 t/日) 〔蛍光管〕 (1 t / 0.003 t/日)
3 公共系ごみ (3,70 t / 10 t/日)	産業廃棄物 (57,662 t / 158 t/日) 〔可燃〕 (44,214 t / 123 t/日) 〔不燃〕 (13,448 t / 37 t/日) 堆積ごみ (2,947 t / 8 t/日) 〔可燃〕 (2,400 t / 6.6 t/日) 〔不燃〕 (543 t / 1.5 t/日) 〔廃家電〕 (4 t / 0.01 t/日) 道路・街路清掃ごみ (693 t / 2 t/日) 〔可燃〕 (538 t / 1.5 t/日) 〔不燃〕 (155 t / 0.4 t/日) 河川清掃ごみ (61 t / 0.2 t/日) 〔可燃〕 (0 t / 0 t/日) 〔不燃〕 (60 t / 0.2 t/日)
4 市外搬入ごみ (11,020 t / 30 t/日)	〔可燃〕 (10,498 t / 29 t/日) 〔不燃〕 (522 t / 1.5 t/日) 〔剪定枝〕 (0 t / 0 t/日)

収集搬入量  
601,153 t  
(1,647 t/日)

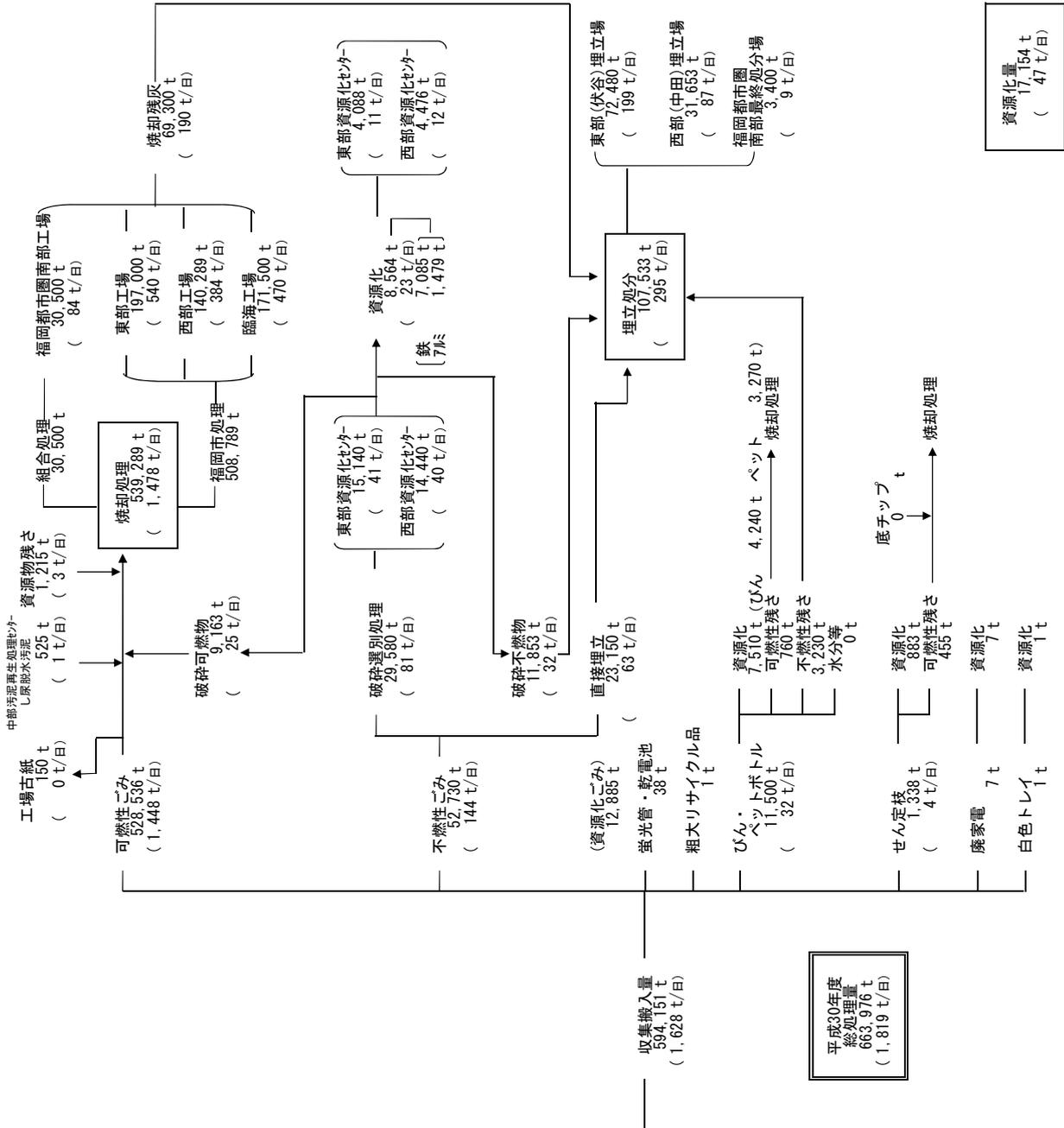
平成29年度  
総処理量  
673,910 t  
(1,846 t/日)



1日当たりは、365日換算。  
 総処理量は、焼却処理量、埋立処分量及び資源化量の合計に不燃物譲渡を加えたもの。  
 単位未満は、原則として四捨五入しているため、総数と内訳の合計が合わない場合がある。

(5) 平成30年度ごみ処理計画量

1 家庭系ごみ 293,989 t ( 811 t/日)	可燃性ごみ 263,000 t ( 721 t/日)	不燃性ごみ 16,400 t ( 45 t/日)	粗大ごみ 5,091 t ( 14 t/日)	可燃 1,830 t ( 5 t/日)	リサイクル 3,260 t ( 9 t/日)	びん 11,470 t ( 31 t/日)	ペットボトル 2,180 t ( 6 t/日)	拠点回収 9,140 t ( 25 t/日)	ステーション回収 150 t ( 0.4 t/日)	蛍光灯・乾電池 27 t ( 0.07 t/日)	白色トレイ(拠点回収) 1 t								
2 事業系ごみ 289,205 t ( 792 t/日)	一般廃棄物 234,505 t ( 642 t/日)	許可業者収集 155,549 t ( 429 t/日)	可燃 150,079 t ( 417 t/日)	不燃 5,470 t ( 15 t/日)	直営収集 3,055 t ( 8 t/日)	可燃 2,100 t ( 6 t/日)	不燃 890 t ( 2.4 t/日)	びん・PET 30 t ( 0.08 t/日)	せん定枝 25 t ( 0.07 t/日)	蛍光灯 10 t ( 0.03 t/日)	自己搬入 75,900 t ( 208 t/日)	可燃 61,457 t ( 171 t/日)	不燃 13,130 t ( 36 t/日)	せん定枝 1,313 t ( 3.6 t/日)	蛍光灯(委託) 1 t	産業廃棄物 54,700 t ( 150 t/日)	可燃 150 t ( 0.4 t/日)	不燃 42,500 t ( 118 t/日)	12,200 t
3 公共系ごみ 4,157 t ( 11 t/日)	可燃 3,387 t ( 9 t/日)	不燃 2,790 t ( 7.7 t/日)	廃家電 7 t	道路・街路 清掃ごみ 710 t ( 2 t/日)	可燃 520 t ( 1.4 t/日)	不燃 190 t ( 0.5 t/日)	河川清掃ごみ 60 t ( 0.2 t/日)	可燃 0 t	不燃 60 t	0 t	4,200 t ( 11.6 t/日)	可燃 4,200 t ( 11.6 t/日)	不燃 600 t						
4 市外搬入ごみ 4,800 t ( 13 t/日)	可燃 4,200 t ( 11.6 t/日)	不燃 600 t																	



1日当たりは、365日換算。  
総処理量は、焼却処理量、埋立処分量及び資源化量の合計に不燃物譲渡を加えたもの。  
単位未満は、原則として四捨五入しているため、総数と内訳の合計が合わない場合がある。

# ごみ処理コスト(平成28年度一般家庭ごみ)

## ①収集量1t当たりコスト及び市民1人当たりコスト

※平成28年10月1日現在の推計人口 1,553,778 人

		収集	中間処理	最終処分	計	一袋当り
収集量1t当り	可燃ごみ	27,503 円	16,746 円 (18,144 円)	2,511 円	<b>46,760</b> 円 <b>(48,158)</b> 円	201 円/袋 (207 円/袋)
	不燃ごみ	54,080 円	34,366 円 (39,149 円)	8,883 円	<b>97,329</b> 円 <b>(102,112)</b> 円	406 円/袋 (426 円/袋)
	粗大ごみ	166,130 円	27,535 円 (31,006 円)	6,414 円	<b>200,079</b> 円 <b>(203,550)</b> 円	※1袋当り、 可燃ごみ4.29kg 不燃ごみ4.17kg で換算 (平成26年度ごみ袋1個あたりの 重量調査結果より)
	びん・ペット	91,821 円 (97,563 円)	39,795 円 (43,840 円)	2,824 円	<b>134,440</b> 円 <b>(144,227)</b> 円	
市民1人当り	可燃ごみ	4,708 円	2,866 円 (3,106 円)	430 円	8,004 円 (8,244 円)	
	不燃ごみ	517 円	329 円 (375 円)	85 円	931 円 (977 円)	
	粗大ごみ	481 円	80 円 (90 円)	19 円	580 円 (590 円)	
	びん・ペット	504 円 (535 円)	218 円 (240 円)	15 円	737 円 (790 円)	
	計	6,210 円 (6,241 円)	3,493 円 (3,811 円)	549 円	10,252 円 (10,601 円)	

## ②家庭系収集経費

可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	合計
7,315 百万円	804 百万円	747 百万円	8,866 百万円
265,964 トン	14,868 トン	4,496 トン	285,328 トン
27,503 円/トン	54,080 円/トン	166,130 円/トン	31,073 円/トン



## 2 し尿処理事業

### (1) 現況

本市では、「生活環境の改善」，「公共用水域の水質保全」などの目的で，下水道整備を推進した結果，平成29年度末の下水道処理区域内の人口は約156万人，人口普及率は99.6%に達している。

この下水道整備の進捗に伴い，24年度から28年度までの5年間において，し尿収集人口は，対前年比平均約9%ずつ減少し，29年度についても対前年比約8%（227人）の減となり，総人口に占める割合は約0.2%となっている。

29年度のし尿，浄化槽汚泥の一日当りの収集量は45k1で，24年度から29年度までの間，対前年比平均約3%ずつ減少しており，今後とも下水道の普及に伴い減少が見込まれる。

### (2) し尿等の収集・搬入

#### ①し尿

くみとり式便所の家庭や事業所については，委託により，平成30年度は7台の車両で，原則として毎月1回の定期収集と臨時くみとりを行っている。

#### ◎ し尿収集の申込み及びし尿収集業務の指示

し尿収集の新規の申込み，解約，又は申込事項を変更する場合は，所定の「し尿処理申出（変更・不要申出）書」又は「住民票異動届」の様式により区役所（生活環境課または市民課，なお西区西部出張所は市民相談係）において受け付け，し尿収集業務の受託者である公益財団法人ふくおか環境財団に必要な指示を行っている。

#### ②浄化槽汚泥

浄化槽は，毎年1回以上の清掃を行うことが義務付けられており，その清掃汚泥は，市長が許可した浄化槽清掃業者であって一般廃棄物の収集運搬を許可した業者（平成30年4月1日現在，2業者，車両8台）が浄化槽を清掃する際に収集している。

#### ③市外搬入し尿

し尿の衛生的な陸上処理が困難な自治体については，行政的な相互協力を図るため，昭和41年8月からし尿終末処理事務の受託を開始し，平成30年4月1日現在では，久山町の1町について受託している。

#### ④参考図表

##### ア 収集運搬計画（平成30年度）

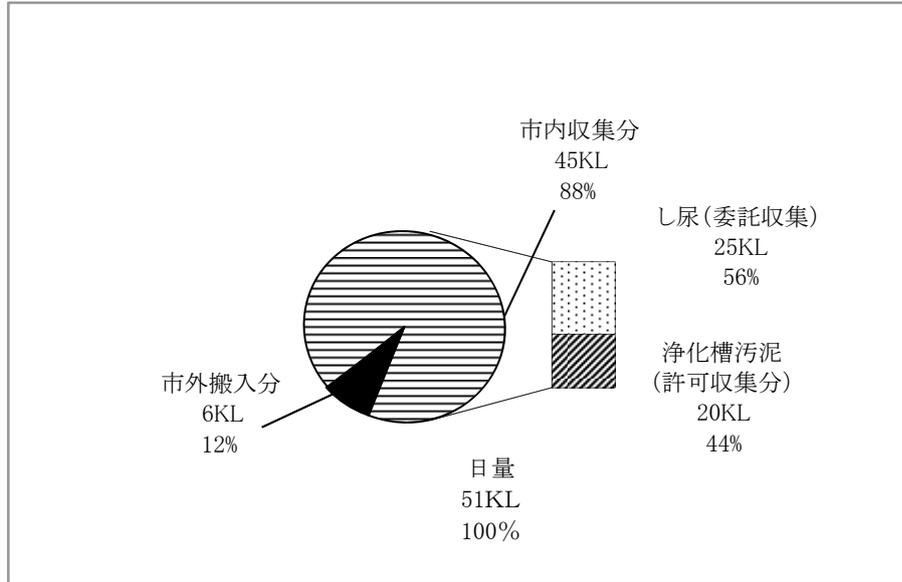
区 分		収集運搬主体	収集区域の範囲	収集回数	収集の方法	搬入先
し 尿 等	し 尿	市（委託）	本市の区域	月1回	戸別収集	中部汚泥再生 処理センター
	浄化槽 汚 泥	市の許可 した業者		随時		

（久山中継所は平成18年度末，玄界島中継施設は平成21年度末で廃止）

イ し尿収集対象世帯数

全市世帯数	収集対象世帯数	収集対象人口	収集便槽数	備 考
797,104世帯	1,538世帯	2,596人	1,898便槽	平成30年4月1日現在

ウ し尿収集搬入比（平成29年度実績）



(3) し尿等の処理・処分

平成29年度におけるし尿収集対象人口は、総人口の約0.2%、2,596人（平成29年度末）で、その収集日量は25k1（以下量は「日量」）である。

その他浄化槽汚泥20k1・し尿処理を受託している市外搬入分6k1とあわせて総処理量は51k1である。

処理・処分については、中部汚泥再生処理センターにより全量51k1を陸上処理している。なお、平成12年度末で海洋投入処分は廃止している。

(4) し尿処理量の推移

(単位：人、KL)

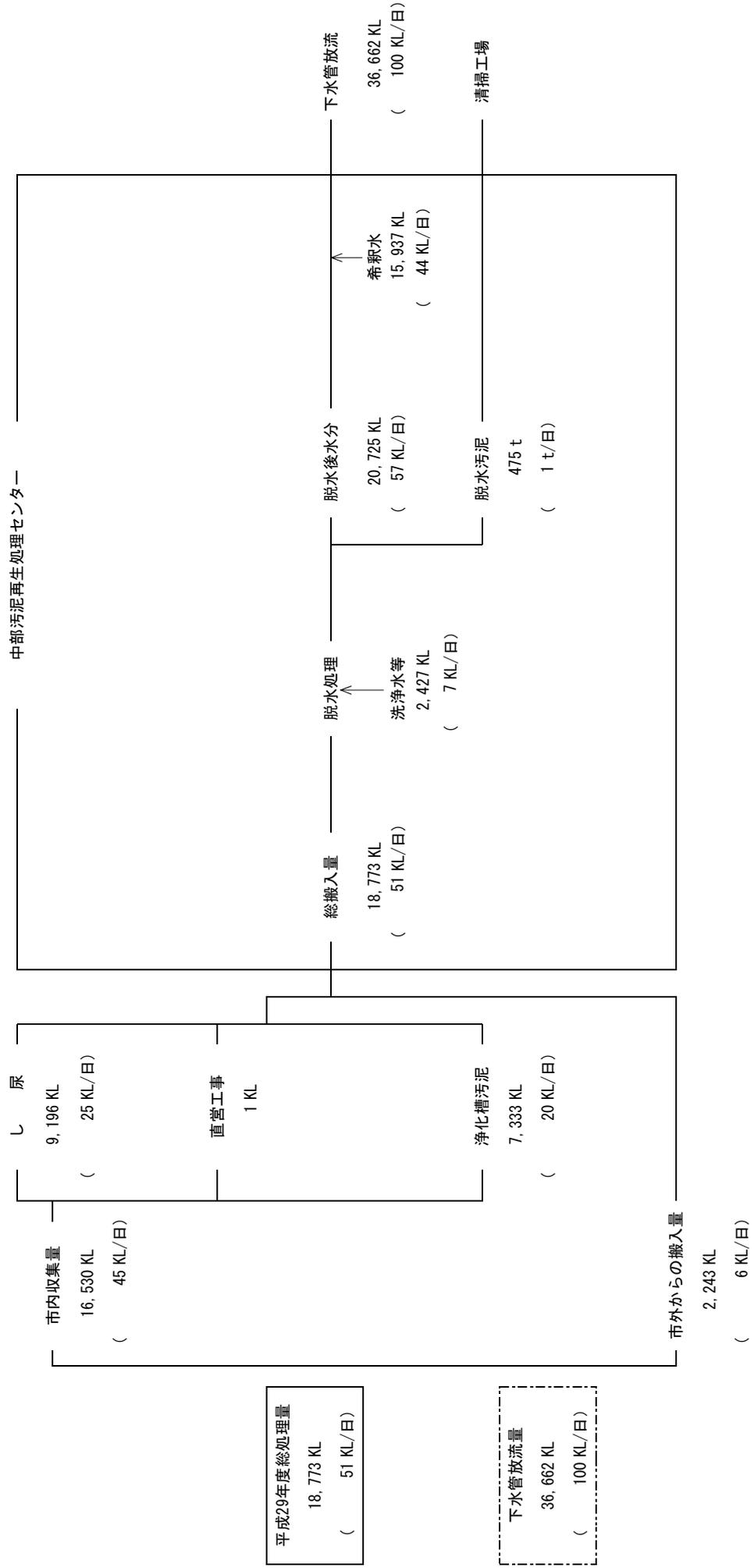
区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
人口	1,390,747	1,401,212	1,414,747	1,429,909	1,440,809	1,454,062	1,469,089	1,483,052	1,494,978	1,510,966	1,523,537	1,543,921	1,557,669	1,570,095
前年度比(%)	100.7	100.8	101.0	101.1	100.8	100.9	101.0	101.0	100.8	101.0	100.9	101.3	100.9	100.8
下処理区域人口	1,380,500	1,392,600	1,406,800	1,422,300	1,433,400	1,446,900	1,462,100	1,476,300	1,488,400	1,505,000	1,518,100	1,538,600	1,552,450	1,565,020
普及率(%)	99.3	99.4	99.4	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6
道利用人口	1,361,640	1,375,057	1,391,162	1,407,474	1,419,992	1,434,963	1,451,057	1,466,095	1,479,278	1,496,716	1,510,383	1,531,672	1,545,980	1,568,851
水洗化率(%)	97.9	98.1	98.3	98.4	98.6	98.7	98.8	98.9	98.9	99.1	99.1	99.2	99.2	99.3
し尿収集人口	12,445	10,279	8,566	7,253	6,267	5,556	4,959	4,483	4,086	3,714	3,375	3,085	2,823	2,596
構成比(%)	0.9	0.7	0.6	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
前年度比(%)	84.4	82.6	83.3	84.7	86.4	88.7	89.3	90.4	91.1	90.9	90.9	91.4	91.5	92.0
浄化槽等人口	16,662	15,876	15,019	15,182	14,550	13,543	13,053	12,474	11,614	10,136	9,779	9,164	8,866	8,648
構成比(%)	1.2	1.1	1.1	1.1	1.0	0.9	0.9	0.8	0.8	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6
し尿直営	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託	27,009	23,633	20,594	17,619	16,233	13,790	12,897	11,722	11,211	10,992	10,699	10,170	9,699	9,196
内収	27,009	23,633	20,594	17,619	16,233	13,790	12,897	11,722	11,211	10,992	10,699	10,170	9,699	9,196
収集	74	65	57	48	44	38	35	32	31	30	29	28	27	25
計	85.0	87.5	87.1	85.6	92.1	85.0	93.5	90.9	95.6	98.0	97.3	95.1	95.4	94.8
前年度比(%)	12.834	13.069	12.454	12.473	11.207	10.489	8.728	8.135	8.746	7.621	7.487	7.775	8.069	7.333
搬入(許可収集)	35	36	34	34	31	29	24	22	24	21	21	21	22	20
計	39,843	36,702	33,048	30,092	27,440	24,279	21,625	19,857	19,957	18,613	18,186	17,945	17,768	16,530
日量	109	101	91	82	75	67	59	54	55	51	50	49	49	45
前年度比(%)	87	92	90	91	91	88	89	92	101	93	98	99	99	93
計	32,958	30,976	29,006	26,115	18,048	16,392	16,063	11,244	6,670	6,559	2,434	2,381	2,259	2,243
日量	90	85	79	71	49	45	44	31	18	18	7	7	6	6
委託市町	4町	4町	4町	4町	3町	3町	3町	3町	2町	2町	1町	1町	1町	1町
日量	7,470	6,873	5,509	3,654	2,961	2,784	3,584	3,550	3,171	3,685	4,199	1,753	0	0
日量	20	19	15	10	8	8	10	10	9	10	12	10	0	0
日量	80,271	74,551	67,563	59,861	48,449	43,455	41,272	34,651	29,798	28,857	24,819	22,079	20,027	18,773
日量	219	205	185	163	132	120	113	95	82	79	68	66	55	51
前年度比(%)	90.8	92.9	90.6	88.6	80.9	89.7	95.0	84.0	86.0	96.8	86.0	89.0	90.7	93.7
脱水汚泥(清理工事・運搬)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
下水管放流	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち帯状水及び洗浄水等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計(帯状水及び洗浄水等を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中部水処理センター	52,050	54,475	51,910	38,290	42,052	19,950	15,510	7,260	8,890	7,900	7,650	3,920	0	0
場下圧水送処理	28,090	20,410	15,357	22,270	6,250	23,690	25,800	27,515	20,960	20,850	17,060	8,395	0	0
東部水処理センター	80,140	74,885	67,267	60,560	48,302	43,640	41,310	34,775	29,850	28,750	24,710	12,315	0	0
日量	220	205	184	165	132	120	113	95	82	79	68	67	0	0
し尿処理場	119	22	52	105	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	80,259	74,907	67,319	60,665	48,314	43,640	41,310	34,775	29,850	28,750	24,710	24,043	22,920	18,773
日量	220	205	184	166	132	120	113	95	82	79	68	66	63	51

※人口は、年度末の人口(例：平成29年度では、平成30年4月1日現在の推計人口)

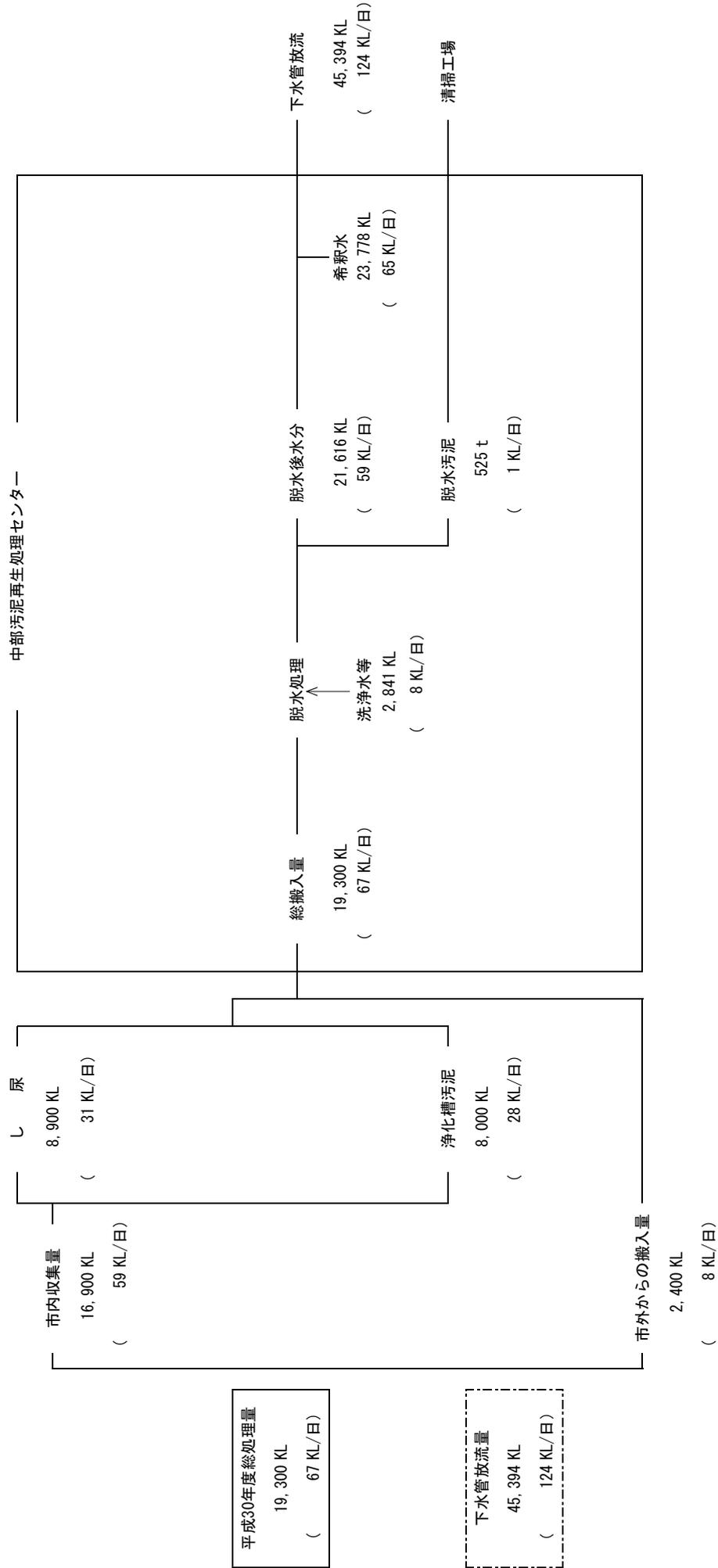
市外搬入量：平成13年度以降は、那珂川町、篠栗町、新宮町、及び久山町の分。平成20年度以降は、那珂川町、新宮町、及び久山町の分。

平成23年10月以降は、那珂川町及び久山町の分。平成26年度以降は、久山町の分。

(5) 平成29年度し尿処理実績



(6) 平成30年度し尿処理計画量



(注) 1. 総搬入量の一日当りは286日換算 (29年度搬入実績)

(注) 2. 下水管放流量の一日当りは365日換算 (毎日運転)

### 3 産業廃棄物対策

#### (1) 産業廃棄物の現状

##### ①産業廃棄物の発生及び処理状況

平成27年度における全国の産業廃棄物の発生量は、約3億9,119万トンで、前年度の約3億9,284万トンに比べて約2百万トン(約0.4%)の減少となった。発生量約3億9,119万トンのうち、再生利用量は約2億756万トン、減量化量は約1億7,354万トン、最終処分量は約1,009万トンであった。前年度からは再生利用量が約7%減少、減量化量が約0.5%増加、最終処分量が約3%減少している。

平成28年度における市内の産業廃棄物の発生量は、約156万トンとなっており、平成27年度に比べ19万トン(約14%)増加している。種類別の発生量は、がれき類が約99万9千トン、汚泥が約21万9千トンであり、この2種類で全体の約8割を占めている。一方、市内の特別管理産業廃棄物の発生量は、約7千5百トンとなっている。

また、産業廃棄物中間処理の状況については、市内で約144万トンが処理され、このうちの最も多いがれき類の9割以上が再生利用される等、産業廃棄物の減量化及び再生利用が行われている。

さらに、市内の最終処分場において埋立処分される量は、約2万7千トンであり、平成27年度に比べ約4千トン(約13%)減少している。

ア 福岡市内の産業廃棄物発生量 (万トン)

産業廃棄物の種類	平成24年度 市内発生量	平成25年度 市内発生量	平成26年度 市内発生量	平成27年度 市内発生量	平成28年度 市内発生量
燃 え 殻	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4
汚 泥 ( 有 機 )	4.5	2.1	2.5	2.1	1.3
汚 泥 ( 無 機 )	11.6	12.1	10.8	15.4	20.6
廃 油	1.3	1.4	0.7	1.1	0.8
廃 酸	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
廃 アルカリ	0.1	0.1	0.1	0.5	0.1
廃プラスチック類	4.4	4.0	4.5	5.3	6.0
紙 く ず	0.9	0.9	0.8	1.4	1.1
木 く ず	7.8	4.4	5.6	6.3	5.4
織 維 く ず	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0
動植物性残さ	0.3	0.4	0.4	0.4	0.3
動植物性固形不要物	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1
ゴ ム く ず	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金 属 く ず	3.2	3.4	3.9	4.5	4.9
ガ ラ 陶	5.8	5.9	7.0	7.0	7.6
鋳 さ い	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
が れ き 類	78.4	93.5	91.6	89.2	99.9
家 畜 ふ ん 尿	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
家 畜 の 死 体	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ダ ス ト 類	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0
政令第13号廃棄物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
混 合 廃 棄 物	4.9	3.5	2.9	3.6	7.7
合 計	123.6	132.5	131.6	137.5	156.4

イ 福岡市内の特別管理産業廃棄物発生量 (トン)

産業廃棄物の種類	平成24年度 市内発生量	平成25年度 市内発生量	平成26年度 市内発生量	平成27年度 市内発生量	平成28年度 市内発生量
燃 え 殻	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0
汚 泥	23.1	5.1	8.4	33.9	20.1
廃 油	292.5	208.3	220.2	278.9	293.1
廃 酸	558.6	374.2	413.6	831.8	1,362.0
廃 アルカリ	326.7	59.8	48.9	376.4	281.0
鉍 さ い	0.0	21.4	0.0	7.3	30.4
ダ ス ト 類	84.6	66.3	94.1	83.0	0.0
政令第13号廃棄物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
感 染 性 廃 棄 物	5,176.3	4,810.3	4,884.7	5,135.3	5282.2
廃 P C B 等	70.2	106.0	63.0	296.6	110.0
廃 石 綿	31.1	133.8	62.3	86.3	89.0
混 合 廃 棄 物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計	6,563.1	5,785.2	5,795.2	7,131.5	7,467.8

※ア・イは産業廃棄物収集運搬業者の実績報告書の集計値

ウ 福岡市内の産業廃棄物処分業者処理状況 (平成28年度) (トン)

	市内発生分	市外発生分	合 計
産 業 廃 棄 物 中 間 処 理 量	1,092,106	350,629	1,442,735
特別管理産業廃棄物中間処理量	177	88	265
産 業 廃 棄 物 最 終 処 分 量	14,844	12,283	27,127

※ウは産業廃棄物処分業者の実績報告書の集計値

②産業廃棄物処理業者の状況

平成30年4月1日現在の本市における産業廃棄物の許可業者数は124件である。業の種類別にみると、収集運搬業の許可業者は52件、処分業の許可業者は72件である。

産業廃棄物処理業者状況 (平成30年4月1日現在)

年度	収集運搬業	中間処理業	最終処分業	特別管理 産業廃棄物 収集運搬業	特別管理 産業廃棄物 中間処理業	計
25	803(31)	69(26)	6	58(2)	2(1)	938
26	418(29)	69(26)	6	28(2)	2(1)	523
27	58(29)	71(26)	6	3(2)	2(1)	140
28	50(31)	69(26)	6	3(2)	2(1)	130
29	49(32)	64(22)	6	3(2)	2(1)	124

※業者数中の括弧内について、収集運搬業は積替え保管業者数(内数)、中間処理業は移動式施設数(内数)を示す。また、計は延べ処理業者数を示す。

### ③産業廃棄物処理施設の設置状況

本市に設置されている「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第15条に規定される産業廃棄物処理施設は63施設（移動式を含む。）であり、そのうち事業者の自己処理施設は12施設である。

産業廃棄物処理施設の設置状況（平成30年4月1日現在）

施設の種類	施設数（移動式を含む）			残余容量
	合計	事業者	処理業者	
合計	63	12	51	
汚泥の脱水施設	18	6	12	
汚泥の焼却施設	1	0	1	
汚泥の乾燥施設	1	0	1	
廃油の焼却施設	2	0	2	
廃プラスチック類の破碎施設	3	0	3	
廃プラスチック類の焼却施設	3	1	2	
シアン分解施設	1	1	0	
その他の焼却施設	3	1	2	
木くず、がれき類の破碎施設	26	3	23	
安定型処分場	4	0	4	188,227(m <sup>3</sup> )
管理型処分場	1	0	1	10,047(m <sup>3</sup> )

※安定型及び管理型処分場の残余容量は、平成29年3月31日現在

### ④自動車リサイクル法登録・許可業者数及び処理状況

平成29年度における全国の使用済み自動車の処理台数は約30万台であり、適正処理された車は、エンジン・ボディ等を中古部品として、また、タイヤ（燃料）・ボディ（鉄）等を原材料として、車の90%以上がリサイクルされている。

平成29年度の市内の実績は、約1万2千台の使用済み自動車引き取られ、フロン・廃油・エアバック類の処理、中古部品のリサイクル、更に、解体・破碎した鉄スクラップが鉄として再生されている。

自動車リサイクル法登録・許可業者数及び処理状況

	業者数	処 理 台 数 (台)		
		27年度	28年度	29年度
引 取 業 者	113	10,438	11,246	11,947
フロン類回収業者	33	4,343 (うち再利用21)	5,294 (うち再利用10)	5,436 (うち再利用12)
解 体 業 者	15	5,074 (うちガラ輸出15)	6,074 (うちガラ輸出46)	5,964 (うちガラ輸出42)
破 碎 業 者	6	7,537	8,868	8,563
計	167			

※業者数は平成30年4月1日現在

(2) 産業廃棄物処理の指導について

産業廃棄物を取りまく状況は日々変化しており、それに伴い廃棄物処理法も毎年のように法改正が行われている状況である。

本市においては、次の4項目を基本方針とし、産業廃棄物の適正処理及びより一層の減量化・有効利用に積極的に取り組んでいる。

- ①適正処理の推進
- ②減量化・有効利用の推進
- ③適正処理施設の設置の推進
- ④排出事業者及び処理業者の意識向上の推進

(3) 適正処理の推進

①産業廃棄物排出事業者の監視・指導

ア 法に基づく産業廃棄物多量排出事業者の指導

廃棄物処理法第12条第9項、同条第12条の2第10項に基づき、多量排出事業者（前年度の産業廃棄物発生量が1,000 t（特別管理産業廃棄物は50 t）以上である事業者）は、産業廃棄物の減量、処理に関する計画、およびその実施状況について提出することとされている。

平成29年度には234事業者の提出を受理し、一年間、縦覧に供するとともに、提出のあった中から抽出した事業者に対して立入検査を行い、廃棄物の減量、適正処理に関する指導・助言を行っている（平成29年度立入事業者数：27事業者）。

なお、平成23年度提出分から、本市ホームページにて公表している。

イ 多量に産業廃棄物を排出する建設事業者の指導

「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」により、建設系廃棄物を多量（発生見込量が500m<sup>3</sup>以上）に排出する事業者等には産業廃棄物処理計画の提出を義務づけており、これらの事業所に対し立入検査を行い、適正処理を指導している。

（平成29年度受理件数：182件、立入件数 164件）

●主な指導内容

減量化・有効利用の推進

委託契約書の締結、管理票（マニフェスト）の記載・交付・確認・保管

## ウ 特別管理産業廃棄物排出事業者の指導

### (ア) アスベスト排出事業者

アスベスト廃棄物の適正保管・処理及び飛散等の事故を防止するため、アスベスト除去等工事現場へ立入検査を行い指導している。(立入件数：89件)

### (イ) PCB保管事業者

PCB特別措置法に基づき提出されるPCB廃棄物保管及び処理状況報告の届出による適正処理の確認の後、必要に応じ随時説明会や立入検査を行い、早期かつ適正処理を指導している。(立入件数：426件 届出事業所数：167事業所)

### (ウ) 病院・その他の有害廃棄物の排出事業者

感染性廃棄物を排出する病院・医療関係検査機関及び重金属関係の廃液等を排出する事業者に対し、廃棄物の適正保管・処理及び事故を防止するため、必要に応じ随時立入検査を行い指導している。(立入件数：10件)

#### ●主な指導内容

管理責任者の設置、廃棄物の分別・保管状態、事故防止の取組み  
委託契約書の締結、管理票（マニフェスト）の記載・交付・確認・保管

## ②産業廃棄物処理業者の指導

本市内に処理施設を有する全ての処理業者（中間処理業者、最終処分業者、積替え保管業者）に対し、年間計画に基づき、業態に応じた内容の立入検査を行うとともに、必要に応じて随時立入検査を行うことにより、適正処理を指導している。

本市内に施設を有しない処理業者や福岡県知事による許可業者に対しても、必要に応じて立入検査を行い、適正処理を指導している。

(立入件数：1,234件)

#### ●主な指導内容

処理業者の業態に応じた頻度での処理状況や保管状況の監視  
委託契約書の締結、管理票（マニフェスト）の記載・交付・確認・保管、帳簿の記録  
最終処分場における維持管理情報の公表、放流水・浸透水の水質検査  
焼却施設における維持管理情報の公表、排ガス中のダイオキシン類の検査

## ③自動車リサイクル業者の指導

全ての解体業・破砕業許可業者に対し、年間計画に基づき、業態に応じた内容の立入検査を行うとともに、必要に応じて随時立入検査を行うことにより、適正処理を指導している。

登録業者に対しても、(公財)自動車リサイクル促進センターからの不適正処理に関する情報提供などから、必要に応じて立入検査を行い、適正処理を指導している。

(立入件数：99件)

#### ●主な指導内容

業者の業態に応じた頻度での処理状況や保管状況の監視  
自動車リサイクルシステム、帳簿の記録  
法で回収が義務付けられているフロン類やエアバッグ等の適正処理

#### ④苦情処理及び行政処分

不適正処理に係る苦情に関して現地調査を行っている。なお、平成29年度に処理した苦情件数は25件であった。

また苦情処理及び立入調査などで不適正処理が発覚した場合は口頭指導、文書指導を行い、改善が認められなければ行政処分等の措置を行っている。平成29年度は9件の文書指導を行った。

立入検査実施状況（環境局対応分）

区 分		年 度				
		25	26	27	28	29
排出事業者	廃棄物処理法に基づく多量排出事業者	30	28	26	25	27
	建設工事現場及びその他の排出事業所 ※1	315	284	348	317	311
	P C B 保 管 事 業 者	60	69	72	70	426
	ア ス ベ ス ト 除 去 工 事 現 場	63	67	49	58	89
	病院・その他の有害廃棄物の排出事業場	40	30	20	12	10
許可業者	産業廃棄物処理業許可業者等	789	756	887	1,044	1,234
	自動車リサイクル法許可業者	134	131	88	96	99
苦情	不適正処理など苦情に関するもの	46	35	24	30	25
監視	重点監視事業所等 ※2	1,162	1,000	980	970	859
合 計 ※3		2,639	2,400	2,494	2,622	3,073

※1 (3)①イに記載の多量に産業廃棄物を排出する建設事業場及びその他の排出事業所の立入検査の合計

※2 過去に苦情等があり、継続して監視が必要と認めた事業所

※3 重複を除く

#### (4) 減量化・有効利用の推進

##### ①公共工事における有効利用の推進

公共工事における建設系廃棄物のリサイクル及び適正処理を推進するため、庁内関係部局による「建設廃棄物・発生土等のリサイクル及び適正処理推進協議会」を平成5年4月に設置し、情報交換、調査・研究等を行っており、現在「がれき類」「建設汚泥」「残土」「グリーン調達」の専門部会を設けている。

また、本市発注の土木建設工事により発生する建設廃材については、再生利用施設を活用するとともに、道路舗装工事における再生品の利用基準を定め、廃コンクリート片を破碎し粒度調整した再生路盤材を使用するなど、産業廃棄物の減量化・有効利用に努めており、平成27年度のコンクリート塊、アスファルト塊のリサイクル率はほぼ100%となっている。

##### ②その他の有効利用

事業者及び処理業者に対し、立ち入り検査や講習会等において、産業廃棄物の減量化・有効利用を促進するよう行政指導を行っている。

また、平成20年度より建設汚泥の「自ら利用」に係るマニュアルを策定しており、「建設汚泥の自ら利用計画書」の提出を受理し、適正処理、有効利用に関する指導を行っている。

## (5) 適正処理施設の設置の推進

循環型社会形成に向け、廃棄物の再資源化等施設の設置の推進に努めており、現在、本市のリサイクル認定施設としてがれき類の破碎施設が9施設ある。

また、処理施設設置の際には、「福岡市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱」（平成3年10月策定）に基づき、処理施設設置者と地域住民の合意形成が円滑に行われるよう努めている。

## (6) 排出事業者及び処理業者の意識向上の推進

廃棄物処理法は毎年のように改正が繰り返されており、法律に対する排出事業者及び処理業者の知識不足が懸念されている。

また、現在の不適正処理の一因として、コスト主義による安価な処理料金への偏重、処理委託後の責任所在の曖昧さなど、排出事業者の産業廃棄物処理責任についての認識不足があげられる。

そのため、法律についての知識及び産業廃棄物の現状と課題に対する知識の普及・啓発に努め、事業者、業界団体と連携をとりながら、廃棄物の減量及び適正処理に対する理解と関心を高める必要がある。

### ①普及啓発の推進

- ・排出事業者に対する立入検査や講習会を通して、自己処理責任の徹底を図っている。
- ・また、特に土木・建設業においては、元請業者のみならず、工事発注者（本市発注の公共工事の場合は市担当課）に対しても、その責務の認識を高めていく。
- ・処理業者に対する講習会や産業廃棄物処理業界の指導・育成に努め、処理業者の資質向上を図っている。
- ・各業界団体の実施する研修会等への協力を行い、業界団体の資質向上を図っている。

### ②講習会等の実施

事業者及び処理業者の産業廃棄物に対する認識を高め、産業廃棄物の減量化・有効利用及び適正処理を推進するため、講習会及び説明会を実施している。なお、処理業者や土木建設業者等の各種団体からの要請に応じ、本市から講師を派遣している。

#### 講習会実施状況

年 度	25	26	27	28	29
実施回数(回)	9	8	11	10	10
受講者数(人)	717	526	658	925	661

## 4 外郭団体

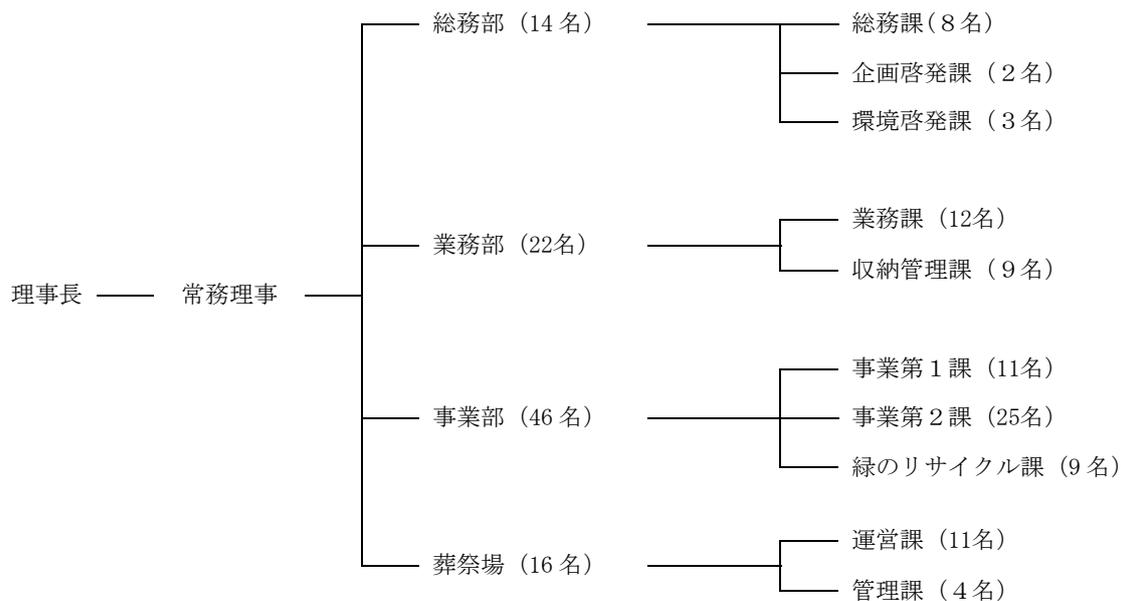
### (1) 公益財団法人 ふくおか環境財団

下水道整備の進捗に伴い、散在化する対象世帯からし尿の効率的収集を図るとともに、委託制度切り替えに伴うし尿処理手数料の徴収事務に対処するため、昭和44年7月に設立、平成19年4月に株式会社都市環境と統合し、平成27年4月より公益財団法人へ移行した。

#### 法人概要（平成30年7月1日現在）

- ①名称 公益財団法人 ふくおか環境財団
- ②所在地 福岡市中央区那の津二丁目10番15号
- ③設立 平成19年4月1日
- ④基本財産 2,000万円（全額福岡市出資）
- ⑤事業目的 廃棄物を適正に処理し、資源循環型社会の形成に資する事業を推進するとともに、広く公共の福祉の見地から公衆衛生の向上を図ることにより、住民の健康で文化的な生活環境の確保に寄与することを目的とする。
- ⑥事業
  - ア 環境に関する調査、研究及び啓発
  - イ 廃棄物処理技術の普及に関する事業
  - ウ 廃棄物関連施設の管理運営に関する事業
  - エ 廃棄物の収集及び運搬に関する事業
  - オ 家庭系指定袋の調達、保管及び配送に関する事業
  - カ 廃棄物処理手数料に関する事業
  - キ 家庭系粗大ごみ収集の受付及び相談に関する事業
  - ク 福岡市葬祭場の管理運営及び整備に関する事業
  - ケ 排水設備の検査に関する事業
  - コ 土地の貸付に関する事業
  - サ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

#### ⑦組織



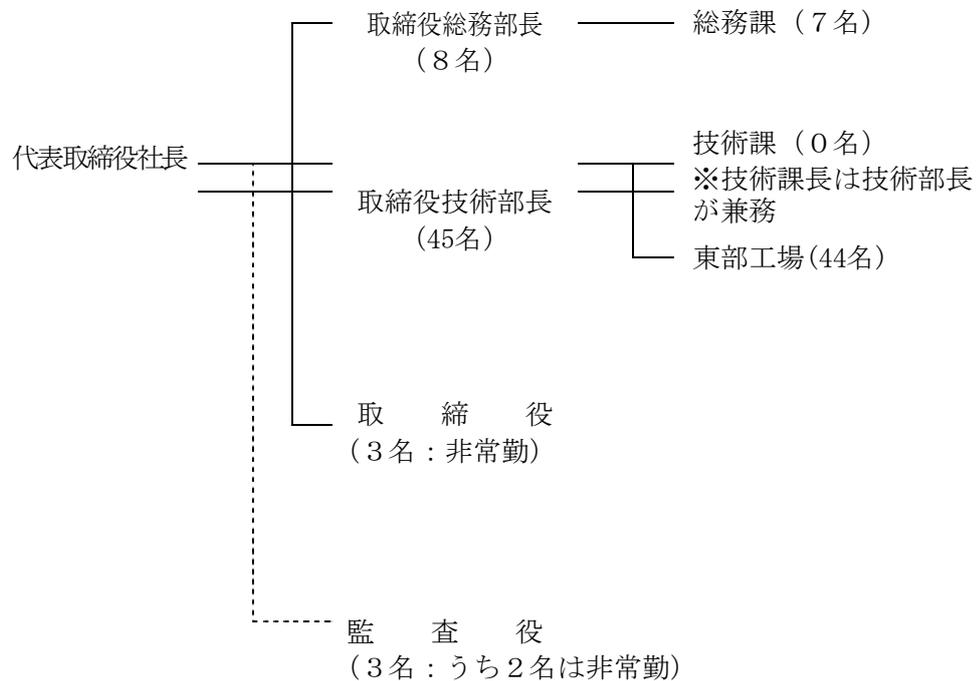
(総数100名)

(2) 株式会社 福岡クリーンエナジー

東部工場の建設・運営にあたり、循環型社会の構築という共通認識のもと、民間の資金、経営能力を活用して、効率的な施設の建設・運営を行うとともに、ごみ処理発電におけるサーマルリサイクルの更なる効率化を目指して、九州電力株式会社との共同出資により、平成12年10月20日に設立した。

会社概要 (平成30年4月1日現在)

- ①名称 株式会社 福岡クリーンエナジー
- ②所在地 福岡市早良区百道浜2丁目1番22号 福岡SRPセンタービル10階
- ③設立 平成12年10月20日
- ④資本金 50億円 (福岡市51%, 九州電力(株) 49%)
- ⑤事業目的 廃棄物処理の効率化、資源及びエネルギーの有効活用等を図るため、東部工場の建設及び運営と、これにより生ずる電気及び熱の供給等の事業を行うことを目的とする。
- ⑥事業
  - ア 福岡市との契約に基づく廃棄物の処理
  - イ 前号により生ずる電気及び熱の供給
  - ウ 廃棄物の処理及び発電に関する施設の建設及び運営
  - エ 前号に関するコンサルティング
  - オ 前各号に付帯する一切の事業
- ⑦組織



(総数55名)

# 資料編

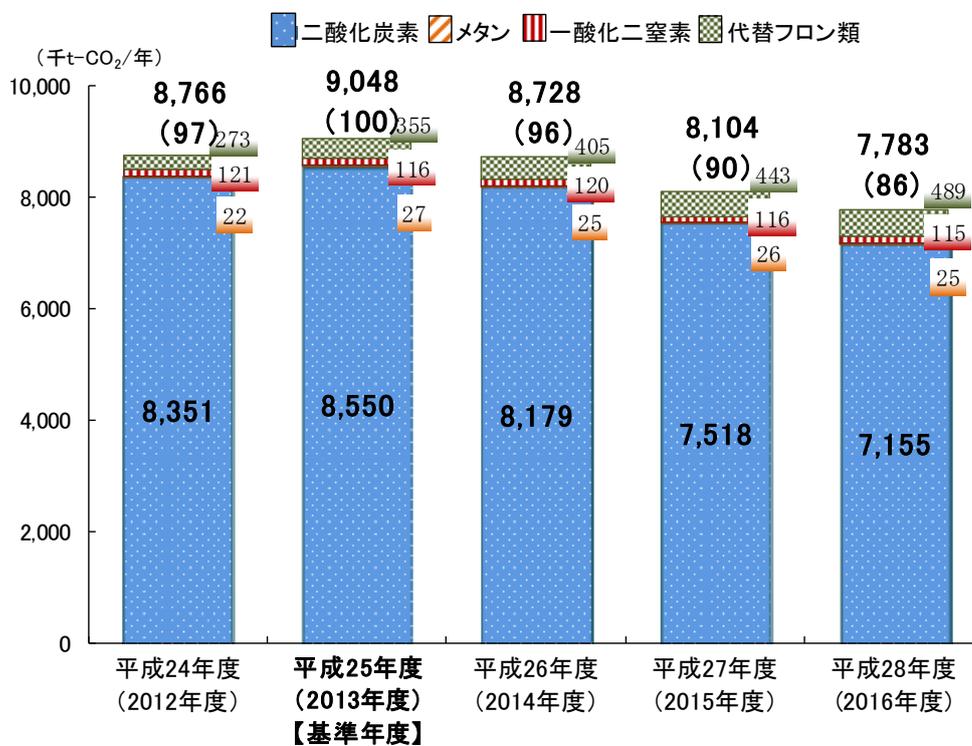
## 環境の状況に関するデータ

### IV 地球温暖化対策・エネルギーに関するデータ



## 1 福岡市における温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）の推移

福岡市の2016（平成28）年度における温室効果ガス排出量は、福岡市地球温暖化対策実行計画の基準年度である2013（平成25）年度と比べ、約1,265千t-CO<sub>2</sub>減少（14%減）しています。



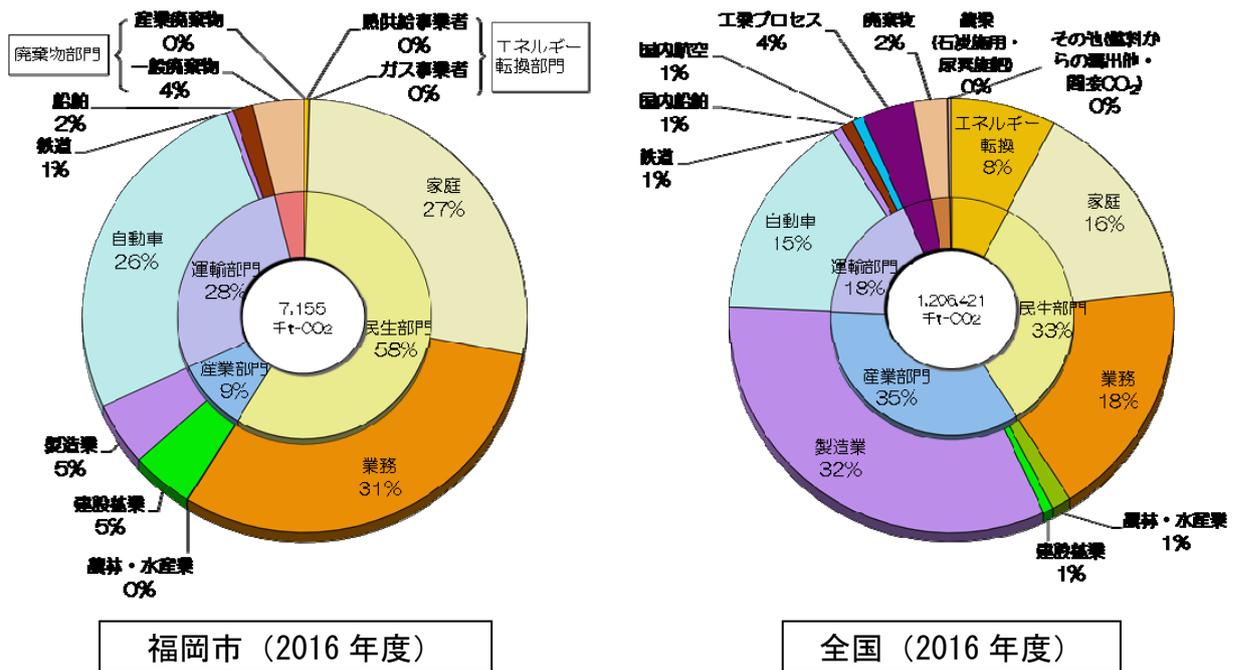
( )内の数値は平成25(2013)年度を100としたときの指数  
※四捨五入の関係のため、排出量の内訳と総量が一致しない場合がある

## 2 主な三部門（家庭部門・業務部門・自動車部門）における温室効果ガス排出量

福岡市地球温暖化対策実行計画における三部門の二酸化炭素排出量は、以下のとおりとなっています。

区分	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度) 【基準年度】	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成28 /25年度 比
温室効果ガス排出量 (千t-CO <sub>2</sub> )	8,766	9,048	8,728	8,104	7,783	▲14%
二酸化炭素排出量 (千t-CO <sub>2</sub> )	8,351	8,550	8,179	7,518	7,155	▲16%
家庭部門 (千t-CO <sub>2</sub> )	2,471	2,566	2,358	2,118	1,963	▲23%
業務部門 (千t-CO <sub>2</sub> )	2,962	3,016	2,805	2,416	2,213	▲27%
自動車部門 (千t-CO <sub>2</sub> )	1,794	1,839	1,912	1,838	1,869	2%
家庭部門(世帯あたり) (kg-CO <sub>2</sub> /世帯)	3,479	3,550	3,213	2,837	2,582	▲27%
業務部門(床面積あたり) (kg-CO <sub>2</sub> /㎡)	125	126	117	100	92	▲27%
自動車部門(1台あたり) (kg-CO <sub>2</sub> /台)	2,649	2,676	2,754	2,617	2,626	▲2%

### 3 二酸化炭素排出量の部門別内訳



### 4 福岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）における成果指標等の達成状況

#### 成果指標

		基準値 (2013年度)	現状値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
エネルギー消費量	kL	109,000	106,815	100,000 [基準年度比▲8%]

#### 個別目標

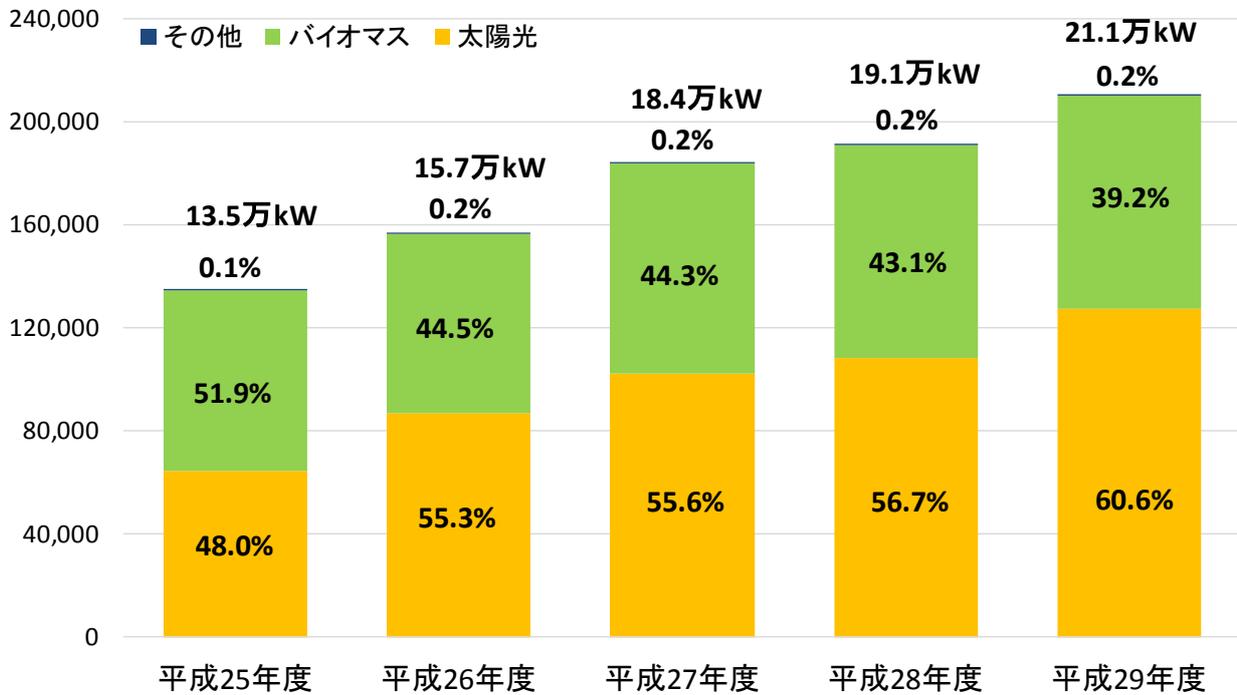
		基準値 (2013年度)	現状値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
庁舎等から排出される廃棄物量	t	4,077	3,295	3,262 [基準年度比▲20%]
庁舎等において使用する上水の使用量	千m <sup>3</sup>	2,314	2,161	2,083 [基準年度比▲10%]
庁舎等で使用するコピー用紙の使用量	t	1,344	1,450	1,344 [基準年度以下]

## 5 福岡市の再生可能エネルギー導入状況

平成 29 年度における福岡市内の再生可能エネルギーによる発電規模は、21.1 万 kW と前年度と比べ 2 万 kW 増加しています。

電源別の構成では、太陽光とバイオマスでほぼ占められています。

(単位: kW)





# 資料編

## 環境の状況に関するデータ

### V 都市環境データ



## 1 人口

本市の人口は、明治22年の市制施行当時には約5万人でしたが、その後市域の拡大や都市化の進展に伴って自然的・社会的に増加し、平成30年4月1日現在推計人口は1,570,095人です。

区別では、東区が314,134人（構成比20.0%）と最も多く、次いで南区、博多区の順になっています。世帯数は、平成30年4月1日現在797,104世帯で、1世帯あたりの平均世帯人員は1.97人となっています。

最近5年間の人口増加は年間約1万3千人～1万5千人で、増加率は年0.8～1.0%程度です。

### ●行政区別人口（平成30年4月1日推計人口）

区分	福岡市	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
世帯数	797,104	148,938	147,403	120,672	124,635	65,984	97,355	92,117
人口（人）	1,570,095	314,134	237,522	197,693	260,326	131,473	218,333	210,614
1世帯あたり人員（人）	1.97	2.11	1.61	1.64	2.09	1.99	2.24	2.29
面積（km <sup>2</sup> ）	343.39	69.36	31.63	15.40	30.98	15.99	95.87	84.17
人口密度（1km <sup>2</sup> あたり）	4,572	4,529	7,509	12,837	8,403	8,222	2,277	2,502

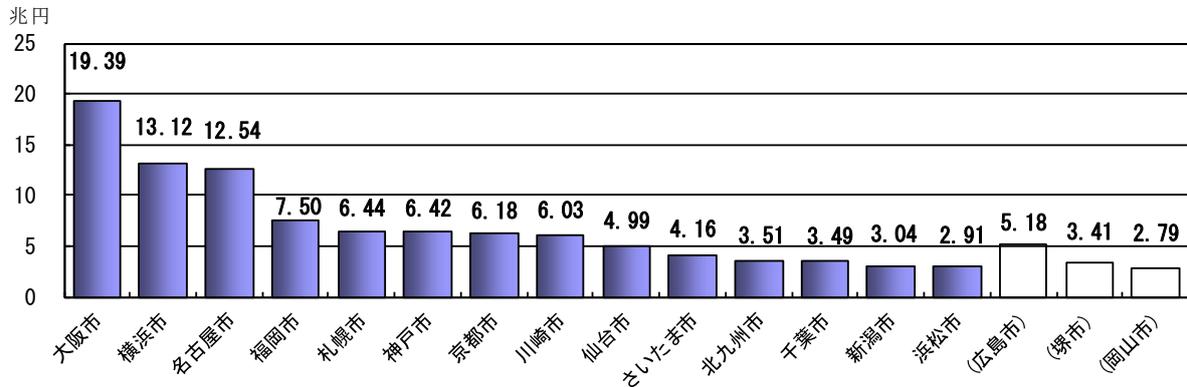
### ●市域と人口の推移

年	面積	世帯数	人口	人口密度	備考
明治22年	5.09 km <sup>2</sup>	9,440 世帯	50,847 人	9,990 人/km <sup>2</sup>	市制施行
大正9年	15.93	18,040	95,381	5,988	第1回国勢調査
14年	20.68	28,029	146,005	7,060	第2回 "
昭和10年	90.05	55,184	291,158	3,233	第4回 "
22年	128.82	73,823	328,548	2,550	第6回 "
30年	180.41	117,583	544,312	3,017	第8回 "
40年	241.54	205,673	749,808	3,104	第10回 "
50年	334.78	333,928	1,002,201	2,994	第12回 "
60年	336.82	433,348	1,160,440	3,445	第14回 "
平成7年	337.59	544,145	1,284,795	3,806	第16回 "
17年	340.60	649,138	1,401,279	4,114	第18回 "
18年	340.60	662,401	1,414,754	4,154	10月1日現在推計人口
19年	340.96	674,725	1,427,401	4,186	10月1日現在推計人口
20年	341.11	685,583	1,438,730	4,218	10月1日現在推計人口
21年	341.32	697,166	1,452,190	4,255	10月1日現在推計人口
22年	341.32	707,358	1,463,743	4,288	第19回国勢調査
23年	341.70	719,905	1,480,607	4,333	10月1日現在推計人口
24年	341.70	729,869	1,494,603	4,374	10月1日現在推計人口
25年	341.70	741,839	1,509,842	4,419	10月1日現在推計人口
26年	343.38	752,654	1,524,053	4,438	10月1日現在推計人口
27年	343.39	764,820	1,538,681	4,481	第20回国勢調査
28年	343.39	778,562	1,553,778	4,525	10月1日現在推計人口
29年	343.39	792,526	1,567,189	4,564	10月1日現在推計人口

## 2 経済

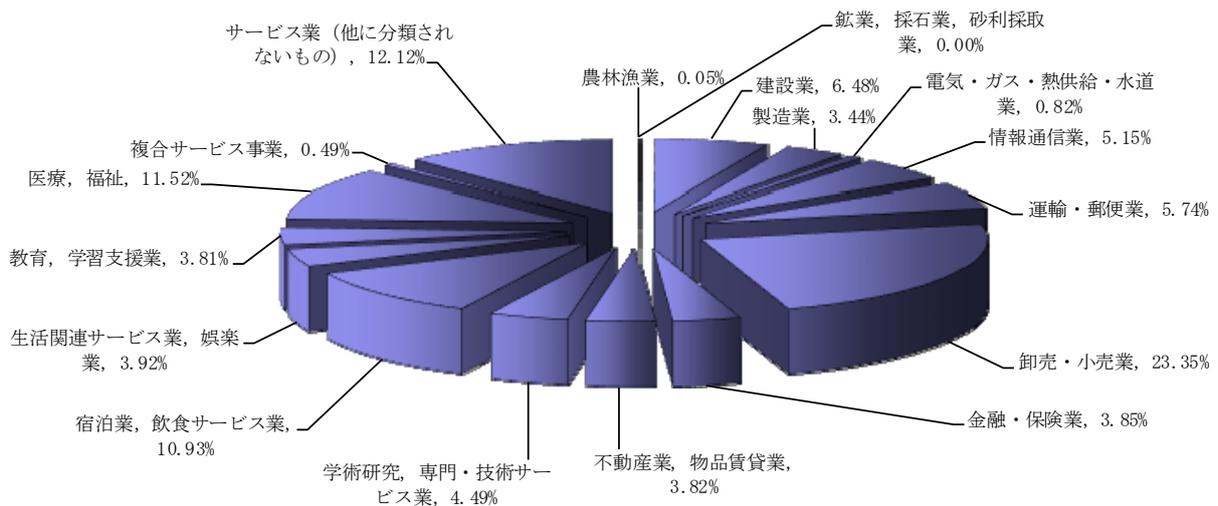
本市の平成 27 年度市内総生産（実質）は約 7 兆 4,973 億円で、対前年度増加率は 4.3% 増となっています。

●市内総生産の他都市との比較（平成 27 年度） ※広島市、堺市及び岡山市は平成 26 年度値。



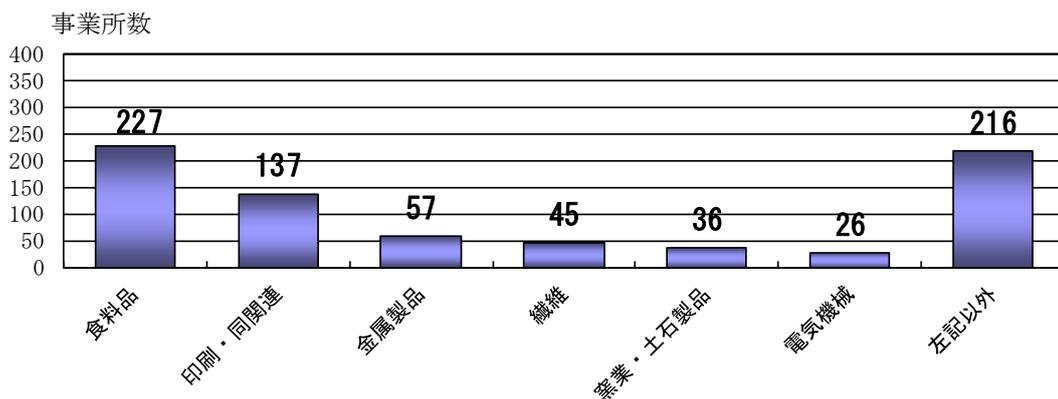
平成 28 年経済センサス活動調査では、従業者の構成による産業構造は、第 1 次産業が 0.05%、第 2 次産業が 9.93%、第 3 次産業が 90.02% となっており、第 3 次産業が大きな割合を占めています。

●産業別従業者数（平成 28 年経済センサス活動調査）



平成 29 年工業統計調査によると、環境保全との係わりの深い製造業については、従業者 4 人以上の事業所数で「食料品製造業」が最も多く、ついで「印刷・同関連業」、「金属製品製造業」等の順になっており、この 3 業種で製造業の半分以上を占めています。

●製造業事業所数（従業者 4 人以上の事業所）（平成 29 年工業統計調査）



### 3 土地利用状況

本市の都市構造は、Y字型をなしており、天神・博多駅等の中心部に商業施設が集積しています。

本市の土地利用状況（平成 29 年調査）は、農地 7.7%，山林 33.1%，水面 2.8%，住宅 21.1%，工業 2.2%，公共施設 5.7%，公園・緑地 4.5%，道路 10.7%，交通施設 2.3%，空地 3.8%，その他 1.2%となっています。

#### ●土地利用の状況

（単位：％）

農地	山林	水面	住宅	商業	工業
7.7	33.1	2.8	21.1	4.9	2.2
公共施設	公園・緑地	道路	交通施設	空地	その他
5.7	4.5	10.7	2.3	3.8	1.2

※農地：水田，畑，樹園地，採草地，養鶏（牛豚）場，ビニールハウス等

山林：樹林地

水面：河川水面，湖沼，ため池，用水路，濠，運河水面等

住宅：住宅，共同住宅，店舗等併用住宅，店舗等併用共同住宅，作業所併用住宅等

商業：小売業，百貨店，ガソリンスタンド，食堂，理容店，飲み屋，劇場，ホーリング店，パチンコ屋等

工業：工場，運輸倉庫施設，危険物貯蔵・処理施設，荷とき場等

公共施設：官公庁施設，文教厚生施設，処理場，火葬場，発電所，変電所等

公園・緑地：公園・緑地，広場，運動場，墓園

道路：道路，駅前広場

交通施設：自動車ターミナル，立体駐車場，駅舎，鉄道用地，空港，港湾

空地：建物跡地など都市的状況の未利用地，平面駐車場

その他：原野・牧野，荒れ地，低湿地，河川敷・河原，海浜，湖岸，資材置き場，住宅展示場，ゴルフ場，農業用納屋，船小屋，農林漁業用作業場等

一方，都市計画に基づく地域指定の状況は平成 30 年 3 月現在，都市計画区域 34,072ha，うち市街化区域が 16,336ha（47.9%），市街化調整区域が 17,736ha（52.1%）となっています。

市街化区域における用途地域の指定状況は，平成 30 年 3 月現在，住居系地域 11,903ha，商業系地域 1,815ha，工業系地域 2,617ha となっています。

#### ●都市計画区域（平成 30 年 3 月現在）

都市計画区域	34,072 ha
市街化区域	16,336 ha
市街化調整区域	17,736 ha

#### ●用途地域の状況（平成 30 年 3 月現在）

用途地域	面積 (ha)	構成比 (%)
第一種低層住居専用地域	4,084	25.0
第二種低層住居専用地域	10	0.1
第一種中高層住居専用地域	2,404	14.7
第二種中高層住居専用地域	345	2.1
第一種住居地域	3,375	20.7
第二種住居地域	1,519	9.3
準住居地域	166	1.0
近隣商業地域	331	2.0
商業地域	1,484	9.1
準工業地域	2,000	12.2
工業地域	574	3.5
工業専用地域	43	0.3
計（市街化区域）	16,336	100.0

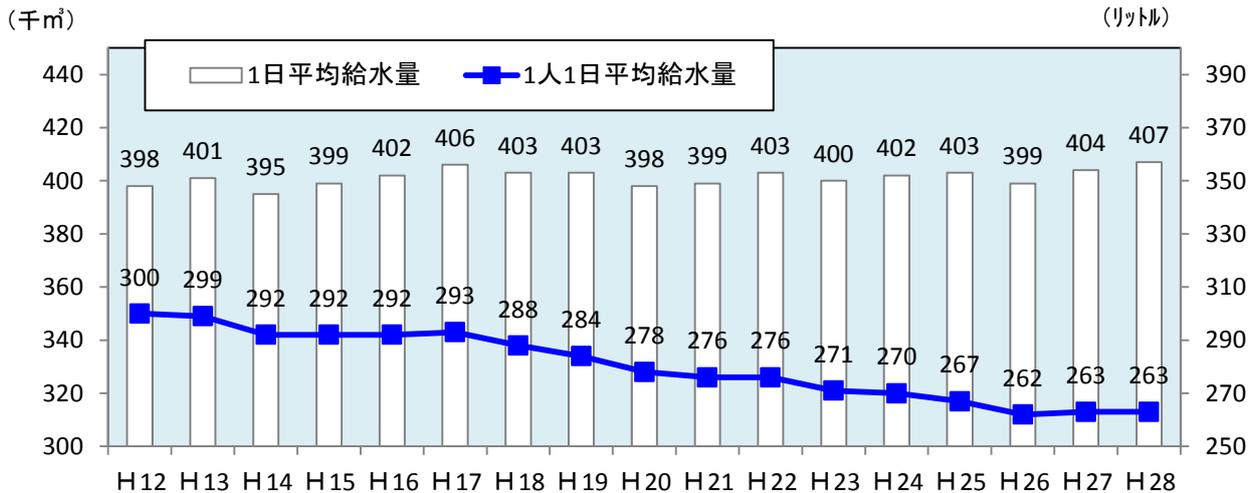
## 4 上下水道

### (1) 上水道

福岡市を流れる河川は、多々良川、御笠川、那珂川、室見川等数多くありますが、すべて中小河川で、大河川である一級河川は一つもなく、水資源に恵まれていません。このような地理的条件の中で、福岡市の都市基盤を支える上水道としては、今後とも生活水準の向上や人口の増加等が予想されるなか、水の安定供給を図るため、市民と行政が一体となって「節水型都市づくり」を進めています。

平成 29 年度の平均給水量は、1日あたり 410 千 $m^3$ 、1人1日あたり 263 リットルとなっており、全国的に見ても節水が進んだ都市です。

#### ●上水道の1日平均給水量及び1人1日平均給水量



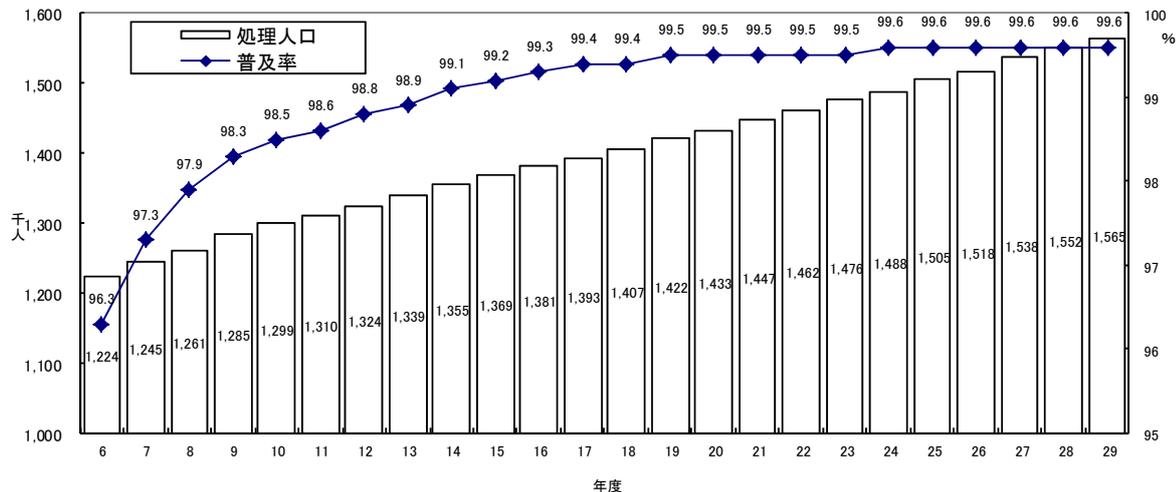
### (2) 下水道

下水道は、市街地の浸水防除やトイレの水洗化など、安全で快適な生活環境をつくり、海や川などの公共用水域の水質汚濁を防止する上で欠くことのできない重要な施設です。このため、福岡市では下水道の整備を積極的に進めています。

平成 29 年度から 4 年間で計画期間とする下水道整備計画 2020 では、改築更新、浸水対策、地震対策、未整備区域の解消、合流式下水道の改善、再生水利用下水道を重点項目として事業を推進しています。

人口普及率は平成 29 年度末で、99.6%となっており、引き続き土地利用や地形等の問題により下水道の整備が困難となっている地区の解消に取り組んでいきます。

#### ●下水道処理人口及び普及率



## 5 交通

### (1) 陸上交通

交通混雑対策については、地下鉄整備などによる鉄道ネットワークの強化と駅前広場などの交通結節機能の強化による公共交通ネットワークの拡充を図るとともに、福岡外環状道路や福岡都市高速5号線をはじめとする放射環状型幹線道路ネットワークの整備による自動車交通の分散化や、公共交通の利用を促進する交通マネジメントの推進などに取り組んでいます。

#### ●自動車登録台数の推移

(単位：台)

区分	昭和40年度	50年度	60年度	平成7年度	17年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
乗用自動車	30,165	128,089	233,049	389,356	437,854	428,954	431,076	431,588	434,455	440,779
貨物自動車	39,825	70,015	81,679	87,636	71,033	58,248	57,759	57,423	57,109	57,168
乗合自動車	3,092	3,480	2,471	2,479	2,481	2,442	2,464	2,460	2,522	2,563
特殊・大型特殊	1,564	5,161	6,544	10,322	12,962	11,764	11,922	11,962	12,203	12,380
軽自動車	21,869	43,511	71,629	108,273	136,340	177,360	185,391	192,391	197,713	200,495
計	96,515	250,256	395,372	598,066	660,670	678,768	688,612	695,824	704,002	713,385
対昭和40年度比	1	2.6	4.1	6.2	6.8	7.0	7.1	7.2	7.3	7.4

都市高速道路は、都市内交通の円滑化、都市機能の維持・向上、地域間の交流促進・連携強化などを図るため、放射環状型の自動車専用道路網の形成を目指しており、整備を進めてきた福岡高速5号線が平成24年7月に全線開通しました。

福岡外環状道路は、博多区西月隈から西区福重に至る計画延長16.2km、基本幅員40mの福岡都市圏の骨格を形成する重要な幹線道路であり、西南部の基幹道路として、各地域を結び交通混雑の緩和を図るものです。昭和63年度から本格的に事業に着手し、平成23年4月に全線4車線で開通しました。

JR、西鉄及び地下鉄によって構成される本市の鉄道網は、都市間及び都市内の大量輸送機関として大きな役割を果たしています。地下鉄は、空港線(姪浜～福岡空港間13.1km)、箱崎線(中洲川端～貝塚間4.7km)に加え、七隈線(橋本～天神南12.0km)が平成17年2月3日開業しました。これらの路線は、JR新幹線・鹿児島本線・筑肥線、西鉄天神大牟田線・貝塚線と相互に結ばれています。

地下鉄の平成29年度における乗車人員は約1億6,579万人になっています。

#### ●地下鉄乗車人員推移

(単位：千人)

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
地下鉄	123,906	125,826	123,865	127,136	133,434	137,246	143,152	148,203	156,081	160,390	165,786

地下鉄路線図



## (2) 博多港

博多港は、福岡都市圏の生活必需品を取り扱う生活港湾として、さらに世界各地との航路を持つ九州の貿易、経済活動を支える国際貿易港として発展しており、平成2年には国の特定重要港湾（平成23年度より国際拠点港湾）に指定されています。平成29年の博多港の国際海上コンテナ取扱個数は約92万TEUで、うち外貿ダイレクトが約84万9千TEUとなっています。

### ●博多港における国際海上コンテナ取扱個数の推移

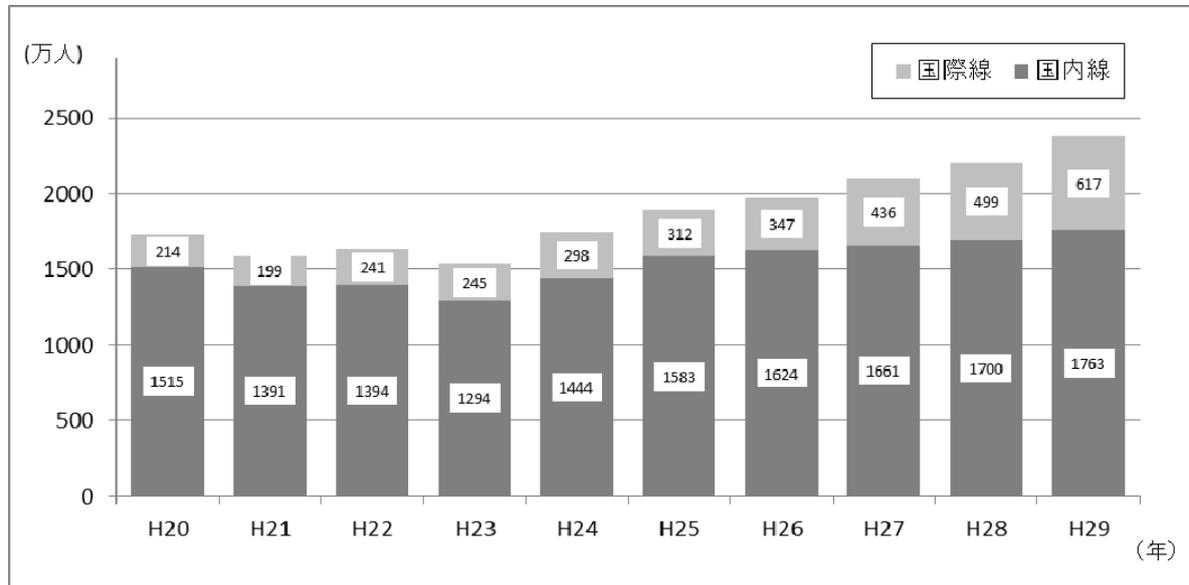


また、博多港は志賀島、玄界島などを結ぶ市営渡船や、壱岐・対馬、五島などとの間の国内フェリーが発着する国内海上交通の要所となっています。国際旅客航路としても、韓国・釜山港との間にフェリー及びジェットfoilによる航路が開設されている他、平成29年は外航クルーズ客船が314回寄港しました。

## (3) 福岡空港

福岡空港は、九州・西日本地域における主要拠点空港として重要な役割を果たしており、平成30年10月現在、国内線は東京、大阪、札幌、沖縄など28都市と370便/日で結ばれ、国際線はソウル、釜山、上海、北京、台北、香港、シンガポールなどアジアを中心とした21都市と762便/週で結ばれています。平成29年の年間乗降客数は国内線が1,763万人、国際線が617万人となっています。

### ●福岡空港の乗降客数の推移



## 6 歴史・文化

福岡市は、2,000年以上の長い歴史を有し、遺跡や神社・仏閣等を始め、数多くの文化財が存在しています。

### ●福岡市の主な文化財等

<p><b>東 区</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金印公園</li> <li>志賀海神社</li> <li>宮前古墳</li> <li>立花城跡</li> <li>香椎宮</li> <li>舞松原古墳</li> <li>名島城跡（名島神社）</li> <li>名島櫓石</li> <li>米一丸石造九重塔</li> <li>筥崎宮</li> <li>蒙古礎石</li> <li>枯野塚</li> <li>奈多の志式座</li> </ul>	<p>（博多区続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東光院</li> <li>東林寺</li> <li>住吉神社</li> <li>日吉神社</li> <li>康永三年銘梵字板碑（濡衣塚）</li> <li>地藏菩薩像板碑</li> <li>櫛田の銀杏</li> <li>福岡藩主黒田家墓所</li> </ul>	<p><b>早良区</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有田遺跡</li> <li>妙福寺庭園</li> <li>主基斎田跡</li> <li>西光寺梵鐘</li> <li>曲渕五重石塔</li> <li>曲渕ダム</li> <li>荒平城跡</li> <li>勸農社跡</li> </ul>
<p><b>博多区</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東公園</li> <li>比恵遺跡</li> <li>剣塚古墳</li> <li>那珂八幡古墳</li> <li>那珂遺跡</li> <li>板付遺跡</li> <li>金隈遺跡</li> <li>今里不動古墳</li> <li>崇福寺</li> <li>妙典寺</li> <li>万四郎神社</li> <li>善導寺</li> <li>綱敷天満宮</li> <li>聖福寺</li> <li>妙楽寺</li> <li>東長寺</li> <li>龍宮寺（人魚塚）</li> <li>櫛田神社</li> <li>萬行寺（明月尼の墓）</li> <li>承天寺</li> <li>若八幡宮の力石</li> <li>（次列へ続く）</li> </ul>	<p><b>中央区</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鴻臚館跡</li> <li>旧福岡県公会堂貴賓館</li> <li>警固神社</li> <li>平尾山荘</li> <li>福岡城跡</li> <li>西公園</li> <li>大濠公園</li> <li>福岡市赤煉瓦文化館</li> <li>ツクシオオガヤツリ</li> <li>浄満寺</li> <li>金龍寺</li> </ul>	<p><b>西区</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>興徳寺</li> <li>草場古墳群</li> <li>野方遺跡</li> <li>吉武高木遺跡</li> <li>飯盛神社</li> <li>金武のヤマモモ</li> <li>今宿古墳群</li> <li>今山遺跡</li> <li>元岡瓜尾貝塚</li> <li>元寇防塁</li> <li>夫婦塚2号墳</li> <li>能古焼古窯跡</li> <li>吉武熊山古墳</li> <li>長垂の含紅雲母<sup>ペグマタイト</sup>岩脈</li> <li>浦江1号墳</li> <li>白鬚神社</li> <li>勝福寺</li> <li>誓願寺</li> <li>橋本八幡宮のイヌマキ群落</li> <li>女原瓦窯跡</li> </ul>
	<p><b>南区</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>三宅廃寺跡</li> <li>寺塚穴観音古墳</li> <li>大平寺跡</li> <li>野多目遺跡</li> <li>老司古墳</li> <li>老司瓦窯跡</li> </ul>	
	<p><b>城南区</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>友泉亭公園</li> <li>菊池神社</li> <li>梅林古墳</li> <li>油山観音</li> </ul>	

福岡市には、長い歴史の中で育まれてきた個性豊かな伝統文化が市民生活の中に脈々と息づいています。博多どんたくや博多祇園山笠等の伝統的な祭が代々引き継がれ博多の文化を形成しています。



# 資料編

## 環境関連事業等の実施状況



第1章 分野別施策の展開  
第1節 快適で良好な生活環境のまちづくり

第1項 黄砂・PM2.5などの大気汚染物質への対応

施策名	関連事業(取組)名	内容	H29年度 実績	局・区	課
黄砂・PM2.5対策の推進	黄砂飛来・PM2.5予測情報の発信	黄砂及びPM2.5の予測に関する情報を市ホームページや防災メール等で発信するとともに「福岡市PM2.5・黄砂影響検討委員会」を活用して、予測情報の精度向上や市民にわかりやすい情報提供を目指して取り組みます。	・黄砂飛来の予測情報を防災メール等で提供(15回) ・PM2.5予測情報を防災メール等で提供(6回)	環境局	環境保全課
	PM2.5等の常時監視と情報の提供	大気汚染防止法に基づき大気汚染状況を把握するために、市内に設置した自動測定機により24時間常時監視を行っています。また、収集したデータは関係機関に提供するとともに、市ホームページやオープンデータサイト、PM2.5ダイヤルなどの多様な媒体で情報提供しています。	・市内9か所(市役所、吉塚、長尾、香椎、元岡、千鳥橋、西新、大橋、石丸)にて、PM2.5の常時監視を実施、併せて、浮遊粒子状物質等の常時監視も行い、大気汚染状況を把握 ・PM2.5ダイヤルにて情報提供を実施 (H29年度着信件数：29,708件)	環境局	環境保全課
	黄砂・PM2.5に関する健康影響調査	市内小学生を対象とした、黄砂及びPM2.5に関する健康影響調査を行います。	・H25～27年度に実施した健康影響調査結果についてほかんけんだよりにて情報発信(H29.6)	環境局	環境保全課 環境科学課
	黄砂・PM2.5に関する正しい知識の普及・啓発	黄砂・PM2.5に関して、市政だよりや市ホームページへの情報掲載・出前講座等を活用して、正しい知識の普及・啓発を図ります。	・市政だよりや市ホームページによる情報提供を実施 ・出前講座「福岡市の大気環境について」参加者：187人 ・「熱中症&福岡市の大気」パネル展を開催(H29.7.10～H29.7.14)	環境局	環境保全課
黄砂・大気汚染物質予測、警報システムの運用	黄砂飛来・PM2.5予測情報の発信(再掲)	第1章第1節第1項に掲載	—	環境局	環境保全課
黄砂発生対策の研究	研究機関等との連携による新たな知見等の収集	大学や国・県の研究機関等との連携による、広域的・新たな環境問題に関する科学的知見の収集、現状把握の充実に努めます。	国立環境研究所及びその他の地方環境研究所との共同研究 ・PM2.5の環境基準超過をもたらす地域的/広域的汚染機構の解明	環境局	環境科学課 環境保全課
大気汚染物質発生源対策の推進	研究機関等との連携による新たな知見等の収集(再掲)	第1章第1節第1項に掲載	—	環境局	環境科学課 環境保全課
	黄砂・PM2.5等の発生源対策を支援するための取組	黄砂・PM2.5等の広域大気汚染の状況を常時監視や成分分析等の手法で把握します。	・大気環境測定局(微小粒子状物質)：9測定局 ・PM2.5成分分析を実施:220検体	環境局	環境保全課 環境科学課
	黄砂・PM2.5等高濃度事例の解析	黄砂・PM2.5等の高濃度事例のデータ解析を行い、高濃度となった原因について推定します。	・PM2.5高濃度事例について成分分析を実施	環境局	環境科学課 環境保全課
大気汚染に関する調査・研究	黄砂・PM2.5に関する健康影響調査(再掲)	第1章第1節第1項に掲載	—	環境局	環境科学課 環境保全課
	研究機関等との連携による新たな知見等の収集(再掲)	第1章第1節第1項に掲載	—	環境局	環境科学課 環境保全課
	黄砂・PM2.5等の発生源対策を支援するための取組(再掲)	第1章第1節第1項に掲載	—	環境局	環境科学課 環境保全課
	黄砂・PM2.5等高濃度事例の解析(再掲)	第1章第1節第1項に掲載	—	環境局	環境保全課 環境科学課

第1章 分野別施策の展開  
第1節 快適で良好な生活環境のまちづくり

第2項 良好な生活環境の保全

施策名	関連事業(取組)名	内容	H29年度実績	局・区	課
大気汚染物質発生源対策の推進	工場・事業場の監視・指導(大気汚染防止法等)	「大気汚染防止法」, 「ダイオキシソ類対策特別措置法」, 「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づき, ばい煙発生施設等の届出審査・指導や既存施設に対する監視・指導を行っています。 また, ばい煙発生施設で使用する燃料については, 福岡市いおう酸化物質対策指導要綱に基づき, 良質燃料(硫黄含有率: 0.5W/V%以下)の使用を指導しています。	・大気汚染防止法 設置届出件数: 28件 立入件数: 10件 ・ダイオキシソ類対策特別措置法 立入件数: 4件 ・福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例 設置届出件数: 3件	環境局	環境保全課
		市民からの苦情については, 迅速な現地調査を行い, 必要に応じて法や条例に基づく測定を行うなど適正な対応を行います。	・大気汚染に係る苦情: 63件	環境局 各区	環境保全課 生活環境課
監視体制の拡充	大気の大時監視	大気汚染防止法に基づき大気の大時状況を把握するために, 市内に設置した大気環境測定局の自動測定機により24時間連続的に監視を行います。データは環境監視システムで収集管理し, 関係機関に提供するとともに, 環境局のホームページ等により市民へ情報提供しています。	・一般環境大気測定局: 8局 ・自動車排出ガス測定局: 8局 ・測定項目 二酸化硫黄 : 4測定局 窒素酸化物 : 16測定局 一酸化炭素 : 1測定局 光化学オキシソゲン : 9測定局 浮遊粒子状物質 : 16測定局 微小粒子状物質 : 9測定局 炭化水素 : 4測定局 風向風速 : 9測定局 日射量・温湿度 : 1測定局	環境局	環境保全課
アスベスト対策	特定粉じん(アスベスト)の飛散防止	アスベスト排出作業を伴う解体工事等を行う場合は, 大気汚染防止法により発注者に届出義務が課せられています。届出があった工事等については全件立入検査を行い, 飛散防止に努めています。	・排出作業届出件数: 94件 ・立入件数: 96件 ・特定粉じん排出作業時の測定件数: 71件 ・一般環境測定件数: 5地域10地点	環境局	環境保全課
	「福岡市アスベスト対策推進プラン」の推進	福岡市のアスベスト対策の基本方針となる「福岡市アスベスト対策推進プラン」に基づき, 関係局が連携して建築物のアスベスト除去推進, 解体工事等からの飛散防止, 情報の一元化などの施策を推進しています。	・福岡市環境保全プロジェクト推進本部アスベスト対策調整会議開催(7月, 12月) ・幹事会開催(5月, 11月) ・プランの進捗状況公表(8月) ・福岡市アスベスト対策推進プラン(第二次)の策定(3月)	環境局 財政局 こども未来局 保健福祉局 住宅都市局 教育委員会	環境保全課 産業廃棄物指導課 環境科学課 アセットマネジメント推進課 総務企画課 生活衛生課 保健予防課 建築指導課 住宅建設課 施設課
有害大気汚染物質対策	有害大気汚染物質の調査	継続的に採取される場合には人の健康を損なうおそれがある有害大気汚染物質の中で, 健康リスクがある程度高いと考えられている優先取組物質の調査を行っています。	・優先取組物質21物質について, 市内4地点で年12回測定を実施	環境局	環境保全課
悪臭対策	工場・事業場の監視・指導(悪臭防止法)	悪臭防止法に基づき, 監視・指導を行っています。また, 多様な悪臭苦情に対応するため「福岡市悪臭対策指導要綱」を策定し, 嗅覚測定法により発生源を指導しています。	・立入事業場数: 7事業場 ・延べ立入件数: 8件 ・特定悪臭物質測定件数: 1件 ・嗅覚測定件数: 1件 ・改善指導件数: 0件	環境局	環境保全課
		市民からの苦情については, 迅速な現地調査を行い, 必要に応じて法や要綱に基づく測定を行うなど適正な対応を行います。	・苦情件数: 63件	環境局 各区	環境保全課 生活環境課
騒音・振動対策	騒音・振動の監視	騒音規制法や振動規制法などに基づき自動車交通・航空機・新幹線・在来鉄道の騒音と振動の調査を行っています。 <計画目標等> 調査対象に定められた環境基準値や指針値等との比較を行い, 環境基準等の達成状況を把握する。	①騒音調査 ・自動車騒音は34地点で測定を実施し, 沿道住居等の騒音値を推計・評価 ・航空機騒音は7地点で測定を実施 ・鉄道騒音は新幹線鉄道騒音6地域13地点, 在来鉄道騒音3地域で測定を実施 ②振動調査 ・道路交通振動について11地点で測定を実施 ・新幹線鉄道振動6地域6地点, 在来鉄道振動3地域で測定を実施	環境局	環境保全課
	工場・事業場及び特定建設作業の監視・指導(騒音・振動規制法等)	「騒音規制法」, 「振動規制法」及び「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づき, 各種届出の受理審査, 監視・指導を実施しています。	①特定工場等 ・騒音規制法 立入件数 : 33件 改善指導件数: 18件 ・振動規制法 立入件数 : 15件 改善指導件数: 4件 ・県条例 立入件数 : 1件 改善指導件数: 0件 ②特定建設作業 ・騒音規制法 立入件数 : 47件 改善指導件数: 15件 ・振動規制法 立入件数 : 21件 改善指導件数: 2件	環境局 各区	環境保全課 生活環境課
		市民からの苦情については, 迅速な現地調査を行い, 必要に応じて法や条例に基づく測定を行うなど適正な対応を行います。	・騒音苦情件数: 206件 ・振動苦情件数: 17件		

第1章 分野別施策の展開  
第1節 快適で良好な生活環境のまちづくり

施策名	関連事業(取組)名	内容	H29年度実績	局・区	課
	低騒音(排水性)舗装の実施	道路交通騒音の低減を図るために、幹線道路を中心に車道部に低騒音(排水性)舗装の整備などを行っています。	・低騒音(排水性)舗装: 51,481m <sup>2</sup> (H29年度末)	道路下水道局	道路計画課
	航空機騒音の防止対策事業	航空機騒音により生じる障害防止・軽減のため、以下の事業を行っています。 *民家防音工事等の助成 *集会施設防音改築等の助成 *航空機騒音緩和等を目的とする緩衝緑地整備等 *学校、共同利用施設等での騒音防止対策事業<計画目標等> 騒音対策等の環境対策事業を推進し、空港と周辺地域の調和ある発展をめざしたまちづくりを進める。	・民家防音工事 新設: 0件 告示日後: 0件 ・更新工事①: 43台 ・更新工事②(告示日後): 17台 ・更新工事③: 60台 ・更新工事④(告示日後): 7台 ・更新工事⑤: 0台 ・緩衝緑地整備: 4,873m <sup>2</sup> ・集会施設空調機器機能回復工事等の助成: 3館	港湾空港局	空港対策課
公共用水域の保全	公共用水域の常時監視	水質汚濁防止法に基づく公共用水域の水質や底質等の状況を把握するため、市内の河川と博多湾において調査を行います。 また、市内の主要な海水浴場の水質について調査を行います。 <計画目標等> 調査項目において環境基準値や指針値等との比較を行い、環境基準等の達成状況を把握する。	・市内21河川(環境基準点19地点と補助地点12地点)及び博多湾3海域(環境基準点8地点と補助地点3地点)について生活環境項目、健康項目、要監視項目の調査を実施 ・河川と博多湾の底質についても調査を実施 ・海水浴場5ヶ所についてシーズン前とシーズン中に調査を実施	環境局	環境保全課
	工場・事業場の監視・指導(水質汚濁防止法等)	水質汚濁防止法等に基づき、特定事業場の排水規制を行うとともに、各種届出の受理審査、監視・指導を行っています。  市民からの苦情については、迅速な現地調査を行い、必要に応じて法や条例に基づく測定を行うなど適正な対応を行います。	・立入件数 文書等検査: 29事業場(29件) 水質検査: 26事業場(31検体)	環境局	環境保全課
	市街地、河川、海水域、海浜地等の清掃	道路や側溝、河川や海浜等の清掃を実施し、降雨時に河川や博多湾などの公共用水域に流入する汚濁量の低減を図るとともに、海浜地の保全に努めています。 道路では市内の主要幹線道路を中心に道路清掃車(ロードスイーパー)・散水車・ダンプ車の3台1セットによる清掃を実施し、また、機械清掃が困難な繁華街や清掃工場周辺の道路では人力による清掃を実施しています。 河川では、本市中心部を流れる那珂川、御笠川、博多川の3河川で、毎月21日間清掃船による浮遊ごみ等の清掃を実施しています。 また、博多湾では、主に清掃船により年末・年始を除く毎日、海面の清掃を実施しています。さらに、市内19の海浜地でも、ごみや海草を除去しています。 <計画目標等> 環境保全及び都市美化の観点から、道路や側溝、河川や海浜等の清掃を実施する。	・ロードスイーパー車などによる道路清掃: 688トン ・河川における清掃船によるごみの回収量: 62トン ・清掃船等による博多湾の海面清掃: 65トン(機械: 59トン、人力: 6トン) ・海浜地清掃: 268回(ごみ回収量 454トン)	環境局 港湾空港局	収集管理課 維持課
	地下水の保全	地下水の汚染状況の把握のため概況調査を行い、概況調査で汚染が判明した場合は周辺地区調査や継続監視調査を実施して詳細の把握や人為的汚染等の原因究明に努めます。 <計画目標等> 環境基準値との比較を行い、環境基準等の達成状況を把握する。	・概況調査: 16地区(16井戸) ・汚染井戸周辺地区調査: 1地区(6井戸) ・継続監視調査: 14地区(23井戸)	環境局	環境保全課
工場・事業場の監視・指導(水質汚濁防止法等)(再掲)	工場・事業場の監視・指導(水質汚濁防止法等)(再掲)	第1章第1節第2項に掲載	-	環境局	環境保全課
	工場・事業場の監視・指導(水質汚濁防止法等)(再掲)	第1章第1節第2項に掲載	-	環境局	環境保全課
土壌汚染対策	土壌汚染対策	「土壌汚染対策法」に基づき、土壌の特定有害物質による汚染状況の把握及びその汚染による健康被害防止の措置等により、健康保護を目的とした土壌汚染対策を行っています。	・法に基づく届出等の受理及び審査、指導の実施 法4条届出: 75件	環境局	環境保全課
	工場・事業場の監視・指導(水質汚濁防止法等)(再掲)	第1章第1節第2項に掲載	-	環境局	環境保全課
有害化学物質に関する調査研究と情報提供の充実	ダイオキシン類等の有害化学物質の調査	一般環境中(大気、公共用水域水質・底質、地下水、土壌)のダイオキシン類を「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき調査を行っています。 <計画目標等> 調査対象に定められた、環境基準値との比較を行い、環境基準等の達成状況を把握する。	調査実施地点数 ・大気: 7地点(年2回) ・公共用水域の水底質: 14地点(年1回) 博多湾: 3地点、河川: 11地点 ・地下水: 3地点(年1回) ・土壌: 4地点(年1回)	環境局	環境保全課
	有害大気汚染物質の調査(再掲)	第1章第1節第2項に掲載	-	環境局	環境保全課
	化学物質についての正しい知識の普及・啓発	身の回りの化学物質について、正しい知識を身につけるための情報提供を実施しています。	・ホームページに掲載 ・出前講座 講座内容: 暮らしと化学物質	環境局	環境保全課
	室内ホルムアルデヒド簡易測定器の貸し出し	「シックハウス症候群」の原因物質の1つであるホルムアルデヒドの簡易測定器を貸し出し、対策をアドバイスしています。	・貸し出し件数: 13件/年	市民局	消費生活センター
PRTR(化学物質の排出移動量登録)制度	PRTR制度	「PRTR法」に基づく対象事業者からの対象特定化学物質の排出量・移動量等の1年分の把握データの届出を受け、集計・公表を行うことで、特定化学物質の管理を行っています。	・届出数: 219事業場	環境局	環境保全課

第1章 分野別施策の展開  
 第1節 快適で良好な生活環境のまちづくり

施策名	関連事業(取組)名	内容	H29年度 実績	局・区	課
外来生物による被害の防止	自然環境調査	自然環境の保全を図るための基礎資料とするとともに、市民への啓発に資するため、自然環境の現状及び貴重種動植物等の生息状況の調査を実施しています。	・市域のほ乳類・は虫類・両生類・外来生物の生息状況調査を実施 (ほ乳類：17種、は虫類：12種、両生類：13種、特定外来生物アライグマ(生息調査：8地区中5地区で確認・捕獲調査：29頭捕獲))	環境局	環境調整課
	保健環境研究所における調査・研究の推進	特定外来生物については、セアカゴケグモの生態調査を行っています。	・セアカゴケグモの耐寒性に関する調査研究	環境局	環境科学課
健康・環境に係る危機管理	健康被害の原因究明及び拡大防止	食中毒・感染症など保健衛生や大気汚染・博多湾の水質など環境に関する試験検査・調査研究等を行い、健康・環境に係る危機管理等への機能を強化します。	①試験・検査 ・水質に係る検査：412検体 ・大気に係る検査：505検体 ・食中毒・苦情検査：910検体 ・感染症法に基づく検査：1,293検体 ②調査・研究 ・海域における水質管理に係わる栄養塩・底層溶存酸素状況把握に関する研究(共同研究) ・高リスクが懸念される微量化学物質の実態解明に関する研究(共同研究) ・生鮮魚介類の喫食による寄生虫性食中毒に関する調査研究 ・環境水からのリアルタイムPCR法による病原細菌の検出 ・Campylobacter属菌の迅速検査法の検討 ・ヒトとウシから分離された腸管出血性大腸菌の薬剤耐性状況の推移 ・食品中のヒ素形態別分析法の改良と海産物の実態調査 ・加熱加工食品におけるアレルギー物質(小麦)の遺伝子検査法の検討	環境局	環境科学課 保健科学課

第1章 分野別施策の展開  
第1節 快適で良好な生活環境のまちづくり

第3項 気候変動への適応

施策名	関連事業(取組)名	内容	H29年度実績	局・区	課
浸水対策等の推進	公共下水道等の整備	生活系排水対策に、公共下水道・流域下水道及び農業・漁業集落排水処理施設の整備を推進しています。 ①下水道…人口普及率 99.6%を目標に下水道整備を推進 ②農業集落・漁業集落…生活環境改善、公共用水域汚濁防止のため、排水処理による環境整備を図っています。 <計画目標等> 下水道人口普及率：99.6%	・下水道処理区域面積：17,038ha (2ha増) ・下水道処理区域内人口：1,565,020人 (12,570人増) ・下水道人口普及率：99.6% ・集落排水処理区域面積：104.6ha ・集落排水処理区域人口：3,656人 ・集落排水処理区域接続率：89.52% (H29年度末)	道路下水道局 農林水産局	下水道事業調整課 漁港課
	合流式下水道の改善	合流式下水道地域にて、雨の降り始めの汚濁負荷量が高い初期雨水を一時的に滞水池に貯留し、晴天時に処理場で処理することにより、公共用水域の水質保全を図っています。 また、分流化による合流式下水道の改善の取組みは、博多駅周辺地区及び天神地区において、進めています。 <計画目標等> 公共用水域への汚濁負担削減	・浸透側溝による分流化事業の推進 H29年度事業実績：約10ha (H29年度末累計：約327ha)	道路下水道局	下水道事業調整課
	透水性舗装の実施	透水性舗装は降雨時の路面排水が速やかに水溜まりができず滑りにくくなることにより、歩行者が安全で快適な歩行空間を享受するのに有効だけでなく、表面排水の抑制や植生・地中生態の改善、地下水の涵養等の効果についても期待できることから、本市における歩道舗装は、原則として透水性のアスファルト舗装としています。	・透水性舗装：28,009㎡ (H29年度末)	道路下水道局	道路計画課
渇水対策の推進	五ヶ山ダム建設事業	異常渇水による影響を軽減することを目的に、渇水対策容量を持つ五ヶ山ダムの建設を推進しています。	・H29年度末に建設事業が完了。 (試験湛水は継続中)	水道局	計画課
森林病害虫等の被害対策の推進	松くい虫防除による住環境保全対策事業	海岸線一帯を中心とする防風林や都市緑地として貴重な松林を松くい虫による枯死から守るために、松くい虫防除等の徹底により枯死被害の沈静化を図り、住宅・農産物の保護や都市環境等市民の生活環境を保全します。	防除対策として、伐倒駆除・薬剤散布・樹幹注入を実施 ①伐倒駆除：2,101本 (春期・秋期・冬期) 被害木を伐採し薬剤・破砕等処理を行うことにより、マツノダマシキリを駆除 ②薬剤地上散布：99.02ha マツノダマシキリが羽化し飛立つ時期に、殺虫剤を散布することにより予防 ③樹幹注入：339本 樹幹に薬剤を注入し、マツノイセツユウの侵入を防ぎ、枯死を予防 ④地元ボランティアの協力により、抵抗性松を植林	農林水産局	森林・林政課
ヒートアイランド対策の推進	ヒートアイランド対策	ヒートアイランド現象への対策として、緑化などの推進による地表面被覆の改善、省エネルギー対策の推進などによる人工排熱の低減を図るとともに、「クールシェアふくおか」や啓発イベントに取り組みます。	・まちなかにおけるクールシェアスポットの創出と、外出することによる家庭部門での省エネを目的に「クールシェアふくおか」の取組みを実施 登録スポット数：292ヶ所 (公共226ヶ所、民間66ヶ所) ・エリアマネジメント団体と協働して「打ち水」イベントを実施 (天神：H29.7.24 博多：H29.7.19) ・ライトダウンキャンペーンとして子ども向けワークショップを実施 (H29.8.18) 参加人数：40名	環境局	環境・エネルギー対策課
	緑のカーテンプロジェクト	夏の省エネ対策として「緑のカーテン」の取組みを普及・促進するため、広報・啓発を実施しています。	・市民に身近な各局及び区関連施設で実施 実施施設数：234施設 ・緑のカーテンコンテストを実施し、家庭・団体から「緑のカーテン」の取組み報告を募集し、優れた取組みについて表彰・紹介 応募件数：52(59)件 ( )内の数字は西区分 ・初心者向け育て方の講義、緑のカーテンコンテスト受賞者による経験談を含めた緑のカーテン育て方講座を実施 (H29.5.9、H29.5.10、H29.5.18)	環境局	環境・エネルギー対策課
熱中症対策の推進	熱中症対策	市民へ注意喚起を促すため、防災メールやホームページを活用して暑さ指数の予測情報を提供します。また、その他啓発を実施することにより、熱中症の予防啓発に努めます。	・「熱中症&福岡市の天気」パネル展を開催 (H29.7.10～H29.7.14 市役所1階 多目的広場) ・「熱中症予防」パネル展を開催 (H29.7.14～H29.7.31 星の広場) ・防災メールによる暑さ指数情報を配信 (H29.4.20～H29.9.29) ・ホームページ「福岡市熱中症情報」に暑さ指数情報や熱中症による救急搬送者数を掲載 ・福岡市オリジナルの熱中症予防リーフレットやカード(温度計付)を作成し、情報プラザ等に配置 ・福岡市オリジナルの啓発のぼりを市庁舎、市関連施設及び運動施設等に設置：42施設 ・保健環境研究所にて暑さ指数を測定、来訪者向けに実測値に沿った具体的な予防行動を提示 ・出前講座「熱中症にご用心！」を実施：12回	環境局	環境保全課 環境科学課
	熱中症対策の推進	熱中症対策の推進体制を強化するため福岡市熱中症対策推進本部を設置し、関係局区が連携して予防・対処法の普及啓発などの熱中症対策を推進します。	・第1回福岡市熱中症対策推進本部会議を開催 (H29.5.24) ・毎年7月の熱中症予防強化月間にあわせて、JR博多駅博多口周辺にて、通勤・通学者を対象とした熱中症予防街頭キャンペーンを実施 (H29.6.30) ・熱中症対策推進計画に基づき、高齢者等・子ども・労働者・一般市民向けの施策を関係局区と連携しながら実施	環境局 市民局 こども未来局 保健福祉局 教育委員会 各区 消防局	環境保全課

第1章 分野別施策の展開  
第1節 快適で良好な生活環境のまちづくり

第4項 歴史・景観を活かした美しいまちの実現

施策名	関連事業(取組)名	内容	H29年度実績	局・区	課
歴史的な文化を活かしたまちづくり	都市景観形成地区の指定	景観計画区域のうち、市を代表する地区や個性ある地区等、特に良好な景観の形成を図るべき地区を「都市景観形成地区」に指定し、指定された地区において定められた地区景観形成方針や同基準に沿って、地区の個性を活かした景観の保全・創出を行っていきます。	・都市景観形成地区の指定 7地区指定 (H28年度末) H24年度～H29年度：指定実績無し ・景観協定の締結 1地区認可 (H28年度末) H24年度：1地区認可 H25年度～H29年度：認可実績無し	住宅都市局	都市景観室
	歴史資源を活かした良好なまちなみ形成の推進	H28年3月に福岡市景観計画に御供所地区など5地区を「歴史・伝統ゾーン」に位置づけ、景観法に基づく建築等の行為の届出の機会を捉えた景観誘導を行っています。また、御供所地区都市景観形成地区においては、建物等の新築や増築等に係る修景整備に助成することにより、歴史資源と調和した良好なまちなみ形成の推進を図っています。	・「歴史・伝統ゾーン」における届出件数 H28年度：6件 H29年度：24件 ・民間建築物等修景助成事業 H27年度：1件 H28年度：1件 H29年度：1件	住宅都市局	都市景観室
	遺跡等の保存・整備	市内に所在する主要な遺跡等文化財の保存・整備を推進しています。 <計画目標等> 整備が必要な遺跡等について、順次整備を行う。	・「国史跡吉武高木遺跡」環境整備事業 ・「国史跡福岡城跡」復元整備事業 ・「国史跡鴻臚館跡」整備事業（基本計画）	経済観光文化局	文化財活用課 史跡整備活用課
	博物館	福岡市博物館は、郷土の歴史的特性を踏まえ、各時代の大陸との交流に焦点を絞り、福岡の歴史やくらしを展示することを基本テーマとしています。収蔵品は、古文書、絵画、工芸品といった歴史、美術、考古、民俗資料など福岡に関係の深いものを中心に収集しています。 <計画目標等> ・市民が郷土福岡の歴史と民俗について学習する場として最もふさわしい質と量の博物館資料、情報及び環境を提供し、市民文化の発展に寄与すること。 ・子供達が郷土福岡の貴重な文化遺産や民俗資料に出会うことにより、郷土の成り立ちを理解し、郷土福岡を愛する心と未来を考える力を育む場であること。 ・他都市には見られない特色ある歴史と伝統の中で、数多く生み出されてきた郷土福岡にとってかけがえのない文化遺産の収集、調査研究、公開、保存と、次世代への継承を行うこと。 ・国内外から本市を来訪する人々に、古来よりアジアとの交流の歴史を持つ福岡の特性等を紹介する場として、またさまざまな交流の場としての役割を果たすこと。 ・多彩な展示、普及活動を行う中で、アジアをはじめ世界のさまざまな文化も紹介し、文化都市福岡の風格と、アジアの交流拠点都市としての魅力の向上に貢献していくこと。	・H29年度観覧者数：383,225人 常設展：119,948人 H29年度 自主企画特別展「発見100年記念特別展 よみがえれ！鴻臚館一行き交う人々と唐物ー」などの特別展：263,277人	経済観光文化局	博物館運営課
	埋蔵文化財センター	福岡市の埋蔵文化財の保存、修復、収蔵、展示を行い、あわせて一般市民を対象とした講座の開催や小中学校への出前授業などを通して、考古学に関する市民への学習機会の提供を行っています。	・市民向け考古学講座：8回 ・出前授業：33校	経済観光文化局	埋蔵文化財センター
	福岡市赤煉瓦文化館（福岡市文学館）	国指定の重要文化財である「旧日本生命保険株式会社九州支店」は、H6年2月に市民に親しまれる文化創造、交流の場としての利用を図るために「福岡市赤煉瓦文化館」として開館しました。2階に展示会や講演会などに利用できる有料会議室があり、広く市民に開放しています。H14年度から1階に「福岡市文学館」を併設し、福岡市ゆかりの文学者の作品展示などによる、文学情報の提供の場としても活用しています。 <計画目標等> 重要文化財である「福岡市赤煉瓦文化館」を保存し歴史的景観を維持するとともに、2階有料会議室を文化向上の場として広く市民に開放することで、市民の歴史・文化等への理解を深める。	・利用者数：31,211人	経済観光文化局	文化財活用課
	「博多町家」ふるさと館	明治・大正時代を中心に博多の暮らし、祭り、文化や歴史を紹介するため、本市の観光の振興及び地域の活性化に寄与するために、H7年に開館しました。1年を通して「山笠展」や「夏まつり」、「もちつき」、「ひな祭り」等の博多の季節行事を実施し、博多文化の伝承の場として運営しています。	・明治、大正期の博多町家を展示するとともに、博多の歴史的な資料の展示、暮らしの様子や祭り・伝統芸能・工芸の紹介を行った。また、地域のコミュニティを活性化するため、地元との事業を強化するなど、博多の魅力発信を強化できるように努めた。 ・省エネ対策として、LEDの推進に努めており、平成29年度に全照明のLED化を完了した。  【H29年度実績】 観覧者数：104,141人（H28年度観覧者数：122,087人）	経済観光文化局	まつり振興課
	はかた伝統工芸館	福岡市の代表的な伝統的工芸品である博多織、博多人形などの紹介、展示、販売及び情報提供を行う施設として、H23年4月7日に開設した「はかた伝統工芸館」において、市民や外国人を含む観光客に向けて伝統工芸品のPRを行い、伝統工芸品の良さや素晴らしさを再認識していただくことで、伝統産業の承継及び振興を図るとともに、観光資源として有効活用を図り、地域の活性化に努めています。 ○所在地：博多区上川端町6-1 ○施設概要：延べ床面積 281㎡（1階：企画展示室、喫茶、2階：常設展示室） ○指定管理者による管理運営：ラプエフエム国際放送株式会社 <計画目標等> 【目標値】年間の目標来館者数：130,000人	・2階常設展示室においては、歴史的な博多人形作家や博多織人間国宝の作品など優れた作品をはじめ、博多織タペストリー「博多献上物語」と博多人形「福の神」とのコラボレーションによるメイン展示を行うなど、博多織・博多人形などの伝統工芸品の魅力をPRした。1階企画展示室においては、各種団体等への貸出利用による企画展示会、指定管理者の自主企画PRのため、情報提供・情報発信に努めて、年間来館者数12.3万人の目標を達成した。  【H29年度実績】 来館者数：123,960人 （H28年度来館者数：122,360人）	経済観光文化局	地域産業支援課

第1章 分野別施策の展開  
第1節 快適で良好な生活環境のまちづくり

施策名	関連事業(取組)名	内 容	H29年度 実績	局・区	課
良好な公共施設整備	港湾地区における清掃	ふ頭清掃に関係のある行政機関、団体、企業・事業者で博多港ふ頭清掃会を組織し、臨港道路の清掃を行っています。	・ 人手(人力)による清掃: 61日 (ごみ回収213.0㎡) ・ 機械による清掃: (延べ) 582.644km (ごみ回収62.86 t) ・ 環境月間自主清掃 (6・9月) 一斉実施: ドラック4台、ごみ搬出1.86 t	港湾空港局	維持課
	無電柱化	安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上等を目的として、道路のバリアフリー化などと合わせて無電柱化を進めています 【目標値】 ・ 無電柱化計画に基づく整備延長 H27時点: 142km→H32目標: 152km	・ 無電柱化計画: 143.2km (H29年度末累計)	道路下水道局	道路計画課
モラル・マナーの向上	モラル・マナー向上市民啓発事業	身近なモラル・マナーを見つめ直す契機とするため、市民・ボランティア団体、事業者、行政が一体となって清掃活動、落書き消し、交通マナー啓発等を行うキャンペーンを実施し、総合的なモラル・マナーの向上を推進しています。また、歩行喫煙防止に向けた取組みを実施しています。 <計画目標等> 市民・事業者・行政が一体となって、モラル・マナーの向上を目指す。	・ モラル・マナー向上推進本部の運営 ・ モラル・マナー向上市民運動2017を実施(清掃活動、街頭キャンペーンなど) ・ ポスター・チラシ、FMラジオ等による広報啓発 ・ モラル・マナー推進員による自転車安全利用、迷惑駐車防止、歩行喫煙防止の指導・啓発の実施	市民局	生活安全課
	地域ぐるみ清掃推進事業	清掃月間に全市域において自治会・町内会等が実施する地域ぐるみ清掃に対して、ごみ袋を配布し、地域の環境美化活動を支援しています。	・ 参加町数: 1,299町 ・ 参加人数: 98,171人 ・ ごみ処理実績量: 987.94t	環境局	資源循環推進課
	自転車放置防止条例の運用	道路や歩道に放置された自転車は、都市美観の低下や歩行者の安全な通行に支障をきたすなど大きな社会問題となっています。このため、S60年10月に施行した「福岡市自転車の放置防止に関する条例」に基づき、放置自転車を移動・保管しています。	・ 放置自転車撤去台数 H24年度: 30,638台 H25年度: 34,720台 H26年度: 34,730台 H27年度: 28,915台 H28年度: 40,363台 H29年度: 32,277台	道路下水道局	自転車課
	総合的な自転車対策の推進 〔放置自転車対策〕	放置自転車の撤去を行うとともに、自転車利用者に対する駐輪場への案内誘導や、駐輪場の利便性向上を図ることにより、放置自転車の解消を図っています。また、自転車利用のマナーの向上を図っています。 <計画目標等> 自転車放置率 H23年度: 15% H28年度: 10% H30年度: 2.5%	・ 放置自転車の撤去を強化 ・ 指導員による駐輪指導を継続して実施 ・ 放置自転車ZEROキャンペーン等の市民啓発を継続して実施 ・ H29年度自転車放置率: 2.5%	道路下水道局	自転車課
	総合的な自転車対策の推進 〔自転車駐輪場の整備〕	放置自転車対策として鉄道駅等を中心に駐輪場の整備を行い、放置自転車の削減を行うことにより、快適な歩行空間を確保するとともに都市景観の向上を図っています。 <計画目標等> 市内駐輪場の整備台数 H29年度: 52,590台	・ 鉄道駅における市営駐輪場の整備 ・ H29年度駐輪場新規整備台数: 117台 ・ H29年度末時点の収容台数: 52,160台	道路下水道局	自転車課
	空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例の運用	環境と調和した地域社会の構築を目的に、空き缶等散乱防止、再資源化のための回収促進に、福岡都市圏内17市町が一体となり取り組んでいます。 ※H5年10月1日に「福岡市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例」22市町村(当時)で一斉施行	・ ボイ捨て防止及びごみ減量を呼びかけるPR看板の掲出	環境局	資源循環推進課
	都市美化運動の推進	福岡市あき缶・びん対策協会負担金(協会: S51年1月29日設立) 空き缶・空きびん等食品容器の適正な回収及び再生利用の促進を図るとともに、環境保全活動の推進及び清掃モラルの高揚を図るため、飲料メーカー等の事業者、市民団体、行政により福岡市あき缶・びん対策協会を組織し、諸活動を行っています。	①清掃キャンペーン(ラブアース・クリーンアップ)等に参加 ②あき缶びん対策協会による下記の事業を実施 ・ 空き缶等投げ捨て防止啓発活動(小・中学生ポスターコンクール、地下鉄車内広告掲出) ・ 清掃活動支援事業(清掃用具等の貸出) ・ 市ホームページで協会の目的や活動について紹介	環境局	資源循環推進課
	屋外広告物条例の運用及び路上違反広告物追放登録員活動の支援	地域特性に応じた良好な景観を形成し、公衆に対する危害を防止するため、「屋外広告物条例」等に基づいて、広告物(看板等)の掲出を許可する際に規格基準への適合を審査し、違反している広告物の除却を行っています。また、生活道路にまで氾濫する路上違反広告物を、住民自らの手で除却できる「路上違反広告物追放登録員」の活動を支援しています。 <計画目標等> 良好な都市景観形成、路上違反広告物の追放。	・ 福岡市屋外広告物条例に違反した路上の広告物を委託業務および路上違反広告物追放登録員により除却を行っている。 ・ 違反広告物除却枚数 H25年度: 152,304枚 H26年度: 69,848枚 H27年度: 46,802枚 H28年度: 32,630枚 H29年度: 15,364枚 ・ 路上違反広告物追放推進登録団体状況(H29年度末現在) 団体数: 92団体 登録員数: 1,881人	住宅都市局	都市景観室
ピンクちらし等の根絶に関する条例の運用	ピンクちらし根絶のため、厳しい罰則等の規定を持つ「ピンクちらし等の根絶に関する条例」を運用しています。 <計画目標等> 青少年の健全な育成、市的美観風致の維持	・ 以前は、都心部に貼られているピンクちらし等を委託業務により早朝に除却を実施。 除却枚数 H15年度: 3,532,265枚 H20年度: 85,589枚 H26年度: 10,621枚 ・ 掲出件数の減少に伴い、委託業務による除却は、H27年度以降実施なし。	住宅都市局	都市景観室	

第1章 分野別施策の展開  
第2節 市民がふれあう自然共生のまちづくり

第1項 生き物や自然環境の保全・再生と自然のネットワークの形成

施策名	関連事業(取組)名	内 容	H29年度 実績	局・区	課
博多湾の保全	博多湾環境保全対策の推進	水質の保全のみならず、博多湾の持つ豊かな自然環境の保全・再生および創造を推進することを目的とする「博多湾環境保全計画(第二次)」の着実な推進を図るため、「博多湾環境保全計画推進委員会」を設置し、計画の進行管理や施策の効果の評価、新たな対策の検討などを行っています。 また、貧酸素の発生状況調査や指標生物のモニタリング調査等を行っています。 <計画目標等> 博多湾の将来像 “生きものが生まれ育つ博多湾”	・博多湾環境保全計画推進委員会 (H29.9.1) ・貧酸素発生状況調査(5～10月,計8回) ・生物指標モニタリング調査(底生生物,カプトガニ,藻場) ・魚類等の生息環境に関する調査(年4回)	環境局	環境調整課
	下水の高度処理導入	博多湾富栄養化による水質汚濁防止のため、「博多湾流域別下水道整備総合計画」に基づき、栄養塩類である窒素とリンを同時に除去する高度処理の導入に一部着手しています。 <計画目標等> 窒素・リン同時除去高度処理の導入により博多湾への汚濁負荷削減	・和白水処理センター、東部水処理センター、西部水処理センターの1系列における窒素・リン同時除去高度処理施設の更新工事を完了 ・H26年3月に供用を開始した新西部水処理センターにおいても、窒素・リン同時除去高度処理施設を導入	道路下水道局	下水道計画課
	浄化槽の適正管理の指導	浄化槽については、浄化槽法に基づき、保守点検及び清掃を行うこととされており、浄化槽の適正管理指導を行っています。	・届出数:458件 ・保守点検実施数:312件 ・保守点検実施率:68.1%	保健福祉局	生活衛生課
	合併処理浄化槽設置助成制度	公共下水道事業計画区域以外等においても、快適な生活環境を提供し、河川や博多湾の水質を保全するため、合併処理浄化槽の設置費用の一部を助成する制度をH25年度に創設し、水洗化を促進しています。	・助成件数:0件	道路下水道局	下水道事業調整課
	漁場環境保全のための藻場造成等の実施	近年、博多湾は都市化などによって、漁場環境が悪化しており、漁業並びに水産物の再生産機能に支障をきたしています。このため、海底ごみ回収や海底耕うんによる底質改善、藻場造成を行うなど漁場環境保全に努めています。	・博多湾内の海底ごみ回収372m <sup>3</sup> 、海底耕うん43回を実施 ・奈多地先に種糸をまきつけた三角錐ブロック400個を沈設し藻場造成を実施	農林水産局	水産振興課
	シーブルー事業の実施	エコパークゾーン水域における水底質環境の改善を図り、多様な生物が生息する海域環境の創造を目的として、覆砂、作渚、アマモ場造成などの海域環境創造事業(シーブルー事業)を実施しています。	・アマモ場造成(和白海域):260m <sup>2</sup>	港湾空港局	環境対策課
	海域でのアオサ回収	和白干潟では秋頃大量に打ち上がったアオサが堆積して腐敗すると悪臭の発生等が懸念されることから、打ち上がる前に海域での回収を行っています。	・発生量が極めて少なかったため、海域回収実施なし	港湾空港局	環境対策課
干潟の保全	生物多様性ふくおか戦略の推進	・里海保全再生事業 国際的に貴重な野鳥の飛来地であり、絶滅危惧種のカプトガニをはじめとする多様な生物の生息・生育場となっている今津干潟において、地域住民を主体とし、市民団体等と共働で里海保全活動を行っています。 <計画目標等> 100年後も豊かな自然と共生し、その恵みに支えられ、命をつなぐ未来都市を実現する。	①カキ殻拾い(8月) ②カプトガニ卵塊幼生調査(9月) ③カプトガニ学習会(9月) ④干潟の生きもの観察会(10月)	環境局	環境調整課
河川の保全	河川の緑化	都市環境に適合した河川の整備を進めるため、堤防敷等の植栽に取り組んでいます。 <計画目標等> 河川敷に余裕のあるところは積極的に緑化を行う。	・水崎川において護岸法面に張芝を行った。(水崎川 6,199m <sup>2</sup> )	道路下水道局	河川計画課
	室見川水系一斉清掃	室見川水系(室見川・金屑川・油山川)の上流から下流まで行う清掃活動とおして、住民の環境保全意識の向上に取り組んでいます。 <計画目標等> 室見川一斉清掃実施:参加予定人員5,000人	・実施日:H29.11.26 ・参加申込者数:4,531人	早良区 西区	生活環境課 生活環境課
	河川環境整備	緑や水辺を生かし、市民が水に親しめる水辺環境をつくるため、河川環境整備を推進しています。 <計画目標等> 各河川の特徴や地域の特性に配慮し、河川環境整備を推進する。	・実績なし	道路下水道局	河川計画課
みどりの保全・創出	特別緑地保全地区、緑地保全林地区の指定等	「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区、及び「福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例」に基づく緑地保全林地区を指定し、整備・補助等を行うことにより樹林地の保全を行い、良好な都市環境の確保を図っています。 <計画目標等> 「風格ある緑豊かな環境共生都市・福岡」を目指して、緑化の推進と両輪で市内の緑の保全を図っていく。 ・H32年までに256ha	・緑地の保全(特別緑地保全地区、緑地保全林地区、市民緑地等の指定。及びその助成、管理、工事) H29年度:123.8ha	住宅都市局	みどり政策課
	生産緑地地区の指定等	・都市型農業の振興に資する農地で、緑地機能の補完等として良好な都市環境の形成に寄与し、一定の基準を満たす市街化区域内の農地を生産緑地地区として指定しています。	・生産緑地地区面積:2.10ha(H29年度末)	農林水産局	政策企画課
	優良農地の確保・保全等	・「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業振興地域内で農用地区域を設定し、優良農用地の保全と農業の健全な発展を図っています。 <計画目標等> 農用地区域内の農地面積現状維持(2014年(H26年)の面積1,559haを維持)	・農用地区域内の農地面積:1,553ha(H29年度末)	農林水産局	政策企画課

# 第1章 分野別施策の展開

## 第2節 市民がふれあう自然共生のまちづくり

施策名	関連事業(取組)名	内 容	H29年度 実績	局・区	課
	耕作放棄地再生事業	・耕作放棄地を借り受けるなどして利用する農業者に対し、作物生産の再開に向けた作業等を支援し、耕作放棄地の解消に努めています。	・耕作放棄地面積：388ha (H29年)	農林水産局	政策企画課
	保存樹の指定	「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、基準を満たす樹木を保存樹に指定し、剪定・治療費の一部助成や、衰弱木の樹木区による診断等を行っています。 ＜計画目標等＞ 「風格ある緑豊かな環境共生都市・福岡」を目指して、緑化の推進と両輪で市内の緑の保全を図っていく。	・樹木の保存(H30.3.31時点) H29年度：1,839本	住宅都市局	みどり推進課
市街地における緑や水の生態系ネットワークの形成	緑化推進事業（公共施設の緑化）	・公共緑化：街路緑化、学校緑化、その他の公共緑化を継続して実施しており、H14年度より公共施設緑化計画協議を実施し、市の施設については緑化水準を設け、施設を整備する際には、協議を行うこととしています。 ＜計画目標等＞ 市街地の緑化を推進し、都市景観の向上や都市環境の改善を図ることにより、快適な市民生活の場を創出します。	・公共緑化 街路緑化整備：5件 その他の公共緑化（公共施設緑化計画協議を実施）	住宅都市局	みどり推進課
	身近な公園整備	住区・地区における身近な緑の拠点となる公園を整備しています。	・H29年度新設整備公園 街区公園：1か所 近隣公園：1か所	住宅都市局	みどり政策課
	アイランドシティはばたき公園整備	本公園は、エコパークゾーンにおける和自干潟や海域等と機能分担しながら、人と自然との共生を象徴する空間として整備を行います。 ＜計画目標等＞ 環境学習や市民活動が活発に行われ、人と自然が共に成長し続ける場として活用されることを実現する。	・H29年度から造成工事に着手	港湾空港局	計画調整課
	エコパークゾーンの環境保全創造	和自干潟を含むアイランドシティ周辺海域、海岸域（約550ha）を自然と人の共生をめざすエコパークゾーンと位置づけ、自然環境の保全創造を図るとともに、地域の生活環境の向上に寄与するため、地域の特性や自然生態を活かした整備を実施しています。 また、市民等の多様な主体との共働による環境保全活動等に取り組んでいます。	・博多湾アマモ場づくり情報交換会（第1回）：2月（20団体、51人参加） ・市民参加アマモ場づくり：2回実施（11月、2月） ・「和自干潟保全のつどい」の運営等 定例会：11回 環境保全活動：4回実施 （干潟の生きもの観察会、アオサの回収（2回）、バードウォッチング）	港湾空港局	環境対策課
自然環境調査	自然環境調査（再掲）	第1章第1節第2項に掲載	—	環境局	環境調整課
希少種の保全	天然記念物の保全	市内に点在する天然記念物の保全に努めています。 ＜計画目標等＞ 保全が必要な天然記念物について、順次調査・保護を行う。	・天然記念物5件の状況確認を行い、保全を必要とするものについては調査を行った。	経済観光文化局	文化財活用課
	ツシマヤマネコ保護増殖事業	福岡市動物園では、長崎県対馬だけに生息する絶滅危惧種ツシマヤマネコ（天然記念物、国内希少野生動物種）の種の保存（生息域外保全）に貢献するため、環境省の「ツシマヤマネコ保護増殖事業」に協力して、飼育下での繁殖事業を行っています。	・福岡市動物園、九十九島動物園等に繁殖可能な個体を集めて、繁殖に取り組んでおり、H29年度は、福岡市動物園の個体は2頭出産し、うち1頭は死産であったが、1頭は順調に成長している。	住宅都市局	動物園
	傷病野生鳥獣の保護	福岡市動物園では、野生鳥獣保護のため、福岡県の委託を受けて動物園内に「傷病野生鳥獣医療所」を設置し、野生鳥獣の傷病の治療及び放鳥獣等を行います。	・H29年度は131件の動物保護があった。	住宅都市局	動物園
外来種による被害の未然防御	自然環境調査（再掲）	第1章第1節第2項に掲載	—	環境局	環境調整課

第1章 分野別施策の展開  
第2節 市民がふれあう自然共生のまちづくり

第2項 自然からの恵みの持続的利用の促進

施策名	関連事業(取組)名	内容	H29年度実績	局・区	課
快適な都市環境の維持・向上の推進	アイランドシティ環境共生都市づくりの推進	H21年12月策定の「アイランドシティ事業計画」で定められたコンセプトである「都市活力の向上に挑戦するグリーンアイランドの創造」に基づき、自然の風や太陽の光・熱などの自然エネルギーの活用や省CO <sub>2</sub> 化の推進、また、住民等の環境への取組みの支援等を行い、本市を先導する環境共生都市づくりを推進します。	・「CO <sub>2</sub> ゼロ街区」のエネルギー使用に関する分析・検証・研究等を実施 ・NP0や企業・地域と共働でコミュニティガーデン等で環境教育や環境啓発活動を実施	港湾空港局	まちづくり推進課 事業管理課
	アイランドシティの環境づくり【外周緑地】	周辺の豊かな自然と共生するとともに、市民が自然とふれあい、親むことができるように、護岸整備や緑地整備をしています。 <計画目標等> 海と陸との連続的な景観形成に配慮しながら、人と自然が共生する良好な港湾環境が創造されている。	・「CO <sub>2</sub> ゼロ街区」北側区画(延長約140m)の整備完了 ・「CO <sub>2</sub> ゼロ街区」北側区画(延長約170m)の整備中 ※アイランドシティ外周部の緑地整備については、H14年度から着工し、H29年度末迄に約6.5haの整備を完了している。	港湾空港局	計画調整課
	香椎パークポート緑地整備	・スポーツ・レクリエーション施設や市民のふれあいの場となる公園や緑地について、民間活力も導入しながら整備を進めています。 対象面積：約44ha <計画目標等> 港湾及び背後地域の良好な環境の創出、港湾で働く人や市民のスポーツ・レクリエーション需要への対応及び本市の緑の都市づくりを推進するための緑地となっている。	・H29年度末までに約32haを供用中 ①みなと100年公園 ②香椎浜公園(野球場) ③さわやかスポーツ広場(ラクビー場・トレーニングセンター) ④福岡フットボールセンター(サッカー場)	港湾空港局	港湾管理課
	エコパークゾーンの水域利用	エコパークゾーンの水域利用について、関係者とともに、住環境及び自然環境に配慮した自主ルールを策定し、実践活動を行っています。 <計画目標> ・エコパークゾーンを「動力船エリア」「非動力船エリア」「マリンスポーツ禁止エリア」に分ける。 ・関係者によるルールの策定と、市民啓発活動を通じて、適切な水域利用に努める。	・関係者からなる「エコパークゾーン水域利用連絡会議」で情報共有・調整を行い、自主ルールの実効性を高めるための活動を実施 ※その他、啓発看板の設置、ルールブックの配布、HP掲載	港湾空港局	港湾管理課
	河川の緑化(再掲)	第1章第2節第1項に掲載	—	道路下水道局	河川計画課
生物多様性の恵みを活かした災害につよまちづくり	市営林造林保育事業	森林の水源かん養や保健休養、国土保全、環境保全等の多面的機能を高めるため、下刈や間伐等の保育を計画的に実施しています。	・保育(分取林等)：76.88ha	農林水産局	森林・林政課
	荒廃森林再生事業	H20年4月に導入された「福岡県森林環境税」により長期間手入れがなされず荒廃したスギやヒノキの森林に対して間伐などを行い、公益的機能を十分に発揮できる健全な森林に再生して「環境の森林(もり)」として保全しています。	・間伐：101.59ha	農林水産局	森林・林政課
生物多様性の恵みを活かしたふれあいの機会の創出	生物多様性ふくおか戦略の推進	・ふくおかレンジャー 子ども向けの自然観察会を開催するとともに、生物多様性に関する取組みを企画・実施する意欲的な人材を育成します。 ・里海保全再生事業(第1章第2節第1項に掲載) ・エコツアー 生物多様性がもたらす恵みを学び、身近な自然とのつながりを再認識するため、地域特性に応じたエコツアーを紹介します。 ・トークカフェ 身近な自然や食文化など本市の個性・魅力が生物多様性に支えられていることが認識され、生物多様性の重要性が社会へ浸透するよう、生物多様性に関する協議や情報集約発信等の仕組み(プラットフォーム機能)を構築します。 <計画目標等> 100年後も豊かな自然と共生し、その恵みに支えられ、命をつなぐ未来都市を実現する。	・ふくおかレンジャー養成講座：12回(受講生：27名) ・ふくおかエコツアーパンフレット作成：5000部 ・トークカフェ ①生きものと私たちのくらし展 展示団体数：20団体 自然観察会参加者：40人(5月) ②「舞鶴公園・生きものへのまなざし」 参加者：16人(11月) ③「コケなの?キノコなの?」 身近で不思議な地衣類 参加者：31人(12月) ④「びっくり!動画で見るふくおかの虫」 参加者：24人(1月) ⑤「くらしからはじまる 生物多様性のためのアクション」 参加者：48人(2月)	環境局	環境調整課
わくわくエコ教室	幼稚園・保育園(所)・小学校低学年を対象に、希望のあった園(所)・学校に Outreach、自然観察会や指導者育成プログラムを実施し、子ども達の身のまわりにあるものや、日常の身近なことを通じて、自然を大切にすることを育つことを目的に実施しています。	・H29年度：63回開催 自然観察会：53回 指導者育成プログラム：10回	環境局	環境政策課	
わたしたちの樹プロジェクト	希望があった小中学校において、地域に生育する樹木の学習や観察、児童生徒自らが選定した木の植樹及びその後の成長観察などを行い、小中学生の自然に対する関心や愛着を深めています。	・植樹実施校44校(小学校44) ・必要に応じて学校へ緑のコーディネーターを派遣	環境局	環境政策課	
海の中道青少年海の家	海の中道海浜公園内で、宿泊棟・キャンプ場を有する青少年の野外活動拠点施設です。自然に直接触れ、「環境保全活動」「自然観察活動」「自然体験活動」「総合的環境学習」等で様々な活動プログラムを準備し、環境教育・学習を実施しています。	・環境保全活動(ビーチクリーンアップなど) ・自然観察活動(天体観測、動物ウォッチング、パークテラーリング、ウォークラリーなど) ・自然体験活動(塩作り、砂の造形、豆腐作り、貝皿クラフト、貝殻ビンゴ、釣りなど)  ・延利用者数：69,780人 (内訳)自然教室など：44,375人 主催事業など：338人 青少年団体：17,992人 その他：7,075人	子ども未来局	青少年健全育成課	

第1章 分野別施策の展開  
第2節 市民がふれあう自然共生のまちづくり

施策名	関連事業(取組)名	内 容	H29年度 実績	局・区	課
	背振少年自然の家	福岡市の南部に位置する脊振山系には豊かな自然が残され、様々な樹木が生育し、数多くの種類の動物や鳥が生息するなど、多様な生態系が形成されており、山頂付近では貴重なブナ林が観察できます。背振少年自然の家はこの脊振山の中腹に位置しており、当施設での様々な活動を通して、自然とのふれあいの場を提供しています。	・自然観察活動(天体観測、トレジャーハンティング、ウォークラリーなど) ・自然体験活動(登山、キープック作り、木片ペイント、自然体験ビンゴなど)  ・延利用者数: 30,701人 自然教室など: 19,648人 主催事業など: 3,410人 青少年団体: 5,973人 その他: 1,670人	こども未来局	青少年健全育成課
	自然教室開催	原則として小学5年生及び中学1年生を対象に、背振少年自然の家及び海の中道青少年海の家等で、自然教室を実施しています。 ＜計画目標等＞ 自然に対する理解や畏敬の念を深めるとともに、規律ある態度や信頼関係を育てる。自然愛護の態度を育てる。	・登山、カッター訓練、ウォークラリー、野外調理、天体観測など自然とふれあう体験や、学習を通して自然の厳しさや豊かさ美しさなどにふれた。 ・集団生活を通して友人のよさに触れ、集団の規律を学び、友人との信頼関係を深める機会となった。	教育委員会	研修・研究課
	市民緑地の設置	民有地の良好な樹林地を市が土地所有者と土地の貸借契約を行い、遊歩道、ベンチ等を設置し、市民に公開しています。	・H29年度末の指定状況: 2地区、2.9ha	住宅都市局	みどり政策課
	植物園	花や緑に関する相談や講座、観覧会や展示会の開催など都市緑化の普及啓発に関する様々な事業を行っています。	・緑の相談: 5,206件 ・植物観覧会: 11回開催 ・園芸講座: 49回実施 ・体験教室: 2回開催 ・イベント: 41回開催 ・展示会: 29回開催 ・高校・大学生実習: 2校3人	住宅都市局	植物園
	動物園の環境教育学習プログラム	動物の飼育体験やレクチャー、ガイドツアー等を通して、動物愛護や野生生物保護・地球環境保全への理解を深める学習プログラムを実施しています。 ・中学生講話(対象:中学生) ・小学生講話(対象:小学生) ・博物館実習(対象:大学生等) ・出前講座(対象:市民) ・サマースクール(対象:小学生) ・バックヤードツアー(対象:動物サポーター) ・大人のための飼育体験講座(対象:中学生以上) ・職場実習(対象:中学生) ・ZOOスポットガイド(対象:来園者[日曜日、祝日等]) ・バックヤードガイド(対象:来園者[日曜日、祝日等]) ・ふれあい教室(事前申込の来園者)	・中学生講話: 6回 ・小学生講話: 13回 1,055名 ・博物館実習等: 1回 3名 ・出前講座: 3回 312名 ・サマースクール: 2回 96名 ・バックヤードツアー: 2回 94名 ・大人のための飼育体験講座: 1回 47名 ・職場実習: 10回 33名 ・ZOOスポットガイド: 157回 ・ふれあい教室: 7回	住宅都市局	動物園
	動物科学館・こども動物園	福岡市動物園では、動物科学館で野生生物保護・地球環境保全の啓発を目的とした展示やレクチャーを行っています。こども動物園では、小動物とのふれあいを通じて動物愛護や命について学ぶ「ふれあい広場」を整備し、保育園・幼稚園・小学校低学年の児童を対象に「ふれあい教室」を行っています。 また、環境技術のPRや夏の暑さ対策として、「こども動物園」に太陽光発電を利用したミスト冷却設備、及び夏の日中舗装表面温度を10～15℃低減させることの出来る、遮熱性舗装を整備しました。	【継続】 ・「動物科学館」において、H18年度に設置したビデオトープや、小型水槽等で、イモリや魚、カメなどの身近な動物を飼育展示 ・こども動物園においては、ふれあいができる人員を配置。(木曜日以外) ・太陽光発電ミスト冷却設備設置 ・遮熱性舗装整備	住宅都市局	動物園
	も～も～らんど油山牧場	自然の中で乳牛や小動物たちと市民がふれあえる場として、H8年7月から開設しており、搾乳体験や畜産資料展示館を通して畜産業への理解を深めることができます。	・搾乳体験、乗馬体験、えさやり体験 ・手作り教室(バター、アイスクリーム、ソーセージ、ミルク&ハープ石けん等) ・イベント(さくらまつり、夏休み平日日替わりイベント、油山のクリスマス、牧場1日体験ツアー等) H29年度入場者数: 約379,800人 (H28年度: 約351,800人)	農林水産局	農業振興課
	油山市民の森	市民のリフレッシュのためのオアシスとして、利用されています。身近な自然とのふれあいを楽しむことができ、キャンプ場や手頃なハイキングコースとしても利用できます。 油山16景めぐり、椿まつり ＜計画目標等＞ 入山者数: 17万人/年	・宿泊キャンプ ・日帰りキャンプ ・油山十六景めぐり ・椿まつり H29年度入場者数: 約178,300人 (H28年度: 約171,700人)	農林水産局	森林・林政課
	油山自然観察の森	市民の自然愛護に対する意識の高揚を図ることを目的としてS63年4月にオープン。展示室や研修室、資料室など楽しく自然を学べる施設からなる自然観察センターを整備しており、各種講座やバードウォッチングなどの自然観察会を実施しています。 ＜計画目標等＞ 自然観察センター来館者数: 1.8万人/年	・バードウォッチング ・自然発見ハイキング ・昆虫ウォッチング 等 H29年度入場者数: 18,878人 (H28年度: 19,859人)	農林水産局	森林・林政課
	今津リフレッシュ農園	休憩ハウス付農園や集合農園を西区今津に開設しています。自然とのふれあいを求める都市住民のニーズに応え、作物栽培や収穫体験を通じ、農業への理解を深め、心身リフレッシュの場として提供しています。	・施設の安全な管理運営 ・施設の事業案内(PR)及び情報提供の充実 ・体験農園、収穫体験(じゃがいも・玉ねぎ掘り、ぶどう狩り他)、栽培・園芸講習会、年末感謝祭 H29年度入場者数: 約53,500人 (H28年度: 約54,100人)	農林水産局	農業振興課
	立花寺緑地リフレッシュ農園	余暇活用や健康増進、農業への理解を深めるため、市民に野菜・花などの栽培体験や公園としての憩いの場である農園を提供しています。	・施設の的確な管理運営 ・施設案内(PR)及び情報提供の充実 ・体験農園、栽培講習会・相談会、料理教室、年末感謝祭 H29年度入場者数: 約83,000人 (H28年度: 約84,400人)	農林水産局	農業振興課

第1章 分野別施策の展開  
 第2節 市民がふれあう自然共生のまちづくり

施策名	関連事業(取組)名	内 容	H29年度 実績	局・区	課
	花畑園芸公園	四季を通してさまざまな花や果実を見ることができ、秋にはミカン狩りの体験や、年間を通して園芸についてのさまざまな知識が得られる「園芸講座」や「園芸相談」を実施し、気軽に憩える場として市民に利用されています。	・施設の確な管理運営 ・果樹展示園の栽培管理 ・積極的な広報活動の展開 ・みかん狩り等、園芸講座、園芸相談 H29年度入場者数：約232,300人 (H28年度：約212,000人)	農林水産局	農業振興課
	立花山・三日月山ふれあいの森づくり事業	立花山・三日月山の更なる魅力を高めるため、市民やNPO・ボランティア及び周辺自治体と共働して、市民参加による登山ルートの維持管理や森林保全などを行うとともに、ガイドブック・ホームページ等による広報活動などを行っています。 ＜計画目標等＞ ・登山ルートの安全確保 ・ボランティア活動人数増	・市民との共働による登山ルートの維持管理活動：21回、184人 ・ホームページ活用によるPR活動を実施 ・登山マップ改訂 ・登山道案内板の内容更新及び誘導標改修 ・ボランティアメンバー登録者数：25人	東区	企画振興課
	室見川水系一斉清掃(再掲)	第1章第2節第1項に掲載	—	早良区 西区	生活環境課 生活環境課
	樋井川・油山の魅力発信	城南区の自然資源である樋井川・油山の魅力を広く市民に対して発信し、身近な自然の良さを知ってもらいます。 また、日本野鳥の会福岡と共働して、ハチクマ(鷹)の渡りに係る情報をホームページ等で広報します。 ＜計画目標等＞ 豊かな自然環境が市街地に近いという特性を活かし、市民の自然環境保全意識の醸成に寄与する。	・油山の魅力や油山片江展望台でのハチクマ観察会の開催等について市政だよりや区HP等により情報発信。 ・チラシ、ポスター作成	城南区	企画共創課
	河川環境整備	第1章第2節第1項に掲載	—	道路下水道局	河川計画課
	治水池環境整備	市街地に残された貴重なオープンスペースを活用し、身近にふれあえる水辺として治水池の環境整備を推進しています。 ＜計画目標等＞ 地域の特性を踏まえた水辺を整備し、うるおいのある快適なまちづくりを推進する。	・実績なし	道路下水道局	河川計画課
	ため池の整備	・市街地のかんがい面積が減少した農業用ため池について、かんがい機能の維持と自然環境の保全を図りながら、大雨時の保水機能を併せ持つ水辺空間として整備し、市民との共働により清掃活動等を実施しています。	・自然共生型ため池について、周辺の町内会・自治会等で構成された「ため池愛護会」と共働で、花壇の管理や清掃等を実施 H29年度実施回数：182回	農林水産局	農業施設課
	緑の活動支援事業	緑豊かな生活環境創出と地域コミュニティ形成のため、樹林地等の保全管理を行う「地域の森づくり」、地域の公共用地や空地で花壇づくり等を行う「地域の花づくり」を行う市民や団体等の自主的な活動を支援しています。	・街路花壇管理協定締結団体数：119団体 ・「地域の森づくり」活動助成団体数：18団体 ・「地域の花づくり」活動助成団体数：140団体	住宅都市局	みどり推進課
	区の魅力づくり事業・中央区(花いっぱい運動)	地域コミュニティの向上や青少年の健全育成、違法駐輪・ゴミのポイ捨て防止などを目的として、住民、企業及び行政が一緒に花植えや、花の日常管理を行っています。	・民間企業・市民・行政が連携した植花活動：3回 ・13館の公民館で植花活動を実施：計3回 ・ホームページや啓発グッズを作成し、PR活動を実施	中央区	総務課
	区独自事業・南区(まちのよかとこ再発見事業)	南区の景観の特色である56のため池や那珂川などの水辺、油山や鴻巣山の緑などの自然をさらに身近に感じられるよう、市民と共働で推進するものです。	・南区の特徴・地域資源である「水辺」「緑」等の自然をまちづくりに活用。 ・ウォーキングイベント「みなみく・さるく」の実施 ・小学生親子向けイベント「このすず山で森のワークショップ」の実施 ・南区カレンダーの作成 ・南区おでかけマップの作成	南区	企画振興課
生物多様性の恵みを活かした農水産物の積極的な活用	水産物のブランド推進事業	水産業生産者が、一次産品とその加工品、さらには付加されたサービスの企画・生産・加工・サービス提供を進め、販路拡大とブランド化をはかることで、生産者の所得向上と後継者の増大を目指す。	・マーケティング拠点施設を活用し、シェフやバイヤーとの商談を実施 ・国内外にてPR活動を実施 ・アサリ養殖に向けた調査・研究を実施	農林水産局	水産振興課
	お魚料理教室による魚食普及事業	食育を通じた魚食普及及び地元水産物の消費拡大を目的に、市内中学校で市漁協女性部を講師とした市内水産物を使用した調理実習を実施	・中学校お魚料理教室：13校、64回、1,973人	農林水産局	水産振興課
	市内産農産物学校給食活用推進事業	定期的に開催するワーキンググループにおいて、出荷状況や献立、食材購入状況等に関する情報交換を行い、市内産農産物の利用拡大に取り組めます。 また、市内の小学校において、生産者による学校菜園等での野菜づくり、土づくり等栽培指導を通して、児童と生産者の交流及び食育を推進します。	・学校給食における市内産農産物利用割合 野菜*：28.0% 米：10.9% * 小学校における主要14品目の重量ベースで、平成27～29年度の平均値 ・学童菜園事業 市内5校で実施	農林水産局	政策企画課
	市内産農畜産物6次産業化推進事業	市内産農畜産物の6次産業化による、新商品の開発及び販路拡大への支援を行うなど、市内産農畜産物のブランド化・地産地消及び農山村地域の活性化を図る。	・新商品開発に取り組む事業者等の数：5事業者 ・開発・販売した加工品数：28品(H30年3月末)	農林水産局	政策企画課
生物多様性に支えられる文化の継承	生物多様性ふくおか戦略の推進(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	環境局	環境調整課

# 第1章 分野別施策の展開

## 第2節 市民がふれあう自然共生のまちづくり

### 第3項 生物多様性の認識の社会への浸透

施策名	関連事業(取組)名	内容	H29年度 実績	局・区	課
市民への生物多様性の認識の理解促進	生物多様性ふくおか戦略の推進(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	環境局	環境調整課
	わくわくエコ教室(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	環境局	環境政策課
	わたしたちの樹プロジェクト(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	環境局	環境政策課
	海の中道青少年海の家(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	子ども未来局	青少年健全育成課
	自然教室開催(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	教育委員会	研修・研究課
	植物園(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	住宅都市局	植物園
	動物園の環境教育学習プログラム(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	住宅都市局	動物園
	動物科学館・子ども動物園(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	住宅都市局	動物園
	も〜も〜らんど油山牧場(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	農林水産局	農業振興課
	油山市民の森(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	農林水産局	森林・林政課
	油山自然観察の森(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	農林水産局	森林・林政課
	背振少年自然の家(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	子ども未来局	青少年健全育成課
	今津リフレッシュ農園(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	農林水産局	農業振興課
	立花寺緑地リフレッシュ農園(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	農林水産局	農業振興課
	花畑園芸公園(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	農林水産局	農業振興課
	立花山・三日月山ふれあいの森づくり事業(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	東区	企画振興課
	室見川水系一斉清掃(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	早良区 西区	生活環境課 生活環境課
	区の魅力づくり事業・中央区(花いっぱい運動)(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	中央区	総務課
	区独自事業・南区(まちのよかどこ再発見事業)(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	南区	企画振興課
	多様な主体参画の促進、支援	生物多様性ふくおか戦略の推進(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	環境局
	地行浜いきものプロジェクト	H29年4月より、地行浜の生き物をより豊かにするための取り組みを通じて、環境保全や生物多様性に関する意識を高める活動をNPO等と共働で行っています(市民局共働事業提案制度活用)。 取組内容についてもNPOや学識者等様々な分野の方と連携して検討し、市民と一緒に取組みを実践しています。	・定点調査 地行浜の地形・生物・水質等の調査、18回実施 ・取組み検討会議 生き物をより豊かにする取組みを検討、9回実施(参加団体等：7団体) ・取組みの実践 アマモの移植等、3回実施(参加者数：のべ152人)	環境局	環境科学課
国内外の交流の推進、情報ネットワークの構築	生物多様性ふくおか戦略の推進(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	環境局	環境調整課
	和白千潟保全のつどい	H18年4月より、和白千潟を中心に活動する市民団体等と定期的に意見交換しながら、和白千潟の環境保全に向けた活動などの共働事業を企画・実施しています。	・定例会：11回 ・環境保全活動：4回実施 千潟の生きもの観察会 アオサの回収(2回) パードウォッチング	港湾空港局	環境対策課
	ふくおか環境連絡交流会	環境保全活動を行うNPO等や企業、学識者、行政等、様々な主体の活動支援と交流の場として「ふくおか環境連絡交流会」を開催しています。 活動の場の視察や活動支援に繋がる講座を行っており、各主体間の連携にも繋がっています。	H29年度：2回実施(9月、1月) 参加団体：のべ29団体 参加人数：のべ54人	環境局	環境科学課

第1章 分野別施策の展開  
第3節 資源を活かす循環のまちづくり

第1項 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進

施策名	関連事業(取組)名	内 容	H29年度実績	局・区	課
様々な媒体等を活用した情報発信	3R推進啓発事業	3R(スリーアール:リデュース、リユース、リサイクル)の内容を市民に周知し、日常生活の具体的な行動に結びつけていくための広報啓発を行っています。	・「水切り、食べ切り、使い切り」の3切りを中心とした20項目の3Rの取組みを実践する3R推進モニターを実施 ・校区等において、食品ロス削減講座及びエコクッキングの実施 参加人数 計958人	環境局	資源循環推進課
	ごみ減量広報・啓発活動	市民へごみ減量・リサイクルの啓発を行うため、大都市減量化・資源化共同キャンペーンを実施するとともに、市外からの転入者向けに家庭ごみルールブック等を作成・配布するなど広報活動を行っています。	・家庭ごみルールブック(日・英・中・韓4か国語):100,000部 ・家庭ごみガイド:63,000部 ・引越越しごみチラシ:19,000部	環境局	資源循環推進課
	事業系ごみ資源化情報発信事業	資源化に関する専用ホームページの活用により、排出事業者と資源物回収事業者が事業系ごみの資源化に関する互いの情報を共有し、回収へとつながっていく環境の整備を行っています。また、飲食店などから排出される食品廃棄物の発生抑制(リデュース)を推進するため、「もったいない!食べ残しをなくそう福岡エコ運動」を実施します。運動に賛同する飲食店等を福岡エコ運動協力店として登録し市ホームページで紹介しています。	・優良事業者の紹介・メールマガジンを活用した情報発信等(H25年3月開設) ・メールマガジン登録件数:約940件 ・H29年12月の忘年会シーズンに宴会を行う市民へ街頭キャンペーンを実施 ・福岡エコ運動協力店登録数:約330店	環境局	資源循環推進課
環境教育・学習機会の提供	3Rステーション事業	西部3Rステーション(リサイクルプラザ)及び臨海3Rステーション(リサイクルプラザ)において、市民へのごみ減量・リサイクルの場の提供、情報提供、各種講座やイベントを開催するとともに、衣類や書籍等の不用品の引取・提供を実施します。 <計画目標等> 情報提供機能を強化するとともに、3Rを中心とした各種講座の充実を図る。	・入館者総数:119,882人 ・講座等開催回数:1,532回、参加人数:13,598人 ・イベント開催回数:20回、参加人数:14,506人 ・不用品提供数:316,961件	環境局	資源循環推進課
	生ごみリサイクル促進事業	クリーンパーク・東区内及び立花寺1丁目種苗育成施設内菜園において、生ごみ堆肥の作り方や堆肥の使い方を学ぶ市民講座を行っています。また、段ボールコンポストの使い方を学ぶ座学講座や、博多区の一部の校区において、段ボールコンポストを使った堆肥作りやコンポストを使った菜園講座を行っています。	菜園講座 ・実施回数:23回 ・参加人数:301人 段ボールコンポスト学習会 ・実施回数:5回 ・参加人数:70人 博多区段ボールコンポスト講座 ・実施回数:4回 ・参加人数:53人	環境局	資源循環推進課
ごみの分別等に関する啓発・指導	3R推進啓発事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	資源循環推進課
	区独自事業・城南区(雑がみリサイクルビュー事業)	雑がみリサイクルについて、市民認知度を向上させるとともに、簡単に取り組めることを実感してもらうために、雑がみの種類や出し方をイラストで示した回収袋を作成・配布するなど、啓発活動を行っています。	雑がみ回収袋:1,000枚	城南区	生活環境課
地域における資源物回収の促進	地域集団回収等報奨制度	資源物の集団回収等実施団体に回収量等に応じた報奨金を交付し、回収活動の促進を図っています。 ①回収量に応じた報奨金(5円/kg) ②その他の報奨金 ・集団回収実施団体 回収実施月に対する報奨金(2,500円/月) ・紙リサイクルボックス管理団体 古紙保管庫の管理経費(年間) 民有地:5万円、公有地:3万円 ・校区紙リサイクルステーション管理団体 管理運営経費(1万円/月) 資源物回収促進経費(60円/年間・1世帯) ※12万円～42万円の範囲内 <計画目標等> 古紙が可燃ごみとして排出されないよう、集団回収や地域の回収拠点の利用を促す。	・地域集団回収等回収実績 回収量:29,702t 【内訳】 地域集団回収:18,463t 紙リサイクルボックス:4,244t(326ヵ所) 校区紙リサイクルステーション:3,442t(97ヵ所) 区役所・市民センター:1,428t(9ヵ所) 民間協力店回収実績 空きびん・ペットボトルの回収:2,126t(68ヵ所) ※区役所・市民センターは年度、その他は暦年の実績 ※設置箇所数は、H30.3.31現在 ※地域集団回収等報奨制度参加団体:1,976団体 ※四捨五入により合計が一致しない 【参考】 新聞社による新聞古紙回収:6,667t	環境局	資源循環推進課
	拠点での資源物回収事業	市民に身近な場所に資源物回収拠点を設置し、地域住民等の参加を得て、資源物回収を行っています。 ①紙リサイクルボックス 地域団体の要望に応じて設置 ・回収品目:古紙など ※地域集団回収等報奨制度による報奨金を交付 ②校区紙リサイクルステーション 校区団体の要望に応じて、小学校区に1ヵ所設置 ・開設時間:原則土・日曜日 9時～17時 ・回収品目:原則古紙と牛乳パック ※地域集団回収等報奨制度による報奨金を交付 ③区役所・市民センター等9ヵ所 ・開設時間:毎日9時～17時 (年末年始を除く) ・回収品目:古紙・空き缶・空きびん・紙パック・ペットボトル・たい肥(H17年7月～) 食品トレイ(H18年1月～)・蛍光灯(H18年1月～)・乾電池(H27年4月～)・水銀体温計、温度計、血圧計(H29年4月～)・使用済食用油(H30年4月～) ④民間協力店 ・回収品目:空きびん・ペットボトル <計画目標等> 紙リサイクルボックス及び校区紙リサイクルステーションについては、設置を希望する地域に設置していく。		環境局	資源循環推進課 収集管理課

第1章 分野別施策の展開  
第3節 資源を活かす循環のまちづくり

施策名	関連事業(取組)名	内容	H29年度実績	局・区	課
有用金属のリサイクルによる資源確保	使用済小型電子機器回収事業	携帯電話などの使用済小型電子機器に含まれる金属を再資源化するため、回収ボックスの設置や粗大ごみからのピックアップ回収等を行っています。	・回収拠点数：65か所 ・回収量：56,816kg	環境局	資源循環推進課
	蛍光管・乾電池回収事業	一般家庭から出される蛍光管・乾電池について、公共施設、家電量販店に設置する回収ボックスでの拠点回収を行い、再資源化を行っています。	・回収拠点数：60か所 ・回収量：24,650kg	環境局	資源循環推進課
事業系食品廃棄物の資源化促進	事業系食品廃棄物リサイクル推進事業	事業所から排出されるごみの中で、紙類に次いで多くの割合を占める食品廃棄物について、更なる減量・リサイクルを推進しています。	・市内のリサイクル施設を活用したリサイクルルートの構築支援等を実施 ・排出事業者に対する食品廃棄物リサイクルの周知、広報	環境局	資源循環推進課
事業系古紙回収の推進	事業系古紙回収推進事業	中小事業者等を対象として、関係業界の協力のもとに構築した古紙回収システムにより、効率的・効果的な古紙回収を推進しています。	・システムによる古紙回収の実施 H29年度回収量：3,930 t ・排出事業者に対する本システムの周知、広報 ・特定事業用建築物（延床面積1,000㎡超の事業用建築物）の所有者等に対する啓発、指導	環境局	資源循環推進課
紙おむつリサイクルの事業化支援	事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業	事業系ごみの資源化を推進するため、資源化に係る技術や採算性向上に関する実証研究、資源物回収システムや制度の構築、資源物の市場性や経済性等の社会システムに関する研究について、費用の一部を補助することでその取組を支援しています。	・紙おむつのリサイクルに関する実証研究への支援 補助件数：0件	環境局	資源循環推進課
一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底	事業所ごみ減量再資源化指導	事業所のごみ減量・再資源化を図るため、延床面積の合計が1,000㎡超の事業用建築物を特定事業用建築物と定め、その所有者等に、紙使用量抑制、古紙等資源物回収、再生品使用などにより、ごみ減量・リサイクルに努めるよう指導しています。	・事業所への立入指導等：延べ1,647件	環境局	資源循環推進課
	資源物回収協定制	優良な資源物回収事業者と協定を締結し、互いに連携を図ることにより資源物の再生利用を促進することを目的に「福岡市資源物回収協定制」を実施しています。	・協定参加事業者の新規募集を行った。 ・協定参加事業者数：21事業者	環境局	資源循環推進課
ごみ減量・リサイクルの推進に向けた基金の活用	3Rステーション事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	資源循環推進課
	地域集団回収等報奨制度(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	資源循環推進課
	使用済小型電子機器回収事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	資源循環推進課
	拠点での資源物回収事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	資源循環推進課
	資源物持ち去り防止対策	家庭の不燃ごみからアルミ缶等の資源物を持ち去る行為を防止するため、パトロールの実施など資源物持ち去り防止対策を実施しています。	・夜間パトロール実施日数：264日	環境局	収集管理課
	事業所ごみ減量再資源化指導(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	資源循環推進課
	事業系ごみ資源化情報発信事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	資源循環推進課
	資源物回収協定制(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	資源循環推進課
	エコアクション21取得支援事業	市内事業者の①省エネ、②廃棄物の削減・リサイクル、③節水などの自主的な取組みを促進するために、環境省が推進している中小事業者等向け簡易版環境マネジメントシステム(EMS)である「エコアクション21(EA21)」の市内事業者への普及を図っています。	・EA21導入セミナーを実施(市内事業者等を対象とした説明会) 参加数：38事業者 ・自治体イニシャティブ・プログラムに参加(EA21に取り組む事業者への認証・登録までの支援として環境省の外郭団体であるEA21中央事務局が実施) 参加数：6事業者	環境局	環境政策課
	事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業	事業系ごみの資源化を推進するため、資源化に係る技術や採算性向上に関する実証研究、資源物回収システムや制度の構築、資源物の市場性や経済性等の社会システムに関する研究について、費用の一部を補助することでその取組を支援しています。	・補助件数：0件	環境局	資源循環推進課
事業系一般廃棄物資源化施設の整備支援事業	資源化事業者の進出意欲を高めるため、事業系ごみ資源化推進ファンドを活用し、施設整備に対する支援を実施し、ごみ減量目標達成に必要な施設の確保を目指す。	・補助件数：0件	環境局	循環型社会計画課	
事業系ごみの資源化調査	事業系ごみの減量・リサイクルを推進するための基礎データの取得を目的とし、展開調査・アンケート調査等により、事業所のごみ排出状況、再資源化状況等を継続的に調査しています。	・事業系一般廃棄物の排出状況を調査し、調査対象業態別の廃棄物構成割合を算出し、調査対象業態全体の構成割合を推計する。	環境局	資源循環推進課	
工場での古紙類の回収	クリーンパークに搬入される段ボール等古紙類の回収を実施し、古紙回収業者に引き渡し、再資源化を図っています。	・回収実績：153 t	環境局	資源循環推進課	
福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド	事業系ごみの資源化に向けた事業者の取組みを支援することにより、循環資源のさらなる利用を促進し、循環型社会の形成を進めるための事業を実施することを目的に、「福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド」を設置しています。また、事業系ごみの資源循環施策の推進にとって投資効果が高いと期待できる分野において、本ファンドを適正に活用していくために、「福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド運営委員会」において、客観的な立場で、技術面、採算面、広域での循環資源の需給バランスの面などを踏まえ、ファンドの処分対象事業の選定や評価などを行います。	・福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド運営委員会開催実績：1回	環境局	資源循環推進課	
家庭ごみの有料制の継続	家庭ごみの有料制	ごみの排出者としての役割を明確にするとともに、負担の公平性を確保し、一人ひとりがごみ減量・リサイクルの行動を起こすきっかけをつくるために導入した家庭ごみの有料制を継続します。	継続	環境局	循環型社会計画課

第1章 分野別施策の展開  
第3節 資源を活かす循環のまちづくり

施策名	関連事業(取組)名	内容	H29年度実績	局・区	課
事業系ごみの処理手数料の徴収	事業系ごみの処理手数料	事業系ごみの処理手数料を徴収することにより、排出者の自己処理責任の明確化、負担の公平性の確保及びごみ減量・リサイクルへの誘導を図ります。	継続	環境局	循環型社会計画課
各種リサイクル法の推進	魚滓の再資源化	水産バイオマスである魚滓を無公害に魚粉等に加工するなど利活用に積極的に取り組み、市民生活の環境保全に努めています。 <計画目標> ・魚滓処理量：6,500 t ・魚粉等販売量：1,587 t	・魚滓処理量：6,050 t ・魚粉等販売量：1,771 t	農林水産局	水産振興課
	福岡魚滓処理対策協議会	水産バイオマスの利活用を図るため、福岡市及び近隣21市町で協議会を設置し、魚滓の再資源化の推進を図っています。	・協議会実施状況 2回：第1回(H29.9.4) 第2回(H30.2.26)	農林水産局	水産振興課
	アオサ有効活用	和北海域等で回収したアオサをNPOと共働で堆肥化し活用しています。	・堆肥化技術を有するNPOが効率的なアオサの堆肥化を実施できるように、堆肥製造用のチップ等を提供するなど、共働でアオサの堆肥化に取り組んだ。	港湾空港局	環境対策課
	使用済み乗車券のリサイクル	地下鉄各駅のごみ減量化を図るため、使用済み乗車券を回収し、トイレトペーパー等の原料として再利用しています。	・使用済み乗車券回収量：8.0 t	交通局	乗客サービス課
	学校給食残滓のリサイクル	学校給食で発生する残滓(調理くず、おかず食べ残し)及びパンの一部を回収し、飼料の原料として再生利用を行っています。また、つぎ残しの米飯については、豚の餌として全量利用されています。	・残滓回収量：549 t ・パン回収量：32 t ・米飯回収量：402 t	教育委員会	給食運営課
	学校給食廃油のリサイクル	学校給食で使用した食用油を全量回収し、給食センターに設置しているリサイクルボイラーで燃料として使用するほか、建築用油脂等として売却しています。	・ボイラー投入量：39 t ・売払い量：48 t	教育委員会	給食運営課
	学校給食牛乳パックのリサイクル	児童生徒が洗浄、乾燥させた使用済みの学校給食用牛乳紙パックを回収し、再生紙の原料として再生利用しています。	・回収量：23 t ・参加校：小学校37校、中学校2校	教育委員会	給食運営課

第1章 分野別施策の展開  
第3節 資源を活かす循環のまちづくり

第2項 廃棄物の適正処理の推進

施策名	関連事業(取組)名	内容	H29年度実績	局・区	課
収集運搬の区分及び体制	家庭ごみの収集運搬	一般廃棄物の適正な処理のため、家庭から排出された可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、空きびん・ペットボトルを委託業者が収集しています。	・収集量 可燃ごみ：265,679 t 不燃ごみ：15,524 t 粗大ごみ：4,772 t 空きびん・ペットボトル：8,759 t	環境局	収集管理課
資源物の持ち去り防止対策	資源物持ち去り防止対策	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	収集管理課
ごみ処理施設の適切な維持・運転・整備とアセットマネジメントを活用した既存施設の効率的運用	アセットマネジメントの推進	市有施設を安全・安心に維持し、良質な公共サービスを持続的に提供していくため、「福岡市アセットマネジメント基本方針」に基づき、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、施設の状態等に応じた適切な維持管理を推進します。	・平成29年度から4年間の重点取組みを示した「福岡市アセットマネジメント推進プラン」を平成29年6月に策定するとともに、計画的・予防的な改修・修繕等による施設の長寿命化を進め、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、施設の状態等に応じた適切な維持管理を推進しました。	財政局	アセットマネジメント推進課
	工場等整備事業	アセットマネジメント実行計画に基づく機能維持対策工事を行い清掃工場や資源化センターの長寿命化を図っていきます。	・西部工場低圧配電設備外改良工事 ・西部工場クレーン設備インバータ改良工事 ・臨海工場計装設備外改良工事 ・臨海工場基幹的設備更新工事 ・南部工場解体工事	環境局	工場整備課
	自己搬入ごみに対する搬入物検査の全数実施及び不適物搬入への不利益処分	処理施設にごみを自己搬入する際の搬入物検査を、H27年4月1日から、原則としてすべての搬入者に対して実施しています。また、H27年7月1日からは、自己搬入時の不適物搬入者に対して、期間を定めた受入拒否処分等を行っております。	・H29年度搬入物検査実績 検査台数：279,309台 自己搬入総数：215,318台 検査割合：77.1%	環境局	管理課
	びん・ペットボトルの再資源化	収集されたびん・ペットボトルは、びん・ペットボトル中継保管施設又は選別処理施設に搬入・選別後、再商品化事業者に引き渡されています。	・資源化量：7,205t びん：4,065 t ペットボトル：3,140 t	環境局	循環型社会計画課 管理課
	不燃性ごみの有価物回収	東部・西部資源化センターに搬入された不燃性ごみを破砕し、磁選機等により鉄、アルミを回収、再資源化しています。	破砕処理回収量：8,482 t ・鉄：6,942 t ・アルミ：1,540 t	環境局	管理課
	緑のリサイクル事業	ごみ減量と資源有効活用のため、街路樹等の剪定樹木をチップ化し土壌改良材として公共施設緑化事業に再利用しています。	・せん定樹木搬入量：2,227 t	環境局	工場整備課
埋立処分の体制	ごみ埋立場の整備・施設維持管理	ごみ埋立の進捗に合わせ、ごみ埋立場の整備を行うとともに、施設の修繕等維持管理を行っています。	・東部(伏谷)埋立場の第5区画整備工事(その5)等 ・西部(中田)埋立場計量システム更新工事等	環境局	施設課
広域連携	福岡都市圏南部環境事業組合	本市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川町の4市1町で一部事務組合を設立し、共同で可燃ごみ処理施設の建設及び運営を行っています。	・H28.4月より清掃工場及び最終処分場(埋立場)の供用開始。 ・焼却処理量：29,931 t ・灰理立処分量：3,479 t	環境局	管理課
災害対策	災害廃棄物の収集・運搬に関する協定	災害に対し迅速かつ的確に対応し、被災した地域の生活環境が速やかに回復することを目的として、委託・許可業者と協定を結んでいます。	「災害時における災害廃棄物の収集・運搬に関する協定書」の内容を再検討	環境局	収集管理課 管理課
産業廃棄物対策	産業廃棄物排出事業者の監視・指導	市民が安心して生活していく上で、産業廃棄物の適正な処理は不可欠であることから、排出事業所等への立入検査を行い、適正処理を指導しています。	・立入り件数：1,740件(重複除く) 多量排出事業者：27件 建設工事現場等：311件 PCB保管事業場：426件 アスベスト関連工事現場：89件 病院・その他の有害廃棄物の排出事業場：10件 苦情等：25件 重点監視事業所等：859件	環境局	産業廃棄物指導課
	産業廃棄物処理業者の指導	市民が安心して生活していく上で、産業廃棄物の適正な処理は不可欠であること、また、不適正処理が発生した場合に周辺環境へ著しい影響を及ぼすおそれがあることから、産業廃棄物処理業者等への立入検査を行い、適正処理を指導しています。	・立入り件数：1,333件 処理業許可業者：1,234件 自動車リサイクル許可業者：99件	環境局	産業廃棄物指導課
	公共工事における産業廃棄物の有効利用の推進	公共工事における建設系廃棄物のリサイクル及び適正処理推進のため、庁内関係部局による情報交換、調査研究等を行っています。	・庁内関係部局との協議：1回 ・公共工事におけるコンクリート塊、アスファルト塊のリサイクル率：ほぼ100%	環境局	産業廃棄物指導課
	産業廃棄物に関する啓発	産業廃棄物に関する認識向上、減量化・有効利用及び適正処理推進のため、事業者及び処理業者を対象とした講習会及び説明会を実施するとともに、医療関係機関・土木建設業者等の各種団体からの要請により講師を派遣しています。	・説明会・講習会開催回数：10回 受講者数：661人	環境局	産業廃棄物指導課
不法投棄対策	不法投棄対策	昼夜のパトロールやカメラによる監視、地域の不法投棄防止活動団体への支援など監視体制の強化を図るとともに、看板設置、市政だより、ポスター等による市民への啓発や警察等関係機関との連携を密にして不法投棄の防止、指導に努めています。 ＜計画目標等＞ H29年度不法投棄処理量：30 t (不法投棄処理量対前年度比5%削減)	・不法投棄処理量：79t (処理件数：688件)	環境局	産業廃棄物指導課

第1章 分野別施策の展開  
第3節 資源を活かす循環のまちづくり

第3項 水資源の有効利用の促進

施策名	関連事業(取組)名	内容	H29年度実績	局・区	課
水の有効利用	①漏水防止調査 ②漏水発生給水管取替事業 ③鉛製給水管更新事業	①漏水箇所を早期に発見し、即時修理ができるよう、漏水の有無を調査し水の有効利用を図っています。 ②宅地内で発生した給水管漏水の応急修理を行うとともに、漏水した給水管やその他の老朽化した給水管の取替を実施しています。 ③鉛製給水管を使用している箇所の取替を実施しています。	①調査延長：2,990km ②応急修理：1,398件 給水管取替：450件 ③取替件数：1,507件	水道局	管修理課 節水推進課
節水意識の高揚	「水をたいせつに」広報の推進	「限りある資源である水をたいせつに使う」心がけが市民（社会）全体に継承され続けるよう、街頭キャンペーンや水道施設見学会などの各種イベント及び各種印刷物を制作し広報活動を実施する。 <計画目標等> 節水意識 90%以上を維持 (福岡市水道長期ビジョン)	・「水をたいせつに」広報 「節水の日」街頭キャンペーン 浄水場の開放 水道PR展の実施 「水をたいせつに」絵画コンクールの実施 絵画コンクール受賞作品展の開催 水道施設見学会の実施 広報紙「みずだより」の発行 小学生社会科副読本「水とわたしたち」の発行 ・節水意識 92.0% (平成29年度市政アンケート調査)	水道局	総務課
都市の保水機能の強化	特別緑地保全地区、緑地保全地区の指定等（再掲）	第1章第2節第1項に掲載	—	住宅都市局	みどり政策課
	生産緑地地区の指定等（再掲）	第1章第2節第1項に掲載	—	農林水産局	政策企画課
	優良農地の確保・保全等（再掲）	第1章第2節第1項に掲載	—	農林水産局	政策企画課
	耕作放棄地再生事業（再掲）	第1章第2節第1項に掲載	—	農林水産局	政策企画課
	保存樹の指定（再掲）	第1章第2節第1項に掲載	—	住宅都市局	みどり推進課
	緑化推進事業（公共施設の緑化）（再掲）	第1章第2節第1項に掲載	—	住宅都市局	みどり推進課
	市営造林保育事業（再掲）	第1章第2節第2項に掲載	—	農林水産局	森林・林政課
	荒廃森林再生事業（再掲）	第1章第2節第2項に掲載	—	農林水産局	森林・林政課
	治水池環境整備（再掲）	第1章第2節第2項に掲載	—	道路下水道局	河川計画課
	ため池の整備（再掲）	第1章第2節第2項に掲載	—	農林水産局	農業施設課
	雨水流出抑制施設助成制度	雨水の貯留・浸透施設を設置される方に助成金を交付し、浸水被害の軽減に対する市民意識の向上を図る。 ①雨水貯留タンクの助成 <助成上限額> ・タンク合計容量100%未満～500%未満＝1万5千円まで ・タンク合計容量500%以上＝3万円まで ②雨水浸透施設（浸透ます、浸透管）の助成 <助成上限額> (既存建築物) ・1敷地当たり合計10万円まで ・雨水浸透樹1基当たり2万円まで ・雨水浸透管1m当たり7千円まで (新築・増築建築物) ・1敷地当たり合計5万円まで ・雨水浸透樹1基当たり1万円まで ・雨水浸透管1m当たり4千円まで	①雨水貯留タンク：46個 ②雨水浸透施設：なし	道路下水道局	下水道管理課
下水処理水や雨水等の有効利用	広域循環型雑用水道（再生水利用下水道事業）（下水処理水の再利用）	中部水処理センター及び東部水処理センターの下水処理水の一部を再生処理し、主に水洗便所の洗浄用水として供給しています。 (供給開始 S55年6月) ①現在供給能力 (H30.4.1現在) 中部：日最大10,000m <sup>3</sup> /日 東部：日最大1,600m <sup>3</sup> /日 ②供給区域 (H30.4.1現在) 中部地区：1,020ha（天神・渡辺通り地区、シャドームもち地区、博多駅周辺地区、都心ウォーターフロント地区、六本松地区） 東部地区：437ha（香椎地区、アイランドシティ地区） ③再生水用途：大型建築物の水洗便所の洗浄用水、公園、街路等の樹木への散水	・供給施設：443件（S55年度～） ・H29年度新規供給施設：9件 ・日平均使用水量：約5,720m <sup>3</sup> /日	道路下水道局	施設管理課
	雨水の有効利用	循環型社会構築、自然の水循環回復による環境にやさしいまちづくりを目的に、雑用水補給水の一部として、市役所本庁舎、マリヌッセなど公共・民間施設で雨水の有効利用（貯留）を図っています。	・継続実施	総務企画局 水道局	水資源担当 節水推進課
	雨水の利用及び工場作業排水の再利用	橋本車両基地内に降った雨水を車体洗浄等の作業用水として利用するとともに、さらにその水を再処理して、橋本車両基地内及び橋本駅トイレの洗浄水として利用しています。	・水道水節減量：6,080m <sup>3</sup> /年	交通局	橋本車両工場
	個別循環型雑用水道利用	個別の建築物において発生した汚水・雑排水を処理し、水洗便所の洗浄用水として利用しています。	・導入施設件数：323施設（S54年度～） ・H29年度：5施設増加 ・平均使用水量：約5,749m <sup>3</sup> /日	水道局	節水推進課

第1章 分野別施策の展開  
第3節 資源を活かす循環のまちづくり

施策名	関連事業(取組)名	内 容	H29年度 実績	局・区	課
エネルギーの有効利用	小水力発電設備を活用した再生エネルギーの導入	水源から浄水場までの高低差を利用した小水力発電設備を設置しています。	・累計設置数：3施設 H23年度稼働：1施設 H26年度稼働：1施設 H29年度稼働：1施設 ・設備出力合計：222kW	水道局	技術管理課
	水素リーダー都市プロジェクト ～下水バイオガス原料による水素創エネ技術の実証～	下水バイオガス前処理技術・水素製造技術・水素供給技術を組合せ、下水バイオガスから水素を効率的に製造するシステムを構築し、燃料電池自動車（FCV）に供給します。	・長期運転による設備の耐久性や維持管理費の低減に向けた自主研究を実施	経済観光文化局 道路下水道局	新産業振興課 下水道計画課
水源地域・流域との連携・協力	水源地域との交流	筑後川流域の日田市・朝倉市や吉野ヶ里町などの水源地域において、植樹・下草刈りなどの育林活動・農業体験やダム見学等を通じた交流や、本市の子どもたちが水の大切さを学ぶ体験学習などを実施し、市民と水源地域との相互理解・連携を深めています。	①育林活動等交流事業 ・朝倉市との交流：1事業、参加者総数 140人 ・日田市との交流：3事業、参加者総数 740人 ・吉野ヶ里との交流：2事業、参加者総数 88人 ②子ども体験学習（1事業） ・実施場所：福岡市内 参加者総数 39人	水道局	流域連携課
国際協力の推進	国際貢献・国際協力の推進	海外からの研修生受け入れや職員の海外派遣により、福岡市の住み良いまちづくりを広く海外に紹介することで、国際貢献・国際協力を推進しています。また、これらの取組みにより、海外の諸都市との関係を構築し、官民連携によるビジネス展開を推進しています。	○国際視察・研修受入：104人(水資源のみ) ○ミャンマー・ヤンゴン市職員受入 ・CLAIR事業、3名(半年間) ○ミャンマーウォーター2017出展 ・「福岡市国際ビジネス展開プラットフォーム」会員企業6社と共同出展 ○福岡市、ヤンゴン市でそれぞれ開催した姉妹都市経済交流イベントに、プラットフォーム会員企業も参加 ○ヤンゴン市へ技術職員を長期派遣（平成28年度から継続）	総務企画局	アジア連携課 国際協力課
水道整備に係る国際技術協力	水道整備に係る国際技術協力	国際協力機構（JICA）等を通じて、アジア地域などへの職員派遣や研修員受け入れにより、水道整備に係る技術協力を行っています。	①ミャンマー連邦共和国・ヤンゴン市への技術協力 ・JICA長期専門家派遣：1人 ・JICA技術協力プロジェクトへの参画：4人 ・自治体職員協力交流事業（CLAIR）研修員受入：2人 ・JICA課題別研修による研修員受入：7人 ②フィジー共和国への技術協力 ・技術者派遣：2回、延べ20人 ③その他 ・JICA等の要請に基づく海外研修員の視察受入受入：70人（14カ国） ・JICA長期専門家フォローアップ 6人 活動実績 技術支援職員派遣延べ人数 31人 視察・研修受入人数 79人	水道局	経営企画課
	上下水道分野における国際貢献展開事業	アジアを中心としたJICA研修員の受け入れや発展途上国への技術協力、海外からの視察者受け入れ等	・海外からの研修員受け入れ：15人 ・本市職員の海外派遣：33人 ・海外からの視察者受け入れ：151人 ・ミャンマー国ヤンゴン市におけるJICA「草の根技術協力事業」の実施	道路下水道局	下水道経営企画課

第1章 分野別施策の展開  
第4節 未来につなぐ低炭素のまちづくり

第1項 省エネルギーの促進

施策名	関連事業(取組)名	内容	H29年度実績	局・区	課
市民・事業者の省エネ行動の支援	福岡市地球温暖化防止市民協議会	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市民・事業者・行政が協力して、地球温暖化防止に向けた積極的な実践活動を推進することを目的に、さまざまな活動を行っています。	・福岡市地球温暖化防止市民協議会会員数：122団体 (H30年3月末現在) ・総会の開催 (H29. 5. 30) ・環境フェスティバルふくおか2017への出展 (H29. 10. 21～H29. 10. 22) 来場者数：約1,600人 ・協議会として下記の4事業を実施 ①住宅用エネルギーシステムの導入促進 ②電気自動車購入等助成 ③ECOチャレンジ応援事業 (交通系ICカードポイント付与) ④地球温暖化防止シンポジウムの開催	環境局	環境・エネルギー対策課
	住宅用エネルギーシステムの導入促進	(福岡市地球温暖化防止市民協議会事業として実施) 住宅の太陽光発電設備、家庭用燃料電池、リチウムイオン蓄電システム、HEMS及びMEMSの設置者に対する補助を実施しています。	・住宅用エネルギーシステム設置補助：太陽光発電363件、家庭用燃料電池177件、HEMS413件、蓄電池140件、合計1,093件	環境局	環境・エネルギー対策課
	電気自動車購入等助成	(福岡市地球温暖化防止市民協議会事業として実施) 次世代自動車の普及を図り、地球温暖化対策を促進することを目的に、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の購入、充電設備の設置等の経費の一部を助成しています。	・電気自動車等購入助成：113台 ・電気自動車用充電設備設置助成：3基	環境局	環境・エネルギー対策課
	ECOチャレンジ応援事業 (交通系ICカードポイント付与)	(福岡市地球温暖化防止市民協議会事業として実施) 電気・ガスの省エネや家庭用LED照明の購入、環境イベント参加等、環境保全に寄与する行動(エコアクション)の実施に対してポイントを付与します。 ポイントは商品や交通系ICカードの乗車ポイント(1ポイント=1円)に交換できます。	・付与ポイント数：113,520 ・「はやかけん」ポイント付与：22件 ・参加人数：152世帯 ・CO2排出削減量：19,335kg-CO2	環境局 交通局	環境・エネルギー対策課 営業課
	地球温暖化防止シンポジウムの開催	(福岡市地球温暖化防止市民協議会事業として実施) 市民や事業者が地球温暖化に関心を持ち、温暖化防止のために行動するきっかけづくりとして開催しています。	・参加者数約90人	環境局	環境・エネルギー対策課
	エコ・ウェイブ・ふくおか会議	市内の主要な事業所・団体が構成され、広く、他の業者や市民に行動の波を広げることを目的に、自ら温暖化防止の取組みを行っています。	・本会議 (H29. 4. 18開催) 構成団体：17団体(H30. 3月末現在)	環境局	環境・エネルギー対策課
	エコドライブの普及促進	市民・事業者に対して、エコドライブを普及促進するための啓発等を実施しています。	次世代自動車展示・試乗会等でのチラシ配布。JAFの実施するエコドライブ教室への後援	環境局	環境・エネルギー対策課
	防犯灯のLED化事業	・市内約44,000基 (H23年4月時点)の町内会等が設置管理する防犯灯(主に蛍光灯)をLED化することにより、地球温暖化防止及び水銀等の有害廃棄物の低減に寄与します。 ・H23年度から取組みを開始し、新設及び建替で、LED防犯灯を設置する町内会等に補助金を交付し、整備を促進しています。 ・LED化完了時にはH22年度と比較して約60%の電力使用量削減となる見込みです。	・LED防犯灯への建替：5,059基 (H29年度末累計 28,889基)	道路下水道局	道路維持課
温室効果ガス排出量の報告や削減目標設定を求める「地球温暖化対策計画書制度」等の導入検討	事業所省エネ計画書制度の導入	一定規模以上のエネルギーを使用する事業者等に計画的な温室効果ガスの排出削減を促すための事業所省エネ計画書制度の導入について検討しています。	・他都市の情報収集 ・制度検討	環境局	環境・エネルギー対策課
	排出量取引等による仕組みづくり	排出量取引等によるカーボンオフセットに取り組む仕組みづくりについて検討しています。	・他都市の情報収集	環境局	環境・エネルギー対策課
	森林によるカーボン・オフセット推進事業	オフセット・クレジット(J-VET)制度とは、間伐することで森林が吸収した二酸化炭素を、信頼性あるクレジットとして認証・登録して取引できる制度であり、この制度によって発行されたクレジットは、カーボン・オフセット等の自主的な取組として、企業のCSR活動やオフセット商品などへ活用可能なものです。 当事業は、本市が実施した間伐による二酸化炭素吸収量を、オフセット・クレジット制度においてクレジットとして環境省の認証を受け、そのクレジットの取引を行うことにより得た収益を森林保育に環流して森林の整備保全を促進し、地球温暖化防止対策等の環境保全に資するものです。	・売却量：50t-CO <sub>2</sub>	農林水産局	森林・林政課
低炭素社会の構築に向けた情報提供等	地球温暖化問題に関する広報	地球温暖化問題を広く市民一人ひとりに周知するため、市の広報紙等を活用した広報活動を実施しています。 <計画目標等> 実効性の高い普及啓発事業を実施していく。	・夏の省エネ対策特集号(市政だより 7/1号同時印刷)の全戸配布実施 ・市内各地域で出前講座「うちで省エネできるモン！」実施：14回/年	環境局	環境・エネルギー対策課
	省エネサポート事業	二酸化炭素排出量が増加している業務部門の省エネ対策として、H23年度から実施してきた「事業所省エネ技術導入サポート事業」の省エネ対策事例や国等の補助金等を、福岡市が主催する省エネ講習会などで事業者を紹介することで、事業所における省エネ対策を普及促進させるものです。	省エネ講習会参加者数：196人	環境局	環境・エネルギー対策課

第1章 分野別施策の展開  
第4節 未来につなぐ低炭素のまちづくり

施策名	関連事業(取組)名	内 容	H29年度 実績	局・区	課
森林の整備・保全と連携した地球温暖化対策	森林によるカーボン・オフセット推進事業(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	農林水産局	森林・林政課
市有施設等における省エネの推進	地球温暖化防止に向けた省エネ対策(夏・冬)	エネルギー使用量が多くなる夏期(5/1～10/31)および冬期(12/1～3/31)に重点的な取組みを実施します。 〈計画目標等〉 H25年度を基準年として、H34年度までにエネルギー消費量を8%削減	・夏期の省エネ対策(5/1～10/31) ・夏期の省エネ対策重点項目(6/1～9/30) ・夏期の省エネ対策重点項目の取組強化(7/1～7/31) ・冬期の省エネ対策重点項目(12/1～3/31) ・冬期の省エネ対策重点項目の取組強化(12/1～12/31)	環境局	環境・エネルギー対策課
	チャリエコ(共用自転車)の貸出	本庁舎・北別館の職員を対象に自転車を貸し出し、庁用車、バス等から自転車への転換を図ります。尚、自転車は、放置自転車を再利用したものをを用います。 〈計画目標等〉 職員が外勤するとき、できるだけ徒歩や自転車を使用し、運輸(自動車)部門の二酸化炭素削減に努める。	・チャリエコ(共用自転車)8台整備 ※使用実績:約2～5台/日	環境局	環境・エネルギー対策課
	福岡市市有建築物の環境配慮整備指針	市有建築物の整備を行う際の環境配慮に関する基本的な考え方などをまとめた「福岡市市有建築物の環境配慮整備指針」を定め、施設整備における省エネ等の環境配慮の推進を図っています。	・同整備指針に沿って設計・施工を実施例)高効率機器の導入、照明機器のLED化、太陽光発電設備の導入等	環境局	環境・エネルギー対策課
	リース方式による旧型蛍光灯のLED化	初期投資が不要になるなどのメリットがあるリース方式により、市有施設における消費電力の高い旧型蛍光灯をLED化します。	・H25年度からH27年度までのLED化本数:45,476本 ・H29年度:リース契約期間継続中	環境局	環境・エネルギー対策課
	市管理照明灯のLED化等省エネ事業	LED化事業 ・市内約35,000基(H24年4月時点)の市が管理する道路照明灯(主に水銀灯)をLED化することにより、地球温暖化防止及び水銀等の有害廃棄物の低減に寄与します。 ・H24年度から本格的な取組みを開始し、新設及び建替並びに器具交換時にLED道路照明灯を採用しています。 ・LED化完了時にはH23年度と比較して約60%の電力使用量削減となる見込みです。	・道路照明灯LED化事業:1,516基 ・他事業によるLED化:444基 計 1,960基  (H29年度末累計 8,146基)	道路下水道局	道路維持課
	ESCO事業	民間の技術力や資金、経営能力を活用して、庁舎等の老朽化した設備を更新するとともに、運転手法等の指導を受けて光熱水費低減及び省エネを図り、低減額の一部を業者へ報酬として支払うESCO事業を実施します。	・H23年度に福岡市博物館、福岡サンパレスについて、ESCO事業者と契約を締結し、設備機器の改修工事を行い、H24年度からESCO事業サービスを開始	財政局	アセットマネジメント推進課
事業所省エネ技術導入サポート事業(ソフトESCO事業)等の利用促進	省エネルギー診断事業	庁舎等の現状設備での光熱水費低減及び省エネを図るため、民間事業者から運転手法等の指導を受けて光熱水費を低減し、低減額の一部を業者への報酬として支払う省エネルギー診断事業を実施しています。	・事業実施施設:3施設 ・光熱水費削減額 約42百万円 ・市の利益 約34百万円	財政局	アセットマネジメント推進課
	建築物の省エネルギー計画	建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、建築物省エネ法(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律)に基づき一定規模以上の建築物について、省エネ基準適合義務化に伴う適合性判定制度及び省エネ届出制度を実施しています。	・省エネ計画書の届出件数(建築物省エネ法):576件 適合性判定:1件(福岡市に提出されたものに限る)(H29.4.1 制度開始)	住宅都市局	建築審査課
	低炭素建築物の認定	都市の健全な発展に寄与するために二酸化炭素の発生を抑制することを目的として、エコまち法(都市の低炭素化の促進に関する法律)に基づき建築物の新築等計画の認定を行い、低炭素建築物の普及促進を図ります。	・認定件数:67件(H24.12.4 制度開始)	住宅都市局	建築審査課
	エネルギーの効率が良くクリーンな次世代自動車の普及促進	次世代自動車の普及促進 本市庁用車における低公害車等の率先導入を実施するとともに市民・事業者に対する広報・啓発などの取組みを実施しています。  電気自動車等購入等助成(再掲) 燃料電池自動車の普及促進 本市公用車として率先導入した燃料電池自動車のリースを継続します。	・市が保有する一般公用車における低公害車及び環境配慮型自動車導入台数:合計634台(導入率 約95.2%) ・次世代自動車展示・試乗会の実施	環境局	環境・エネルギー対策課
		第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	環境・エネルギー対策課
			・本市公用車における燃料電池自動車導入台数:合計2台	経済観光文化局	新産業振興課

第1章 分野別施策の展開  
第4節 未来につなぐ低炭素のまちづくり

第2項 再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントシステムなどの導入・活用

施策名	関連事業(取組)名	内容	H29年度実績	局・区	課
市有財産等を活用した再生可能エネルギーの率先導入	市有施設における再生可能エネルギー導入推進	エネルギーの有効活用のため、再生可能エネルギーの導入を推進しています。	①太陽光発電 メガソーラー 累計 5施設、発電出力 5,320kW その他 累計181施設、発電出力 2,386kW ②バイオマス発電 廃棄物発電 累計 4施設、発電出力 80,900kW その他 累計 2施設、発電出力 1,695kW ③小水力発電 累計 3施設、発電出力 222kW 累計195施設 発電出力 90,523kW	環境局	環境・エネルギー対策課
	メガソーラー発電の推進	再生可能エネルギーを活用したエネルギーの地産地消を進めるため、メガソーラーを整備しています。	①大原メガソーラー発電所(H24) 発電出力:1,000kW ②蒲田メガソーラー発電所(H25) 発電出力:1,000kW ③青果市場太陽光発電所(H27) 発電出力:1,000kW ④西部水処理センター太陽光発電所(H28) 発電出力:1,320kW ⑤新西部水処理センター太陽光発電所(H28) 発電出力:1,000kW 累計 5施設 発電出力5,320kW ※( )は発電開始年度	環境局	環境・エネルギー対策課
	スマートハウスプロジェクトの推進	エネルギーマネジメントシステムを備えたスマートハウスを体感してもらうため、スマートハウス展示場を運営しています。	・H28年度来場者数 52名	環境局	環境・エネルギー対策課
市民や事業者による再生可能エネルギー等の導入促進	住宅用エネルギーシステムの導入促進(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	環境・エネルギー対策課
福岡の特性を活かした新たな都市型再生可能エネルギー等の活用	市有施設屋根貸し太陽光発電事業	太陽光発電事業を行う事業者により市有施設の屋根の使用を許可し、再生可能エネルギーの導入を推進しています。	①学校施設 累計 6施設 ②体育施設 累計 4施設 ③交通施設 累計 2施設 累計 12施設	環境局	環境・エネルギー対策課
	ごみ焼却熱の有効利用	クリーンパークに発電設備を設け、ごみの焼却熱を利用し発電した電力を、所内や西市民プール等の周辺施設で利用し、余剰電力を電力会社へ送電しています。	・総発電電力量:142,537MWh ・総売電電力量:80,624MWh ※福岡市臨海工場と西部工場の合計値	環境局	工場整備課
	地下鉄車両減速時のエネルギー有効利用	地下鉄車両の減速時に、モーターを発電機として使用することで車両の運動エネルギーを電気エネルギーに変換(回生発電)して、他の電車の加速時や駅の設備に再利用しています。さらに、省エネ型の主回路制御(VVVF)を導入することで、回生率を向上させ、消費電力を削減しています。	・回生発電量:15,027,896kWh/年	交通局	車両課
	農業用ため池貸し太陽光発電事業	太陽光発電事業を行う事業者により農業用ため池の堤体法面や水面の使用を許可し、再生可能エネルギーの導入を推進しています。	・農業用ため池1箇所を設置(西区大字徳永蓮花寺池) ※H28.7月 発電開始	農林水産局	農業施設課
避難所などにおける再生可能エネルギー等の導入促進	避難所などにおける再生可能エネルギー導入促進	避難所である市有施設に再生可能エネルギーの導入を推進しています。	①公民館施設 累計 45施設 ②学校施設 累計 91施設 累計136施設	環境局	環境・エネルギー対策課
住宅用エネルギーシステムの導入促進	住宅用エネルギーシステムの導入促進(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	環境・エネルギー対策課

# 第1章 分野別施策の展開

## 第4節 未来につなぐ低炭素のまちづくり

### 第3項 低炭素型の都市構造及び交通体系の構築

施策名	関連事業(取組)名	内容	H29年度実績	局・区	課
地域特性を活かしたスマートコミュニティの形成促進	アイランドシティ環境共生都市づくりの推進(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	港湾空港局	立地促進課 まちづくり推進課
	スマートコミュニティ関連事業	産学官民連携組織である「福岡市スマートコミュニティ創造協議会」において、環境・エネルギー技術の研究、フォーラムの開催や展示会への共同出展など情報発信を行っています。	・福岡市スマートコミュニティ創造協議会において、以下を実施 ①各プロジェクトごとの研究会等の運営 ②展示会への共同出展(3回)	経済観光文化局	新産業振興課
地域冷暖房の普及促進	エネルギーの面的利用の促進	都市開発などの機会を捉え、都市計画制度を活用し面的な省エネ・省CO2を図るための検討を行っています。	・他都市の情報収集等	環境局	環境・エネルギー対策課
公共交通幹線軸の強化	地下鉄七隈線延伸事業	地下鉄七隈線は、H17年2月に橋本～天神南間を開業しましたが、都心部区間が未整備で残され、その機能を十分に果たすまでには至っていません。全市的な交通課題や環境問題への対応するとともに、鉄道ネットワークの強化による利便性の向上を図るため、早期実現へ向けた取組みを進めています。	・中間駅(仮称)西・東工区及び博多駅(仮称)工区の土木本体工事(トンネル等)、や中間駅(仮称)の出入口工事を進めるとともに、線路や駅舎(軌道、電気、建築、設備等)に関する検討を実施	交通局	計画課
	鉄軌道系交通機関の整備	鉄軌道などの公共交通機関のネットワーク強化及び利用促進のため、地下鉄箱崎線(2号線)と西鉄貝塚線との直通運転化に向けた調査・検討を行っています。	・既存の施設をできる限り活用して初期投資費抑えつつ、現状の利便性を損なわない事業スキーム案について検討。	住宅都市局	交通計画課
公共交通の利便性向上と利用促進	ノーマイカーウィークデーの推進	自動車交通量の更なる抑制を図るため、祝・祭日を除く全ての平日を「ノーマイカーウィークデー」とし、市民・事業者に対して不要不急のマイカー運行の自粛や公共交通機関の利用等を呼びかけています。	・市政だより(7/1同時印刷物、12/1号)等での啓発 ・次世代自動車展示・試乗会等でのチラシ配布。	環境局	環境・エネルギー対策課
	「SUBWAY DIET」事業	「駅まで歩く、駅から歩く。」をスローガンに、地下鉄利用による環境貢献や健康づくりなど、地下鉄を含むライフスタイルを提案するプロモーション活動を行っています。	・「SUBWAY DIET WALKING」の一環として沿線ウォーキングマップ「ちかまるマップ」の配布や「ちかまるWebマップ」の提供、ウォーキングイベントの実施 ・九州交響楽団と連携しての「SUBWAY DIET MUSIC」の実施 ・「地下鉄で行く 舞鶴公園時空の旅&お花木マップ」の配布 ・民間企業等とのタイアップ	交通局	経営企画課
	地下鉄ICカード「はやかけん」サービス開始	H25.3.23より、交通系ICカードの全国相互利用サービスを開始しました。 (ICカード「はやかけん」交通系ICカード全国相互利用開始(Kitaca・PASMO・Suica・manaca・TOICA・PiTaPa(電子マネーを除く)・ICOCA・nimoca・SUGOCAとの10者間) ICカードは、カードに入金すれば何度でも繰り返し利用でき、使い捨てではない環境にやさしい乗車券です。	・H29年度発売枚数:116,430枚 (ANAはやかけん含む/福祉ICカード・再発行分を除く)	交通局	営業課
	「はやかけん」を使ったパーク&ライド優待サービス	「はやかけん」の利用者を対象に、時間貸駐車場の駐車料金が「はやかけん」内に記録された【地下鉄利用(降車)の履歴に応じて自動で優待(割引)】されます。これは、マイカーから公共交通機関への乗り換えを誘導することにより、自動車の温暖化ガスの排出削減を目指すとともに、都心部の渋滞緩和を目指すものです。	・12駅17箇所(H30年3月末) 空港線:姪浜(4箇所)、祇園・大濠公園・博多 箱崎線:千代県庁口(2箇所)・馬出九大病院前・箱崎宮前・箱崎九大前 七隈線:橋本・梅林・茶山・別府(2箇所)	交通局	営業課
	「はやかけん」を使ったレール&カーシェアサービス	地下鉄をご利用された「はやかけん」を、駅近くの対象ステーションに配備されたカーシェアリング車両(タイムズカープラス)にかざすと、利用料金が優待される「はやかけん レール&カーシェア」サービスをH27年5月から開始しました。 これは、パーク&ライド同様、マイカーから公共交通機関への乗り換えを誘導し、自動車の温暖化ガスの排出削減を目指すとともに、都心部の渋滞緩和を目指すものです。 また、福岡市内すべてのカーシェアが「はやかけん」でご利用できるサービスも行っていきます。	・3駅6箇所(H30年3月末) 空港線:姪浜(4箇所) 箱崎線:馬出九大病院前・箱崎九大前	交通局	営業課
	商業施設等と連携したパーク&ライドの実施	都心部の交通混雑の緩和や公共交通の利用促進を目的として実施しているものです。	・イオンモール香椎浜等8施設で継続実施	住宅都市局	交通計画課
	福岡モビリティウィーク&カーフリーデー等の啓発活動	都心部の交通混雑の緩和や公共交通の利用促進を目的として、エリアマネジメント団体共働で実施するものです。	・イベントと連携した公共交通利用啓発活動を実施	住宅都市局	都心交通課

第1章 分野別施策の展開  
第4節 未来につなぐ低炭素のまちづくり

施策名	関連事業(取組)名	内 容	H29年度 実績	局・区	課
道路交通の円滑化	自動車専用道の整備、幹線道路の整備、ボトルネック箇所の改善(交差点改良やバス停カットの整備など)、連続立体交差事業の推進	都心部や活力創造拠点、市民生活の核となる広域拠点や地域拠点などの機能強化を支える道路整備を進めるとともに、交差点改良やバス停カットの整備などを行うことで、交通量の分散や環境負荷の低減を進めるものです。 【目標値】 都市計画道路の整備率 H28時点:82.7%→H32目標:85.2%	・都市交通の円滑化を図るとともに、都市の骨格形成や貴重な都市空間を創出するための都市計画道路の整備 ・都市計画道路整備 延長:4.30km(H29年度)	道路下水道局	道路計画課
自転車移動しやすい交通環境づくり	自転車利用総合計画の推進	環境負荷の低減や交通混雑の緩和などのメリットがある自転車利用について、快適かつ安全な自転車利用環境を確保するとともに、自転車の適正な利用を促進していくことを目的として「福岡市自転車利用総合計画」を策定し、自転車利用に関する総合的な施策の方向性を示しています。	・各局で実施する様々な施策の推進における基本的指針として活用	道路下水道局 住宅都市局 市民局 区	自転車課 交通計画課
	総合的な自転車対策の推進 〔自転車通行空間の整備〕	自転車の利用促進のため、また、交通事故削減のために、都心部に向かう道路、及び最寄りの鉄道駅に向かう道路を中心に自転車通行空間の整備を進めています。 ＜計画目標等＞ 自転車通行空間の整備延長 H32年度:125km	・H29年度自転車通行空間整備延長:約9.2km(累計約93.3km)	道路下水道局	自転車課
	人と自転車が共生できるまちづくり事業	健康的で、環境にもやさしい交通手段である自転車の利用を進めるとともに、迷惑な路上駐輪の解消、利用者のマナーの向上などに取り組み、自転車と歩行者、地域住民が快適に共生できるまちづくりをめざします。 ＜計画目標等＞ 〔自転車放置率の目標値(中央区)〕2018年(H30)3.8% 2017年(H29)4.7%(中央区)	・放置自転車の撤去強化・駐輪場の整備・改良・街頭指導員等による啓発活動 迷惑駐輪防止・適正利用推進 ・自転車放置率(中央区) 3.8%	中央区 道路下水道局	道路適正利用推進課 自転車課
環境に配慮した自動車の普及促進	電気自動車等購入等助成(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	環境・エネルギー対策課

第2章 分野横断型施策の展開  
第1節 環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり

第1項 環境行動を担う人材の育成

施策名	関連事業(取組)名	内容	H29年度実績	局・区	課
環境教育・学習に携わる市職員・教員の育成	子ども向け環境情報ウェブサイト「エコッパと学ぼう! こども環境局」の運用	環境に関する問題を楽しく学習できるように、小・中学生や学校の先生方を対象とした情報を提供しています。 http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyoku/kids/ (H19年9月開設)	・小学校での取組み事例や、幼児の環境学習実践事例等の掲載による、子どもや指導者を対象とした環境学習の支援 【アクセス件数】 H29年度: 13,385件(1,115件/月) 累計(H19年度～): 220,408件	環境局	環境政策課
地域におけるリーダーの育成	区独自事業・西区(環境をまもる人づくり地域づくり事業)	市民の自主的・自発的な環境活動を推進するため、地域のリーダーとなる人材を発掘・育成し、その活動を支援するとともに、地域コミュニティ等とのネットワークを形成し、「市民と西区役所が共働して環境啓発活動を行う」環境のまち西区の実現をめざします。	①地域環境サポーター養成講座修了者: 15人 (H16年度～29年度で計255人が受講) ②地域環境サポーターによるもの ・活動団体数: 10団体 ・事業実施回数: 337回 ・地域住民等参加数: 7,373人 【内訳】 実施した環境講座・講習会等の実施: 166回、受講者数: 2,718人 環境啓発イベントへ出展・ワークショップでの参加: 43回、来場者数: 3,672人 環境美化活動の実施、参加: 32回、参加人数: 445人 講座イベントでの環境活動準備作業等: 73回、参加人数: 239人 西区と共働した環境啓発事業(養成講座等)での講師実施等: 18回、参加人数: 193人 活動団体間での交流会開催回数: 5回、参加人数: 106人 西区環境フェスタ企画会議: 7回参加 ③西区環境フェスタ2018(平成30年3月11日、西部地域交流センターさいとびあで開催) 総来場者数: 延べ8,288人 参加団体数: 23団体 当日スタッフ人数: 182名(うち高校生、大学生ボランティア49名)	西区	生活環境課
	区独自事業・南区(知って得する環境セミナー)	地域の役員の高齢化や相隣関係の希薄化などにより、環境部門における活動の担い手不足が深刻化していることを背景に、一般市民を対象に幅広い環境問題について楽しく体験学習することで、地域環境活動を担う人材の発掘・育成を推進します。	・南区の環境について考えようをテーマに、ため池での自然観察(パドウォッチング)と外部講師による講話を開催。(1回: 8名)	南区	生活環境課
	生物多様性ふくおか戦略の推進(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	環境局	環境調整課
学校における環境教育・学習	学校における環境教育の推進(特色ある教育推進事業)	幼・小・中学校等において実施している「特色ある教育推進事業」の中で、環境教育をとりあげ、身近な自然の把握と保全活動、空き缶リサイクルなどのボランティア活動などに取り組んでいます。 <計画目標等> ・環境教育を事業の計画に取り入れていない学校に対して、その取組を計画するよう、指導する。 ・環境を「特色ある教育」の事業計画としている学校に対して、その内容の充実を図るための啓発を行う。	・特色ある教育推進事業の中で、環境教育を取り上げて学習している学校は、小中学校213校中、187校(87.7%)	教育委員会	学校指導課
	小学校における環境教育	今日的な教育の課題といわれるものに対して、教科等の特性に合わせた展開の中で、各局作成の副読本等を利用して環境教育を実施しています。 <計画目標等> 多くの学校が環境の大切さを学ぶ環境教育への取組を実践する。	・各学校の環境教育の際、各局作成の副読本を必要に応じて活用した。 ・「科学わくわく出前授業」の中で、理科や総合的な学習の時間に大学教授、気象台職員、九州電力等が、環境の大切さを伝える環境教育を実施。 出前授業実績: 小学校41校	教育委員会	研修・研究課
	自然教室開催(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	教育委員会	研修・研究課
	環境学習支援事業	公共施設・公立学校等の廃棄物収集業務に携わる事業所職員が、その知識と経験を生かし、小・中学校等の環境学習に対する支援事業及び公共施設等に対するの分別指導を実施しています。 <計画目標等> 小学4年生を対象とする環境学習の全校実施。環境委員会研修、教職員研修の実施増	・環境学習支援実施: 258件、16,076人 環境事業所第1係: 159件、8,684人 環境事業所第2係: 99件、7,392人 ※小学4年生を対象とする環境学習実施率99.3%	環境局	環境事業所
	わたしたちの樹プロジェクト(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	環境局	環境政策課
あらゆる年代に対する環境教育・学習	わくわくエコ教室(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	環境局	環境政策課
	出前講座	「ごみ・環境」のテーマについて、地域・学校・企業等を対象に出前講座を実施しています。	・テーマ: 15テーマ ・開催数: 105回 ・参加者: 延べ4,838名	環境局	環境政策課
	こどもエコクラブ	環境保全活動を行っている小・中学生を対象に、地域や学校で環境保全について実践活動を行うグループの結成を呼びかけ、支援しています。 <計画目標等> 小・中学生の環境保全・活動に対する意識の向上。	・登録クラブ数: 21クラブ ・会員数: 537名(サポーター含む)	環境局	環境調整課
	生物多様性ふくおか戦略の推進(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	環境局	環境政策課
	海の中道青少年海の家(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	こども未来局	青少年健全育成課
	植物園(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	住宅都市局	植物園
	動物園の環境教育学習プログラム(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	住宅都市局	動物園
	動物科学館・こども動物園(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	住宅都市局	動物園
	もも〜らんど油山牧場(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	農林水産局	農業振興課
	油山市民の森(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	農林水産局	森林・林政課

第2章 分野横断型施策の展開  
第1節 環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり

施策名	関連事業(取組)名	内 容	H29年度 実績	局・区	課
	油山自然観察の森 (再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	農林水産局	森林・林政課
	背振少年自然の家 (再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	子ども未来局	青少年健全育成課
	今津リフレッシュ農園 (再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	農林水産局	農業振興課
	立花寺緑地リフレッシュ農園 (再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	農林水産局	農業振興課
	花畑園芸公園(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	農林水産局	農業振興課
	生ごみリサイクル促進事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	資源循環推進課
	区独自事業・南区 (南区出前講座)	南区の自然や循環型社会の現状などを認識してもらうことにより、市民による自主的な環境活動の促進を図ります。	・ごみの分別とリサイクルをテーマとして、一般市民や外国人留学生地域団体等を対象に20回実施 受講者：1,268人	南区	生活環境課
	区独自事業・西区 (西区「ごみとリサイクル」出前講座)	地域での環境美化への取組や、コミュニティづくりを兼ねた環境学習の機会を提供しています。	福岡市のごみ収集やリサイクル、不法投棄の現状などをテーマに実施。 5回実施 121名参加。	西区	生活環境課 西部出張所
保健環境学習室「まもる一む福岡」	保健環境研究所1階にある保健環境学習室「まもる一む福岡」では、水質測定実験や映像クイズなどの体験学習を通じて、楽しみながら環境と保健について学ぶことができます。  【展示学習ゾーン】 ・タッチパネル式クイズ、パネル展示 ・外来生物コーナー ・教材貸出(書籍・DVD・機材) 【体験学習ゾーン】 ・ミラクルラボ(実験教室) ・映像シアター「ガイア」(映像クイズ) ・カプトガニやヒナモロコ等水生生物の展示 【週末イベント】 ラボで体験、理科応援教室、特別講座、カプトガニ観察会等	・来館者数：13,804人 【団体・個人別】 団 体：4,307人 (144団体) 個 人：9,497人 【大人・子ども別】 大 人：7,147人 子 ども：6,657人 ・教材等貸出 472人・1,171件	環境局	環境科学課	
大学等との連携による環境人材の育成	区独自事業・城南区 (福岡大学リサイクルマーケット)	福岡大学の卒業生や地域住民の不用になった家具や電化製品等を新入生に無償で提供するリサイクルマーケットを大学・市民団体・行政の共働で開催し、あわせてごみや資源物の出し方等の啓発を行っています。	・来場者数：308人(学生のみ計上) ・提供品数：379点	城南区	生活環境課
環境活動を行う企業の育成	エコアクション21取得支援事業	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	環境政策課
	環境・エネルギー対応資金の融資 (対象：市内で事業を営む中小企業者の方)	市民の暮らしの質の向上と持続可能な地域経済社会の構築を目的に中小企業者に対する融資を行っています。 ・環境・エネルギー対応資金 対象：新エネルギー又は省エネルギー設備、低公害車を導入する中小企業者や公害の防止に必要な施設の設置・改善を行う中小企業者	・H29年度末融資残高：10,702千円 ・H29年度新規融資：融資実績なし	経済観光文化局	経営支援課
	PRTR制度 (再掲)	第1章第1節第2項に掲載	—	環境局	環境保全課
	公害防止総点検運動	公害防止法令の適用を受ける工場・事業場に対する施設総点検実施の要請、大規模工場・事業場の監視・指導を実施しています。 大規模発生源をもつ工場・事業場には法律の規制基準よりも厳しい基準等を設定し、事業者にこれらの遵守を要請するため、公害防止協定を締結しています。	・環境月間(6/1～30)に、工場・事業場への立入検査を実施 立入件数：7件	環境局	環境保全課
社会貢献優良企業(環境配慮型事業所)優遇制度	企業の社会や市・地域への貢献活動を評価し、当該社会貢献活動の促進を目的として、社会貢献度の高い(ISO14001またはエコアクション21(EA21)の認証を取得している)市内に本店のある中小企業(社会貢献優良企業)*に対して福岡市との契約において優先指名する等の優遇制度を設けています。 *H22年度からは市内に本店のある大企業も対象	・環境配慮型事業所の認定企業数：211社 (平成28・29・30年度競争入札有資格者名簿に登録企業)  ISO14001：73社 (H28年度：73社 H29年度：24社)  EA21：92社 (H28年度：92社 H29年度：22社)	環境局	環境政策課	
市内に居住する外国人等との共働による環境行動の推進	区独自事業・南区	近年、増加傾向にある外国人居住者(ベトナム人、ネパール人)と周辺住民との間に生じているトラブルのうち、ごみ出しマナーについて、区内の日本語学校学生を対象とした出前講座を実施したり、母国語によるごみ出しルールのリーフレットの配布、地域の環境美化活動への参加の呼び掛けなど、地域の清潔で快適な住環境実現のため、外国人居住者と地域との交流を推進します。	区内の日本語学校学生(ベトナム人、ネパール人)を対象とした、ごみ出しルールの出前講座を実施。母国語によるリーフレットやポスターを作成し配布した。 ・出前講座実施 日本語学校学生8回985名 ・地域との交流事業での啓発2回38名 ・南区環境活動連絡会議にて、外国人居住者のごみ出しルールの実態調査を依頼。 ・住民登録データを活用し、地域で把握しきれない物件についても情報を収集し、管理会社・不動産にリーフレット等を配布。入居時からの徹底指導を要請した。 ・リーフレット等配布枚数5,200枚	南区	生活環境課

第2章 分野横断型施策の展開  
第1節 環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり

第2項 地域環境力の向上

施策名	関連事業(取組)名	内容	H29年度実績	局・区	課	
環境に関する多様な人材の把握とそのネットワーク化	環境教育学習人材リスト	学校、公民館等における市民の自主的な環境学習を支援するため、環境カウンセラー、環境に関する知識・経験を備えた方々の講師情報をとりまとめ、「環境教育・学習人材リスト」をホームページ上で公開しています。	・環境教育・学習人材リスト登録者数：49人	環境局	環境政策課	
	あすみんホームページの運用	福岡市NPO・ボランティア交流センター「あすみん」ホームページで、NPOやボランティア団体の紹介などボランティアに関する情報や、団体が活用できる助成金に関する情報を提供しています。 https://www.fnvc.jp/	・内容を随時更新 アクセス件数：203,704件 (16,975件/月)	市民局	市民公益活動推進課(福岡市NPO・ボランティア交流センター)	
	区独自事業・西区(環境をまもる人づくり地域づくり事業)(再掲)	第2章第1節第1項に掲載	—	西区	生活環境課	
	区独自事業・南区(知って得する環境セミナー)(再掲)	第2章第1節第1項に掲載	—	南区	生活環境課	
	地域における環境活動の情報収集・整理	環境教育学習人材リスト(再掲)	第2章第1節第2項に掲載	—	環境局	環境政策課
地域の環境保全活動への参加促進	緑の活動支援事業(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	住宅都市局	みどり推進課	
	立花山・三日月山ふれあいの森づくり事業(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	東区	企画振興課	
	室見川水系一斉清掃(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	早良区 西区	生活環境課 生活環境課	
	区の魅力づくり事業・中央区(花いっぱい運動)(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	中央区	総務課	
	区独自事業・南区(まちのよかところ発見事業)(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	南区	企画振興課	
	活動のネットワークづくり	環境フェスティバルふくおか	環境に優しい行動の輪を広げていくための普及・啓発を目的とした楽しみながら学べる参加体験型のイベントを開催しています。 ＜計画目標等＞ 来場者数：延べ50,000人 市民のライフスタイルが環境に配慮したものとなることを目指す。	・「わたしスタイルでそれぞれのエコ。見つけよう、エコスタイル」をテーマに市役所西側ふれあい広場にて開催 来場者数：延べ32,000人 出展団体：42団体 (H29.10.21～22)	環境局	環境政策課
福岡市地球温暖化防止市民協議会(再掲)		第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	環境・エネルギー対策課	
アイランドシティ環境共生都市づくりの推進(再掲)		第1章第2節第2項に掲載	—	港湾空港局	まちづくり推進課 事業管理課	
和白干潟保全のつどい(再掲)		第1章第2節第3項に掲載	—	港湾空港局	環境対策課	
環境市民ファンドなどを活用した自発的活動の支援		3Rステーション事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	資源循環推進課
	地域集団回収等報奨制度(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	資源循環推進課	
	拠点での資源物回収事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	資源循環推進課 収集管理課	
	不法投棄対策(再掲)	第1章第3節第2項に掲載	—	環境局	産業廃棄物指導課	
	福岡市地球温暖化防止市民協議会を通じた取組(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	環境・エネルギー対策課	
	ECOチャレンジ応援事業(交通系ICカードポイント付与)(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局 交通局	環境・エネルギー対策課 営業課	
	住宅用エネルギーシステムの導入促進(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	環境・エネルギー対策課	
	電気自動車購入等助成(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	環境・エネルギー対策課	
	環境フェスティバルふくおか(再掲)	第2章第1節第2項に掲載	—	環境局	環境政策課	
	エコ発する事業	市民団体やNPO法人などが自ら発意・企画し、主体的に行う環境活動への支援を行うとともに、団体間のネットワークづくりを進めています。 対象事業 ・ごみ減量・リサイクル ・環境学習・啓発 ・環境保全 ・環境美化 等	・補助件数：11件 ステップアップコース：7件 ビギナーコース：2件 U-30コース：2件	環境局	環境政策課	
	エコルーム	環境保全活動を行う団体への支援の一つとして、クリーンパーク臨海に環境NPO等活動拠点支援施設「エコルーム」を設置し、活動拠点スペースとして提供しています。	・3団体が月2回程度利用	環境局	環境政策課	
	地域における環境研究・技術力強化	環境新技術の研究開発支援	福岡水素エネルギー戦略会議への参画による水素利用技術の研究開発など、環境新技術の研究開発を支援します。	・福岡水素エネルギー戦略会議への参画 ・燃料電池トラックの技術開発・貨物輸送の実証を実施 ・燃料電池バイクの公道走行協力を開始 ・5kW級次世代型燃料電池の実証運転を実施	経済観光文化局	新産業振興課



第2章 分野横断型施策の展開  
第2節 環境の保全・創造に向けたしくみづくり

第1項 環境配慮のための手続きや規制等の整備・運用

施策名	関連事業(取組)名	内容	H29年度実績	局・区	課
環境影響評価の推進	福岡市環境影響評価制度	環境への影響が著しいものとなるおそれがある規模が大きい事業については、福岡市環境影響評価条例等の規定により環境影響評価の対象事業となるため、事業者自らが制度に基づき環境への影響を調査・予測・評価するとともに環境保全措置を検討することで環境に配慮されたものとなります。 <計画目標等> 福岡市環境影響評価条例の運用や、環境影響評価法及び福岡県環境影響評価条例への対応を適切に行い、事業がいずれの制度の対象となった場合も事業者が環境への配慮を十分に検討するように誘導する。	・方法書に対する市長意見の送付 ①九州大学箱崎キャンパス跡地等の基盤整備事業 ・準備書に対する市長意見の送付 ①福岡空港回航翼機能移設事業 ・事後調査 ①周船寺川都市基盤河川改修事業 ②福岡都市高速鉄道3号線(天神南～博多間) ③西鉄天神大牟田線雑餉隈駅周辺連続立体交差事業 ④若久団地 団地再生(全面建替)事業	環境局	環境調整課
	アイランドシティ整備事業 環境監視(事後調査)	アイランドシティ整備事業について、環境影響評価実施要綱及び公有水面埋立法に基づき実施した環境影響評価に基づく環境監視(事後調査)を実施し、環境の保全に努めています。	・以下の項目について環境監視を実施した。 ①工事中の騒音 ②工事中の水質(濁り) ③鳥類の飛来状況  <結果> 特段の対策を必要とする変化はみられなかった。	港湾空港局	環境対策課
福岡市環境配慮指針の適切な運用	福岡市環境配慮指針などの運用による各種開発事業に際しての環境への配慮の推進	「福岡市環境配慮指針」とは、公共の都市基盤整備事業や民間の開発事業の「構想」「計画」「実施」にあたり、環境に配慮すべき事項を具体的に示し、これらの事業が環境と調和のとれたまちづくりへと結びつくように誘導するための指針です。 以下の各種開発事業の許認可に際して、環境保全上の見地から意見を述べ、事業の環境への配慮を促進します。 ・都市計画法第29条の規定による開発行為許可 ・建築基準法第48条および第51条の規定による許可 ・福岡県環境保全に関する条例による許可等 ・砂利採取法および採石法による採取計画の認可 ・独立行政法人都市再生機構法第14条による協議 ・森林法第10条の2の規定による開発行為許可 ・福岡市土砂埋め立て等による災害発生防止に関する条例第4条による埋立許可 ・大規模小売店舗立地法に基づく騒音審査 <計画目標等> 公共の都市基盤整備事業や民間の開発事業が環境と調和のとれたまちづくりへと結びつくように誘導する。	・都市計画法第29条の規定による開発行為許可：70件 ・建築基準法第48条および第51条の規定による許可：6件 ・福岡県環境保全に関する条例による許可等：0件 ・砂利採取法および採石法による採取計画の認可：6件 ・独立行政法人都市再生機構法第14条による協議：0件 ・森林法第10条の2の規定による開発行為許可：1件 ・福岡市土砂埋め立て等による災害発生防止に関する条例第4条による埋立許可：5件 ※許認可に際する相談件数のため、実際の許認可数とは異なる。 <その他> ・大規模小売店舗立地法に基づく騒音審査：18件	環境局	環境調整課
	環境に影響を及ぼすおそれのある事業に係る環境への配慮の促進	市が環境に影響を及ぼすおそれがある事業を立案及び実施するにあたっては、環境関係法令や福岡市環境配慮指針などを周知して、環境への配慮を促進しています。 (根拠条例・規則等) ・福岡市環境基本条例第8条第2項 ・福岡市環境調整会議規則第2条 ・環境に影響を及ぼすおそれがある事業に係る環境への配慮に関する要綱 ・環境に影響を及ぼすおそれがある事業に係る環境への配慮に関する事務取扱要領	・環境に影響を及ぼすおそれのある事業に対する意見：6件	環境局	環境政策課
アイランドシティ環境配慮指針の適切な運用	アイランドシティ環境配慮指針	環境と共生した先進的なまちづくりを実現するため、緑化の推進や省エネルギー設備・新エネルギーシステムの導入など環境に配慮した施設整備を誘導するための指針として、H15年11月に策定しました。 指針策定後の社会状況の変化などをふまえて、内容の見直しを行い、H24年3月に指針の改定を行いました。 <計画目標等> 先進的な「環境共生都市」の実現に向けて、アイランドシティ内のすべての施設・空間を対象に、以下の5つの目標を掲げ、それぞれに対応した環境配慮対策の導入を誘導していく。 ・豊かな自然環境と共生するまちの創造 ・ストップ・ザ・温暖化のまちの創造 ・人と環境にやさしい交通を取り入れたまちの創造 ・水や資源を活かすまちの創造 ・地域で支える、持続可能なまちの創造	・開発事業者との協定締結：3件 ・施設整備計画書(環境配慮対策の実施状況記載)の届出受理：49件 ・環境配慮に関する開発事業者との協議、調整	環境局	環境調整課
特定施設などに対する排出規制の遵守	公害防止管理者制度	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき公害防止統括者及び公害防止管理者等の選任等に関する届出の受理及び指導を行っています。	・特定工場数：34工場(H29年度末)	環境局	環境保全課
建築物総合環境性能評価制度(CASBEE制度)の運営	建築物環境配慮制度	建築物が環境に与える負荷を低減するため、新築等の際に建築主に「建築物環境配慮計画書」の届出を求めるものです。 また、市はホームページ等でその計画概要を公表します。 <制度開始> (H19.10.1)	・届出件数：50件	住宅都市局	建築審査課

第2章 分野横断型施策の展開  
第2節 環境の保全・創造に向けたしくみづくり

第2項 市民・事業者の自主的な活動等に対する支援

施策名	関連事業(取組)名	内容	H29年度実績	局・区	課
各種基金(ファンド)の活用	福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	資源循環推進課
	3Rステーション事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	資源循環推進課
	地域集団回収等報奨制度(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	資源循環推進課
	拠点での資源物回収事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	資源循環推進課
	不法投棄対策(再掲)	第1章第3節第2項に掲載	—	環境局	産業廃棄物指導課
	福岡市地球温暖化防止市民協議会を通じた取組(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	環境・エネルギー対策課
	ECOチャレンジ応援事業(交通系ICカードポイント付与)(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	交通局	営業課
	住宅用エネルギーシステムの導入促進(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	環境・エネルギー対策課
	電気自動車購入等助成(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	環境・エネルギー対策課
	生物多様性ふくおか戦略の推進(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	環境局	環境調整課
	環境フェスティバルふくおか(再掲)	第2章第1節第2項に掲載	—	環境局	環境政策課
	エコ発する事業(再掲)	第2章第1節第2項に掲載	—	環境局	環境政策課
	事業所ごみ減量再資源化指導(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	資源循環推進課
	事業系ごみ資源化情報発信事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	資源循環推進課
	資源物回収協定制度(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	資源循環推進課
	事業系古紙地域回収支援モデル事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	資源循環推進課
	エコアクション21取得支援事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	環境政策課
	事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	資源循環推進課
	事業系一般廃棄物資源化施設の整備支援(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	循環型社会計画課
	事業系ごみの資源化調査(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	資源循環推進課
	工場での古紙類の回収(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	資源循環推進課
	福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	資源循環推進課
	水源かん養林などの管理・育成に対する支援	水源林ボランティアとの共働	水源林保全活動に必要な知識・技術などを修得した水源林ボランティア(市民ボランティア)と共働して、曲淵ダム・長谷ダムにおける水源林保全活動や水源林の大切さを市民にPRする広報活動、筑後川水源地域との交流活動などを行います。	・水源林ボランティアの水源林保全活動への支援 活動回数：57回 活動人数：延べ654人 ・水源林ボランティアへの研修等の実施 実施回数：3回 受講人数：延べ92人	水道局
表彰・助成	福岡市環境行動賞	地球温暖化防止やごみ減量・リサイクルなどに先進的・継続的に取り組み環境保全・創造に高い水準で貢献し、顕著な功労・功績のあった個人・団体・学校・事業者を表彰するとともに、それらの模範的な活動を広く市民に知らせています。※H19年度に「環境保全功労者表彰」「ごみ減量・再資源化優良事業者表彰」「環境美化・リサイクル推進功労者表彰」を統合。	・表彰対象者の募集期間 ・H29.8.1～H29.11.15 ・応募件数：83件 ※表彰式は隔年開催のため、H29年度は表彰式を実施せず。	環境局	環境政策課
	エコ発する事業(再掲)	第2章第1節第2項に掲載	—	環境局	環境政策課
	河川浄化報償金	河川の清潔保持に協力し、河川の清掃及び除草等の河川環境の浄化を行う団体に対して報償金を交付しています。(S45年度～)	・活動団体数：9団体	道路下水道局	河川課
	治水池環境美化活動報奨金	治水池環境の保全に協力し、治水池の清掃及び除草等の治水池の美化活動を行う団体に対して報償金を交付しています。(H18年度～)	・活動団体数：5団体	道路下水道局	河川課
福岡市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の推進	環境保全に向けた福岡市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の推進	H28年度に策定した「福岡市地球温暖化対策実行計画」の事務事業編において、市役所自らの事務及び事業に関し、市民等に率先して温室効果ガスの排出削減等、環境負荷の低減を図ることを目的としたもの。 ＜計画目標等＞ 市役所業務全般におけるエネルギー消費量について、基準年度と比較して8%削減する。 目標年度：H34年度 基準年度：H25年度	・H28.12月に「福岡市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定し、計画に基づき、自ら事業者として、温暖化対策に取り組んでいる。	環境局	環境・エネルギー対策課
	地球温暖化防止に向けた省エネ対策(夏・冬)(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	環境・エネルギー対策課

第2章 分野横断型施策の展開  
第2節 環境の保全・創造に向けたしくみづくり

施策名	関連事業(取組)名	内 容	H29年度 実績	局・区	課
	チャリエコ (共用自転車)の貸出(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	環境・エネルギー対策課
	福岡市市有建築物の環境配慮整備指針 (再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	環境・エネルギー対策課
	市庁舎におけるごみ減量・リサイクルの推進	事業者としての率先実行という観点から、市庁舎における古紙回収、大型シュレッダーを利用した機密書類の再資源化、空きびん・ペットボトルの回収を実施しています。 また、H14年度からは、蛍光管の回収を行っています。 ・古紙回収：新聞、段ボール等の回収、機密書類の再資源化 ・空きびん、ペットボトル回収 ・廃蛍光管回収	・古紙回収量：1,447トン(機密書類処理量：333トン) ・空きびん回収量：8トン ・ペットボトル回収量：21トン ・廃蛍光管回収量：9トン	環境局	資源循環推進課
	工場での古紙類の回収 (再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	資源循環推進課
環境に配慮した契約	福岡市庁用自動車の低公害化の推進	庁用自動車を新規に導入又は更新する場合は、福岡市環境保全実行計画及び福岡市グリーン購入ガイドライン等に基づき、低公害車等を導入することとしています。	・H29年度購入台数：50台 全て低公害車等を購入	財政局	自動車管理事務所
	ESCO事業 (再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	財政局	アセットマネジメント推進課
	福岡市電力の調達に係る環境配慮方針	福岡市が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定め、環境負荷の低減を図っています。 (根拠法令・計画等) ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法) ・福岡市地球温暖化対策実行計画	・H29年度方針適用実績：20契約 本庁舎、清掃工場、水処理センター、浄水場等	環境局	環境・エネルギー対策課
環境経営システムの導入と実践	環境保全の取組み	水道局では、環境に配慮した事業運営をより確実に、また継続的に実施していくことを目的に、H14.10月からH26.5月国際規格であるISO14001の認証を受けて環境配慮活動を実施しました。認証返上後も、構築した環境マネジメントを継続し活動を行っています。 <計画目標等> 主な目標 (1)事業活動における環境負荷軽減 (2)節水 (3)水源地域の森林保全 (4)事務所活動における省エネ・省資源	・浄水場の電気使用量削減や漏水防止事業などの節水施策の実施、水源かん養林の整備及び用地取得、庁舎電気使用量の削減などにより、環境負荷軽減を図った。	水道局	総務課
	環境保全の取組み	道路下水道局西部水処理センターではH12年度に環境マネジメントシステム(EMS)を構築し、環境に配慮した管理運営を行っています。H13年2月からH27年2月までは、国際規格であるISO14001の認証を受けて環境配慮活動を実施し、EMSの改善と定着に効果がありました。 <計画目標等> EMSにより、放流水質の安定管理、電力使用量削減に努めるなど、環境負荷の低減に向け、継続的に改善していく。	・EMSにより、放流水質の安定管理、電力使用量削減等によって、環境負荷の低減に努めた。	道路下水道局	西部水処理センター
	環境保全の取組み	環境局施設部では、H11年3月に西部工場で環境マネジメントシステム(EMS)を構築し、H12年10月に国際規格であるISO14001の認証を取得しました。 また、西部工場以外の施設(清掃工場、埋立場、汚水処理場、汚泥再生処理センター)においても、西部工場のノウハウを活かして、独自のEMSを構築し環境活動を行ってきました。 なお、H24年10月に西部工場のISO14001の認証を返上し、H25年4月からは、施設部EMSと統合してEMS活動を行っています。	①各施設で、過去の実績値を基に目標値を掲げ、各種取組みを実施 <取組み内容例> ・消費電力量の削減 ・上水使用量の削減 ・売電電力量の増加 ・廃棄物の減量、リサイクルの促進 ・薬品使用量の削減 ②ISO14001環境マネジメントシステムに準拠して内部監査を行い、有効に機能していることを確認 ③活動状況等を取り纏めた「環境報告書」を作成し、HP等により公表	環境局	工場整備課
グリーン購入の推進	グリーン購入ガイドライン	再生品など環境に配慮された製品の普及を図るために、福岡市グリーン購入ガイドラインを策定し、環境に配慮された製品を全庁的に率先購入しています。 (根拠法令・計画等) ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法) ・福岡市地球温暖化対策実行計画	・H29年度達成品目：125品目/178品目	環境局	環境政策課
	グリーン購入ネットワークへの参加	グリーン購入を福岡県内・九州地域へ広く普及するための推進組織として、H19年2月に設立された「九州グリーン購入ネットワーク」に入会し、グリーン購入を含めた率先実行の推進を図っています。	・グリーン購入法基本方針説明会の開催 等 ・会員数：87団体 (H30年3月末現在) 企業：61団体 行政：12団体 民間団体：14団体	環境局	環境政策課
融資制度による市内中小企業の省エネ・新エネ設備の導入支援	環境・エネルギー対応資金の融資(対象：市内で事業を営む中小企業者の方) (再掲)	第2章第1節第1項に掲載	—	経済観光文化局	経営支援課
PRTR制度の運用	PRTR制度 (再掲)	第1章第1節第2項に掲載	—	環境局	環境保全課
公害防止協定等の締結による事業者の環境負荷低減促進 事業者による環境経営システムの導入促進	公害防止協定等の締結による事業者の環境負荷低減促進	第2章第1節第1項に掲載	—	環境局	環境保全課
	エコアクション21取得支援事業 (再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	環境政策課
	社会貢献優良企業(環境配慮型事業所)優遇制度 (再掲)	第2章第1節第1項に掲載	—	環境局	環境政策課

第2章 分野横断型施策の展開  
 第2節 環境の保全・創造に向けたしくみづくり

第3項 環境情報の継続的な収集・発信と共有

施策名	関連事業(取組)名	内容	H29年度実績	局・区	課
調査・研究等の推進	保健環境研究所における調査・研究の推進	市の試験・研究機関の機能強化・連携による効果的・効果的な調査・研究を推進します。	・セアカゴケグモの生態調査の実施 ・河川底生動物(室見川)に関する調査研究 ・福岡市における熱中症救急搬送と気象条件との関連に関する調査研究	環境局	環境科学課
	自然環境調査(再掲)	第1章第1節第2項に掲載	—	環境局	環境調整課
	廃棄物中間処理施設及び最終処分場における環境調査	廃棄物中間処理施設及び最終処分場について、環境関係法令に基づく試験検査及び施設の維持管理に必要な調査を行っています。 ＜計画目標等＞ 法令を遵守するとともに、環境に配慮し適正に維持管理した状態	・ごみ、灰、排ガス、排水、悪臭、騒音・振動、ダイオキシン類、埋立場発生ガス・浸出水等の環境調査を約2,500検体実施	環境局	環境科学課
	廃棄物の排出状況及び再資源化調査	廃棄物のごみ組成及び発生量を経年的に調査し、ごみ減量や再資源化を推進する基礎資料を取得しています。 ＜計画目標等＞ 効果的・効果的なごみ減量・リサイクル方法の確立	・家庭系可燃及び不燃ごみの組成調査、資源化センター廃棄物等組成調査、空きびん・ペットボトルの排出状況調査、不燃ごみ中の適正処理困難物の排出状況調査、家庭系及び事業系ごみ中の未利用食品の排出状況調査などを実施	環境局	環境科学課
	酸性雨に関する調査	本市における酸性雨の現状を把握し、将来にわたる酸性雨対策に資するため、都心部及び山間部において、毎週1回調査を実施しています。	・都心部(城南区島飼) ・山間部(早良区曲淵) ・調査頻度:毎週	環境局	環境保全課 環境科学課
	フロンに関する調査	CFC(クロロフルオロカーボン)やハロンなどは、地球規模でオゾン層の破壊や温室効果を引き起こす物質であり、福岡市における濃度状況を把握するため調査を実施しています。	・調査箇所 山間部、都心部、臨海部 ・調査頻度:年2回 ・調査項目 CFC(フロン11, フロン12, フロン113)の測定を実施	環境局	環境保全課 環境科学課
研究機関等との連携による新たな知見等の収集	研究機関等との連携による新たな知見等の収集	大学や国・県の研究機関などとの連携による、広域的・新たな環境問題に関する科学的知見の収集、現状把握の充実に努めます。	国立環境研究所及びその他の地方環境研究所との共同研究 ・海域における水質管理に係わる栄養塩・底層溶存酸素状況把握に関する研究 ・博多湾の干潟・浅海域における市民共働の生態系機能の保全・創造に関する調査研究 ・高リスクが懸念される微量化学物質の実態解明に関する研究 ・PM2.5の環境基準超過をもたらす地域的/広域的汚染機構の解明	環境局	環境科学課 環境保全課
様々なメディアを活用した環境情報の発信・共有	環境局ホームページの運用(再掲)	第2章第1節第2項に掲載	—	環境局	環境政策課
	下水道PR事業(再掲)	第2章第1節第2項に掲載	—	道路下水道局	総務課
環境教育・学習プログラムの充実	保健環境学習室「まもるーむ福岡」の運営(再掲)	第2章第1節第1項に掲載	—	環境局	保健環境管理課
	3Rステーション事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	資源循環推進課
	生ごみリサイクル促進事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	資源循環推進課
ニーズに応じた情報の発信	環境局ホームページの運用(再掲)	第2章第1節第2項に掲載	—	環境局	環境政策課

第2章 分野横断型施策の展開  
 第3節 ふくおか から九州・アジアへ

第1項 近隣地域や九州・国内各地域との連携

施策名	関連事業(取組)名	内容	H29年度実績	局・区	課
福岡都市圏の市町との環境協力の推進	福岡都市圏環境行政推進協議会	福岡都市圏の環境行政をより効果的・効率的に推進していくため、福岡都市圏17市町一体の取組みとして行うべき事業に関し、施策の検討・推進を図っています。	・総会、幹事会、情報交換会の開催、マイバツグ運動を展開するための啓発用品作成・配布を行っている。 ・総会：1回（H29.5.16） ・幹事会：1回（H29.4.28） ・情報交換会：2回（H29.11.7, H30.2.13）	環境局	環境政策課
	福岡都市圏南部環境事業組合（再掲）	第1章第3節第2項に掲載	—	環境局	管理課
水資源地域・流域との連携・協力	水源地域との交流	第1章第3節第3項に掲載	—	水道局	流域連携課
福北連携における環境連携の推進	福北連携事業（環境連携）	福岡市及び北九州市がこれまでに培ってきたネットワークを強化することにより、北部九州ひいては九州・西日本の発展に寄与していくことを目的に連携を推進しています。	—	環境局	環境政策課
四市連携における環境連携の推進	四市連携事業（環境連携）	九州新幹線全線開業を契機に九州の縦軸を形成する中核都市が一体となり九州の発展に寄与するため、連携協定を締結し、環境分野など様々な分野で交流連携を展開しています。	・連絡会議開催（H29.7.12）	環境局	環境政策課

第2章 分野横断型施策の展開  
第3節 ふくおか から九州・アジアへ

第2項 国際環境協力の推進

施策名	関連事業(取組)名	内容	H29年度実績	局・区	課
海外からの研修生等の受け入れ	アジア太平洋地域を対象とした研修生受け入れの推進	福岡大学と連携して廃棄物埋立技術「福岡方式」について学ぶ研修生を受け入れ、期間が長い場合は「ふくおか環境財団」と協力して行っています。 <計画目標等> 廃棄物埋立技術「福岡方式」に関する現地技術者の技術力向上	・見学者：タイ、スリランカ、マレーシア等 25件、46カ国 315人 ・研修員：ミャンマー4人（長期1人、短期3人） ・研修員：アフガニスタン、ホンジュラス、ケニア（2人）、マーシャル、ミクロネシア、ナイジェリア、パラオ、パプアニューギニア、ペルー、ベトナム11人 （JICA課題別研修事業・約1月間を1回）	環境局	施設課 環境政策課
	環境分析分野における技術協力	JICA等を通じて、アジア諸国からの研修生を受け入れ、保健環境研究所において分析技術の研修指導を行うこととしています。	・実績無し	環境局	環境科学課
国際機関との連携による技術協力	アジア太平洋地域を対象とした専門家派遣の推進	アジア太平洋地域に専門家を派遣し、廃棄物埋立技術の指導を行っています。	・ミャンマー連邦共和国ヤンゴン市に職員を派遣し、「福岡方式」による埋立場整備に向けた技術協力や関係機関との協議等を実施（H29.7月、H29.11月、H30.1月、H30.3月）	環境局	施設課 環境政策課
	国際連合人間居住計画（国連ハビタット）との連携による技術移転	本市は福岡大学と共に国連ハビタットに協力しています。	・実績無し	環境局	施設課 環境政策課
	「福岡方式」の普及を含めた環境分野の技術協力協定	本市と福岡大学は、中国清華大学と協力して、中国に廃棄物埋立技術「福岡方式」を適用し、中国の廃棄物処分場の改善並びに環境分野での実用研究等について協力を行っています。（3年毎の更新） （H15年11月協定締結） <計画目標等> 「福岡方式」の中国での適用性を検証する。	・H27年12月協定延長 （H30.12.31まで期間延長）	環境局	施設課 環境政策課
東アジア経済交流推進機構環境部会	日本・中国・韓国の11都市で構成する「東アジア経済交流推進機構」の専門部会として、主に環境関連団体や企業のビジネス交流の促進を目的としており、その他、広域的な環境問題についての情報交換などを行っています。 ○東アジア経済交流推進機構環境部会（H16年8月設立） ・会員11都市（日本主幹事都市：北九州市） 日本：福岡、北九州、下関、熊本 韓国：仁川、釜山、蔚山 中国：大連、天津、青島、烟台	・第12回環境部会開催（テーマ：廃棄物処理リサイクル対策） （H29.5.25、韓国・釜山市）	環境局	環境政策課	
アジアの環境改善に向け市民・事業者・行政が連携した取組みの推進	ラブアース・クリーンアップ事業	九州・山口等において、市民・企業・行政が協力して行う、海岸・河川等の一斉清掃「ラブアース・クリーンアップ」を実施しています。	【福岡市】 参加者：44,415人 実施会場：265会場 本部会場：三苦海岸 ごみ回収量：約144トン 【九州山口各県合計】 参加者：約31万人 ごみ回収量：約756トン （H29.5.21）	環境局	資源循環推進課

### 第3章 計画の推進

#### 計画の推進

関連事業(取組)名	内容	H29年度実績	局・区	課
福岡市環境審議会	環境基本法第44条の規定に基づき、環境の保全に関する基本的事項を調査審議する等のため、「福岡市環境審議会」を設置しています。	・総会（1回） （H29.10.4） ・循環型社会構築部会（3回） （H29.8.29, H29.9.26, H29.12.5）	環境局	環境政策課
福岡市環境調整会議	本市が環境に影響を及ぼすおそれがある事業を立案及び実施するにあたっての調整、その他環境への配慮の推進に関する総合的調整等を行うため、「福岡市環境調整会議」を設置しています。	・福岡市環境調整会議幹事会（1回） （H30.1.24）	環境局	環境政策課
福岡都市圏環境行政推進協議会	福岡都市圏の環境行政をより効果的・効率的に推進していくため、福岡都市圏17市町一体の取組みとして行うべき事業に関し、施策の検討・推進を図っています。	・総会、幹事会、情報交換会の開催、マイバグ運動を展開するための啓発用品作成・配布を行っている。 ・総会：1回（H29.5.16） ・幹事会：1回（H29.4.28） ・情報交換会：2回（H29.11.7, H30.2.13）	環境局	環境政策課
福岡市環境教育・学習計画推進協議会	学識経験者、市民、市民団体、事業者、行政（教育委員会等）からなる「福岡市環境教育・学習計画推進協議会」を設置し、施策の実施状況の報告や情報・意見の交換を行うとともに、今後の環境教育・学習に関する施策の検討を行い、環境教育・学習計画を推進しています。	・福岡市環境教育・学習計画推進協議会 （H29.8.25）	環境局	環境政策課
福岡市地球温暖化対策実行計画協議会	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定に基づく地方公共団体実行計画の策定に関する協議を行うため、「福岡市地球温暖化対策実行計画協議会」を設置しています。	・福岡市地球温暖化対策実行計画協議会 （H29.8.30）	環境局	環境・エネルギー対策課
福岡市環境・エネルギー戦略会議	再生可能エネルギーの普及や、省エネルギーに関する全庁的な施策の推進及び市役所における率先導入について、市が一体となって積極的に推進していくため、「福岡市環境・エネルギー戦略会議」を設置しています。	・省エネ推進会議 （H29.7.12）	環境局	環境・エネルギー対策課
福岡市地球温暖化防止市民協議会	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市民・事業者・行政が協力して、地球温暖化防止に向けた積極的な実践活動を推進することを目的に、さまざまな活動を行っています。	・福岡市地球温暖化防止市民協議会会員数：122団体 （H30年3月末現在） ・総会の開催（H29.5.30） ・環境フェスティバルふくおか2017への出展（H29.10.21～H29.10.22） 来場者数：約1,600人 ・協議会として下記の4事業を実施 ①住宅用エネルギーシステムの導入促進 ②電気自動車購入等助成 ③ECOチャレンジ応援事業（交通系ICカードポイント付与） ④地球温暖化防止シンポジウムの開催	環境局	環境・エネルギー対策課
博多湾環境保全計画推進委員会	「博多湾環境保全計画（第二次）」の着実な推進を図るために「博多湾環境保全計画推進委員会」において、計画の進行管理、施策の効果の評価及び新たな対策の検討などを行っています。 ＜計画目標等＞ 博多湾の将来像 “生きものが生まれ育つ博多湾”	・博多湾環境保全計画推進委員会 （H29.9.1）	環境局	環境調整課
循環のまち・ふくおか推進会議	市民、事業者、行政が一体となって循環型社会に向けた活動を推進するための具体的な行動を協議するとともに、情報や意見の交換を通じて全庁的な実践活動の展開を図っています。 ＜計画目標等＞ 会議で情報・意見の交換を行い、地域でのごみ減量・リサイクルの実践活動に生かし、校区の特性に応じた活動を行う。	・循環のまち・ふくおか推進会議（H30.1.23） ・区における循環型社会に向けた活動に関する連絡会議の開催 ・校区における循環型社会に向けた活動の推進	環境局	資源循環推進課



# 資料編

## その他



# 1 環境関連法令一覧等

## (1) 環境関連法令一覧

法令名		問い合わせ先		
法律	環境基本法	福岡市	環境局 環境政策部 環境政策課	733-5381
	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 (平成24年10月1日完全施行)			
	グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)			
	環境影響評価法		環境局 環境監理部 環境調整課	733-5389
	生物多様性基本法	環境省	九州地方環境事務所 福岡事務所	437-8851
	エコツアーリズム推進法			
	自然再生推進法			
	種の保存法(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)			
	生物多様性地域連携促進法(地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律)			
	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律			
	鳥獣保護管理法(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)	福岡県	環境部 自然環境課 (鳥獣保護, 研究目的等の鳥獣捕獲許可)	643-3367
			農林水産部 畜産課 (狩猟, 有害鳥獣捕獲許可(県内))	643-3498
		福岡市	農林水産局 農林部 森林・林政課 (有害鳥獣捕獲許可(市内))	711-4846
	カルタヘナ法(遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律)	九州農政局	消費・安全部 安全管理課	096-211-9111
	地球温暖化対策推進法(地球温暖化対策の推進に関する法律)	福岡市	環境局 環境政策部 環境・エネルギー対策課	711-4282
	気候変動適応法			
	オゾン層保護法(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律)	福岡県	環境部 環境保全課	643-3360
	フロン排出抑制法(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)	福岡市	環境局 環境政策部 環境・エネルギー対策課	711-4282
	省エネ法(エネルギーの使用の合理化等に関する法律)	福岡市	住宅都市局 建築指導部 建築審査課	711-4583
	建築物省エネ法(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律)	福岡市	住宅都市局 建築指導部 建築審査課(低炭素建築物の認定に関することのみ)	711-4583
	エネルギー政策基本法	九州経済産業局	資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	482-5473
	エコまち法(都市の低炭素化の促進に関する法律)	福岡市	住宅都市局 建築指導部 建築審査課(低炭素建築物の認定に関することのみ)	711-4583
	大気汚染防止法	福岡市	環境局 環境監理部 環境保全課	733-5386
	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律			
	悪臭防止法			
	騒音規制法			
	振動規制法			
	水質汚濁防止法			
	下水道法			
	浄化槽法	保健福祉局 生活衛生部 生活衛生課	711-4273	
	工業用水法	福岡県	県土整備部 水道整備室	643-3376
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	福岡市	環境局 環境監理部 環境保全課	733-5386

法令名		問い合わせ先				
法律	土壌汚染対策法	福岡市	環境局 環境監理部 環境保全課	733-5386		
	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	福岡県	環境部 環境保全課	643-3361		
	循環型社会形成推進基本法	福岡市	環境局 循環型社会推進部 循環型社会計画課	711-4308		
	廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)					
	資源の有効な利用の促進に関する法律					
	容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)					
	家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)					
	建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)				住宅都市局 建築指導部 建築物安全推進課	711-4574
	食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)				環境局 循環型社会推進部 資源循環推進課	711-4039
	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律				環境局 循環型社会推進部 産業廃棄物指導課	711-4303
	自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)					
	産廃特措法(特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法)					
	P R T R法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)				環境局 環境監理部 環境保全課	733-5386
	ダイオキシン類対策特別措置法				保健福祉局 健康医療部 地域医療課	711-4264
	毒物及び劇物取締法					
	労働安全衛生法	福岡労働局	労働基準監督署	福岡中央(東区以外) 福岡東(東区)	761-5605 661-3770	
	高圧ガス保安法	福岡県	商工部 工業保安課	643-3439		
	公害紛争処理法					
	自然環境保全法				環境部 自然環境課	643-3367
	自然公園法	福岡市	経済観光文化局 中小企業振興部 政策調整課	711-4326		
工場立地法						
都市緑地法(旧 都市緑地保全法)	住宅都市局 みどりのまち推進部 みどり政策課				711-4446	
都市公園法	住宅都市局 みどりのまち推進部 みどり運営課				711-4407	
屋外広告物法	住宅都市局地域まちづくり推進部 都市景観室				711-4395	
景観法						
県条例	福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例	福岡市	環境局 環境監理部 環境保全課	733-5386		
	水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例	福岡県	環境部 環境保全課	643-3361		
	福岡県公害紛争処理条例		環境部 自然環境課	643-3367		
	福岡県立自然公園条例					
	福岡県環境保全に関する条例					
	福岡県自然海浜保全地区条例					
	福岡県環境影響評価条例		643-3368			
	福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例		環境部 廃棄物対策課	643-3363		
	福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例					
	福岡県ごみ散乱防止条例					
福岡県使用済自動車等の適正な保管の確保に関する条例						

法令名		問い合わせ先		
市条例	福岡市環境基本条例	福岡市	環境局 環境政策部 環境政策課	733-5381
	福岡市環境影響評価条例		環境局 環境監理部 環境調整課	733-5389
	福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例		環境局 循環型社会推進部 循環型社会計画課	711-4308
	福岡市リサイクルプラザ条例		環境局 循環型社会推進部 資源循環推進課	711-4039
	福岡市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例			
	福岡市節水推進条例		総務企画局 水資源対策担当	711-4972
	福岡市下水道条例		道路下水道局 下水道施設部 水質管理課	711-4512
	福岡市再生水利用下水道事業に関する条例		道路下水道局 下水道施設部 施設管理課	711-4516
	福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例		道路下水道局 管理部 駐車場施設課	711-4443
	福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例		住宅都市局 みどりのまち推進部 みどり政策課	711-4446
	福岡市屋外広告物条例		住宅都市局地域まちづくり推進部 都市景観室	711-4395
	福岡市ピンクちらし等の根絶に関する条例			
	福岡市都市景観条例		市民局 生活安全部 生活安全課	711-4061
人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例				

## (2) 福岡市環境基本条例等

### ●福岡市環境基本条例（平成8年9月26日条例第41号）

（目的）

**第1条** この条例は、先人から受け継いだ福岡の豊かな環境をより良くしていくとともに、次の世代に確実に引き継ぐため、環境の保全及び創造に関する基本的事項を定めることにより、地域の自然的及び社会的条件に応じた施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができる環境にやさしい都市の実現を図ることを目的とする。

（基本原則）

**第2条** 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本原則により行われなければならない。

- (1) すべての市民が健康で文化的な生活を営む上で必要な健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくこと。
- (2) 人と自然との豊かなふれあいを保ち、生きものとの共生を確保すること。
- (3) 環境への負荷が少なく、持続的な発展が可能な循環を基調とする社会を構築すること。
- (4) 地球環境保全に関して、国際的な交流及び協力に努めること。
- (5) 市民、事業者及び市が、環境の保全及び創造に関し、それぞれの責務を自覚し、公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的な取組を行うこと。

（市民の役割）

**第3条** 市民は、その日常生活において、資源及びエネルギーの節減その他の環境への負荷の低減に努めるものとする。

**2** 前項に定めるもののほか、市民は、自ら環境の保全及び創造に積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

（事業者の役割）

**第4条** 事業者は、その事業活動において、環境への負荷の少ない商品及びサービスの提供に努めるなど環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講じるものとする。

**2** 前項に定めるもののほか、事業者は、自主的な環境の保全及び創造に関する方針の作成、体制の整備及び取組、これらの評価等からなる環境管理に積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

（市の役割）

**第5条** 市は、環境の保全及び創造に関する基本かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

**2** 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、率先して環境への負荷の低減に努めるものとする。

**3** 市は、環境に関する教育及び学習を振興し、並びに市民、事業者又はこれらの者が組織する民間団体（以下「市民等」という。）による環境の保全に関する自発的な活動を促進するため、環境の保全及び創造に関する情報の提供その他の必要な措置を講じるとともに、市民等との連携に努めるものとする。

（施策の基本方針）

**第6条** 前条第1項に規定する環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、第2条に規定する基本原則にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。

- (1) 人の健康を保護し、及び大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持するよう努めるとともに、地域の自然的及び社会的な個性をいかした良好な都市空間並びに文化的及び歴史的な環境の保全、形成等を図ること。
- (2) 生物の多様性の確保、樹林地、農地、博多湾、水辺地等における多様な自然環境の保全及び市民が日常的に触れ合うことのできる身近な自然環境の維持、回復等に努め、自然と共生する都市の形成を図ること。
- (3) 資源及びエネルギーの節減及び有効利用、資源の循環的な利用等が徹底される都市の構築を図ること。
- (4) アジア太平洋地域の諸都市を始めとする海外の地域との協調の下に、地球環境保全に関する情報交換、技術交流等に努めること。

（環境基本計画）

**第7条** 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の

保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、前条に規定する施策の基本方針に基づき、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 環境の保全及び創造に関する目標
  - (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的施策の大綱
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、福岡市環境審議会条例（平成6年福岡市条例第22号）により設置された福岡市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
- 6 環境基本計画に基づく施策を推進するに当たって必要がある場合は、部門別の計画を定めることができる。

（環境への配慮の推進）

**第8条** 市は、事業者が環境に影響を及ぼすおそれがある事業を立案し、及び実施する場合は、当該事業者がその事業の立案及び実施に当たって、環境基本計画との整合を図り、及び環境に配慮することを推進するため、必要な措置を講じるものとする。

- 2 市長は、市が環境に影響を及ぼすおそれがある事業を立案し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るため、当該事業及び市が行う他の事業又は施策との調整に努めなければならない。

（市民等の参加及び協力の促進）

**第9条** 市は、環境の保全及び創造に関する施策が効果的に実施されるよう、市民等の参加及び協力を促すため、次に掲げる事項について必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- (1) 環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を市民等に適切に提供すること。
- (2) 環境の保全及び創造に資する活動に市民等が参加できるようにその機会を設けること。
- (3) 市民等の意見を市が行う環境の保全及び創造に関する施策に反映させること。
- (4) 自らの行為による環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資する市民等の活動を誘導する必要があると認められるときは、助成その他の措置を行うこと。

（他の地方公共団体及び国との協力）

**第10条** 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策について、他の地方公共団体及び国と協力して、その推進に努めるものとする。

（年次報告）

**第11条** 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的な推進に資するため、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにした年次報告書を作成し、公表するものとする。

（環境月間及び環境デー）

**第12条** 市民等に広く環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を高めるため、環境月間及び環境デーを設ける。

- 2 環境月間は6月とし、環境デーは毎月14日とする。
- 3 市は、環境月間及び環境デーの趣旨にふさわしい事業の実施に努めなければならない。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

●福岡市環境審議会条例（平成6年3月31日条例第22号）

（設置）

**第1条** 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、環境の保全に関する基本的事項を調査審議する等のため、福岡市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

**第2条** 審議会は、30人以内の委員で組織する。

（平成9年 条例22・一部改正）

（委員）

**第3条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**2** 委員は、再任されることができる。

（会長）

**第4条** 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

**2** 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

**3** 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

**第5条** 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

**2** 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

**3** 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門部会）

**第6条** 審議会は、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

（庶務）

**第7条** 審議会の庶務は、環境局において処理する。

（委任）

**第8条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

（施行期日）

**1** この条例は、平成6年8月1日から施行する。

（福岡市公害対策審議会条例の廃止）

**2** 福岡市公害対策審議会条例（昭和48年福岡市条例第20号）は、廃止する。

（委員の任期の特例）

**3** 平成9年4月1日から平成10年7月31日までに委嘱される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成10年7月31日までとする。

（平成9年 条例22・追加）

**附 則**（平成9年3月31日条例第22号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

●福岡市環境審議会条例施行規則 (平成6年7月28日規則第94号)

(趣旨)

**第1条** この規則は、福岡市環境審議会条例(平成6年福岡市条例第22号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、福岡市環境審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

**第2条** 審議会の委員(以下「審議会委員」という。)は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めるもの  
(関係者等の出席)

**第3条** 会長は、諮問された事項について必要があると認めるときは、関係者等の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

**第4条** 条例第6条に定める専門部会(以下「部会」という。)は、会長が審議会委員のうちから指名する専門部会委員(以下「部会委員」という。)をもって組織する。

(専門部会長)

**第5条** 部会に部会長を置き、部会委員の互選によってこれを定める。

**2** 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表して部会の審議結果を審議会に報告しなければならない。

**3** 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会委員がその職務を代理する。

(委任)

**第6条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

**附 則**

(施行期日)

**1** この規則は、平成6年8月1日から施行する。

(福岡市公害対策審議会条例施行規則の廃止)

**2** 福岡市公害対策審議会条例施行規則(昭和48年福岡市規則第27号)は、廃止する。

**(3) 福岡市環境審議会委員名簿**

平成30年10月現在

	氏名	役職等
1	阿部 真之助	市議会議員
2	石橋 勇志	九州大学大学院 農学研究院 准教授
3	大串 渉	九州経済産業局 資源エネルギー環境部 次長
4	押川 千恵	独立行政法人国立病院機構福岡病院 耳鼻咽喉科 科長
5	小野 仁	日本野鳥の会 福岡支部長
6	包清 博之	九州大学大学院 芸術工学研究院 教授
7	小出 秀雄	西南学院大学 経済学部 教授
8	白鳥 祐介	九州大学大学院 工学研究院 准教授
9	勢一 智子	西南学院大学 法学部 教授
10	平 由以子	特定非営利活動法人 循環生活研究所 理事長
11	田中 綾子	福岡大学大学院 工学研究科 教授
12	栃木 義博	市議会議員
13	富永 周行	市議会議員
14	中芝 督人	福岡商工会議所 事務局長
15	中山 裕文	九州大学大学院 工学研究院 准教授
16	萩島 理	九州大学大学院 総合理工学研究院 教授
17	原田 昌佳	九州大学大学院 農学研究院 准教授
18	ひえじま 俊和	市議会議員
19	久留 百合子	(株) ビスネット代表取締役／消費生活アドバイザー
20	藤本 顕憲	市議会議員
21	藤本 一壽	九州大学 名誉教授
22	二渡 了	北九州市立大学 国際環境工学部 教授
23	松野 隆	市議会議員
24	松藤 康司	福岡大学 名誉教授
25	松山 倫也	九州大学大学院 農学研究院 教授
26	森 あや子	市議会議員

## 2 環境基準等

環境基準は「環境基本法」に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として国が定めるもので、汚染が進行している地域にあっては汚染の浄化目標であり、非汚染地域にあっては汚染の未然防止の指針となる公害防止行政上の目標値である。

### (1) 大気汚染に係る基準等

#### ①大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化窒素
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
達成期間	維持されまたは原則として5年以内において達成されるよう努めるものとする。	維持されまたは早期に達成されるよう努めるものとする。			0.06ppmを越える地域…0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、原則として、7年以内とする。  0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域…原則として、ゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとならないよう努めるものとする。
適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該物質による大気汚染の状況を的確に把握することができる場所において、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。</li> <li>工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。</li> </ul>				
告示	昭和48年5月16日 環境庁告示第35号	昭和48年5月8日 環境庁告示第25号			昭和53年7月11日 環境庁告示第38号
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。</li> <li>光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。</li> </ul>				

## ②有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法。			
達成期間	ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。			
適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該物質による大気汚染の状況を的確に把握することができる場所において、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。</li> <li>工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。</li> </ul>			
告示	平成9年2月4日 環境庁告示第4号			平成13年4月20日 環境省告示第30号

## ③微小粒子状物質に係る環境基準

物質	微小粒子状物質
環境上の条件	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
測定方法	微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
達成期間	維持され又は早期達成に努めるものとする。
適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</li> <li>工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。</li> </ul>
告示	平成21年9月9日環境省告示第33号

## ④大気汚染に係る指針

光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。(昭和51年8月13日通知)

## ⑤環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)

物質	アクリロニトリル	塩化ビニルモノマー	水銀	ニッケル化合物
環境上の条件	年平均値 2μg/m <sup>3</sup> 以下	年平均値 10μg/m <sup>3</sup> 以下	年平均値 0.04μg Hg /m <sup>3</sup> 以下	年平均値 0.025μg Ni /m <sup>3</sup> 以下
測定方法	有害大気汚染物質測定方法マニュアル(環境省)			
適用	②有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準と同じ			
通知	平成15年9月30日 環境省環境管理局长通知			

物質	クロロホルム	1, 2-ジクロロエタン	1, 3-ブタジエン	ヒ素及び無機ヒ素化合物
環境上の条件	年平均値 18 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	年平均値 1.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	年平均値 2.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	年平均値 6ng-As/ $\text{m}^3$ 以下
測定方法	有害大気汚染物質測定方法マニュアル（環境省）			
適用	②有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準と同じ			
通知	平成18年12月20日 環境省水・大気環境局長通知		平成22年10月15日 環境省水・大気環境局長通知	

物質	マンガン及び無機マンガン化合物
環境上の条件	年平均値 0.14 $\mu\text{g-Mn}/\text{m}^3$ 以下
測定方法	有害大気汚染物質測定方法マニュアル（環境省）
適用	②有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準と同じ
通知	平成26年5月1日 環境省水・大気環境局長通知

この指針値は、有害性評価に係るデータの科学的信頼性に制約がある場合も含めて、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために設定されたものであり、環境基本法第16条に基づき定められる行政目標としての環境基準とは性格及び位置付けが異なり、現に行われている大気モニタリングの評価に当たっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されます。

※ヒ素及び無機ヒ素化合物の指針値との比較評価に当たっては、全ヒ素の濃度測定値をもって代用して差し支えない。

※マンガン及び無機マンガン化合物の指針値との比較評価に当たっては、全マンガンの濃度測定値をもって代用して差し支えない。

## （２）ダイオキシン類に係る基準等

### ①環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法第七条の規定に基づくダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として定められたものです。

媒体	大 気	水質（水底の底質を除く。）	水底の底質	土 壌
基準値	0.6pg-TEQ/ $\text{m}^3$ 以下	1pg-TEQ/L以下	150pg-TEQ/g以下	1,000pg-TEQ/g以下
測定方法	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	日本工業規格K0312に定める方法	水底の底質に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
達成期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境基準が達成されていない地域又は水域にあっては、可及的速やかに達成されるように努めることとする。</li> <li>環境基準が現に達成されている地域若しくは水域又は環境基準が達成された地域若しくは水域にあっては、その維持に努めることとする。</li> <li>土壌の汚染に係る環境基準が早期に達成されることが見込まれない場合にあっては、必要な措置を講じ、土壌の汚染に起因する環境影響を防止することとする。</li> </ul>			
適用	・大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない			

	地域又は場所については適用しない。 ・水質の汚濁に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。 ・土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。
告示	平成11年12月27日 最終改正 平成21年3月31日 環境庁告示第68号 環境省告示第11号
備考	・基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 ・大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。 ・土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

### (3) 水質汚濁に係る基準等

#### ①公共用水域に係る環境基準

##### ア 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

昭和46年12月28日  
環境庁告示第59号  
最終改正平成28年3月30日  
環境省告示第37号

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

※基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

※「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。

※海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

※硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

イ 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

(ア) 河川

a) BOD等に係る環境基準

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全及びA 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100ml以下	水域類型 ごとに 指定する
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100ml以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN /100ml以下	
C	水産3級 工業用水1級及びD 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—	
D	工業用水2級 農業用水及びEの 欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以 下	2mg/L以上	—	
E	工業用水3級 環 境 保 全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L以上	—	

備 考

- ・基準値は日間平均値とする（湖沼，海域もこれに準ずる。）。
- ・農業用利水点については，水素イオン濃度 6.0以上7.5以下，溶存酸素量5mg/L以上とする。
- ・水質自動監視装置とは，当該項目について自動的に計測することができる装置であって，計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼，海域もこれに準ずる。）。
- ・最確数による定量法とは，次のものをいう（湖沼，海域もこれに準ずる。）。  
試料10ml，1ml，0.1ml，0.01ml……のように連続した4段階（試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。）を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し，35～37℃，48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし，各試料量における陽性管数を求め，これから100ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際，試料はその最大量に移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように，また最少量に移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお，試料採取後，直ちに試験ができないときは，冷蔵して数時間以内に試験する。

※自然環境保全：自然探勝等の環境保全

※水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

    〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

    〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

※水産1級：ヤマメ，イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

    〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

    〃 3級：コイ，フナ等，β-中腐水性水域の水産生物用

※工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

    〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

    〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの

※環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

**b) 水生生物の保全に係る環境基準**

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	
備考 ・基準値は年間平均値とする。					

**(イ) 海域**

**a) COD等に係る環境基準**

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	
A	水産1級水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100ml以下	検出されないこと	水域類型ごとに指定する水域
B	水産2級工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—	
備考 ・水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。							

※自然環境保全：自然探勝等の環境保全

※水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

〃 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

※環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

**b) 全窒素及び全燐に係る環境基準**

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及び Ⅱ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下	水域類型 ごとに 指定する 水域
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの (水産3種を除く)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下	
備考				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準値は、年間平均値とする。</li> <li>・水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。</li> </ul>				

※自然環境保全：自然探勝等の環境保全

※水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

〃 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

〃 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

※生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

**c) 水生生物の保全に係る環境基準**

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下	水域類型 ごとに 指定する 水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場 (繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に 保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下	

**d) 底層溶存酸素量に係る環境基準**

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上	水域類型 ごとに 指定する 水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上	
備考			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準値は日間平均値とする。</li> <li>・底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。</li> </ul>			

ウ 環境基準の類型指定状況

(ア) 河川

a) BOD等に係る環境基準

河 川	類 型	達 成 期 間	環 境 基 準 値					類型指定 年 月 日
			水素イオン 濃 度	生物化学的 酸素要求量	浮遊物質 量	溶存酸素量	大腸菌群数	
多々良川上流 津屋堰から上流	A	口	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100ml以下	平成8年 6月14日  福岡県 告示 第1141号
多々良川下流 津屋堰から下流	C	イ (口)	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—	
宇美川上流 亀山新橋から上流	B	イ	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000 MPN /100ml以下	
宇美川下流 亀山新橋から下流	C	ロ (ハ)	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—	
須恵川上流 南里井堰から上流	B	イ	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000 MPN /100ml以下	
須恵川下流 南里井堰から下流	C	イ	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—	
樋井川 全 域	B (C)	イ (ハ)	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000 MPN /100ml以下	
室見川 全 域	A	イ	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100ml以下	
金屑川 全 域	C	イ (口)	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—	
十郎川 全 域	C	イ (ハ)	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—	
瑞梅寺川 全 域	A	イ	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000 MPN /100ml以下	
名柄川 全 域	C	イ (ハ)	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—	
唐の原川 全 域	C	ロ	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—	
七寺川 全 域	C	イ	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—	
江の口川 全 域	C	ロ	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—	

河川	類型	達成期間	環境基準値					類型指定 年月日
			水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	浮遊物質量	溶存酸素量	大腸菌群数	
那珂川上流 塩原橋から上流	A	イ	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100ml以下	平成8年 6月14日  福岡県 告示 第1142号
那珂川下流 (1) 塩原橋から博多川分岐点まで	B (C)	イ (ハ)	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN /100ml以下	
那珂川下流 (2) 博多川分岐点から下流	C (D)	イ (ハ)	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—	
御笠川上流 金島井堰から上流	B	イ	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000 MPN /100ml以下	
御笠川下流 (1) 金島井堰から 山王橋	D	ハ	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—	
御笠川下流 (2) 山王橋から下流	D (E)	イ (ハ)	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—	

※達成期間の分類は、次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

※（ ）内は、平成8年6月14日以前の基準

#### b) 水生生物保全に係る環境基準

指定水域名	類型	達成期間	環境基準値			類型指定 年月日
			全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホ酸及びその塩	
那珂川上流 今光橋から上流	生物A	イ	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	平成29年 4月7日  福岡県 告示 第298号
那珂川下流 今光橋から下流	生物B	イ	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
御笠川 全域	生物B	イ	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
多々良川 全域	生物B	イ	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
宇美川 全域	生物B	イ	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
須恵川 全域	生物B	イ	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
樋井川 全域	生物B	イ	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
室見川上流 矢倉橋から上流	生物A	イ	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
室見川下流 矢倉橋から下流	生物B	イ	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
瑞梅寺川 全域	生物B	イ	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	

※達成期間の分類は、次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

(イ) 博多湾

a) COD等に係る環境基準

水 域	類 型	達 成 期 間	環 境 基 準 値					類型指定 年 月 日
			水素イオン 濃 度	化学的酸素 要 求 量	溶存酸素量	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出 物質(油分等)	
東 部 海 域	B	ロ (ハ)	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されない こと	平成8年 6月14日  福岡県 告示 第1141号
中 部 海 域	A	ロ	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100ml以下	検出されない こと	
西 部 海 域	A	イ	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100ml以下	検出されない こと	
備 考 ※基準値は日間平均値とする。								

※達成期間の分類は、次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

※（ ）内は、平成8年6月14日以前

b) 全窒素・全磷に係る環境基準

水 域	類 型	達 成 期 間	環 境 基 準 値		類型指定年月日
			全 窒 素	全 磷	
東 部 海 域	Ⅲ	ニ	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	平成8年6月14日 福岡県告示第1140号
中 部 海 域	Ⅲ	イ	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
西 部 海 域	Ⅱ	イ	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	

※達成期間の分類は、次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成

「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

※博多湾東部海域の全磷については、引き続き類型Ⅲの基準値が維持されるように努めるものとする。

水域の範囲

東部海域：福岡市東区西戸崎二丁目 2905 番地先南端と博多港西防波堤（以下「西防波堤」という。）北端とを結ぶ直線、西防波堤、西防波堤南端と同市中央区荒津二丁目 3 番 50 号地先北端とを結ぶ直線及び海岸線に囲まれた海域

中部海域：福岡市東区大岳四丁目 2898 番地の 20 大岳岬南端と同市西区小戸二丁目 1992 番地の妙見岬北端とを結ぶ直線及び海岸線に囲まれた海域であって東部海域に係る部分を除いたもの

西部海域：福岡市東区勝馬 2115 番地先北端と同市西区大字西浦 2467 番地西浦崎北端とを結ぶ直線及び海岸線に囲まれた海域であって東部海域及び中部海域に係る部分を除いたもの

(ウ) 筑前海

a) COD等に係る環境基準

水 域	類 型	達 成 期 間	環 境 基 準 値					類型指定 年 月 日
			水素イオン 濃 度	化学的酸素 要 求 量	溶存酸素量	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出 物質(油分等)	
筑前海水域	A	イ	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100ml以下	検出されない こと	平成13年10 月31日 福岡県告示 第1789号

筑前海水域：北九州市若松区八幡岬から糸島市と佐賀県との境界に至る陸岸の地先海域であって博多湾水域及び唐津湾（1）に係る部分を除いたもの。ただし福岡県内の海域に限る。

## ②地下水の水質汚濁に係る環境基準

平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号  
最終改正平成 28 年 3 月 29 日環境省告示第 31 号

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

※基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る

基準値については、最高値とする。

※「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

※硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

※1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

## ③海水浴場における水質判定基準

改正平成 9 年 4 月 11 日環水管第 115 号

区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	C O D	透 明 度	
適	水質 A A	不検出(検出限界2個/100ml)	油膜が認められない	2mg/L以下	全透(水深1m以上)
	水質 A	100個/100ml以下	油膜が認められない	2mg/L以下	全透(水深1m以上)
可	水質 B	400個/100ml以下	常時は油膜が認められない	5mg/L以下	水深1m未満～50cm以上
	水質 C	1,000個/100ml以下	常時は油膜が認められない	8mg/L以下	水深1m未満～50cm以上
不適	1,000個/100mlを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L超	50cm未満*	

※全て、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。透明度（\*の部分）に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

※判定については、上記の表に基づいて以下のとおりとする。

- ・ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- ・「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、CODおよび透明度によって、「水質AA」、「水質A」、「水質B」あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」又は「水質A」であるものを「適」、「水質B」又は「水質C」であるものを「可」とする。

※各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」（水質が特に良好な水浴場）とする。

※各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」（水質が良好な水浴場）とする。

※各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。

※これら以外のものを「水質C」とする。

※「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。

- ・「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400個/100mlを超える測定値が1以上あるもの。
- ・油膜が認められたもの。

#### (4) 土壤汚染に係る基準等

##### ①土壤の汚染に係る環境基準

平成3年8月23日環境庁告示第46号  
最終改正平成28年3月29日環境省告示第30号

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロエレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

※環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法（環境省の定める方法）により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

※カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

※「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法（環境省が定める方法）により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

※有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

(5) 騒音・振動に係る基準等

① 騒音に係る環境基準

(平成10年9月30日環境庁告示第64号 最終改正平成24年3月30日環境省告示第54号)

ア 道路に面する地域以外の地域

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

※時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

※AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

※Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

※Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

※Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

イ 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

※車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

ウ 幹線交通を担う道路に近接する空間における特例

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

※個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

エ 達成期間

① 道路に面する地域以外の地域	直ちに
② 既設の道路に面する地域	10年以内
幹線交通を担う道路に面する地域	10年を超える期間で可及的速やかに
③ 新たに道路に面する地域	環境基準施行後計画された道路は供用後直ちに施行前に計画された道路については②を準用

オ 地域類型のあてはめ

(平成24年4月1日福岡市告示第113号)

AA	当該地域なし
A	騒音規制法第3条第1項の規定に基づき指定する地域（以下「指定地域」という。）のうち、同法第4条第1項の規定に基づき定める時間及び区域の区分ごとの規制基準（以下「規制基準」という。）により第1種区域に区分された地域
B	指定地域のうち、規制基準により第2種区域に区分された地域
C	指定地域のうち、規制基準により第3種区域及び第4種区域に区分された地域
除外	工業専用地域、臨港地区、福岡空港

※図面は環境局環境監理部環境保全課に備え縦覧に供している。

## ②航空機騒音に係る環境基準

### ア 環境基準

(昭和48年12月27日環境庁告示第154号 最終改正平成19年12月17日環境省告示第114号)

地域の類型	基準値
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

※I類型：専ら住居の用に供される地域

II類型：I以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域

### イ 達成期間等

	達成期間	改善目標
福岡空港	10年をこえる期間内に可及的速やかに	1 5年以内に、70デシベル未満とすること又は70デシベル以上の地域において屋内で50デシベル以下とすること。 2 10年以内に、62デシベル未満とすること又は62デシベル以上の地域において屋内で47デシベル以下とすること。

※航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても、上表の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより、環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

### ウ 地域の類型のあてはめ

(平成4年4月6日福岡県告示第672号 最終改正平成30年3月23日福岡県告示第255号)

I	東区・博多区・中央区・南区の第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域
II	東区・博多区・中央区・南区のうち類型Iをあてはめた地域以外の地域 ただし、工業専用地域、市街化調整区域にある森林地域（国土利用計画法）、河川区域（河川法）、海上、湖沼及び福岡空港敷地は除く

## ③新幹線鉄道騒音に係る環境基準

### ア 環境基準

(昭和50年7月29日環境庁告示第46号 最終改正平成12年12月14日環境庁告示第78号)

地域の類型	基準値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

※I類型：主として住居の用に供される地域

II類型：商工業の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

### イ 達成目標期間

新幹線鉄道の沿線区域の区分	達成目標期間		
	既設新幹線鉄道に係る期間	工事中新幹線鉄道に係る期間	新設新幹線鉄道に係る期間
a 80デシベル以上の区域	3年以内	開業時に直ちに	開業時に直ちに
b 75デシベルを超え、 80デシベル未満の区域	イ 7年以内	開業時から3年以内	
	ロ 10年以内		
c 70デシベルを超え、 75デシベル以下の区域	10年以内	開業時から5年以内	

※ bの区域中イとは地域の類型Iに該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう

※ 山陽新幹線は既設新幹線鉄道に該当する

## ウ 地域の類型あてはめ

(平成 14 年 3 月 29 日福岡県告示第 538 号 最終改正平成 30 年 3 月 23 日福岡県告示第 256 号)

I	新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ300m以内の指定する地域のうち 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、 田園住居地域及び市街化調整地域
II	新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ300m以内の指定する地域のうち 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

## ④在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針

(平成 7 年 12 月 20 日環大第一第 174 号)

環境庁は、在来鉄道の新設又は大規模改良（高架化、複線化等）に際して、生活環境を保全し、騒音問題が生じることを未然に防止する上で目標となる当面の指針を以下のとおり定めた。

新線	等価騒音レベル(L <sub>Aeq</sub> )として、昼間（7～22時）については、60dB(A)以下、 夜間（22時～翌日7時）については、55dB(A)以下とする。なお、住居専用 地域等住環境を保護すべき地域にあっては、一層の低減に努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

環境庁は、各都道府県・政令指定都市に対して本指針を在来鉄道の新設又は大規模改良に係る環境影響評価に際し活用するなどの点を求めるとともに、関係省庁にこの旨協力を依頼した。

## ⑤特定工場等の騒音の規制基準

### ア 規制基準 (平成 9 年 3 月 31 日福岡市告示第 74 号)

時間の区分 区域の区分	昼 間 8時～19時	朝 ・ 夕 6時～8時・19時～23時	夜 間 23時～翌日6時
第 1 種 区 域	50デシベル以下	45デシベル以下	45デシベル以下
第 2 種 区 域	60デシベル以下	50デシベル以下	50デシベル以下
第 3 種 区 域	65デシベル以下	65デシベル以下	55デシベル以下
第 4 種 区 域	70デシベル以下	70デシベル以下	65デシベル以下

### イ 区域の区分

(平成 9 年 3 月 31 日福岡市告示第 74 号 最終改正平成 30 年 9 月 27 日福岡市告示第 233 号)

第 1 種 区 域	第 1 種低層住居専用地域・第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域・第 2 種中高層住居専用地域
第 2 種 区 域	主として、第 1 種住居地域・第 2 種住居地域・準住居地域 近隣商業地域（容積率200%）・市街化調整区域・都市計画区域外
第 3 種 区 域	主として、近隣商業地域（容積率300%）・商業地域・準工業地域
第 4 種 区 域	主として、工業地域・工業専用地域
除外する区域	福岡空港

※図面は環境局環境監理部環境保全課に備え縦覧に供している。

## ⑥特定建設作業の騒音の規制基準

### ア 規制基準

(昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示第 1 号 最終改正平成 12 年 3 月 28 日環境庁告示第 16 号)

区域の区分	第 1 号区域	第 2 号区域
敷地境界線における騒音の大きさ	85デシベル以下	
作業が出来る時間	7時～19時	6時～22時
1 日における延作業時間	10時間以内	14時間以内
同一場所における作業期間	連続6日以内	
日曜・休日における作業	禁止	

### イ 区域の区分

(昭和 61 年 4 月 1 日福岡市告示第 74 号 最終改正平成 27 年 3 月 30 日福岡市告示第 114 号)

第 1 号区域	騒音の指定区域のうち第 1 種, 第 2 種, 第 3 種区域の全域 第 4 種区域のうち学校等の周囲80m以内の区域
第 2 号区域	騒音の指定区域のうち 1 号区域以外の区域

## ⑦自動車騒音の要請限度

### ア 要請限度の限度値

(平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号 最終改正平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号)

	区域の区分	時間の区分	
		昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

上表にあげる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から 15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から 20mまでの範囲をいう）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事（指定都市の長）が定めた区域をいう。

- a 区域：専ら住居の用に供される区域      b 区域：主として住居の用に供される区域  
c 区域：相当数の住居と併せて、商業、工業等の用に供される区域

### イ 区域の区分

(平成 12 年 3 月 30 日福岡市告示第 86 号 最終改正平成 30 年 9 月 27 日福岡市告示第 234 号)

特定工場等の騒音の規制基準の区域の区分のうち、次の区分とする。

- a 区域：第 1 種区域  
b 区域：第 2 種区域  
c 区域：第 3 種、第 4 種区域

## ⑧特定工場等の振動の規制基準

### ア 規制基準

(平成 9 年 3 月 31 日福岡市告示第 77 号)

区域の区分	時間の区分	
	昼 間 8 時～19 時	夜 間 19 時～翌日 8 時
第 1 種 区 域	60デシベル以下	55デシベル以下
第 2 種 区 域	65デシベル以下	60デシベル以下

## イ 区域の区分

(平成 9 年 3 月 31 日福岡市告示第 77 号 最終改正平成 30 年 9 月 27 日福岡市告示第 235 号)

第 1 種 区 域	主として、第 1 種低層住居専用地域・第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域・第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域・第 2 種住居地域・準住居地域 近隣商業地域（容積率200%）・市街化調整区域・都市計画 区域外
第 2 種 区 域	主として、近隣商業地域（容積率300%）・商業地域・準工業地域 工業地域・工業専用地域
除外する区域	福岡空港・工業専用地域及び臨港地区の一部

(備考) 図面は環境局環境監理部環境保全課に備え縦覧に供している。

## ⑨特定建設作業の振動の規制基準

### ア 規制基準

(昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号 最終改正平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号)

区域の区分	第 1 号区域	第 2 号区域
敷地境界線における振動の大きさ	75デシベル以下	
作業が出来る時間	7時～19時	6時～22時
1日における延作業時間	10時間以内	14時間以内
同一場所における作業期間	連続6日以内	
日曜・休日における作業	禁止	

## イ 区域の区分

(平成 9 年 3 月 31 日福岡市告示第 78 号 最終改正平成 22 年 1 月 25 日福岡市告示第 23 号)

〈特定工場等の振動の規制基準に係る指定地域全域が第 1 号区域で、第 2 号区域は市内にありません〉

## ⑩道路交通振動の要請限度

### ア 要請限度

(昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号 最終改正平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号)

時間の区分	昼 間	夜 間
区域の区分	8時～19時	19時～翌日8時
第 1 種区域	65デシベル	60デシベル
第 2 種区域	70デシベル	65デシベル

## イ 区域の区分、時間の区分

(区域の区分:昭和 61 年 4 月 1 日福岡市告示第 79 号 最終改正平成 30 年 9 月 27 日福岡市告示第 236 号)

(時間の区分:昭和 61 年 4 月 1 日福岡市告示第 79 号 最終改正平成元年 12 月 21 日福岡市告示第 261 号)

特定工場等の振動の規制基準の区域の区分、時間の区分による

### 3 環境関連発行物

名称	内容	発行日 (又は策定年)	発行頻度	発行部数	担当課
福岡市環境基本計画(第三次)	福岡市環境基本条例第7条に定められた環境の保全及び創造に関する基本的な計画であり、また福岡市新・基本計画を環境面から総合的・計画的に推進するための基本指針となるもの。	H26.9	-	500部	環境局 環境政策課
福岡市環境基本計画(第三次)・概要版	上記計画の概要版	H26.9	-	1,000部	
福岡市新世代環境都市ビジョン	複雑・多様化する環境問題と、関連する社会・経済の情勢の変化に対応しながら、長期的展望に立って環境都市づくりを推進するための指針	H25.3	-	300部	
ふくおかの環境(年次報告書)	福岡市環境基本条例第11条に基づき、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにした年次報告書を作成し、市全体の環境の情報の提供として公表している。	毎年 12月頃	1回/年	220部	
福岡市環境教育・学習計画(第三次)	社会全体の環境に関する認識の向上を図り、環境の保全及び創造に関する行動への参加を促進していくため、福岡市環境基本計画(第三次)の部門別計画として策定した。	H27.9	-	500部	
小学校社会科資料(副読本)「わたしたちのまちの環境」	地域の環境や地球の環境を守り育て、次世代に引き継いでいくため、小学校5年生の社会科資料(副読本)「わたしたちのまちの環境」を作成している。	H30.3	1回/年	17,000部	
環境教育・学習人材リスト	環境教育や実践活動を行う際の講師・指導者選びの参考とするため、環境教育・学習人材情報を提供している。	-	-	- (HP掲載のみ)	
エコチェックシート	エコライフ度を自己チェックするためのシート。	H18年度	-	3,000枚	
環境にe(い〜)こと実践手引き	市民及び事業者の行動が自主的・積極的に環境に配慮した暮らしのあり方や経済活動となるよう、環境負荷の低減に向けて、誘導・促進していくための手引き	H19.8	-	日常生活編 事業活動編 各2,500部	
福岡市環境行動賞活動紹介パンフレット	環境保全・創造に高い水準で貢献し、顕著な功労・功績のあった個人・団体・学校・事業者を表彰する「福岡市環境行動賞」受賞者の活動を紹介するパンフレット	H30.6	隔年制作	4,500部	
エコ発する事業のご紹介	「エコ発する事業」を活用し市民団体やNPO法人などが行っている、環境活動を紹介するパンフレット	H30.2	1回/年	1,500部	
環境啓発U-30事業実施報告書	30歳以下の若者を対象とした環境啓発U-30事業の1年間の活動をまとめた実施報告書	H27.3	-	50部	
福岡市U-30エコ活団体ガイドブック	福岡市内で環境活動に取り組む、U-30世代(30歳以下の若者)の団体の活動を紹介するガイドブック	H27.3	-	700部	
福岡方式(準好気性埋立構造とは?)リーフレット	海外からの研修生等向けに、「福岡方式」の要点を紹介する英語版のリーフレット	H27.3	-	1,500部	
福岡市地球温暖化対策実行計画	市全体の温暖化対策を市民・事業者・福岡市が総合的・計画的に進めることを目的とした、地球温暖化対策推進法に基づく法定計画、かつ福岡市環境基本計画に基づく地球温暖化対策についての部門別計画	H28.12	-	300部	
福岡市地球温暖化対策実行計画・概要版	上記計画の概要版	H28.12	-	1,000部	
福岡市環境・エネルギー戦略	ふくおか型の自立分散型エネルギー社会の早期実現を目指した、福岡市環境基本計画に基づくエネルギー政策についての部門計画	H26.6	-	-	
福岡市環境・エネルギー戦略・概要版	上記戦略の概要版	H26.6	-	1,000部	
やるほど快感!お金が増える省エネ術パンフレット	省エネ対策の参考としていただくための省エネ手法を紹介するパンフレット	H27.11	随時	400部	
福岡市大原メガソーラー発電所リーフレット	福岡市大原メガソーラー発電所の設備やシステム等の概要について、わかりやすく紹介したリーフレット	H25.2	-	1,000部	
福岡市蒲田メガソーラー発電所リーフレット	福岡市蒲田メガソーラー発電所の設備やシステム等の概要について、わかりやすく紹介したリーフレット	H26.6	-	1,000部	
スマートハウス展示場リーフレット	スマートハウスの仕組みや、スマートハウス常設展示場内で体験できる、エネルギーを賢く使った暮らしをわかりやすく紹介したリーフレット	H26.5	-	3,000部	

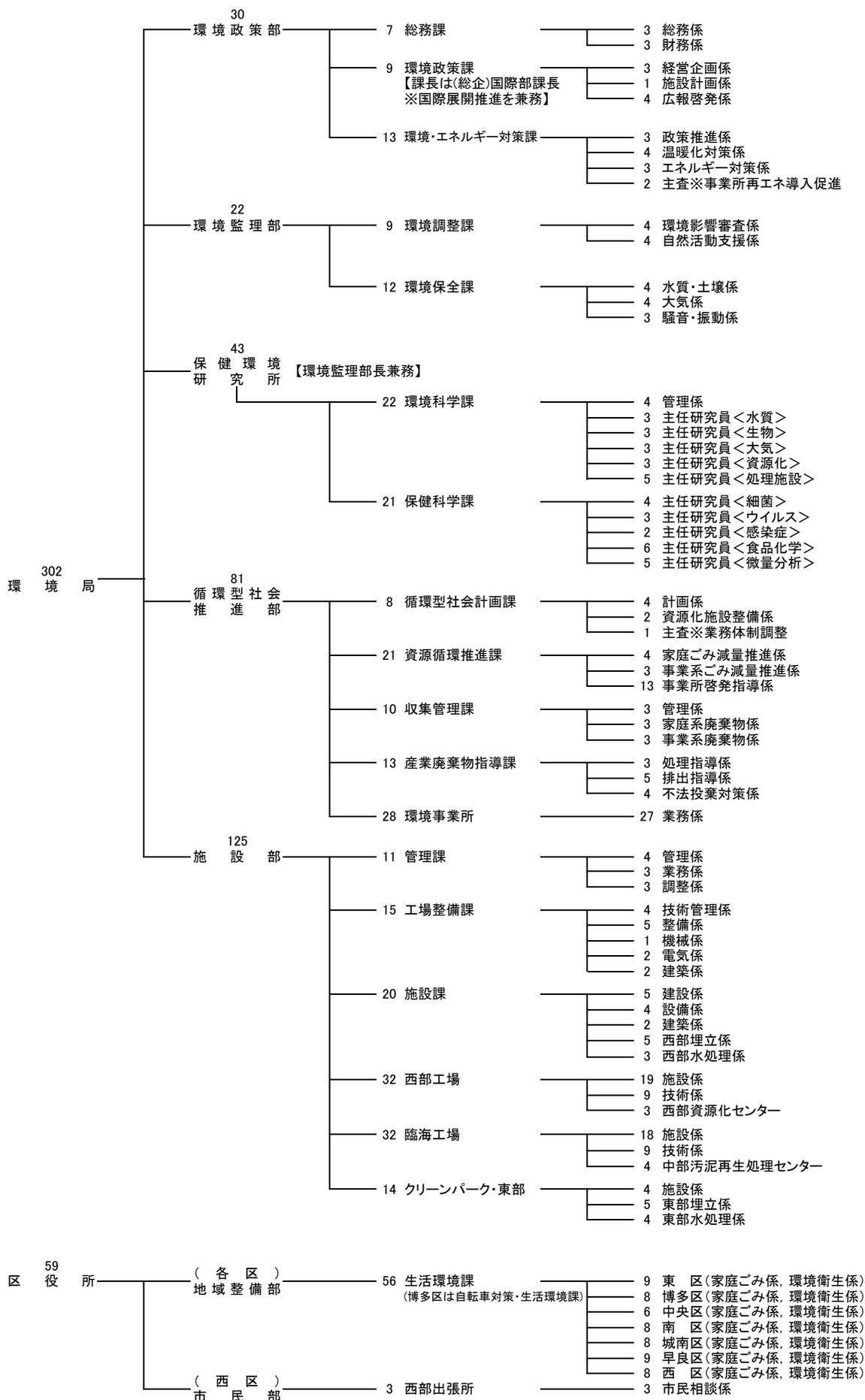
名称	内容	発行日 (又は策定年)	発行頻度	発行部数	担当課
博多湾環境保全 計画 (第二次)	博多湾の水質保全ならびに博多湾の持つ豊かな生物の生息・生育の場の保全・再生及び創造を推進するため、「福岡市環境基本計画(第二次)」の部門別計画として策定した。	H28.9	-	500部	環境局 環境調整課
博多湾環境保全 計画 (第二次)の概要	「博多湾環境保全計画(第二次)」の概要版	H28.9	-	1,000部	
生物多様性ふくおか戦略	福岡市における生物多様性の保全等の取組みや指針	H24.8	-	400部	
福岡市環境配慮 指針 (改定版)	公共の都市基盤整備事業や民間の開発事業の「構想」「計画」「実施」にあたり、環境に配慮すべき事項を具体的に示し、これらの事業が環境と調和のとれたまちづくりへと結びつくように誘導するための指針	H28.9 改定	-	1,000部	
造成・建設工事、公共 工事等の前には「福岡 市環境配慮指針」	「福岡市環境配慮指針(改定版)」の概要や具体的な使い方を解説したリーフレット	H30.6	-	-	
アイランドシティ環境 配慮指針 (改定版)	アイランドシティにおいて、環境と共生した先進的なまちづくりを実現するため、緑化の推進や省エネルギー設備、新エネルギーシステムの導入など環境に配慮した施設整備を誘導する指針	H24.3 改定	-	500部	
アイランドシティ環境 配慮指針技術マニュアル (改定版)	「アイランドシティ環境配慮指針(改定版)」に基づいて、事業者等が環境に配慮したまちづくりや施設整備を確実に進めるため、環境配慮対策の具体的な手法や関連法制度などについて解説したもの。	H24.3 改定	-	500部	
アイランドシティ環境 配慮指針の あらまし (改定版)	「アイランドシティ環境配慮指針(改定版)」の概要版	H24.3 改定	-	1,000部	
アイランドシティ環境 配慮指針(住宅編)(改 定版)	「アイランドシティ環境配慮指針(改定版)」のうち、住宅に関する事項について分かりやすく紹介したパンフレット	H24.3 改定	-	1,000部	
「ふくおかの生きもの」	福岡で見られる貴重な生きものや環境関連施設の紹介リーフレット	H17.2	-	-	
今津干潟の生きもの	今津干潟の環境やそこに生息・生育する生きものについてのリーフレット	H16.3	-	500部	
ピオトープつくって みませんか?	「地域の人たちが協力して小規模な水辺のあるピオトープをつくっていく」という想定でピオトープづくりの過程や活用事例を紹介したリーフレット。環境局で実際に携わったピオトープづくりのノウハウを基に作成	H18.3	-	5,000部	
私たちのくらしと生き ものにぎわい	生物多様性ふくおか戦略の図解パンフレット	H24.10	-	3,000部	
福岡市の環境影響評価 制度(環境アセスメント)	福岡市の環境影響評価制度について分かりやすく紹介したパンフレット	H25.3 改定	-	500部	
ふくおかのカブトガニ	カブトガニの生態や本市における保全の取り組みを紹介したリーフレット	H25.3 改定	-	2,000部	
今津干潟の里海 づくり ニュース レター	今津干潟において、地域住民と共働で実施している里海保全再生活動のニュースレター	H26.3	-	1,000部	
“自然で遊ぼうふくお かエコツアー”パンフ レット	福岡市内で行えるエコツアーを紹介し、市民と自然の関わり方を啓発するパンフレット	H27.9	-	5000部	
“自然で遊ぼうふくお かエコツアー”パンフ レット第2弾	福岡市内で行えるエコツアーを紹介し、市民と自然の関わり方を啓発するパンフレット	H28.8	-	5000部	
ふくおかエコツアーパ ンフレット海編	福岡市の海辺のエコツアーを紹介し、市民と自然の関わり方を啓発するパンフレット	H30.3	-	5000部	
知っておきたい アス ベストとは	アスベストについて、特性や健康への影響、劣化したアスベストの対処方法などを分かりやすく説明している。	H18.10	-	1,000部	環境局 環境保全課
ご存知ですか? 光化学スモッグ	光化学スモッグ(光化学オキシダント)について、基礎知識から注意報発令時の健康上の注意点、また、福岡市防災メールでのお知らせなどをイラストを添えて説明している。	H20.4	-	25,000部	
福岡市黄砂情報	黄砂の飛来予測や飛来時の行動のめやすなどについてわかりやすく紹介したリーフレット	H25.1	-	10,000部	
PM2.5 について調べて みよう!	PM2.5の発生源や環境基準、予測情報や行動のめやすなどについてわかりやすく紹介したリーフレット	H26.2	-	3,000部	
福岡市水質測定 結果 報告書	水環境の状況を把握するために実施した、河川・博多湾などの公共用水域及び地下水などの常時監視結果やダイオキシン類、環境ホルモン、ゴルフ場農薬などの微量化学物質調査結果を記載し、関係機関に配布している。	H29.2	1回/年	40部	

名称	内容	発行日 (又は策定年)	発行頻度	発行部数	担当課
福岡市大気測定 結果報告書	大気汚染状況を監視するために実施した、大気測定局16局の常時監視結果及びダイオキシン類調査結果、有害大気汚染物質調査結果、酸性雨、クロロフルオロカーボン、降下ばいじん、アスベスト等の調査結果を掲載し、関係機関に配布している。	毎年 1月頃	1回/年	90部	環境局 環境保全課
熱中症にご用心！(リーフレット)	熱中症予防啓発のため、熱中症による救急搬送状況、予防のポイント、応急対応方法や暑さ指数の活用方法等について掲載。街頭キャンペーンや救命救急講習等で市民に配布するとともに、特に熱中症になりやすい高齢者対策として民生委員や高齢者関連施設等へ関係機関を通し配布している。	毎年 5月頃	1回/年	44,000部	
ほかんけんだより	安心・安全に関するお知らせや保健環境研究所の活動、トピックスを紹介	H29.7 H29.10 H30.1	3回/年	各1,000部	環境局 環境科学課
福岡市保健環境 研究所報	保健環境研究所の事業概要並びに調査研究の成果を集約し、関係機関はもとより福岡市民をはじめ全国の方々に情報として提供し、広く活用して頂くことを目的に作成	毎年 10月頃	1回/年	100部	
新循環のまち・ふくおか基本計画	循環型社会をつくるために「低炭素社会」や「自然共生社会」への配慮や循環型社会ビジネス振興など、新たな視点も加味した一般廃棄物の処理に関する計画であり、ごみをできるだけ出さない取り組みや、資源として利用する取り組みを進めるための基本的な方向性を定めるもの。	H23.12	-	2,000部	環境局 循環型社会計画課
社会科副読本「ごみとわたしたち」	本市のごみ処理のしくみや3Rの取り組みを紹介した小学4年生向けの社会科副読本「ごみとわたしたち」を作成・配布している。	H30.3	1回/年	17,200部	環境局 資源循環推進課
ゼロ ポイ捨て0! FUKUOKA	福岡市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例の内容を解説したリーフレット	H24.3	-	1,250部	
家庭ごみルールブック	福岡市の家庭のごみ出しルール、資源物の出し方や回収場所を紹介。	H30.2	1回/年	100,000部	
家庭ごみガイド	福岡市の家庭のごみ出しルール、資源物の出し方や回収場所を紹介。家庭ごみルールブックの簡易版として作成。	H30.2	1回/年	63,000部	
家庭からの食品ロス削減リーフレット	家庭での食品ロスを削減するための冷蔵庫の収納方法や、食べ切り・使い切りのための保存・使い方レビを紹介。	H30.3	-	5,000部	
家庭でできる食品ロス削減チラシ	家庭のごみの組成や家庭で取り組める食品ロス削減のためのチェックリスト等を紹介。	H30.3	-	3,000部	
福岡方式(準好気性埋立構造とは?)パンフレット	ごみ埋立技術の福岡方式(準好気性埋立構造)を見学者等に説明するためのパンフレット。「福岡方式」の開発経緯や概要、跡地利用の説明の他、国際協力事例などを紹介している。	H25.3 改訂	-	日本語版 1,000部 英語版 1,000部	
福岡市新・緑の基本計画	緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、少子高齢化や環境問題といった、緑をとりまく社会状況の変化に対応しながら、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的に、「都市緑地法」及び「福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例」に基づき策定したもの。	H21.5	-	-	住宅都市局みどり 政策課
小学校副読本・社会資料「わたしたちのくらしと下水道」	下水道の存在意義を理解してもらうため、下水道のしくみと役割をまとめた小学校4年生向けの社会科資料「わたしたちのくらしと下水道」を作成し、配布している。	H29.3	1回/年	17,200部	道路下水道局 下水道経営企画課
エコパークゾーンガイドブック	博多湾東部のエコパークゾーンについて、市民の認知度や関心を高めることを目的に、エコパークゾーンの経緯や各ゾーンの見どころ、交通アクセス、これまでに実施した環境保全創造に向けた取組等について紹介したガイドブックを作成・配布している。	H22.4	-	15,500部	港湾空港局 環境対策課
アイランドシティ自然エネルギー活用ビジョン	国内トップレベルの創エネ・省エネ型都市の実現を目指すアイランドシティにおいて、自然エネルギーを最大限に活用したまちづくりを進める将来像や今後の取り組みの方向性等を市民及び事業者等に示したものの。	H23.9	-	-	港湾空港局 まちづくり推進課
みずだより(水道広報紙)	水道事業全般について市民に情報を提供し、水道事業への理解促進を図っている。	H29.5.15 H29.8.1 H30.1.1	3回/年	約80万部/回 (市内全戸配布)	水道局総務課
福岡市水道局環境保全の取組み	水道事業と環境とのかかわりのほか、福岡市水道長期ビジョン2028で掲げる環境に配慮した事業運営に向け水道局で行っている環境保全の取組みや環境会計をまとめたもの。	毎年3月	1回/年	-	
社会科副読本「水とわたしたち」	限りある貴重な資源である水を大切に使い、水に対する理解を深めるために、本市の水道に関してまとめた、小学4年生向け副読本「水とわたしたち」を作成し、配布している。	H30.4	1回/年	16,600部	
地下鉄概要パンフレット	地下鉄の概要を紹介する冊子で、地下鉄が環境に良い乗り物であることや、環境負荷軽減のための取り組みを紹介している。	H26.7	1回/年	1,500部	交通局 経営企画課

#### 4 環境局の概要

(1)平成30年度 環境局機構図(平成30年4月1日現在)

※数字は職員定数



## (2)職員配置表

平成30年4月1日現在

区 分	合 計	局 長	部 長	課 長 級	係 長 級	係 員		環 境 業 務 員	自 動 車 運 転 手	
						事 務	技 術			
総 計	361	1	4	25	67	79	99	77	9	
局 計	302	1	4	18	60	59	92	59	9	
環 境 局	環 境 政 策 部	30		1	3	9	15	2		
	総 務 課	7			1	2	4			
	環 境 政 策 課	9			1	3	5			
	環 境 ・ エ ネ ル ギ ー 対 策 課	13			1	4	6	2		
	環 境 監 理 部	22		1	2	5	1	13		
	環 境 調 整 課	9			1	2	1	5		
	環 境 保 全 課	12			1	3		8		
	保 健 環 境 研 究 所	43			2	11	2	28		
	環 境 科 学 課	22			1	6	2	13		
	保 健 科 学 課	21			1	5		15		
	循 環 型 社 会 推 進 部	81		1	5	13	30	5	18	9
	循 環 型 社 会 計 画 課	8			1	3	3	1		
	資 源 循 環 推 進 課	21			1	3	16	1		
	収 集 管 理 課	10			1	3	6			
産 業 廃 棄 物 指 導 課	13			1	3	4	3		2	
環 境 事 業 所	28			1	1	1		18	7	
施 設 部	125		1	6	22	11	44	41		
管 理 課	11			1	3	6	1			
工 場 整 備 課	15			1	5		9			
施 設 課	20			1	5	1	11	2		
西 部 工 場	32			1	3	1	8	19		
臨 海 工 場	32			1	3	1	9	18		
ク リ ー ン パ ー ク ・ 東 部	14			1	3	2	6	2		
区 張 出 所	59			7	7	20	7	18		

※ 区役所の職員配置数については、環境局給与費で支払いしている職員の数に記載している。

## (3)事務分掌

平成 30 年 4 月 1 日現在

担 当 課	分 掌 事 務
環 境 政 策 部	
総 務 課	①当該局の所掌事務に係る局内の総合的な連絡調整に関する事。 ②当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関する事。 ③当該局の予算及び決算に関する事。 ④他の部及び部内の他の課の主管に属しないこと
環 境 政 策 課	①環境の保全及び創造に係る総合的な企画及び調整に関する事。 ②一般廃棄物の処理施設の整備計画に関する事。 ③環境審議会に関する事。 ④環境に関する広報に係る総合調整に関する事。 ⑤環境保全の意識の普及向上に関する事。 ⑥地域における環境活動の促進に関する事。 ⑦地域における環境活動の促進に係る区役所所掌事務の連絡調整に関する事。 ⑧当該局の自律経営の推進に関する事。
環 境・エ ネ ル ギ ー 対 策 課	①温暖化対策・自律分散型エネルギー社会の実現に係る企画及び調整に関する事。 ②温暖化対策に係る事業の推進に関する事。 ③省エネルギーの推進に関する事。 ④再生可能エネルギーの導入促進に関する事。
環 境 監 理 部	
環 境 調 整 課	①当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関する事。 ②事業等の立案及び実施における環境への配慮の推進に係る調整に関する事。 ③生物多様性の保全に関する事。 ④環境影響評価制度に関する事。 ⑤環境影響評価審査会に関する事。 ⑥博多湾の環境保全及び自然環境保全に関する事。 ⑦環境保全の意識の普及向上に関する事。ただし、環境政策部の所管に係るものを除く。
環 境 保 全 課	①大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動その他の公害（事業場等に係るものに限る。）の調査及び防止に関する事。 ②大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動等に係る環境の調査及び情報の収集、解析、提供等に関する事。 ③公害に係る相談に関する事。 ④公害の防止に係る区役所所掌事務の連絡調整に関する事。 ⑤熱中症対策の推進に関する事。
保 健 環 境 研 究 所	
環 境 科 学 課	①保健環境研究所内の連絡調整に関する事。 ②保健環境研究所の予算及び決算に関する事。 ③環境保全及び生活衛生に係る化学検査及び調査研究に関する事。 ④廃棄物の資源化に係る各種技術の調査研究に関する事。 ⑤清掃施設及び廃棄物の試験検査に関する事。
保 健 科 学 課	①感染症の病原体、細菌及びウイルス等の検査及び調査研究に関する事。 ②食品一般の化学検査及び家庭用品の有害物質検査並びにこれらの調査研究に関する事。

担 当 課	分 掌 事 務
循環型社会推進部	
循環型社会 計 画 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>①当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関する事。</li> <li>②廃棄物行政に係る総合的な企画及び調整に関する事。</li> <li>③一般廃棄物処分業及び一般廃棄物処理施設の許可等に関する事。ただし、農林水産局水産部の所管に係るものを除く。</li> <li>④一般廃棄物処分業者の施設の検査並びに指導及び監督に関する事。</li> <li>⑤ふくおか環境財団との連絡調整に関する事。</li> <li>⑥環境事業所との連絡に関する事。</li> <li>⑦当該課所掌事務に係る区役所所掌事務の連絡調整に関する事。</li> <li>⑧部内の他の課の主管に属しない事。</li> </ul>
資 源 循 環 推 進 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>①一般廃棄物の減量及びリサイクルに係る企画立案及び基本調査並びに情報提供に関する事。</li> <li>②リサイクルプラザに関する事。</li> <li>③清掃意識の普及向上に関する事。</li> <li>④事業系廃棄物（産業廃棄物を除く。）の減量及びリサイクルに係る指導に関する事。</li> <li>⑤当該課所掌事務に係る区役所所掌事務の連絡調整に関する事。</li> </ul>
収 集 管 理 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>①一般廃棄物の処理に関する事。</li> <li>②一般廃棄物の処理に係る調査及び統計（し尿に係るものに限る。）に関する事。</li> <li>③一般廃棄物収集運搬業の許可等に関する事。ただし、農林水産局水産部の所管に係るものを除く。</li> <li>④一般廃棄物収集運搬業者の器材の検査並びに指導及び監督に関する事。ただし、農林水産局水産部の所管に係るものを除く。</li> <li>⑤浄化槽清掃業の許可に関する事。</li> <li>⑥当該局の所管に係る公衆便所に関する事。</li> <li>⑦粗大ごみ受付センターに関する事。</li> <li>⑧当該課所掌事務に係る区役所所掌事務の連絡調整に関する事。</li> </ul>
産 業 廃 棄 物 指 導 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>①産業廃棄物の処理に関する事。</li> <li>②産業廃棄物に係る調査及び統計に関する事。</li> <li>③産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の許可等に関する事。ただし、農林水産局水産部水産振興課の所管に係るものを除く。</li> <li>④産業廃棄物処理業者の指導に関する事。</li> <li>⑤産業廃棄物排出事業者の指導に関する事。</li> <li>⑥建設廃棄物の再資源化に関する事。</li> <li>⑦自動車リサイクル法に基づく許可及び指導に関する事。</li> <li>⑧PCB廃棄物の処理等に関する事。</li> <li>⑨不法投棄の防止に関する事。</li> <li>⑩当該課所掌事務に係る区役所所掌事務の連絡調整に関する事。</li> </ul>
環 境 事 業 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>①廃棄物の収集及び運搬に関する事。</li> <li>②ごみ減量及びリサイクルに係る普及啓発の実施に関する事。</li> </ul>

担 当 課	分 掌 事 務
施 設 部	
管 理 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>①当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関する事。</li> <li>②一般廃棄物の処理に係る調査及び統計に関する事。ただし、循環型社会推進部 収集管理課の所管に係るものを除く。</li> <li>③西部工場，臨海工場，クリーンパーク・東部及び福岡都市圏南部環境事業組合との連絡調整に関する事。</li> <li>④清掃施設の設置に係る地元対策，調整等に関する事。</li> <li>⑤局の所管に係る行政財産の取得及び管理に関する事。</li> <li>⑥福岡クリーンエナジーとの連絡調整に関する事。</li> <li>⑦自己搬入ごみ事前受付センターに関する事。</li> <li>⑧市外等の一般廃棄物の受入れに関する事。</li> <li>⑨資源物の売却等に関する事。</li> <li>⑩部内の他の課の主管に属しない事。</li> </ul>
工 場 整 備 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>①一般廃棄物の中間処理施設（し尿に係るものを除く。次号及び第3号において同じ。）の建設計画に関する事。</li> <li>②一般廃棄物の中間処理施設の設備工事の施行に関する事。</li> <li>③一般廃棄物の中間処理施設の設計及び積算に関する事。</li> <li>④一般廃棄物の処理及び資源化に係る各種技術の調査及び導入に関する事。</li> <li>⑤当該部の所掌事務に係る設備技術の継承に関する事。</li> <li>⑥当該部の所掌事務に係る保健環境研究所環境科学課との連絡調整に関する事。</li> </ul>
施 設 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>①当該局の所管に係る施設（工場整備課の所管に係るものを除く。次号及び第3号において同じ。）の建設計画に関する事。</li> <li>②当該局の所管に係る施設の工事の施行に関する事。</li> <li>③当該局の所管に係る施設の維持修繕に関する事。</li> <li>④西部埋立場の維持管理に関する事。</li> <li>⑤西部埋立場に係るごみ，燃えがら等の埋立処分に関する事。</li> </ul>
西 部 工 場	<ul style="list-style-type: none"> <li>①西部工場及びその付帯施設の維持管理（工場整備課及び施設課の所管に係るものを除く。）に関する事。</li> <li>②廃棄物の焼却処理及び破碎処理に関する事。</li> <li>③小呂島生ごみ処理場の維持管理（工場整備課の所管に係るものを除く。）及び運営に関する事。</li> <li>④その他特に命じる事項に関する事。</li> </ul>
臨 海 工 場	<ul style="list-style-type: none"> <li>①臨海工場及びその付帯施設の維持管理（工場整備課及び施設課の所管に係るものを除く。）に関する事。</li> <li>②廃棄物の焼却処理に関する事。</li> <li>③中部汚泥再生処理センターの汚泥再生処理に関する事。</li> <li>④中部汚泥再生処理センター及び玄界島焼却場の維持管理（工場整備課及び施設課の所管に係るものを除く。）及び運営に関する事。</li> <li>⑤その他特に命じる事項に関する事。</li> </ul>
ク リ ー ン パ ー ク ・ 東 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>①クリーンパーク・東部及びその付帯施設の維持管理（工場整備課及び施設課の所管に係るものを除く。）に関する事。</li> <li>②廃棄物の破碎処理に関する事。</li> <li>③東部埋立場の維持管理に関する事。</li> <li>④東部埋立場に係るごみ，燃えがら等の埋立処分に関する事。</li> <li>⑤その他特に命じる事項に関する事。</li> </ul>

担 当 課	分 掌 事 務
区 役 所	
生活環境課 ※博多区は自転車 対策・生活環境課	①清掃相談，清掃思想の普及及びごみ減量の推進に関する事。 ②廃棄物処理の申込受付に関する事。 ③廃棄物処理業者の指導及び監督に関する事。 ④清掃委託業務の検査に関する事。 ⑤廃棄物の不法投棄の防止に関する事。 ⑥環境活動の推進に関する事。 ⑦環境の保全に係る相談に関する事。 ⑧特定建設作業に係る届出の受理，監視及び指導に関する事。
西部出張所 (市民相談係)	①清掃思想の普及に関する事。 ②廃棄物処理の申込みの受付に関する事。 ③市民相談（清掃相談を含む。）に関する事。 ④清掃委託業務の検査，廃棄物処理業者の指導及び監督，廃棄物の不法投棄の防止並びに環境活動の推進に関する事。

(4) 施設・車両

①事務所

区 分	環境事業所
所在地	福岡市西区内浜1丁目5番1号
電話番号	092-881-0931
敷地面積	2,321m <sup>2</sup>

区 分	粗大ごみ受付センター
所在地	福岡市中央区那の津2丁目10番15号
電話番号	092-731-1153
アドレス	<a href="https://sodaigomi-kankyo.city.fukuoka.lg.jp/">https://sodaigomi-kankyo.city.fukuoka.lg.jp/</a>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電話での受付           <ul style="list-style-type: none"> <li>・受付時間 毎週月曜日～土曜日 午前9時から午後5時</li> <li>・休み 日曜日, 年末年始(12月29日～1月3日)</li> <li>・FAXでの申し込み 092-731-1195</li> </ul> </li> <li>●インターネットでの受付           <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として24時間365日受付対応</li> <li>(ただし, メンテナンス作業時は受付不可)</li> </ul> </li> <li>●業務内容           <ul style="list-style-type: none"> <li>粗大ごみ処理の申込みを受け, コンピューターシステムを利用して, 受付情報を収集業者に送信する。</li> </ul> </li> <li>●電話回線 22回線</li> </ul>

区 分	自己搬入ごみ事前受付センター
所在地	福岡市博多区博多駅前2丁目1番1号
電話番号	092-433-8234
アドレス	<a href="https://uketuke-kankyo.city.fukuoka.lg.jp/">https://uketuke-kankyo.city.fukuoka.lg.jp/</a>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電話での受付           <ul style="list-style-type: none"> <li>・受付時間 毎週月曜日～土曜日 午前8時30分から午後4時</li> <li>・休み 日曜日, 年始(1月1日～1月3日)</li> </ul> </li> <li>●インターネットでの受付           <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として24時間365日受付対応</li> <li>(ただし, メンテナンス作業時は受付不可)</li> </ul> </li> <li>●業務内容           <ul style="list-style-type: none"> <li>自己搬入ごみの申込みを受け付け, コンピューターシステムを利用して, データ管理を行い, 各ごみ処理施設へ受付情報を送信する。</li> </ul> </li> <li>●電話回線 年間平均13回線(繁忙期は最大16回線)</li> </ul>

## ②ごみ処理施設

### ア 工場

区 分	西 部 工 場	臨 海 工 場
所 在 地	福岡市西区大字拾六町1191番地 (クリーンパーク・西部内)	福岡市東区箱崎ふ頭4丁目13-42 (クリーンパーク・臨海内)
電 話 番 号	092-891-3433	092-642-4577
敷 地 面 積	約143,500m <sup>2</sup>	約97,700m <sup>2</sup>
建 築 面 積	12,357m <sup>2</sup>	21,901m <sup>2</sup>
延 床 面 積	27,122m <sup>2</sup>	53,004m <sup>2</sup>
竣 工	平成4年3月	平成13年3月
焼 却 炉 型 式	連続運転式ストーカ炉	連続運転式ストーカ炉
規 模	750 t / 日 (250 t / 日 × 3 基)	900 t / 日 (300 t / 日 × 3 基)
排 ガ ス 処 理	無触媒脱硝 電気式集じん 湿式苛性ソーダ洗浄 活性炭吹込+ろ過式集じん	無触媒脱硝 消石灰吹込+ろ過式集じん 湿式苛性ソーダ洗浄 触媒脱硝
排ガス冷却方式	廃熱ボイラ方式	廃熱ボイラ方式 水噴射方式
煙 突	外筒RC造, 内筒鋼板製 高さ80m, 集合煙突方式	外筒RC造, 内筒鋼板製 高さ80m, 集合煙突方式
熱 利 用	所内給湯冷暖房 自家発電 (10,000kW) 西部資源化センター, 総合西市民プール, 西部3Rステーションへ電力供給 老人福祉センター「福寿園」へ電力 ・熱供給 余剰電力は売却	所内給湯冷暖房 自家発電 (25,000kW) 余剰電力は売却

区 分	東 部 工 場	福 岡 都 市 圏 南 部 工 場
所 在 地	福岡市東区蒲田5丁目11-2 (クリーンパーク・東部内)	春日市大字下白水104-5
電 話 番 号	092-691-2999	092-596-1570
敷 地 面 積	約58,000m <sup>2</sup>	約95,000m <sup>2</sup>
建 築 面 積	14,798m <sup>2</sup>	9,486m <sup>2</sup>
延 床 面 積	33,450m <sup>2</sup>	19,026m <sup>2</sup>
竣 工	平成17年7月	平成28年3月
焼 却 炉 型 式	連続運転式ストーカ炉	連続運転式ストーカ炉
規 模	900 t / 日 (300 t / 日 × 3 基)	510 t / 日 (170 t / 日 × 3 基)
排 ガ ス 処 理	消石灰吹込+活性炭吹込+ろ過式集じん 湿式苛性ソーダ洗浄 触媒脱硝	ろ過式集じん 湿式苛性ソーダ洗浄 触媒脱硝 活性炭吸着
排ガス冷却方式	廃熱ボイラ方式 水噴射方式	廃熱ボイラ方式
煙 突	外筒RC造, 内筒鋼板製 高さ80m, 集合煙突方式	外筒RC造, 内筒鋼板製 高さ80m, 集合煙突方式
熱 利 用	所内給湯 自家発電 (29,200kW) クリーンパーク・東部管理棟, 東部污水 処理場へ電力供給 東部資源化センターへ電力・熱供給, 余 剰電力は売却	所内給湯 自家発電 (16,700kW) 余剰電力は売却

※東部工場の建設・運営は(株)福岡クリーンエナジーで実施

※福岡都市圏南部工場の建設・運営は福岡都市圏南部環境事業組合で実施

## イ 不燃性ごみ破碎選別処理施設

区 分	東部資源化センター	西部資源化センター
所 在 地	福岡市東区蒲田5丁目11-1 (クリーンパーク・東部内)	福岡市西区大字拾六町1191番地 (クリーンパーク・西部内)
電 話 番 号	092-691-0831	092-891-3433
敷 地 面 積	約36,000m <sup>2</sup>	西部工場敷地の一部
延 床 面 積	約5,800m <sup>2</sup>	約8,500m <sup>2</sup>
竣 工	昭和61年9月(平成15年3月プラント更新)	平成6年7月
処 理 能 力	100 t/日 (100 t/5 h × 1 系列)	100 t/日 (100 t/5 h × 1 系列)
施 設 の 概 要	不燃性ごみを破碎し、有価物(鉄・アルミ)、可燃物及び不燃物に選別する。	

## ウ 最終処分場

区 分	東部(伏谷)埋立場	西部(中田)埋立場
所 在 地	糟屋郡久山町大字山田1431-1	福岡市西区今津4439
総面積(ごみの埋立量)	約644,000m <sup>2</sup> (約510万t)	約380,000m <sup>2</sup> (約238万t)
30年3月までの埋立量	約311万4千t	約94万1千t
浸出水処理施設	敷 地 面 積	17,000m <sup>2</sup>
	処 理 方 法 (放流先)	生物処理+物理化学処理 (公共下水道)
	処 理 能 力	1,600m <sup>3</sup> /日
管理事務所(電話)	東部埋立管理事務所(092-976-1851)	西部埋立管理事務所(092-807-5553)

区 分	福岡都市圏南部最終処分場
所 在 地	大野城市大字中906-12
総 面 積	約152,000m <sup>2</sup>
30年3月までの埋立量	約2万9千t
浸出水処理施設	処 理 方 法 (放流先)
	処 理 能 力

※福岡都市圏南部最終処分場の建設・運営は福岡都市圏南部環境事業組合で実施

## エ 緑のリサイクルセンター

所 在 地	福岡市東区蒲田5丁目14-2 (クリーンパーク・東部内)
電 話 番 号	092-691-6351
敷 地 面 積	約30,000m <sup>2</sup> (プラント棟500m <sup>2</sup> )
竣 工	平成8年2月
処 理 方 式	破碎野積み発酵方式
処 理 能 力	25 t/日 (破碎機25 t/5 h × 1 基)
処理対象物	せん定樹木

## オ 離島処理施設

区 分	玄界島焼却場	小呂島生ごみ処理場	
所 在 地	福岡市西区大字玄界島 字姪ヶ崎310-2	福岡市西区大字小呂 島字神の下63-1	福岡市西区大字小呂 島字神の下306-2
敷地面積	約783m <sup>2</sup>	約250m <sup>2</sup>	約180m <sup>2</sup>
竣 工	平成26年 5 月	平成13年 3 月	平成28年 3 月
処理能力	1 t / 8 h	30kg/日	20kg/日
処理方式	機械化バッチ燃焼式 (ストーカ炉)	生ごみ分解消滅処理(バイオ処理)	

## カ びん・ペットボトル中継保管施設

所 在 地	福岡市東区蒲田 5 丁目14番 2 号 (クリーンパーク・東部内)
敷地面積	約3,000m <sup>2</sup>
建築面積	886.43m <sup>2</sup>
竣 工	平成12年 3 月
保管容量	341m <sup>3</sup>
施設概要	ガラスびん及びペットボトルの分別収集を実施するためのストックヤード

## キ ストックヤード

所 在 地	福岡市東区蒲田 5 丁目11番 1 号 (クリーンパーク・東部内)
敷地面積	約1,800m <sup>2</sup>
建築面積	540m <sup>2</sup>
竣 工	平成21年 3 月
施設概要	廃家電, 廃蛍光管及び廃白色トレイの一時保管施設

## ③啓発施設

区 分	西部 3 Rステーション (西部リサイクルプラザ)	臨海 3 Rステーション (臨海リサイクルプラザ)
開 館	平成 6 年 6 月	平成13年 3 月
所 在 地 (電話)	福岡市西区今宿青木1043番地の 2 (クリーンパーク・西部内) (092-882-3190)	福岡市東区箱崎ふ頭4丁目13番42号 (クリーンパーク・臨海内) (092-642-4641)
延床面積	985m <sup>2</sup>	2,170m <sup>2</sup>
備 考	家具(臨海 3 Rステーションのみ)・図書・衣類等リユースエリア, 情報・啓発エリア, 講座エリア等 開館 午前10時~午後5時 休館 月曜日(休日の場合は次の平日), 年末年始(12月28日~1月3日)	

#### ④し尿処理施設

区分	中部汚泥再生処理センター
所在地 (電話)	福岡市中央区那の津二丁目11番3号 (092-751-1179)
敷地面積 (延床面積)	9,312m <sup>2</sup> (4,678m <sup>2</sup> )
供用	平成27年11月～(昭和63年3月～平成27年10月迄中部中継所として運用)
施設能力	計画日量65k1/日
処理フロー	<p style="text-align: center;">             投入槽 (100m<sup>3</sup>×2槽)              ↓              破碎ポンプ              ↓              貯留槽 (200m<sup>3</sup>)              ↓              汚泥供給ポンプ              ↓              汚泥脱水機→脱水汚泥              ↓              臨海工場              (燃料)              ↓              ろ液槽 (250m<sup>3</sup>)              ↓              曝気槽 (400m<sup>3</sup>)              ↓              希釈水→放流槽 (110m<sup>3</sup>)              ↓              公共下水道管渠           </p>
臭気対策	薬液洗浄 (酸・アルカリ・次亜塩素酸ソーダ) + 活性炭吸着
圧送管	圧送管は廃止し公共下水道へ放流

※平成13年3月 海洋投入廃止

平成18年3月 中部中継所処理フロー変更

平成19年3月 久山中継所廃止

平成19年4月 中部中継所より東部水処理センターへし尿圧送開始

平成21年3月 玄界島中継施設し尿処理停止

平成22年3月 玄界島中継施設廃止

平成25年3月 中部中継所脱臭処理フロー変更

平成27年11月 中部中継所を廃止し中部汚泥再生処理センターとして供用開始

平成30年3月 中部汚泥再生処理センター脱臭処理系統分離

⑤車両（平成30年4月1日）

ア ごみ収集車

区 分	計	パッカー車		4 輪 ダンプ	クレーン ダンプ	トラック 等	業者数	
		中 型 (2t超)	小 型 (2t以下)					
計	374	226	78	9	2	59	38	
直 営	10	6	0	—	2	2	—	
委 託	可燃ごみ収集	159	102	42	—	—	15	14
	不燃ごみ収集	21	13	7	—	—	1	3
	粗大ごみ収集	30	1	10	—	—	19	5
	空きびん・ペットボトル収集	24	13	9	—	—	2	3
許 可	130	91	10	9	—	20	13	

※不燃ごみ、粗大ごみ一部及び空きびん・ペットボトルの収集業者は同一業者である。

イ し尿収集車

区 分	計	ポ ン プ 車				業者数
		大 型 (4.5kl以上)	中 型 (3.3～3.7kl)	小 型 (3.2～1.9kl) (1.8kl以下)		
合 計	15	2	5	6	2	3
委 託 (公財) ふくおか 環境財団	7	—	3	4	—	1
許可（浄化槽汚泥等）	8	2	2	2	2	2

ウ その他

区 分	計	ダンプ車	ロードスイ ーパー	散水車	トラック	清掃船	ブルドーザ ー	ショベル	コンパクタ ー	パッカー	普 通 乗用車	フォーク リフト	ホイールロ ーダ
道路・街路清掃 (委託)	47(14)	17(4)	15(5)	12(2)	2(2)	—	—	1(1)	—	—	—	—	—
河 川 清 掃 (委託)	5(2)	—	—	—	—	5(2)	—	—	—	—	—	—	—
犬猫等の死体収集 (委託, 許可)	5(1)	—	—	—	5(1)	—	—	—	—	—	—	—	—
民間協力店資源回収 (委託)	6	—	—	—	4	—	—	—	—	2	—	—	—
工場焼却灰運搬(委託) 破碎不燃物及び副産塩 運搬を含む	12	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
埋立処分場管理 (委託)	14	4	—	2	—	—	2	4	2	—	—	—	—
緑のリサイクル運転 (委託)	10	4	—	—	—	—	—	4	—	—	—	1	1
びん・ペット中継保管 (委託)	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1

※（ ）内数字は予備車であり内数である。

東部工場を含む。

## ⑥その他

### ア 公衆便所の整備及び清掃

環境局所管の公衆便所については、不特定多数の利用者が見込まれ、環境衛生上必要がある場合に整備することとし、平成30年4月現在、20か所に設置するとともに、夏季に2か所の海水浴場に仮設トイレを臨時設置している。

常設公衆便所の清掃については、委託により毎日又は隔日に1回実施しており、利用頻度の高いところは毎日2回清掃を行っている。

区	名 称	所 在 地	規 模	面積	設置開始年月
東	箱 崎	箱崎1丁目42	女3,男大1,小3	20.00m <sup>2</sup>	S55. 9
	志 賀 島	大字志賀島411-1	女2,男大1,小2	11.52m <sup>2</sup>	S58. 2
	香 椎	香椎4丁目17	女2,男大1,小3	18.40m <sup>2</sup>	H3. 3
博 多	対馬小路	対馬小路3	女1,男大1,小2,身1	20.78m <sup>2</sup>	S47. 3
	東中島橋	中洲5丁目6	女2,男大1,小2,身1	27.25m <sup>2</sup>	S49. 3
	中洲かけ橋	中洲4丁目1	女2,男大1,小4	16.89m <sup>2</sup>	H元. 1
	櫛田神社	上川端町1	女4,男大2,小4,身1	29.94m <sup>2</sup>	S46. 5
	恵比須橋	下呉服町10	女1,男大1,小1	9.40m <sup>2</sup>	S51. 3
	市民体育館	東公園8-2	女2,男大1,小3	14.24m <sup>2</sup>	S47. 3
中 央	盲導犬専用トイレ	天神2丁目11	犬用1	6.51m <sup>2</sup>	H15. 11
	長 浜	長浜3丁目14	女1,男大1,小1,身1	15.55m <sup>2</sup>	H28. 2
	城 内 町	城内11	女2,男大1,小2	14.31m <sup>2</sup>	S58. 3
	天神1丁目	天神1丁目12	女2,男大1,小2,身1	25.47m <sup>2</sup>	H4. 3
早 良	板 屋	大字板屋308-1	女1,男大1,小1	10.75m <sup>2</sup>	S53. 12
	田 隈	大字野芥2	女2,男大1,小3	16.81m <sup>2</sup>	S52. 8
西	能 古	能古193-2	女2,男大1,小2	14.58m <sup>2</sup>	S58. 2
	玄 界 島	大字玄界島21-14	女1,男大1,小1	4.50m <sup>2</sup>	S54. 3
	今 津	今津377-4	大3,小3	16.54m <sup>2</sup>	S61. 3
	下 山 門	下山門4丁目2	女2,男大1,小3	17.28m <sup>2</sup>	S61. 7
	飯 盛	大字飯盛609	女2,男大1,小2	12.93m <sup>2</sup>	H3. 3
計			20 か 所		

## イ 跡地利用

本市では、昭和40年以降東西2方面に11か所の埋立場を設置し、うち9か所については、既に埋立を完了しており、埋立完了後の跡地利用については地元条件、行政需要等を勘案の上、都市づくりの観点から総合的な活用計画を企画・立案し、その有効利用を図っている。

なお、姪浜埋立場、今津第1埋立場及び今津第2埋立場については、平成18年12月11日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の規定に基づき、廃棄物が地下にある土地を指定区域として指定した。

(埋立場の設置及び跡地の利用状況)

名 称		総面積 千m <sup>2</sup>	跡地残 面 積 千m <sup>2</sup>	埋立期間	所 在 地	利 用 状 況
東 部 埋 立 場	八田埋立場	234	5	S43. 9～ S48. 3	東区青葉	小学校，特別支援学校，公民館 中学校，公園（青葉公園）
	旧蒲田埋立場	42	281	S40. 6～ S43. 9	東区蒲田	※びん・ペットボトル中継保管施設 ※フロン倉庫
	久山埋立場	94		S48. 3～ S50. 3 S51. 4～ S51. 11	糟屋郡久山 町大字山田	※ケイマンゴルフ場
	新蒲田埋立場	61		S50. 4～ S51. 3 S51. 12～ S52. 7	東区蒲田	資源化センター 東部工場（福岡クリーンエナジー） ストックヤード
	武節ヶ浦 埋 立 場	191		S52. 8～ S63. 3	東区蒲田	緑のリサイクルセンター，污水 処理施設，調整池 ※アーチェリー場 ※樹木仮植場 ※メガソーラー発電所
	伏谷埋立場 （埋立中）	644	—	S63. 4～	糟屋郡久山 町大字山田	久山グラウンドゴルフ場
西 部 埋 立 場	姪浜埋立場	65	—	S45. 2～ S47. 12	西区姪浜町	中学校，幼稚園
	今津第1 埋 立 場	64	—	S48. 1～ S49. 4	西区今津	借地であったため，所有者に返 還（農地）
	今津第2 埋 立 場	11	—	S49. 5～ S49. 10	西区今津	借地であったため，所有者に返 還（農地）
	今津埋立場	758	311	S50. 2～ H11. 9	西区今津	特別支援学校，運動公園，市民 リフレッシュ農園，子どもの村 等 ※球技場
	中田埋立場 （埋立中）	380	—	H 8. 4～	西区今津	※メガソーラー発電所

※印は暫定的利用

## ⑦予算

平成30年度の環境局予算は、304億6,912万1千円で一般会計予算の約3.6%を占めており、前年度当初予算に比し約9.0%の増となっている。

### ア 平成30年度重要施策

平成30年度の重要施策は、環境局予算の約65.3%にあたる198億8,308万5千円を投入する次のものである。

特に「環境にやさしい行動の波を起こそう」というスローガンのもと、地球温暖化防止をはじめ、ごみ減量、リサイクル、省エネルギー、省資源など、環境に配慮した取組み全体を「エコ・ウェイブ・ふくおか2018」と名付け、全市をあげて環境問題への取組みを推進する。

#### (ア) 快適で良好な生活環境のまちづくり

##### a) 黄砂・PM2.5などの大気汚染物質への対応

黄砂・PM2.5などの大気汚染物質の状況を把握し、市民への分かりやすい情報提供に努めるとともに、正しい知識の普及を進める。

68,782千円

##### b) 良好な生活環境の保全

平成29年度に改定した「福岡市アスベスト対策推進プラン」に基づき関係機関と連携して、建築物の解体工事などに対する監視・指導を適切に実施するとともに、災害時におけるアスベスト対策を強化するため、アスベスト診断技術を有する民間団体と被災建築物調査等に関する協定を締結する。

加えて、騒音や化学物質等について、監視・指導を実施する。

29,565千円

##### c) 気候変動への適応

気候変動による健康や生活等への影響を軽減するため、緑のカーテンの普及等のヒートアイランド対策に取り組むとともに、防災メールやホームページ等を活用して熱中症に対する注意喚起を全庁的な体制により実施する。

また、市民が取り組みやすく、熱中症など健康リスクの低下や省エネに寄与する住宅窓の複層ガラス等への改修を促進する。

5,942千円

##### d) 歴史・景観を活かした美しいまちの実現

自治会・町内会による地域ぐるみ清掃やボランティアによる清掃活動を支援し、清潔で美しいまちづくりを進める。

2,334千円

#### (イ) 市民がふれあう自然共生のまちづくり

##### a) 生き物や自然環境の保全・再生と自然のネットワークの形成

生きものが生まれ育つ博多湾をめざして、「博多湾環境保全計画（第二次）」に基づき博多湾の環境保全・再生の取組みを推進するため、貧酸素発生状況調査を実施するとともに、生物指標調査（藻場等）の充実を図る。

また、「ふくおかの貴重な生き物」を守るなど生物の多様な生息環境の保全のため、植生等

や外来生物について自然環境調査を実施する。

22,439千円

b) 生物多様性の認識の社会への浸透

地域や多様な主体と連携しながら、身近な自然の持続的な利用と環境保全活動に取り組む人づくり・地域づくり・社会づくりを進める。

人づくりについては、子どもたちの環境保全意識の醸成を図るため、子ども向けの自然環境教育を行うとともに、それを担う「ふくおかレンジャー」や教職員等の指導者の育成に向けた講座等を実施する。

地域づくりについては、地域住民が身近な自然の魅力を再確認する機会を創出するため、身近な自然を楽しむエコツアーを紹介するとともに、和白干潟や今津干潟などにおける自然観察会の開催を支援する。また、地域住民やNPO等との共働による環境保全活動を推進する。

社会づくりについては、環境保全活動の先導的役割を担うネットワークを形成するため、環境保全活動に積極的な団体や個人等が、意見交換や情報共有をする場としてのトークカフェを開催する。

22,026千円

(ウ) 資源を活かす循環のまちづくり

a) 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進

家庭ごみについては、地域集団回収の支援などにより古紙等の資源物回収を推進する。特に、回収が進んでいない雑がみについては、区役所等の回収拠点に古紙を持ち込む市民に「雑がみ回収専用袋」を配布することにより、雑がみ回収の認知度を高め回収を促進する。

また、使用済小型電子機器、蛍光灯・乾電池等の拠点回収を継続・拡充するとともに、水銀廃棄物の適正処理の観点から水銀体温計等の拠点回収を継続する。

加えて、生ごみの減量については、食品ロス削減の取組みを家庭に広げるため、新たに体験型の親子教室を開催するほか、ダンボールコンポスト等による堆肥化を促進する。

事業系ごみについては、排出者責任の原則を踏まえ、事業用建築物の所有者等に対し適正排出と減量・リサイクルを指導・啓発するとともに、飲食店等から排出される食品廃棄物のリデュースを推進するため、「もったいない！食べ残しをなくそう福岡エコ運動」のさらなる拡充を図る。

また新たに、既存のごみ収集許可業者のごみ収集ルートを活用した古紙回収を進めるため、許可業者に古紙回収の取組みを指導するとともに、事業所立入指導や事業系ごみルールブックの改訂等により排出事業者への周知・徹底に努める。

加えて、「福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド」を活用し、民間による資源化施設の整備を支援する。

2,002,717千円

b) 廃棄物の適正処理の推進

家庭ごみの収集運搬を着実に実施するとともに、不法投棄対策、雑品スクラップ等の適正処理指導、資源物の持ち去り対策等に取り組む。粗大ごみ収集については、段階的に競争性のある契約を導入する。

また、清掃工場等におけるごみ搬入車両の搬入物検査を継続し、分別や不適物除去の指導を徹底する。

加えて、工場の機能維持のための改良工事や埋立場の整備工事などの施設整備を計画的に実施するとともに、株式会社福岡クリーンエナジーにより東部工場を、福岡都市圏南部環境事業組合により同組合の工場及び最終処分場を運営する。

17,189,686千円

(エ) 未来につなぐ低炭素のまちづくり

a) 省エネルギーの促進

「福岡市地球温暖化対策実行計画」に基づき、家庭部門では、E C Oチャレンジ応援事業等による啓発事業を、業務部門では、平成30年度より運用開始する事業所省エネ計画書制度等による省エネの取組み支援を、運輸（自動車）部門では、電気自動車の購入助成や充電設備の設置助成等を実施する。

34,065千円

b) 再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントシステムなどの導入・活用

自家消費型の住宅用太陽光発電を促進するため、蓄電池の導入助成を拡充するほか、導入コストや新たな関連ビジネスの動向などを的確に捉え、東部（武節ヶ浦）埋立場の土地貸しにより新たにメガソーラー導入事業者の公募を行うなど、各局と連携して市有施設への太陽光発電導入を進める。

また、廃棄物発電を始めとした多様な再生可能エネルギーの活用について研究する。

236,685千円

(オ) 環境の保全・創造に向けた人・地域・しくみづくり、広域的な取組み

a) 環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり

若年層（U-30世代）の参加促進に努めながら、地域発意によるごみ減量・リサイクル活動や環境保全活動を幅広く支援するとともに、環境フェスティバル等の各種啓発事業を実施する。

また、環境教育・学習の一環として、小・中学生が樹木に関する学習や観察、植樹等を行う「わたしたちの樹プロジェクト」を実施するほか、保健環境学習室「まもる一む福岡」において、保健と環境に関する体験学習等を実施する。

48,451千円

b) 環境の保全・創造に向けたしくみづくり

市民の健康と快適な環境を守るため、PM2.5や食中毒などに関する試験・検査を行うとともに、市民や行政ニーズに応じた調査・研究に取り組む。

また、環境保全活動の輪を広げるため、環境保全等に顕著な功労・功績のあった個人・団体・学校・事業者を顕彰する「福岡市環境行動賞」の表彰式を行う。

200,529千円

c) ふくおか から九州・アジアへ

近隣自治体との相互連携により、ラブアース・クリーンアップ事業や空き缶等散乱防止等の啓発事業を広域的に実施する。

また、廃棄物埋立技術「福岡方式」を軸としたふくおかの環境技術を活かした国際協力・支

援を推進する。

19,864千円

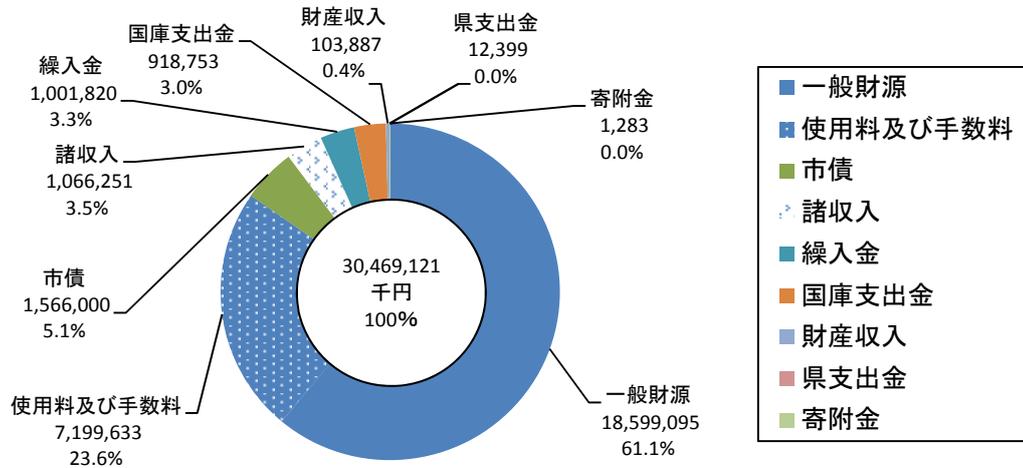
## イ 一般会計と環境費

区 分	一 般 会 計	環 境 費
平成30年度当初予算	838,769,000千円	30,469,121千円
比 率 (一般会計=100%)	100%	3.6%
対 前 年 度 比 (平成29年度=100%)	100.7%	109.0%



## ウ 平成30年度 環境局予算の内訳

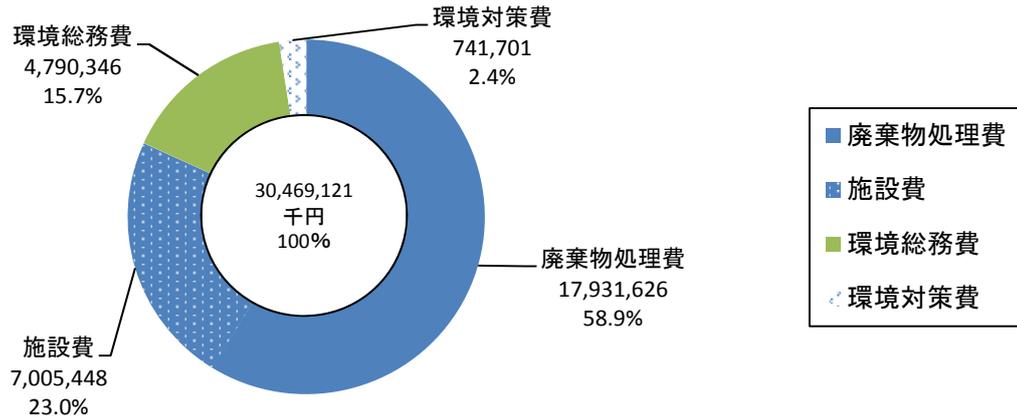
### (ア) 歳入



(単位:千円)

科 目	予 算 額	説 明
特 定 財 源	11,870,026	
使用料及び手数料	7,199,633	環境施設使用料 8,596 運動広場使用料 1,139 ごみ処理手数料 7,128,176 し尿処理手数料 56,337 保健環境研究所手数料 1,314 収入証紙収入 4,071
国庫支出金	918,753	感染症対策費負担金 1,211 ごみ処理施設整備費補助金 916,929 公害調査費等委託金 613
県支出金	12,399	河川清掃費補助金 3,000 産業廃棄物対策事業補助金 8,882 公害防止事務等取扱費委託金 517
財産収入	103,887	財産貸付収入 12,960 環境市民ファンド利子収入 2,366 事業系ごみ資源化推進ファンド利子収入 12,060 株式会社福岡クリーンエナジー出資金配当金 76,500 物品売払収入 1
寄 附 金	1,283	環境市民ファンド寄附金 1,183 事業系ごみ資源化推進ファンド寄附金 100
繰 入 金	1,001,820	環境市民ファンド受入金 760,431 事業系ごみ資源化推進ファンド受入金 241,389
諸 収 入	1,066,251	延滞金及び加算金 1 納付金 12,649 保険料収入 20,548 受託事業収入 92,326 雑入 940,727
市 債	1,566,000	(環境施設整備事業に充当する起債) 工場等整備 1,214,000 埋立場整備 352,000
一 般 財 源	18,599,095	

(イ) 歳出



(単位:千円)

科 目	予 算 額	説 明
歳 出 合 計	30,469,121	
環境総務費	4,790,346	給与費等 3,082,137 地域環境活動推進経費 33,684 清掃事業普及推進経費 608,406 周辺自治体との協働経費 8,531 福岡市環境審議会経費 1,041 ふくおかの環境技術を活かした国際貢献・展開 11,333 環境市民ファンド積立金 760,286 事業系ごみ資源化推進ファンド積立金 245,351 その他の経費 39,577
環境対策費	741,701	環境にやさしい都市づくり推進経費 385,215 適正な環境管理推進経費 154,708 保健環境研究所経費 197,619 その他の経費 4,159
廃棄物処理費	17,931,626	指定袋関連経費 669,940 可燃ごみ収集経費 6,257,628 不燃ごみ収集経費 722,078 粗大ごみ収集経費 759,006 資源物回収経費 1,336,351 道路清掃経費 1,031,437 河川清掃経費 54,388 犬・猫等死体処理経費 70,220 堆積ごみ処理経費 21,444 不法投棄対策経費 16,857 資源物持ち去り防止対策 26,867 緑のリサイクル経費 119,067 ごみ終末処理経費 6,165,566 産業廃棄物処理指導等経費 30,924 併用世帯ごみ収集事業補助金 11,928 し尿収集経費 187,677 し尿処理手数料徴収事務経費 47,878 し尿終末処理経費 108,453 その他の経費 293,917
施 設 費	7,005,448	工場等周辺環境整備費 223,798 埋立場周辺環境整備費 117,600 工場等整備費 3,543,880 ごみ埋立場整備費 830,164 その他の施設整備費 227,711 施設維持管理費 2,062,295

## エ 環境局予算の推移

### (ア) 歳入

(単位:千円)

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
合 計	27,027,808	27,466,250	27,619,125	27,952,161	30,469,121
伸 率	100.1	101.6	100.6	101.2	109.0
使用料及び手数料	6,617,030	7,098,793	7,050,628	7,056,836	7,199,633
国庫支出金	54,936	141,663	6,819	52,128	918,753
県支出金	17,125	11,729	16,218	12,778	12,399
財産収入	142,881	85,010	942,561	228,172	103,887
寄附金	2,077	19,189	830	1,416	1,283
繰入金	803,231	743,630	716,417	984,508	1,001,820
諸収入	3,423,393	2,721,964	1,543,814	1,569,610	1,066,251
市 債	307,000	602,000	593,000	645,000	1,566,000
一 般 財 源	15,660,135	16,042,272	16,748,838	17,401,713	18,599,095

### (イ) 歳出

(単位:千円)

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
一 般 会 計	771,057,664	776,669,740	786,965,770	832,795,000	838,769,000	
環境局所管合計	27,027,808	27,466,250	27,619,125	27,952,161	30,469,121	
内 訳	環境総務費	5,056,436	4,859,378	4,782,620	5,027,590	4,790,346
	環境対策費	814,945	748,630	706,105	766,533	741,701
	廃棄物処理費	17,816,661	18,233,523	18,160,854	17,916,628	17,931,626
	し尿処理費	372,348	375,300	354,911	-	-
	施設費	2,967,418	3,249,419	3,614,635	4,241,410	7,005,448
一般会計に占める割合	3.5	3.5	3.5	3.4	3.6	

※平成29年度からごみ処理費を廃棄物処理費に変更し、し尿処理費を統合している。

(単位:円)

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
市民1人 当りの 経 費	一般会計	507,492	504,819	506,485	531,394	534,215
	環境費	17,789	17,853	17,775	17,836	19,406
1世帯 当りの 経 費	一般会計	1,021,781	1,016,372	1,010,794	1,050,811	1,052,270
	環境費	35,816	35,943	35,475	35,270	38,225
人 口	1,519,349	1,538,510	1,553,778	1,567,189	1,570,095	
世 帯 数	754,621	764,159	778,562	792,526	797,104	

※平成26年度から平成28年度までは決算額、平成29・30年度については当初予算額。  
人口世帯数は各年10月1日現在の推計人口。平成30年度は4月1日現在の推計人口。

5 環境局事業年表

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
1880年 (明13)		●各戸ごとの収集			●清潔法施行(県 達)
1883年 (明16)		●福岡部、博多部の大半が、常置された掃除夫により各戸ごとの定期収集が開始される。			
1889年 4月 (明22)12月					●市制施行 ●人口50,847人
1890年 4月 (明23)	●庶務課に衛生係設置				
1891年 (明24)		●収集業務の民間請負開始			●福岡市掃除定期 制 ●汚物掃除法施行
1900年 4月 (明33)					
1903年12月 (明36)	●掃除監督部設置				
1910年 4月 (明43)	●掃除係設置				
1920年12月 (大9)	●衛生課に拡大強化				
1926年 (大15)		●本市初の焼却場完成(藤町801/日)			
1935年 1月 (昭10)		●常田焼却場完成(110 t/日)			
1944年 5月 (昭19)		●常田焼却場廃止			
1947年 8月 (昭22)	●衛生課から清掃課に変更				
1948年 9月 (昭23)		●東部焼却場完成(下臼井20 t/日)			
1951年 (昭26)			●収集業者による 収集始まる		
1952年12月 (昭27)	●清掃課、衛生課 に統合				
1953年 4月 (昭和28)		●収集手数料制定 1日排出量5kg以上 のとき1kgにつき 1円 ●大口収集手数料 制定4 t種1台に つき1,000円	●直営収集開始 1斗(18L)につ き1円 ●収集手数料制定 1箱(正味1斗入) につき15円		●大豪雨により水 害発生 ●「福岡市糞尿搬 出及び屎尿汲取手 数料条例」制定
6月					
1954年 6月 (昭29) 7月 9月	●清掃課復活	●手数料を月額 に改正 排出量5kg未満は 月40円, 5kg以上 1/4につき500円 は, 5kg以上 30円加算 ●特別搬出手数料 制定 月排出量150kg以 上200kg未満月40 円, 200kg以上	●大口収集手数料 制定 大型ポンプ車 1/4につき500円 小型ポンプ車 1/5につき150円 ●清掃作業所(船 基地)完成 地下タンク50kL 地上タンク100kL		

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
1955年 4月 (昭30)		150kgごとに月20 円加算 ●燃えがら搬出手 数料制定 1箱につき10円 ●事業系ごみの許 可制度開始 ●那珂町編入に伴 い商部焼却場移管 (7t/日) ●河川浮遊ごみ収 集委託開始(那珂 川) ●臨時搬出手数料 を制定 4 t種1 / 4につ き250円	●許可制度実施 (164名, 182台) ●し尿投棄船「清 福丸」完成(91.8 t) ●し尿海洋投入開 始(直営) ●し尿中継槽投入 使用料制定 1石につき10円		●人口50万人突破 (10月国勢調査 544,312人)
5月					
6月					
1957年 4月 (昭32)		●収集手数料を, 1週当たり収集回 数(毎日, 週3回, 週2回, 週1回) 及び重量による月 額に改正 ●燃えがら搬出手 数料増額制定 ●一般家庭週2回 収集開始 ●じんかい焼却手 数料制定 普通貨物車1台に つき200円	●許可業者133名 160台となる。		●ごみの夜間収集 へ漸次移行開始
6月					
10月					●自然公園法制定 (10月施行)
1958年 4月 (昭33)					
6月					●「公非用水域の 水質の保全に関す る法律」及び「工 場排水等の規制に 関する法律」施行
1959年 7月 (昭34)	●東西掃除作業所 (係)設置				
1960年 4月 (昭35)	●清掃作業所(係, 船舶基地)設置	●特殊容器からの 搬出手数料制定 1世帯1月30円 ●燃えがら搬出入 手数料を改正 20kgを超えるもの につき50kgごとに 10円 ●犬, 猫等の死体 処理手数料制定 1体につき100円 ●旧西焼却場廃止 (曙町) ●西じんかい処理 場完成(焼却量150 t/日)	●し尿中継槽投入 使用料増額制定 180Lごとに20円		
5月					
10月					

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
1961年 12月 (昭36)	●東、西清掃作業所(係)を清掃事業所に拡大 ●西じんかい処理場(係)設置	●コンクリート容器規格制定 ●旧東部焼却場廃止(下臼井) ●正手埋立場(36年10月～38年9月) ●東じんかい処理場完成 (焼却量150t/日)制定	●手数料増額改定 ●ホース延長距離による加算料金制定—30m以上、10mごとに1円加算		
1962年 4月 (昭37)		●収集手数料増額改定			
5月					●「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」制定(8月施行)
7月		●じんかい焼却手数料改正			●「工業用水法」改正
8月		●一部地区別収集委託開始(不燃物)			●オーケラント市(米)と姉妹都市締結
10月					●「ばい煙」の排出の規制等に関する法律」施行
12月					●「狩猟法」を「鳥獣保護及び狩猟に關する法律」に改正
1963年 3月 (昭38)					●集中豪雨により水害発生(浸水家屋10,130戸)
6月					
8月					●許可業者の収集地域割当制採用
1964年 4月 (昭39)	●各清掃事務所に指導係を設置	●ポリ容器の普及推進開始	●海洋投入業務委託開始(1社)	●盛下げじん量測定開始(市内10ヶ所)	
7月					●天神交差点自動車排出ガス測定開始(検知管法)
11月		●収集手数料増額改定 ●大、猫等の死体処理手数料改定1体につき130円			
1965年 1月 (昭40)			●手数料の原価計算方式を採用する とともに、一般家庭は人頭制、それ		

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
4月	●衛生局に清掃部設置(管理課、業務課、東、西清掃事務所)		●旧蒲田埋立場理立開始		●清掃対策協議会設置1年間委嘱 ●清掃モニター制度発足 ●清掃法の一部改正 ●「公害防止事業団法」制定 ●清掃基本調査実施(全市対象)
6月				●硫酸化物測定開始(市内10ヶ所)	
9月			●隣接町(久山町)の処理受託開始		
10月			●御密川(石室川)清掃委託開始		
12月			●市内全域不燃物分別収集委託開始(可燃物は戸別、不燃物はステーション収集)		●公害防止事業団設立
1966年 4月 (昭41)			●新清掃作業所し尿中継基地完成 貯留能力1,200KL(200KL/日)併せてし尿中継基地管理委託開始		●中部下水処理場運転開始
5月			●隣接11町の処理受託開始		
7月			●処理場搬入手数料廃止		
8月			●「清掃週間」全市一斉清掃開始		
1967年 4月 (昭42)	●清掃部に施設課設置		●許可業者48名123台となる ●し尿投棄船「清福丸」廃船 ●福岡市汚物取扱業統合資金融資制度発足		●「清掃法」制定(4月22日)
7月		●主幹線道路に道路清掃車(ロードスター)を採用委託			●「公害対策基本法」「公共用飛行場周辺における航空機騒音による被害の防止等に関する法律」制定施行
8月			●清掃実態調査実施(全市対象)		
11月			●し尿収集問題調査研究協議会発足		

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
1968年(昭43)	●清掃事務所(課)設置 ●じんかい埋立管理事務所(係)を設置	●清掃監視員制度発足 ●収集手数料を重量による計算から容積による計算に改定 ●旧蒲田埋立場理立終了 ●八田埋立場理立開始	●手数料増額改定 ●収集用全車両(許可業者含む)に脱臭器取付 ●収集業務委託のためくみとり申込書受理(全市区)	●市内主要河川の水質調査開始(那珂川他9河川、委託調査) ●「大気汚染防止法」「騒音規制法」制定(12月施行)	●清掃協力者の表彰を始める
1969年(昭44)	●衛生局環境衛生課に公害調査係新設 ●清掃部を清掃局に拡大強化し、業務課を業務第1課及び業務第2課に分課 ●公害調査係を公害係に改め主査を配置	●南部焼却場廃止(昭和28年、旧那珂町が設置したものの)	●公衆便所清掃委託開始 ●収集業務委託開始(1公社19台、12業者89台計108台) ●手数料徴収事務委託開始 ●許可業者は浄化槽清掃(2業者、12台)のみとなる ●ホース延長距離による加算料金を廃止	●騒音規制地域指定(市街地を重点に騒音の規制を行い、特定工場等の監視を行う) ●(財)福岡市環境衛生公社設立	●「福岡県公害防止条例」制定(7月施行) ●福岡市公害対策協議会(助役及び)
1970年(昭45)		●延焼理立場(不燃物)埋立開始 ●西部清掃工場工事			

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
7月 9月	●衛生局に公害課を新設(3係8人)		●町を単位とした日収集開始	●硫酸塩化物自動測定開始(市役所屋上) ●市内11河川の有害物質調査 ●ばい理等影響調査実施(西保健所管内500人) ●ビル暖房燃料調査及び指導	●第64国会で公害関係14法が制定 ●「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」制定(昭46.9月施行) ●「水質汚濁防止法」制定(昭和46.6.24施行)
1971年(昭46)	●衛生試験所開設		●し尿収集問題調査研究協議会開催	●一酸化炭素自動測定開始(天神交差点) ●市内各大学で使用する薬物調査実施 ●ビル暖房使用燃料アンケート調査 ●大気環境測定車「みどり号」完成	●「福岡県公害防止条例」改正 ●志賀町編入 ●支所制度発足
2月 3月 4月 5月	●清掃局を2部制(管理部、作業部) ●清掃事務所(東、西、南)を廃止し、東部作業課西南南部作業課を設置 ●支所市民生活課に清掃係を設置し、旧清掃事務所指導員を配置 ●公害苦情相談員配置(公害課、各保健所12人)		●収集委託業者2社(12台)が廃業、1公社、10業者で109台となる	●大気環境測定車「みどり号」測定開始(主要交差点12ヶ所) ●工場妻橋調査実施(約600工場を対象に聴取り調査)	
6月 7月 8月		●能古島収集開始	●浄化槽業者3業者14台となる ●能古島収集開始		●「悪臭防止法」制定(昭47.5月施行) ●環境庁設置

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
10月 11月 12月			(直営)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●那珂川、御笠川水質調査開始</li> <li>●市内貫流河川及び博多湾の水質、底質の健康阻害物質調査実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福岡県清掃協議会設立</li> <li>●公共用水域の水質汚濁に係る環境基準告示 (S46.12.28)</li> </ul>
1972年 1月 (昭47)				●騒音規制法規制対象工場の一斉立入検査実施 (668工場)	
3月	●西南部作業課 (第2係) 事務所移転	●西じんかい処理場廃止 ●西部清掃工場竣工 処理能力 450 t / 日 (150 t × 24 h × 3基)			
4月	●西じんかい処理場 (係) を廃止し、西部清掃工場 (職) を設置	●くすかご、吸いがら入れ設置を始める ●玄界島焼却場竣工 (1 t / 日)			●「福岡市清掃条例」を廃止し「福岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」「同施行規則」を制定 ●政令指定都市へ移行 (5区制)
5月	●衛生局に公害部を新設 (2課, 4係, 22人)	●処理手数料 (定期, 臨時搬出) の改定		●PCB使用関連工場実態調査実施	●PCB対策委員会設立 (関係局長による汚染対策等の調査研究)
6月		●産業廃棄物処分費用徴収開始			●「国連人環境会議」開催 (スウェーデン, 参加14ヶ国)
7月				●47年1月の立入検査結果に基づき改善勧告 (176工場)	●PCBの排出等に関する暫定指導指針の設定
8月				●PCB環境汚染調査実施	
10月				●公害ペトロールカー活動開始	
11月				●庁用車の排ガスを浄化装置取付開始	
12月		●姪浜埋立場理立完了			
1973年 1月 (昭48)		●今津第1埋立場 (不燃物) 理立開始			
3月		●八田埋立場理立完了 ●久山埋立場 (可燃物) 理立開始	●し尿投棄船「清福丸」完成	●大気汚染監視設備完了 (屋上局4局, 地上局3局をテレメーター化)	

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●管理部に建設課を新設</li> <li>●管理部に副主幹主査 (用地担当) を新設</li> <li>●管理部業務第2課に産業廃棄物指導係を新設</li> <li>●清掃作業所 (係) を課に拡大強化</li> <li>●じんかい埋立管理事務所を東部及び西部じんかい埋立管理事務所に2係化</li> <li>●管理課を庶務課に名称変更</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●海洋汚染防止法施行令の一部改正により, 基地より62海里の海域に投棄海域を変更</li> <li>●し尿投棄船「第2清福丸」竣工</li> <li>●し尿収集車両にホース自動巻取機採用</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●管理部, 本庁より第一生命ビルの仮庁舎に移転</li> <li>●「福岡市公害対策審議会」設置</li> </ul>
5月					●大気の汚染に係る環境基準 (一酸化炭素, 浮遊粒子状物質, 光化学オキシダント) 告示 (昭48.5.8)
6月				●第1回環境週間 (ノーカーデー, 私たちの環境展, 施設見学, ポスター募集等)	●「博多湾総合調査委員会」設置 (昭48.5.16)
7月				●大気汚染物質排出量総合調査開始 (環境庁委託)	●福岡地区広域行政推進会議「清掃部会」発足
10月					●「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」及び「化学物質の審査及び製造の規制に関する法律」制定 (昭49.4月施行)
11月			●し尿収集問題調査研究協議会 (第2回) 発足		●大豪雨による水害発生
12月			●福岡市し尿収集業者転業準備資金融資制度発定	●燃料規制地域の重油一斉調査実施	
1974年 2月 (昭49)				●地下水調査 (環境庁の委託により実施)	
3月		●粗大ごみ処理施設竣工	●玄界島し尿処理場竣工 (処理能力 2 kl / 日)		●那珂川水質自動測定局完成
4月		●管理業務第2課産業廃棄物指導係を課へ拡大強化	●公園内公衆便所関連事務を都市計画局公園緑地部へ		

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
5月			● 福岡市し尿収集業者転業資金融資制度発足		
6月			● 東部清掃工場起工		
7月			● 東部清掃工場竣工		
9月			● 東部し尿収集開始		
10月			● 東部し尿収集開始		
11月			● 東部し尿収集開始		
1977年 1月 (昭52)			● 東部し尿収集開始		
3月			● 東部し尿収集開始		
4月			● 東部し尿収集開始		
7月			● 東部し尿収集開始		
8月			● 東部し尿収集開始		
11月			● 東部し尿収集開始		
1978年 3月 (昭53)			● 東部し尿収集開始		
4月			● 東部し尿収集開始		

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
5月			● 福岡市し尿収集業者転業資金融資制度発足		
6月			● 東部清掃工場起工		
7月			● 東部清掃工場竣工		
9月			● 東部し尿収集開始		
10月			● 東部し尿収集開始		
11月			● 東部し尿収集開始		
1975年 1月 (昭50) 2月			● 東部し尿収集開始		
3月			● 東部し尿収集開始		
4月			● 東部し尿収集開始		
5月			● 東部し尿収集開始		
7月			● 東部し尿収集開始		
8月			● 東部し尿収集開始		
10月			● 東部し尿収集開始		
1976年 1月 (昭51)			● 東部し尿収集開始		
3月			● 東部し尿収集開始		
4月			● 東部し尿収集開始		

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
5月	称変更し管理課へ移管、清掃事業所を中部中継所に名称変更 ●業務第2課に、普及係を新設し、清掃パトロール班の設置 ●東部、西南部事業所に機動処理班設置	●許可収集業者の地域割実施 ●産業廃棄物処分費用改定 ●一般廃棄物処分手数料徴収開始			●異常湯水による制限給水始まる ●大気の汚染に係る環境基準(二酸化窒素)告示(昭53.7.11) ●台風18号による風害発生 ●10大都市清掃事業協議会を福岡市で開催
6月		●資源ごみ回収ステート実施			
7月					
9月		●不燃性収集ごみの組織調査報告 ●ごみの新処理技術に関する基本調査報告	●昭和53年度し尿処理に関する調査委託報告 ●委託業者4社16台を転廃業(1社1公社7業者106台となる)	●福岡市の公害対策はいかにあるべきかについて、福岡市公害対策審議会への答申	
1979年3月(昭54)		●資源ごみ回収ステート継続実施(54年度中)			●福岡、広州友好都市締結 ●豪雨による災害発生(～7月) ●市政90周年式典 ●博多港、オーケランド港(NZ)姉妹港締結
1980年1月(昭55)	●施設部に副主幹を設置	●今津汚水処理施設(2系)竣工(600m <sup>3</sup> /日) ●処理手数料改定 ●資源ごみ回収ステート継続実施(55年度中) ●「再資源化調査研究会」設置			
3月					
4月	●施設課に主査設置				
6月					●「福岡市合成洗剤対策実施要綱」制定
9月		●リサイクルングフェア開催(3日)			

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
10月	●南部清掃工場組織発足	間入場者約18,000人 ●小呂島焼却設備費補助 ●ごみゼロ稼働発足			●西部下水処理場運転開始
12月		●南部清掃工場(焼却能力600t/日) ●モラルでクリーン運動実施 ●処理手数料改定			
1981年3月(昭56)	●施設部副主幹廃止 ●管理課に主査設置				●市営地下鉄開通 ●汚でい処理センター開所(下水道局)
4月					
5月					
12月					
1982年3月(昭57)	●西南部事業所(1係)移転改築 ●施設課の主査を廃止し、施設第3係を設置 ●公害部を環境保全部に名称変更	●不法投棄通報制度発足 ●処理手数料改定	●し尿処理手数料改定 ●小呂島清掃運輸施設整備費補助	●大気環境測定車「みどり号」廃止 ●業務委託に切替 ●「福岡都市圏合成分汚水処理施設」協議会 ●新7区発足 ●福岡市議会棟竣工	
4月					
5月					
6月					
10月					
11月					
1983年1月(昭58)		●伏谷理立場工事着工 ●小呂島不燃性ごみ収集運搬委託開始 ●大猫等の死体処理手数料改定1体につき800円 ●処理手数料改定	●し尿処理委託町が2市6町となる	●香椎大気汚染測定局完成 ●浄化槽法制定(昭60.10月全面施行) ●福岡市環境管理計画技術検討委員会設置	
4月					
5月					
6月					
1984年4月(昭59)		●処理手数料改定	●収集委託車両102台となる	●「福岡市光化学オキシダント緊急時対策実施要綱」制定 ●「環境影響評価実施要綱」閣議決定	●11大都市清掃事業研究会を福岡で開催
6月					
8月					
10月		●東部破砕処理センター着工			

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
1985年 1月 (昭60)				●公害監視局移設 (市役所新館前から北別館へ) ●「名水百選」に本市「不老水」が選定される	
4月	●西部清掃工場に試験係を新設	●処理手数料改定 ●直営のごみ収集車両をダンプよりパッカーに転換 ●レーンダンプ4台 ●直営のし尿収集車両を5台減車(12台→7台)	●し尿処理手数料改定 ●収集委託車両98台となる		
7月				●福岡市浄化槽清掃業の許可申請手数料等に關する条例制定(10月施行) ●福岡市浄化槽法施行細則制定(10月施行) ●福岡市浄化槽清掃業の許可等に關する規則制定(10月施行)	
9月					
11月				●環境管理計画の基本的考え方について福岡市環境管理計画技術検討委員会より報告書提出 ●「福岡市における環境対策について」福岡市公害対策審議会で諮問	
12月		●東部汚水処理施設(伏谷系)竣工(600m <sup>3</sup> /日)			
1986年 4月 (昭61)	●衛生局環境保全部をわざわざ環境局と名称変更 また産業廃棄物指導課を環境保全部に移管 ●東部清掃工場に東部破砕処理センターを開設	●処理手数料改定	●収集委託車両94台となる ●小呂島し尿収集費補助		
5月			●清掃問題調査研究協議会(第4回)発足		
6月					
9月		●東部破砕処理センターター竣工		●「福岡市における環境について」福岡市環境プランを策定し、環境対策を進めるべきとの意見を賜る ●「福岡市環境プラン」策定	
10月			●収集委託車両93台となる		

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
12月					●「福岡市環境プラン推進委員会」設置(これに伴い福岡市環境管理計画技術検討委員会を廃止) ●福岡市公害対策協議会を福岡市環境保全対策協議会に改組
1987年 3月 (昭62)					
4月	●庶務課計画課を廃止し、計画課を新設 ●業務第2課の調査係を廃止 ●管理課主査を廃止 ●建設課に建設第3係を新設	●ごみ処理手数料改定 ●産業廃棄物処理業許可期限導入	●収集委託車両88台となる		
5月				●「福岡都市圏合成洗剤対策連絡会議要綱」を発展させ、「福岡都市圏生活雑排水対策連絡会議要綱」を制定	
6月				●清掃問題調査研究協議会(第5回)発足	
7月		●粗大ごみ収集を3ヶ月に1回から月1回の不燃性ごみとの混合収集に変更 ●第1回清掃展開催(入場者3,393人)			
9月					
1988年 3月 (昭63)					
4月	●計画課に主査を新設 ●東部清掃工場に東部汚水処理場を新設	●武節ヶ浦埋立場埋立終了 ●伏谷埋立場埋立開始 ●ごみ処理手数料改定	●中部中継所建替完了 ●収集委託車両84台となる ●収集車にアルミ架装車年次的に採用		
6月					●福岡市行政棟竣工 ●環境局新行政棟へ移転
7月					
9月		●「ごみ減量対策推進本部」設置			
12月			●小呂島にコンポスト設置年次的に補助開始		
1989年 2月 (平元)		●市役所本庁舎において古紙回収を開始			●吉塚大気汚染測定局移設(福岡第1病院から真吉塚小学校へ) ●「アジア太平洋博覧会(よかとぴア)開催 ●福岡・イポー市(マレーシア)姉妹都市締結
3月					

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
1990年 4月	●業務第2課に主任を新設 ●主任設置	●ごみ処理手数料改定 ●大猫等の死体処理手数料改定 ●区役所において古紙回収を開始	●収集委託車両77台となる	●森境庁から「ふるさといきもの環境保全地域」に室見川中上流一帯が選定される	
1990年 7月	●業務部に副主任、主任設置	●第1期ごみ減量モニター委嘱 ●市役所内のPPC用紙に再生紙を使用開始 ●ごみ処理手数料改定	●玄界島し尿処理場を改造 (2kL/日→3kL/日)		
1990年 10月	●業務部の副主任、主任設置	●主幹廃止 ●業務第2課主幹を廃止し、ごみ減量推進室を新設 ●指導課に主任を新設	●し尿処理手数料改定 ●収集委託車両71台となる ●直営のし尿収集車を2台減車(7台→5台)	●第1期環境モニター委嘱	
1990年 3月	●業務第2課主幹を新設	●東部清掃工場第2工場竣工 ●福岡市ごみ処理(施設設備)計画策定 ●「かーるマークの店」制度開始	●し尿業界との協定書等の締結(平成5年度未廃業)	●第2、第4土曜日開庁実施 ●「再生資源の利用の促進に関する法」制定(10月施行)	●第4土曜
1991年 4月	●環境保全部「調整理課」に名称変更 ●産業廃棄物指導課に計画調整係を新設 ●西部清掃工場に新西部清掃工場開設準備主任を新設	●市役所内の全印刷物を原則として再生紙に切替 ●一般家庭可燃物収集車色変更 ●パッカー車火災実験 ●生ごみコンポスト化容器購入補助制度開始 ●地域集団回収表彰制度開始 ●福岡市産業廃棄物処理指導計画策定	●収集委託車両64台となる		●土壌の汚染に係る環境基準告示(昭.8.23)
1991年 6月					
1991年 7月					
1991年 8月					

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
1982年 9月		●福岡市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱施行 ●事業所古紙回収説明会開催 ●都市美化推進モデル事業開始			●「第1回福岡市・釜山直轄市環境行政交流会議」開催
1982年 10月		●西部清掃工場廃止 ●(新)西部清掃工場竣工 ●今津汚水処理施設(3系)竣工(60m <sup>3</sup> /日)		●「福岡市環境配感指針」策定	●(財)福岡県環境保全公社設立
1982年 1月		●「業務指」を「管理部」に名称変更し、環境保全部の産業廃棄物指導課を管理部に移管 ●環境保全部の指導課を水質騒音課と大気課に分課 ●東部、南部、西部工場に運転係を新設 ●西部工場に廃棄物試験研究センターを新設 ●清掃推進委員を環境推進委員に変更	●収集委託車両59台となる ●海洋投入業務委託が1社となる	●第1回「子ども地球環境会議」開催	
1982年 2月					
1982年 3月					
1982年 4月					
1982年 5月					●「ローマ・クラブ福岡会議」九州開催 ●「環境にやさしい都市をめざす福岡市民の宣言」発表
1982年 6月					●毎月14日を「環境デー」とする ●第1回「環境元年宣言記念市民フォーラム」開催
1982年 8月		●区役所で資源回収啓発事業(クリーン・リサイクル)開始 ●福岡市ごみ減量・リサイクル推進会議設置 ●「清掃月間」に改める			
1982年 9月					
1982年 12月					●「福岡市廃棄物」策定 ●「福岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を廃止し、「福岡市廃棄物」策定
1983年 3月					●「福岡市自動車」策定 ●「福岡市自動車」策定 ●「福岡市自動車」策定 ●「福岡市自動車」策定

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●東部埋立管理事務所及び東部汚水処理場を統合し、課組織の東部埋立管理事務所を新設</li> <li>●ごみ減量推進室の推進係を第1係とともに、第2係を新設</li> <li>●建設課に主査(廃棄物資源化等施設整備担当)を新設</li> <li>●区役所市民相談室に主査(ごみ減量推進担当)を新設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福岡市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定</li> <li>●市役所内の機密文書再資源化のための大型シュレッダーを北別館に設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●直営の海洋投入物を廃止(委託1社となる)</li> <li>●し尿投棄船「清福丸」廃船</li> <li>●収集委託車両54台となる</li> <li>●し尿処理手数料改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「福岡市自動車交通公害防止計画推進協議会」設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>物の減量及び適正処理等に関する条例」制定(4月施行)</li> <li>●「福岡市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例」制定(10月施行)</li> <li>●「環境基本法」制定</li> <li>●「福岡市環境審議会条例」制定(8月施行)</li> </ul>
5月					
7月		<ul style="list-style-type: none"> <li>●出張所で資源回収啓発事業開始</li> </ul>			
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●西部清掃工場に主査(西部破砕選別別処理施設開設準備担当)を新設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●出張所で資源回収啓発事業開始</li> <li>●ガラスびん拠点回収事業開始</li> <li>●ガラスびん選別センター選別開始</li> </ul>			
11月					
1994年 3月(平6)				<ul style="list-style-type: none"> <li>●「福岡市地域温暖化対策地域推進計画」策定</li> </ul>	
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●業務第1課及び業務第2課を統合し、業務課を設置</li> <li>●西部埋立管理事務所(課組織)を新設</li> <li>●ごみ減量推進室にリサイクルプラザ(係組織)を新設</li> <li>●計画課の主査を廃止し、業務第2課の普及係を計画課に移管</li> <li>●清掃施設の名称変更により、東部、南部、西部清掃工場をそれぞれ東部、南部、西部工場に、また東部破砕処理センターを東部資源化センターに名称変更</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●小呂島し尿処理場竣工(処理能力1kl/日)</li> <li>●委託業者7社が一斉廃業(収集委託車両は福岡市環境衛生公社16台、都市環境30台などで48台となる)</li> </ul>		

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●西部工場の主査(西部破砕選別処理施設開設準備担当)を廃止し、西部資源化センターを新設</li> <li>●区役所の市民相談室環境係及び主査(ごみ減量推進担当)を振興課に移管</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●リサイクルプラザ活用開始</li> <li>●西部資源化センター竣工</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>●福岡市園空き缶等対策協議会設立</li> </ul>
6月					
7月					
10月					<ul style="list-style-type: none"> <li>●散乱防止条例で定める「特定容器回収促進区域」の指定を拡大</li> </ul>
1995年 3月(平7)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●廃木材の資源化事業開始</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>●「悪臭防止法」改正</li> </ul>
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設課を工場建設課(名称変更)と工場整備課(新設)に分課</li> <li>●産業廃棄物指導課に主査(特別管理産業廃棄物の指導担当)を新設</li> <li>●水質騒音課を水質課に大気課を大気騒音課にそれぞれ名称変更</li> <li>●水質課に第2係を新設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●直営のごみ収集に關し、公共施設別収集の徹底及び資源ごみ(ガラスびん及び古紙)収集を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●直営のし尿収集を廃止(収集委託車両は、福岡市環境衛生公社4台、都市環境27台などで43台となる)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>従来の器械分析による測定も行われるようになる(平8年4月施行)</li> </ul>
6月		<ul style="list-style-type: none"> <li>●西部(中田)埋立場汚水処理施設(1系)竣工(500m<sup>3</sup>/日)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>●「低公害車買換等資金融資制度」を福岡市商工金融資金制度の公害防止資金の中に新設</li> <li>●子どもエコクラブ事業開始</li> <li>●第1回水辺教室開催</li> </ul>
7月					
11月		<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみ減量対策専門部会設置</li> </ul>			
1996年 1月(平8)			<ul style="list-style-type: none"> <li>●緑のリサイクルセンター竣工</li> <li>●西部(中田)埋</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●悪臭10物質の追加告示</li> </ul>

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
3月	立場竣工 ●(新)玄界島焼却場竣工 ●緑のリサイクルセンター稼働開始	●(新)玄界島焼却場立上げ ●(新)玄界島焼却場稼働開始 ●ごみ処理手数料改定	●収集委託車両39台となる		
4月	●庶務課を総務課に名称変更 ●計画課に主査(廃棄物問題担当)を新設 ●ごみ減量推進課に名称変更 ●工場建設課に主査(破碎処理施設等担当)を2新設 ●工場整備課に整備第2係を新設 ●西部理立管理事務所に水処理係を新設 ●環境管理課に主査(自然環境保全業務専任)を新設 ●大気騒音課に主査(悪臭対策専任)を新設	●(新)小呂島焼却場竣工 ●空きびん・ペットボトル分別収集モデル事業開始	●領海法の改正により福岡市から約270kmの海域に投棄海域を変更	●「福岡市市庁自動車低公害化推進連絡会議」設置 ●環境庁「残した日本」の音風景100選」に博多祇園山笠の早き山笠が選定される ●「福岡市カプルトガニ保全対策協議会」設置	●「福岡市環境基本条例」制定
7月					
9月					
11月					
12月					
1997年1月(平9)					
2月					
3月					
4月					

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
5月	(廃棄物問題担当)を1増して2主査体制化 ●工場整備課に廃棄物試験研究センターを移管 ●東部工場に主査(リサイクル施設担当)を新設 ●環境保全全部の機構整備を行い、環境管理課、水質課、大気騒音課を廃止し、環境計画課(調整係、企画係、自動車対策係)、啓発推進課(啓発係、環境情報係、自然環境保全業務専任主査)、指導課(第1係、第2係、臭気対策専任主査)環境調整課(環境調整係、環境影響評価制度専任主査)を新設	改定 ●フロンガス回収事業開始 ●久山処分場(環境保全公社による産業廃棄物処分場)供用開始	改定 ●収集委託車両34台となる	●「福岡市環境基本計画推進委員会」設置	●「環境影響評価法」制定
6月					
8月					
10月					
11月	●粗大ごみ受付センター新設	●ミニリサイクルプラザ供用開始 ●3分別収集開始、指定袋制度、粗大ごみ申込・有料制導入、不燃・粗大ごみステーションの廃止 ●事業系ごみの2分別収集及び推奨袋制度開始			
12月					
1998年1月(平10)					
2月					
3月					

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 啓発推進課に主査(有害汚染物質)を新設</li> <li>● 産業廃棄物指導課及び工場整備課に主査(ダイオキシン)を新設</li> <li>● 工場建設課の2主査(破砕処理施設等担当)を廃止し、4主査(東部工場建設担当)を新設</li> <li>● 工場整備課の事業調整係を技術調整係に名称変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみ処理手数料改定</li> <li>● 空きびん・ペットボトル分別収集モデル事業拡大(3地区)</li> <li>● 市役所内における「福岡市再生紙等利用指針」の施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 収集委託車両28台となる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「福岡市環境教育・学習計画」策定</li> <li>● 「福岡市自動車交通公害防止計画(第二次実施計画)」策定</li> <li>● 「環境保全に向けた福岡市率先実行計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「環境保全部」美ル法」制定</li> <li>● 「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2次福岡市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2次福岡市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「環境保全部」美ル法」制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「家電リサイクル法」制定</li> </ul>
10月				<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1回「地球温暖化防止福岡市民大会」開催</li> <li>● エコKidsノート作成・配布</li> <li>● 第1回「エコKidsノートコンクール」開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業系ごみ減量対策専門部会設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業系ごみ減量対策専門部会設置</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境関連ホームページ「学ぼう！つなごう！ふくおかの環境」開設</li> </ul>	
1999年1月(平11)		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 空き缶選別プレス車「カンバク大將II号」運行開始</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「福岡市環境影響評価条例施行規則」制定</li> <li>● 「福岡市環境影響評価技術指針」制定</li> <li>● 「福岡市環境影響評価審査会規程」制定</li> <li>● 「福岡市環境影響評価に係る新築基準施行</li> </ul>
2月					
3月					
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画主査(廃棄物問題担当)2のうち1を廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 東部(伏谷)処理場浸出水処理施設(2系)稼働開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 収集委託車両22台(定期収集分)となる</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「福岡市環境影響評価条例施行規則」制定</li> <li>● 「福岡市環境影響評価技術指針」制定</li> <li>● 「福岡市環境影響評価審査会規程」制定</li> <li>● 「福岡市環境影響評価に係る新築基準施行</li> </ul>

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 工場建設課を工場建設第1課(名称変更)と工場建設第2課(新設)に分課</li> <li>● ごみ減量推進課に主査(リサイクル)を新設</li> <li>● 施設課に第3係を新設</li> <li>● 産業廃棄物指導課の2主査を「特別管理産業廃棄物指導等専任」及び「ダイオキシン削減対策等担当」に名称変更</li> <li>● 環境調整課の主査(環境影響評価制度担当)を審査係に名称変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 工場建設第1課(名称変更)と工場建設第2課(新設)に分課</li> <li>● ごみ減量推進課に主査(リサイクル)を新設</li> <li>● 空きびん・ペットボトル分別収集モデル事業拡大(7地区)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRT法)」制定(平成12.3月施行)</li> <li>● 「ダイオキシン類対策特別措置法」制定(平成12.1月施行)</li> <li>● 「ダイオキシン類対策特別措置法」制定(平成12.1月施行)</li> <li>● 「ダイオキシン類による大気、水質及び土壌の汚染に係る環境基準告示(H11.12.27)(平成13.1月適用)</li> </ul>
12月				<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「福岡市地球温暖化防止市民協議会」設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「福岡市地球温暖化防止市民協議会」設立</li> </ul>
2000年3月(平12)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 業務課に主査(資源化処理指導担当)を新設し、主査の職名を変更(資源化処理指導専任→許可指導専任)、粗大ごみ受付センターの管理運営を(財)福岡市環境衛生公社へ全面委託化</li> <li>● ごみ減量推進課に計画課普及係を移管し、名称をごみ減量・美化推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ガラスびん拠点回収事業廃止</li> <li>● 家庭ごみ4分別収集開始(空きびん・ペットボトルを分別)</li> <li>● 地域リサイクル(事業所分別排出物)許可指導開始(スーパー等小売店のみ)</li> <li>● 資源回収啓発事業(クリーン・リサイクル)廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 収集委託車両19台(定期収集分)となる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自動車騒音の限度(要請限度)の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自動車騒音の限度(要請限度)の変更</li> </ul>

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
12月	名称変更	●粕屋地区1市7町と一般廃棄物の処理に関する相互協力協定書を締結	●粕屋地区1市7町と一般廃棄物の処理に関する相互協力協定書を締結		
2001年1月(平13)	●臨海工場開設に伴い臨海工場開設準備室を廃止	●臨海工場竣工 ●臨海リサイクルプラザ供用開始 ●西部(中田)埋立場第2区画竣工 ●小呂島焼却場を廃止し、生ごみ処理装置を設置 ●フロンガス回収事業廃止	●し尿の海洋投入を全面廃止	●「ふくおか2010アクションプラン(第二次福岡市地球温暖化対策地域推進計画)」策定	
3月					
4月	●計画課の調査(廃棄物問題担当)を廃止し、工場整備係より技術調整係を移管して第2係を新設 ●臨海工場建設終了に伴い、工場建設課を廃止して、主査(東部建替課担当)を管理課に、主査(余熱利用施設整備事業担当)を工場整備課に移管 ●工場整備課の整備第1係、整備第2係を第1係、第2係に名称変更 ●施設課に主査(理立技術調整担当)を新設 ●東部工場の主査(リサイクル施設担当)を廃止 ●環境計画課に主査(温暖化対策担当)を新設 ●保健環境研究所の環境科学課(微生物課、理化学課)を廃止し、それぞれ業務を担当する主席研究員を設置	●家電リサイクル法対象物について、市による収集・処理を中止 ●不法投棄防止夜間パトロール開始	●し尿処理手数料改定 ●収集委託車両16台(定期収集分)となる ●し尿処理委託自治体4町となる	●「ふくおか2010アクションプラン(第二次福岡市地球温暖化対策地域推進計画)」策定	●ホームベージ「福岡市環境局」開設 ●家電リサイクル法の施行 ●ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について一部改正告示(ジクロロメタン追加)(H13.4.20)
5月		●西部(中田)埋立場第2区画埋立開始			●「福岡市環境影響評価審査会運営要領」制定(平13.5月実施) ●特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の
6月		●ごみ処理手数料改定(定期収集178円/50L、臨時収集	●糸島地区1市2町1組合と一般廃棄物の処理に関する		●ピオトップ事業開始

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
5月	●課に変更、主査(第2リサイクルプラザ開設準備担当)を新設 ●課長及び主査(事業系廃棄物減量推進担当)を新設 ●臨海工場開設準備室を新設 ●東部、南部、西部工場に主査(発電設備専任)を新設 ●保健福祉局より保健環境研究所を移管	●区役所等で地域リサイクルステーション事業開始 ●福岡市における事業系一般廃棄物の減量に向けて「福岡市ごみ減量対策推進本部」を本部長を市長として、市役所内でのごみ減量、再資源化の取組強化 ●ごみ処理手数料の改定(自己搬入110円/10kg、定期収集165円/50L、臨時収集4,340円/m <sup>3</sup> ) ●福岡市循環型システム研究会設置 ●事業系古紙回収支援事業開始			●「建設リサイクル法」制定
6月	●部長及び係長(共同事業化推進担当)を新設				●「循環型社会形成推進基本法」制定
8月					
10月	●施設部工場整備課の廃棄物試験研究センターと、東部、南部、西部工場の試験係を統合し、廃棄物試験研究センター(課)として保健環境研究所に設置 ●新東部工場の建設・運営を行う事業会社の設立に從い、部長及び係長(共同事業化推進担当)並びに工場建設第2課を廃止、工場建設第1課を工場建設課に				●(株)福岡クリーンエナジー設立 ●西部工場でISO14001の認証取得

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
7月	●ごみ減量・美化推進課の主査(第2リサイクルプラザ開設準備担当)を廃止 ●新計画課に第3係を新設	●4,580円/m3)粗大ごみ持ち出しサービスマスター開始 ●電動式生ごみ処理機購入費助成制度開始 ●糸島地区1市2町1組合と一般廃棄物の処理に関する相互協力協定書を締結 ●福岡都市圏環境行政推進協議会発足	●玄界島で集落排水処理施設が供用開始する	●「ポリ塩化ビブエニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」施行	
8月			●平尾自動車排出ガス測定局を廃止し、今宿自動車排出ガス測定局を新設		
9月		●市役所内の機密文書再資源化のための大型シュレッダーを臨海工場内に増設 ●福岡都市圏南部環境行政推進連絡協議会発足			
10月					
2002年1月(平14)		●春日市外2市1町と環境行政に関する基本協定書締結 ●福岡クリーンエナジーと廃棄物中間処理委託基本契約締結		●元岡一般環境大気測定局を新設 ●全国環境首都コンテストで全国第2位獲得	
3月			●収集委託車両14台(定期収集分)となる	●福岡クリーンエナジーにてプロジェクトファイナンス成立	
4月	●管理部、環境保全部の構成を見直し、総務部を新設し、総務部、環境保全部、指導部とする ●ごみ減量・美化推進課を家庭ごみ減量対策課に名称変更し、指導部から総務部へ移管 ●事業系ごみ対策課を新設し、課長	●市役所内の廃蛍光管回収を開始 ●野多目小学校に電動式生ごみ処理機を設置し、モテル事業開始	●第二次福岡市自動車交通公害防止計画(交通グリーン化アクションプラン)策定 ●福岡市グリーン購入ガイドライン制定	●臨海工場余熱利用施設「タラソ福岡」開業 ●(財)福岡市環境衛生公社から福岡市くらしの環境財団に名称変更 ●「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の促進に関する法律」に基づき排出量・移動量届出開始	

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
	●事業系廃棄物減量推進担当)を廃止 ●課長(埋立場等調整担当)を新設 ●西部埋立管理事務所長を廃止して埋立係、水処理係を施設課へ移管し西部埋立係、西部水処理係に名称変更 ●総務課の経理係を財務係に名称変更 ●計画課に主査(循環型システム構築担当)を新設 ●業務課の主査(資源化処理指導担当)を廃止 ●環境保全課の主査(臭気対策専任)を廃止 ●工場整備課の第1係、2係を技術管理係、整備係に名称変更 ●工場整備課に主査(クリーンパーク東部再整備担当)を新設し、主査(ダイオキシン削減対策担当)及び主査(臨海工場余熱利用施設整備担当)を廃止 ●課長(埋立場等調整担当)に主査(埋立場等調整担当)を新設し、施設課より主査(埋立技術調整担当)を移管	●春日市外3市1町と環境行政に関する基本協定書締結		●環境フェア2002 ●わがまち環境マップ展等開催	●土壌汚染対策法公布(H15.2.15施行)  ●「自動車リサイクル法」制定 ●ダイオキシン類に係る環境基準の改正告示(H14.7.22)(水底の底質の追加)
5月					
6月					
7月					
8月	●循環のまち・ふくおか行動委員会設置				

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
9月		●中国環境モデル都市日本環境視察団受入 ●不法投棄防止監視カメラ設置 ●中国広州市環境衛生交流団受入 ●緑のリサイクルセンター中田中継所開設		●ごみ減量フェア ●エコカーシェアリング開設 ●市営駐車場等における低公害車優待措置開始(～H16.9.30) ●福岡市・釜山広域市環境交流会議 ●福岡市地球温暖化防止市民大会	
10月					
12月					●「人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例」制定(14.12施行)
2003年・2月(平15)		●東部(伏谷)理立場は当初昭和63年4月から15年間(平成15年3月迄)の埋立計画であったが、平成15年2月5日に締結した協定書により平成15年4月1日から平成30年3月末日までの埋立期間となった。		●エコキッズ交流会 ●新・福岡市民の行動計画策定	
3月				●全国環境首都市コンテスト4位獲得	●福岡市ピンクちらし等の根拠に関する条例制定(平15.4施行)
4月	●指導部の名称を「ごみ対策部」に変更 ●家庭ごみ減量対策課を総務部からごみ対策部へ移管 ●環境保全課を「ごみ対策部」から総務部へ移管 ●調整課を新設し課長(理立場等調整担当)を廃止 ●企画調整課を新設し、主席研究員を廃止 ●環境啓発課の環境情報係及び主査(有害汚染物質専門)を企画調整課に移管 ●計画課に主査(都市型公害対策	●福岡市事業系古紙回収推進協議会設立	●収集委託車両13台(定期収集分)となる	●Fukuoka e+サイエンス発行(中学生向け副読本) ●臨海リサイクルプラザ等にエコルーム設置	

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
	調整担当)を新設 ●業務課の主査(許可業指導専任)を廃止 ●産業廃棄物指導課の指導係及び計画調整係を処理指導係、排出生産物に名称変更し、主査(循環促進担当)を新設するとともに、主査(特別管理産業廃棄物指導等担当)及び主査(ダイオキシン削減対策等担当)を廃止 ●管理課に業務係長を新設し、調整係長を調整課に移管して主査(東部建設調整担当)を廃止 ●課長(理立場等調整担当)の主査(理立場等調整担当)を技術調整担当に変更 ●総務部に課長(廃棄物問題調整担当)を新設	●灰皿付き層かご撤去 ●宗像地区1市2町1村と一般廃棄物の処理に関する相互協力協定書を締結 ●事業系古紙回収推進モデル事業の開始(9月18日博多駅東・南地区)	●宗像地区1市2町1村と一般廃棄物の処理に関する相互協力協定書を締結 ●事業系古紙回収推進モデル事業の開始(9月18日博多駅東・南地区)	●福岡市圏南部地域の5市1町(福岡市、春日市、大野城市、筑紫野市、太宰府市、那珂川町)で「ノーマイカーデー」共同実施 ●屋上緑化展示会開催 ●環境フェスティバルふくおか2003開催 ●エコ&デザインコンクール	●資源有効利用促進法に基づく家庭系パソコンのリサイクル制度開始 ●環境保全のための環境教育の推進に関する法律施行 ●アイランドシテイ環境配慮指針策定
6月					
8月					
9月					
10月					

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
11月		<ul style="list-style-type: none"> <li>●東部(伏谷)埋立場の構造変更届出書を福岡県が受理。</li> <li>●清華大学ー福岡市ー福岡大学による「福岡方式」の普る廃棄物処分技術分野の技術協力協定締結</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>●和白干潟及び周辺海域が国の鳥獣保護区に指定される。</li> <li>●福岡市環境シンボルキャラクター“エコツバサ”の制定</li> </ul>
12月				<ul style="list-style-type: none"> <li>●福岡市地球温暖化防止市民大会</li> </ul>	
2004年 3月 (平16)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●東部(伏谷)埋立場左岸周回道路供用開始</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●福岡市環境協議会「那珂河川・御笠川・宝満川 生きものマップ」作成</li> <li>●「福岡市環境調整会議規則」改定</li> <li>●「福岡市環境調整会議幹事会運営要綱」制定</li> <li>●「福岡市環境調整会議」改定</li> <li>●「福岡市環境調整会議」改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「福岡地域公害防止計画」策定</li> </ul>
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●理事を新設</li> <li>●課長(廃棄物問題調査)を新設</li> <li>●業務課に不法投棄対策係を新設</li> <li>●産業廃棄物指導課に自動車リサイクル指導係を新設</li> <li>●計画課の主査(都市型公害対策調整担当)を廃止</li> <li>●産業廃棄物指導課の主査(循環促進担当)を廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●校区紙リサイクルステーション事業開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小呂島で集落排水処理施設が供用開始</li> <li>●玄界島し尿処理場を廃止し、玄界島中継施設を設置し、集落排水施設に接続</li> <li>●玄界島し尿収集運搬業務を(株)都市環境に委託する。</li> <li>●収集委託車両11台(定期収集分)となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「福岡市環境調整会議」改定</li> <li>●「福岡市環境調整会議」改定</li> <li>●「福岡市環境調整会議」改定</li> <li>●「環境に影響を及ぼすおそれがある事業に係る環境への配慮に関する要綱」制定</li> <li>●福岡市役所環境保全実行計画策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家電リサイクル法対象物に冷凍庫追加</li> </ul>
6月					<ul style="list-style-type: none"> <li>●外郭団体改革実行計画により福岡市くらしの環境財団と福岡市環境の統合に向けての協議開始</li> <li>●パソコンについて、市による収集、処理を中止</li> <li>●東アジア経済交流推進機構環境部会への参加</li> </ul>
7月		<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業系古紙回収推進モデル事業を13地区に拡大実施</li> </ul>			
8月		<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業系古紙回収系ごみの日曜収集を開始</li> </ul>			
10月			<ul style="list-style-type: none"> <li>●水洗化により、小呂島し尿収集運搬業務終了</li> </ul>		

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
12月		<ul style="list-style-type: none"> <li>●循環のまち・ふくおか基本計画策定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●六本松自動車非出ガス測定局を廃止</li> </ul>	
2005年 1月 (平17)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●計画課に主査(循環型システム構築担当)を新設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●東部(伏谷)埋立場第4区画埋立開始</li> <li>●臨海工場内に古紙ストックヤードを整備</li> <li>●新東部工場試験開始</li> <li>●東部工場、東部第2工場廃止</li> <li>●廃油中継所廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水洗化により、小呂島コンポストトイレ維持費補助事業終了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●今津干潟懇話会設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●京都議定書発効</li> <li>●20日福岡県西方沖地震(震度6弱)発生</li> <li>●「福岡市環境市民ファアンド条例」制定</li> <li>●「福岡市環境保全基金条例」廃止</li> <li>●京都議定書目標達成計画閣議決定</li> <li>●環境市民ファアンド創設</li> </ul>
2月					
3月					
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業系ごみ対策課の推進係を推進第1係へ名称変更し、推進第2係を新設</li> <li>●管理課の主査(自己搬入ごみ事前受付センター管理運営担当)を新設</li> <li>●調整課の主査(埋立場等調整担当)を主査(施設再整備担当)へ変更</li> <li>●東部工場と東部埋立管理事務所を統合し、クリーンパーク・東部へ組織変更</li> <li>●福岡市くらしの環境財団に主査(家庭ごみ有料化のごみ袋担当)を新設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●臨海工場自己搬入モデル事業開始</li> <li>●事業所ごみ減量指導の特定事業用建築物の対象範囲を拡大(延床面積3,000㎡以上→1,000㎡を超)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●し尿処理手数料改定</li> </ul>		
5月		<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみ処理手数料を改定(自己搬入140円/10kg, 定期収集202円/50L, 臨時収集5,060円/㎡)</li> <li>●東部工場竣工</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●第2次福岡市環境基本計画策定について福岡市環境審議会に諮問</li> <li>●福岡市環境基本計画検討委員会設置</li> </ul>	
6月					
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●計画課の主査(地域計画担当)を新設</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>●福岡式環境 I S (事業者版) 設置</li> </ul>

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
8月				<ul style="list-style-type: none"> <li>●子ども地球環境会議2005</li> <li>●福岡市アースベスト対策連絡会議設置</li> </ul>	
9月		<ul style="list-style-type: none"> <li>●東部(伏谷)埋立場埋立容量変更(当初:3,100,000m<sup>3</sup>変更:3,400,000m<sup>3</sup>)</li> <li>●家庭ごみ有料化</li> <li>●組大ごみの土曜日の受付及び回収を開始</li> <li>●自己搬入ごみ事前受付センターでの受付開始</li> <li>●家庭ごみ有料化に伴う排出指導の強化</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境フェスティバルふくおか2005</li> <li>●環境シンポジウムへ子ども達に美しい地球を～</li> </ul>	
10月		<ul style="list-style-type: none"> <li>●自己搬入ごみ事前受付センターでの受付開始</li> <li>●家庭ごみ有料化に伴う排出指導の強化</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境フェスティバルふくおか2006</li> <li>●エコアクション21シンポジウム開催</li> <li>●環境フェスティバルふくおか2006</li> </ul>	
11月		<ul style="list-style-type: none"> <li>●新エネルギー普及啓発イベント「あみューじカル」開催</li> <li>●博多湾環境保全計画策定検討委員会設置</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●副市長(アジア太平洋環境会議開催)を新設</li> <li>●久山中継所を廃止(閉所)</li> <li>●総務部主査(アジア太平洋環境会議開催)を新設</li> <li>●環境都市推進部を廃止し、環境対策推進部を新設</li> <li>●環境保全課を環境対策推進部に移管</li> <li>●環境推進課を計画課に名称変更し、総務部へ移管</li> <li>●環境推進課を環境調整課に名称変更</li> <li>●環境推進課を温暖化対策課に名称変更、自然環境係を環境調整課へ移管</li> <li>●産業廃棄物指導課の排出指導係、自動車リサイクル指導係を、排出指導第1係、排出指導第2係に名称変更</li> <li>●東・西南部事業所をこみ対策部に移管</li> <li>●中部中継所を施設課に移管</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福岡市圏南部環境事業組合設立</li> </ul>
2006年-2月(平18)				<ul style="list-style-type: none"> <li>●福岡式環境I S O(市民版)「環境にe(いへ)こと」表彰コンテスト」表彰式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「石綿による健康被害の救済に関する法律」制定</li> </ul>
3月		<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業系古紙回収推進事業の全市拡大</li> </ul>			
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●管理課と調整課の統合</li> <li>●環境都市推進部にエニネット制導入計画課、環境調整課、環境共生課を環境推進課に名称変更</li> </ul>				
5月		<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業系ごみ処理手数料を改定(定期収集217円/50L、臨時収集5,350円/m<sup>3</sup>)</li> </ul>			
6月					

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
7月		<ul style="list-style-type: none"> <li>●組大ごみインターネット受付を開始</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「福岡市環境基本計画(第二次)策定</li> <li>●「福岡市環境教育・学習計画(第二次)策定</li> <li>●「福岡市地球温暖化対策地域推進計画(第三次)策定</li> <li>●「福岡市自動車交通公署防止計画(第三次)策定</li> <li>●子ども地球環境会議2006</li> <li>●エコアクション21シンポジウム開催</li> <li>●環境フェスティバルふくおか2006</li> </ul>	
2007年-2月(平19)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●副市長(アジア太平洋環境会議開催)を新設</li> <li>●久山中継所を廃止(閉所)</li> <li>●総務部主査(アジア太平洋環境会議開催)を新設</li> <li>●環境都市推進部を廃止し、環境対策推進部を新設</li> <li>●環境保全課を環境対策推進部に移管</li> <li>●環境推進課を計画課に名称変更し、総務部へ移管</li> <li>●環境推進課を環境調整課に名称変更</li> <li>●環境推進課を温暖化対策課に名称変更、自然環境係を環境調整課へ移管</li> <li>●産業廃棄物指導課の排出指導係、自動車リサイクル指導係を、排出指導第1係、排出指導第2係に名称変更</li> <li>●東・西南部事業所をこみ対策部に移管</li> <li>●中部中継所を施設課に移管</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●西部(中田)埋立場第3区画部分竣工</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●久山中継所を廃止</li> <li>●中部中継所から東部水処理センターへし尿圧送開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「福岡市環境基本計画」改訂</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●(財)福岡市くらしの環境財団と(株)都市環境を統合し、(財)ふくおか環境財団とした。</li> </ul>

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
5月	●保健環境研究所の企画調整課を廃止し、企画調整係を総務係に名称変更し、環境情報係及び主査（有害汚染物質専門）を環境保全課に移管	●西部（中田）埋立場第3区画埋立開始（一部供用部）		●「エコウエイブ及び「福岡市環境行動賞」の事業名称決定 ●「エコアジア2007開催記念講演会&映画上映会」開催 ●「環境にe（いへ）こと実践引き」策定 ●第15回アジア太平洋環境会議（エコアジア2007）開催 ●子ども向け環境情報ウェブサイトを「こども環境局」開設 ●環境フェスティバルふくおか2007	
6月					
7月					
8月					
9月					
10月	●課長（アジア太平洋環境会議開催支援担当）及び主査（アジア太平洋環境会議開催支援担当）を廃止				
11月					
12月		●「福岡市におけるレジ袋の削減に関する協議」締結（16事業者・219店舗）		●第1回福岡市環境行動賞表彰式及び記念講演会	●航空機騒音に係る環境基準の一部改正（平成19年12月17日告示、平成25年4月1日施行）
2008年1月（平20）					
3月	●理事の廃止	●西部（中田）埋立場第3区画竣工 ●東部工場、東部第2工場解体完了		●博多湾環境保全計画」策定	
4月	●管理課の主査（自己搬入ごみ事前受付センター管理運営担当）を主査（自己搬入ごみ適正処理指導担当）へ変更			●福岡式環境150（市民版）「環境にe（いへ）ことコンテラスト」表彰式	
	●工場整備課のク				

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
	リノベーション・東部再整備担当を廃止 ●クリーンパーク・東部に主査（リサイクルセンター担当）を新設 ●保健環境研究所の主任研究員制を廃止し、環境科学部門を環境科学課に保健科学部門を保健科学課に変更し、総務係を環境科学課へ移管し、管理係に名称変更	●「福岡市におけるレジ袋の削減に関する協議」(第二次) 締結（8事業者・12店舗）		●福岡市「ストップ・ガ・温暖化」推進本部の設置 ●「エコ・ウェイブ・ふくおか会議」の発足 ●環境フェスティバルふくおか2008	●「福岡市環境影響評価技術指針」改正 ●「福岡市環境行動賞表彰式及び記念講演会」
2009年3月（平21）		●ストックヤード竣工	●玄界島し尿処理停止	●福岡市役所環境保全実行計画（第二次）の改定	●「福岡市環境影響評価法」の改正（平20.11.21公布） ●福岡地域公害防止計画（第二次）策定 ●土壌汚染対策法の改正（平22.4.1施行）
4月	●総務部及び環境対策推進部を再編し、それぞれ環境政策部及び温暖化対策部を名称変更 ●ごみ対策部を循環型社会推進部に名称変更 ●旧総務部の廃棄物問題調整担当課長及び計画課廃棄物計画係を循環型社会推進部に移管し、同部に計画課を新設 ●旧総務部の計画課に環境啓発課の設置業務を移管し、環境政策課に名称変更し、同課に広報係を新設 ●環境啓発課を廃止				

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
11月				●第3回福岡市環境行動賞表彰式及び記念講演会	
12月				●「風レンズ風車」の設置（「みなと100年公園」1基及び「シーサイドももち海浜公園」3基）	
2010年2月 (平22)				●電気自動車充電設備（利用開放型）の設置（本庁舎1階） ●「生物多様性EXPO2010in福岡」開催	
3月		●「事業系ごみの資源化推進検討委員会」設置	●玄界島し尿中継施設を廃止	●保健環境学習施設「まももーむ福岡」に「温暖化対策コーナー」と「生物多様性コーナー」を設置	
4月	●温暖化対策課を部の基調課に変更 ●温暖化対策課の第2係を廃止し第3係を第2係に名称変更 ●温暖化対策課に計画係と主査（省エネ推進）を新設 ●事業系ごみ対策課の推進第1係と推進第2係を統合し、推進係を新設 ●施設課の中部中継所管理係及び中部中継所技術係を臨海工場に移管し、西部工場の西部理立係及び西部水処理係を施設課に移管	●街路清掃業務委託を民間開放	●水洗化により、玄界島し尿収集運搬業務終了		
5月					●大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の改正（平23.4.1施行）
10月					●環境フェスティバルふくおか2010
11月					●第4回福岡市環境行動賞表彰式及び記念講演会
12月		●「事業系ごみの資源循環を進めていくための取組みについて」（答申）			

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
5月	●環境保全課を環境政策部に移管し、水質・騒音係を水質・土壌係に環境情報係を騒音・振動係にそれぞれ名称変更 ●家庭ごみ減量対策課を家庭ごみ減量推進課に名称変更し、企画係を啓発係に推進係を減量推進係にそれぞれ名称変更 ●管理課の主査（自己輸入ごみ適正処理指導担当を）廃止 ●クリーンパーク・東部の主査（リサイクルセンター担当）を廃止			●今津干潟カブトガニ産卵場整備事業」開始。事業主体として「今津干潟保全協議会」を設立。 ●本庁舎西側ふれあい広場に「よかしば（保水性人工芝）」を設置	●「環境シンポジウム」開催（環境省環境事務次官の基調講演等）（H21.6.5）
6月					
7月					
9月					●福岡市地域グリーンニューデザイン基金条例」制定 ●大気の汚染に係る環境基準（微小粒子状物質）告示（平21.9.9）
10月		●「福岡市におけるレジ袋の削減に関する協定」（第三次）締結（5事業者・232店舗） ●リサイクルプラザの愛称を「3Rステーション」に決定 ●「循環のまち・ふくおか行動委員会作業部会」設置			●環境フェスティバルふくおか2009

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
2011年 3月 (平23)		●空き缶選別プレスカパー(カンバンバク大尉)による環境教育学習事業終了		●「生物多様性ふくおか戦略(仮称)」策定検討委員会の設置 ●今津干潟里海保全再生事業開始	●「環境影響評価法」改正
4月	●環境政策課の技術調整係を施設計画係に広報係を広報啓発係にそれぞれ名称変更 ●環境保全課の主任を有害汚染物質専任)を廃止 ●温暖化対策課の第1係を市民啓発係に第2係を次世代自動車係に計画係を計画調整係に主査(省エネ推進)を主査(事業所省エネ推進)にそれぞれ名称変更 ●環境調整課の企画係を生物多様性戦略推進係に環境影響評価係を環境影響審査係に自然環境係を自然活動支援係にそれぞれ名称変更 ●業務課と家庭ごみ減量推進課を統合し、家庭ごみ対策課に名称変更するとともに不法投棄対策係を計画課に移管 ●計画課の主査(廃棄物問題調整)を廃棄物問題調整係に名称変更 ●東部事業所と西部事業所を統合し、環境事業所に名称変更するとともに東部事業所業務係を第2係に西部事業所第2係を第3係にそれぞれ名称変更 ●管理課の調整係を業務係に技術調整係を調整係にそれぞれ名称変更 ●施設課の施設建設係を建設係に名称変更 ●施設部に課長(し尿処理施設整備)を新設				

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
	●臨海工場の中継所管理係及び中継所技術係を課長(し尿処理施設整備)に移管するとともに統合し、中継所管理・技術係に名称変更 ●クリーンプーパー工場場長が兼務 ●南部工場の管理係及び技術係を統合し、管理・技術係に名称変更するとともに主査(発電設備専任)を廃止 ●組織順を西部工場、臨海工場、クリーンプーパー工場、南部工場・東部、南部工場に変更 ●廃棄物試験研究センターの主任研究員(工場担当)及び主任研究員(埋立場担当)を統合し、主任研究員(処理施設担当)に名称変更	●東部(伏谷)埋立場容量見直し(ごみ比重→1.1t/m3 1.5t/m3) 374万t→510万t		●福岡市「ストッフ・ザ・温暖化」推進本部会議を改組し、市の総合的なエネルギー政策を協議する福岡市環境・エネルギー戦略会議に改称 ●福岡市黄砂影響検討委員会設置	●水質汚濁防止法の改正(平24.6.1施行) ●市庁用車を活用したE.V.カーシェアリング実施(～11月)
5月					
6月					
7月					
8月		●「福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド」運営委員会設置			

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
9月				<ul style="list-style-type: none"> <li>●福岡市熱中症情報のメール配信開始</li> <li>●福岡市節電特別対策本部の設置</li> <li>●環境フェスティバル「ふくおか2011」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド」創設</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●部長、課長及び主査(エネルギー政策)を新設</li> <li>●部長(エネルギー政策)を環境政策課部長が兼務</li> <li>●課長(エネルギー政策)を環境政策課部長が兼務</li> <li>●温暖化対策課の次世代自動車係を課長(エネルギー政策)に移管し、主査(エネルギー政策)に名称変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「福岡市資源物回収協定制度」開始</li> <li>●事業系ごみ処理手数料を改定(収集運搬経費143円/50L(定額) 収集) 3,885円/m<sup>3</sup>(臨時収集)、処分経費9円/kg)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●第5回福岡市環境行動賞表彰式・トークセッション</li> <li>●第21回太陽光発電国際会議関連イベント(市民講座、ソーラーカー製作教室等)開催</li> <li>●「本市における環境影響評価制度のあり方について」環境審議会に諮問</li> <li>●福岡市環境保全プロジェクト推進本部にアセスメント対策調整部会設置</li> </ul>	
11月		<ul style="list-style-type: none"> <li>●新循環のまち・ふくおか基本計画策定</li> </ul>			
12月					
2012年1月(平成24)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●容器包装3R連携市民セミナーin福岡の開催(本市共催)</li> <li>●東部(伏谷)理立場管理事務所改築</li> <li>●ミニ3Rステーション廃止</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●福岡市黄砂情報の提供開始</li> <li>●「アイランドシティ環境配慮指針」改定</li> </ul>	
3月					<ul style="list-style-type: none"> <li>●本庁舎1階に電気自動車急速充電器設置</li> </ul>
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●部長(エネルギー政策)を環境エネルギー政策部に名称変更</li> <li>●温暖化対策部を廃止</li> </ul>				

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保健環境研究所を環境監理部に名称変更</li> <li>●部の組織順を環境政策部、環境エネルギー政策部、環境監理部、循環型社会推進部、施設部に変更</li> <li>●温暖化対策課を環境エネルギー政策部に移管し、市民啓発係を温暖化対策係に名称変更</li> <li>●課長(エネルギー政策)の環境政策課長による兼務を解除し、エネルギー政策課に名称変更するとともに、主査(エネルギー政策)をエネルギー政策推進係に名称変更し、主査(スマートコミュニケーション推進)を新設</li> <li>●環境調整課を環境監理部に移管し、主査(野鳥公園整備)を新設</li> <li>●環境保全課を環境監理部に移管し、主査(広域環境問題)を新設</li> <li>●廃棄物試験研究センターを廃止し、主任研究員(資源化)、主任研究員(処理施設)を環境科学課に移管</li> <li>●計画課を循環型社会計画課に名称変更し、部の基頭課に変更</li> <li>●家庭ごみ対策課の管轄を3R・美化推進係に減量推進係を適正分別推進係にそれぞれ名称変更</li> <li>●産業廃棄物指導課の排出指導第1係を排出指導係に名称変更するとともに、排出指導第2係を</li> </ul>				

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
5月	廃止し、排出指導係に統合 ●西部工場の主査（発電設備専任）を廃止			●「生物多様性ふくおか戦略」策定 ●環境フェスタイバルふくおか2012 ●「本市における環境影響評価制度のあり方について」環境審議会において答申 ●福岡市黄砂情報ホームページ開始 ●第6回福岡市環境行動賞表彰式・トークセッション ●黄砂・PM2.5モニターの募集開始	●「福岡市環境影響評価条例」改正
10月					
11月					
12月					
2013年 2月 (平成25)				●福岡市PM2.5予測情報の提供開始 ●大原メガソーラー発電所発電開始 ●福岡市PM2.5予測情報のメール配信開始 ●福岡市アースベスト対策推進プラン策定	
3月		●「福岡市事業系ごみ資源化情報発信サイト」開設 ●(家庭用)生ごみ処理機等購入費助成制度終了 ●事業系ごみ処理手数料を改定(処分経費11円/kg)			●「福岡市環境影響評価条例」施行規則改正 ●臨海・東部工場でFIT制度による売電を開始
4月	●環境エネルギー政策部を部長エネルギー政策部へ名称変更する ●環境政策部長の兼務解除 ●環境政策部を環境政策部へ名称変更する ●環境政策部から環境政策部へ移行し主査(自立経営補佐)を新設 ●温暖化対策課を環境エネルギー政策部から環境政策部へ移行 ●エネルギー政策課主査(スマート推進)をスマート系				

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
	●循環型社会計画課題廃棄物問題調整係を廃止し、不法投棄対策係を産業廃棄物指導課へ移管する ●とともに主査(業務体制調整担当)を新設 ●家庭ごみ対策課を収集管理課へ名称変更する ●1係、2係を管理係、家庭系廃棄物係へ名称変更し、3 R・美化推進係、適正分別推進係をそれぞれ循環型社会計画課題、資源循環推進課へ移管 ●事業系ごみ対策課を資源循環推進課へ名称変更する ●指導係を事業系廃棄物係として収集管理課へ移管	●使用済み小型電子機器回収事業本格実施開始		●「福岡市環境基本計画(第三次)」策定について福岡市環境審議会に諮問 ●「福岡市環境影響評価条例」改正 ●「福岡市環境影響評価技術指針」改正	
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
12月				<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境フェスタイバルふくおか2013</li> <li>●福岡市PM2.5予測情報の午後からの印刷開始</li> <li>●「福岡市PM2.5ダイヤル」提供開始</li> </ul>	
2014年 3月 (平成26)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総務課広報啓発係を政策経営課へ移管</li> <li>●温暖化対策課主査(事業所省エネ推進担当)を事業所省エネ推進係へ変更</li> <li>●環境調整課生物多様性戦略推進係及び主査(野鳥公園整備)を廃止</li> <li>●保健環境研究所を新設。所内副所長、保健環境管理課を新設し、環境管理部から環境科学課、保健科学課を移管</li> <li>●工場整備課主体(南部工場解体)を新設</li> <li>●施設課主査(し尿処理施設整備)を廃止</li> <li>●各工場の管理係、技術係、運転係について施設係、技術係へ再編</li> <li>●臨海工場中部中継所管理・技術係を中部中継所へ変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●西区玄界島で有料指定袋導入</li> <li>●おむつ使用ユーザーへのごみ袋配付事業開始</li> <li>●「福岡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を改正し、家庭ごみ及び資源物の持ち去り及び買い取り行為を禁止</li> <li>●事業系ごみ処理手数料を改定(収集運搬経費147円/50L(定額収集)3,996円/m<sup>3</sup>(臨時収集))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●し尿処理手数料改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境フェスタイバルふくおか2013</li> <li>●福岡市PM2.5予測情報の午後からの印刷開始</li> <li>●「福岡市PM2.5ダイヤル」提供開始</li> <li>●蒲田メマガソニー発電所発電開始</li> </ul>	
4月		<ul style="list-style-type: none"> <li>●西區玄界島で有料指定袋導入</li> <li>●おむつ使用ユーザーへのごみ袋配付事業開始</li> <li>●「福岡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を改正し、家庭ごみ及び資源物の持ち去り及び買い取り行為を禁止</li> <li>●事業系ごみ処理手数料を改定(収集運搬経費147円/50L(定額収集)3,996円/m<sup>3</sup>(臨時収集))</li> <li>●工場整備課主体(南部工場解体)を新設</li> <li>●施設課主査(し尿処理施設整備)を廃止</li> <li>●各工場の管理係、技術係、運転係について施設係、技術係へ再編</li> <li>●臨海工場中部中継所管理・技術係を中部中継所へ変更</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設部環境マネジメントシステムの自己適合宣言を実施</li> </ul>	
5月		<ul style="list-style-type: none"> <li>●(新)玄界島焼却場竣工</li> <li>●食品廃棄物に限定した一般廃棄物収集運搬許可制度開始</li> <li>●(新)玄界島焼却場稼働開始</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●福岡市環境行動賞表彰式・トータルセッション</li> <li>●「福岡市環境・エネルギー戦略」策定</li> </ul>	

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
9月				<ul style="list-style-type: none"> <li>●福岡市環境基本計画(第三次)策定</li> <li>●PM2.5・黄砂講演会開催</li> <li>●環境フェスタイバルふくおか2014</li> </ul>	
2015年 3月 (平成27)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境事業所第3係を廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●旧玄界島焼却場焼却機械等解体工事を完了</li> <li>●南部工場ごみ受入停止</li> <li>●事業系ごみ処理手数料を改定(処分経費14円/kg)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成32年度までの台数及び乗車人員配置計画(合理化)を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福岡市自動車交通公害防止計画(第三次)の終了</li> </ul>	
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●政策経営課を環境政策課へ名称変更するとともに主査(自立経営補佐)を廃止</li> <li>●工場整備課建設係を新設</li> <li>●南部工場技術係を廃止、工場長は工場整備課長が兼務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●西部(中田)埋立場の理立期間の延長に関する協定を締結(当初の平成8年4月から平成28年3月まで(20年間)を、平成48年3月まで(40年間)に延長)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●中部水処理センターへのし尿圧送終了</li> <li>●中部汚泥再生処理センター竣工</li> <li>●東部水処理センターへのし尿圧送終了</li> <li>●中部中継所を廃止</li> <li>●中部汚泥再生処理センターし尿処理開始</li> </ul>	
5月		<ul style="list-style-type: none"> <li>●南部工場施設の廃止</li> <li>●工場整備課長の南部工場長兼務を解除</li> <li>●工場整備課主査(南部工場管理)を新設</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●福岡市圏南部工場試運転に伴うごみの受入開始</li> <li>●福岡市圏最終処分場試運転に伴う焼却灰の理立開始</li> </ul>	
9月				<ul style="list-style-type: none"> <li>●福岡市環境教育・学習計画(第三次)策定</li> <li>●環境フェスタイバルふくおか2015</li> </ul>	
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●南部工場施設係を廃止</li> <li>●工場整備課長の南部工場長兼務を解除</li> <li>●工場整備課主査(南部工場管理)を新設</li> </ul>				
11月					
12月					

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
2016年 2月 (平成28)		●クレーンパー ク・東部余熱利用 施設廃止 ●福岡都市圏南部 工場、福岡都市 圏南部最終処分場 竣工		●「風レンズ風 車」の撤去(「みな と100年公園」1 基及び「シーサイ ド」ももち海浜公 園)3基)	
3月					
4月	●工場整備課主査 (南部工場管理調 整)を廃止 ●循環型社会計画 課に資源化施設整 備係を新設 ●臨海工場中部中 継所を中部汚泥再 生処理センターへ 名称変更		●生活保護世帯 手数料減免廃止	●第8回福岡市環 境行動賞表彰彰 式・トークセッ ション ●「博多湾環境保 全計画(第二次)」 策定 ●「福岡市環境配 慮指針」改定 ●環境フェステ イバルふくおか 2016 ●福岡市地球温 暖化対策実行計 画」策定	
6月					
9月					
10月					
12月					
2017年 3月 (平成29)	●温暖化対策課 を環境・エネルギー 対策に名称 変更 ●エネルギー政 策推進係を環 境・エネルギー対 策課に移管 ●事業推進係を 政策推進係、省エ ネ推進係をエネ ルギー対策係、計 画調整係を、事業 所再エネ導入促 進担当主査に名 称変更 ●工場整備課建 設係を機械係、電 気係に分割 ●工場整備課主			●福岡市PM2.5予 測情報の表示方 法変更	●臨海工場余熱 利用施設「タラン 福岡」閉館 ●今津グラウン ド(今津埋立場跡 地利用施設) 供用 開始
4月					

年月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
6月	●(南部工場解体 担当)を建築係に 変更	●北九州市、熊本 市と九州3指定 都市災害廃棄物 の処理における 相互支援協定を 締結。		●環境フェステ イバルふくおか 2017 ●福岡市アスベ スト対策推進ア クション(第二次)策 定	
10月					
2018年 3月 (平成30)		●緑のリサイク ルセンター-中田 中継所閉鎖 ●東部(伏谷)埋 立場の埋立期間 の延長に関する 協定を平成30年 3月20日に締結 (当初の昭和63 年4月から平成 15年3月まで (15年間)を、 平成30年3月ま で(30年間)に 延長し、さらに平 成45年3月まで (45年間)に再 延長)			●第9回福岡市環 境行動賞表彰式
4月	●環境事業所第 2係を廃止し、第 1係を業務係に 名称変更 ●保健環境管理 課を廃止し、環境 科学課に移管す るとともに、保健 環境研究所副所 長を廃止				
6月					



<b>【合併処理浄化槽】</b>	し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめた処理する浄化槽です。従来のし尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べて、河川等公共用水域の汚濁を軽減する効果があります。
<b>【カーボンオフセット】</b>	事業活動で発生する温室効果ガスを、自分ではない別の場所・別の人が行う「温室効果ガス削減事業」の効果を得ることで、差し引きゼロにするという考え方です。
<b>【環境影響評価（環境アセスメント）】</b>	環境影響評価とは、事業の規模が大きき環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施にあたり、事業者自らが事業に係る環境影響についての調査、予測及び評価を実施することを通じて、事業の環境の保全について適正な配慮がなされることを確保するための制度です。
<b>【環境影響評価法】</b>	環境影響評価法は事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、健康で文化的な生活の確保に資することを目的とし、平成9年6月に制定されました。法改正後10年以上が経過し、環境影響評価が果たすべき役割や評価技術を進めざるを得ない状況の変化に対応するために平成23年4月に改正されました。
<b>【環境NGO】</b>	環境保護活動等を行う民間組織の総称です。NGOは、非政府組織の略称で民間公益団体とも呼ばれます。世界自然保護基金（WWF）、世界資源研究所（WRI）、国際自然保護連合（IUCN）、地球の友（FOE）、グリーンピース等や我が国においても緑の地球防衛基金、地球環境財団等多くの団体があります。
<b>【環境ODA】</b>	ODAとは、Official Development Assistance の略で「政府開発援助」と訳されています。開発途上国へ流れる公的資金のうち、OECD（経済協力開発機構）の開発援助委員会が定めた3要件（1）政府（1）政府の専断機関によって提供される。（2）開発途上国の経済発展や福祉の向上に寄与する。（3）資金協力については無償部分が一定割合以上である。）を満たすものをODAとしており、無償資金協力、技術協力、国連諸機関・国際金融機関等への出資・拠出及び政府借款で構成されています。
<b>【環境ODAは、このうち環境保全のための対策、事業の援助等を行うもので、わが国の経済力、技術力、経験等を供与することによって開発途上国の環境保全を図ろうとするものです。】</b>	
<b>【環境家計簿】</b>	日常的な生活行動と環境とのかわかりをチェックし、より環境への負荷がかからない暮らし方に改善していくことをめざした暮らしの点検簿のことです。身近な生活行動一つひとつから地球環境の保全への課題を閉くものとして、今後、普及することが期待されています。
<b>【環境監視システム】</b>	市内の大気環境測定局（16局）の自動測定機で測定したデータを電話回線を利用して送信し、環境監視センターで集中管理するシステムのことです。システムでは、大気環境を常時監視するほか集計処理や解析等も行っています。
<b>【環境管理・監査制度】</b>	事業者が環境の保全に関する方針、目標、体制の整備等に関する計画を定め、これを実行・記録し、その実施状況を評価・検証する一連の制度のことです。また、その評価・検討を環境監査といいますが（企業の監査担当者による内部監査と監査法人等による外部監査）。
<b>【環境基準】</b>	人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい行政上の目標として、国が定めた具体的な数値基準のことをいいます。
<b>【環境基本計画】</b>	環境基本法第15条の規定に基づき定められたもので、第三次環境基本計画が平成18年4月に閣議で決定されました。テーマは、「環境・経済・社会の統合的向上」とし、2050年を展望した超長期ビジョンの策定を提示、可能な限り定量的な目標・指標による進行管理、市民・企業など主体へのメッセージの明確化を示しております。
<b>【環境基本法】</b>	1993年（平成5年）に制定、施行された環境に関する分野について国の政策の基本的な方向を示した法律で、具体的には、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。
<b>【環境教育】</b>	自然と人間活動のかわかりを取り上げ、生活の質を向上させるためには、環境の重要さを認識し、責任ある行動を必要とあるという考え方を、学校、家庭、企業などを通じて地域社会へ広げていく教育のことです。
<b>【環境共生型住宅】</b>	地球環境を保全する観点から、エネルギー・資源・廃棄物などの面で十分な配慮がなされ、周辺の環境と調和し、健康で快適に生活できるように工夫された住宅のことです。

<b>【エコビネズ】</b>	環境に配慮した製品やサービスを提供する事業者の総称です。公害防止技術、省資源・省エネルギー技術、廃棄物のリサイクル、エコマーク商品の開発、アメニティスペースの提供等、多岐の分野にわたってのあらゆるビジネスニーズへの可能性が広がっています。
<b>【エコマーク】</b>	（公財）日本環境協会が実施する環境保全型商品推進事業のシンボルとして図案化されたもので、「わたしたちの手で地球を、環境を守ろう」との気持ちを表しています。特定フロンを使わないスプレーや再生紙使用の雑誌など環境に役立つものとして認定された商品に表示されます。
<b>【エコロジー】</b>	「生態学」と訳されています。一般に、生物集団とその環境との関係についての研究する学問と解されていますが、エネルギーや物質の循環もその対象とされ、また最近では自然科学の分野のみならず、社会科学の分野や人文科学的分野からのアプローチも求められています。生物学の一分野としてとらえられない学問領域となっています。
<b>【塩化水素（HCl）】</b>	刺激臭を有する無色の気体で、水にとかしたものが塩酸です。ガス状塩化水素は、粘膜炎を刺激し、結膜炎にも炎症を起こします。これは塩化ビニール樹脂の燃焼の際に多量に発生するもので、大気を汚染するだけでなく、焼却炉の劣化も著しいので大きな問題となっています。
<b>【塩化物イオン】</b>	わかりやすい塩分のことです。人間の身体や食品の中にも含まれていて、特に海水に多く含まれています。井戸水の場合は急激な値の変動により、水質の変化を知る目安となります。井戸水に人畜のし尿等が混入すると、平常値よりもずっと多量の塩素イオンが検出されるので、このような場合には、その原因を直ちに調べる必要があります。
<b>【塩素（Cl<sub>2</sub>）】</b>	常温では緑色の気体で特有の強い刺激臭をもち、水にわずかに溶けます。容易に液化できるボンベまたは特殊タンクに入れて取り扱われ、化学、製薬、金属精錬、製紙、漂白等の工場のほか、上下水道での消毒等にも広く用いられています。
<b>【塩素消毒】</b>	塩素の酸化作用を利用して、有害な微生物などを死滅させる方法です。
<b>【オゾン層】</b>	地球を取り巻く大気の成層圏に存在する、オゾンを多く含む部分をさします。地表から10～50km上空の成層圏にあり、波長の短い有害な紫外線から地表の生物を守っています。近年、特定フロン等によるオゾン層の減少が観測され、波長の短い有害な紫外線による生物への影響が懸念されています。
<b>【オゾンホール】</b>	オゾン層が極端に薄くなったところをいいます。とくに北極・南極という地球の両極で、冬から早春にかけてオゾンの分解が進み、オゾンが極端に薄いオゾンホールが出現しています。
<b>【汚濁負荷量】</b>	河川水等を汚濁する物質の総量をいい、汚濁負荷量＝水質×水量によって計算します。
<b>【温室効果ガス】</b>	温室効果をもたらす気体の総称で、二酸化炭素、メタン、フロン等が代表的な温室効果ガスです。温室効果とは、地表面から放射され宇宙へ逃げていく熱の一部を温室効果ガスが吸収し、地表面を温室のように暖める効果をいいます。
<b>【海洋汚染】</b>	富栄養化等による赤潮等の発生、水俣病に代表される重金属汚染、タンカー事故などによる原油流出、DDTやPCB等の有機塩素化合物等による水質汚濁、分船されにくいプラスチック等の廃棄物などの漂流による海洋生物への悪影響等、内海、外海を問わず地球規模で海が汚染されることです。
<b>【化石燃料】</b>	石炭、石油、天然ガス等の地中に埋蔵されている燃料の総称です。数百万年以上前の植物やプランクトンなどが地中に埋もれ、高熱、高圧等の影響を受けてきたとされています。
<b>【活性汚泥法】</b>	生物を利用して汚水中のBOD等有機性汚濁物質等を除去する方法です。種々の好気性微生物（活性汚泥）が汚水中に含まれる有機物を無機化又はガス化することを利用しており、下水処理場等で一般的に用いられている汚水処理の方法です。
<b>【活性炭処理】</b>	粒状または粉末活性炭の吸着を利用して、汚水中の残留有機物質などを除去する方法です。

<b>【グリーン購入ネットワーク】</b>	わが国のグリーン購入の取組を促進するために1996年に設立されたために1996年に設立された企業・行政・消費者の織やかなネットワークで、啓発や情報収集・提供等の活動を行っています。
<b>【グリーンコンシューマー】</b>	環境に配慮した行動をする消費者をいいます。例えば、エコマークの付いた商品を購入したり、省エネルギー製品などを積極的に導入します。環境に配慮した製品が通常の製品より高価であっても、あえて購入するという環境保護意識の高い消費者です。
<b>【グリーンツーリズム】</b>	大規模開発型のリゾートではなく、農山村の自然と文化をありのままに生かした、農家民宿などによる、家族ぐるみの長期滞在型の旅行形態をいいます。
<b>【グリーンマーク】</b>	古紙の再生利用製品に対し、(公財)古紙再生促進センターがつけているマークのことです。
<b>【下水の高度処理】</b>	下水道の終末処理場等において、有機物を分解する現在の機能を一層高度化していくことのほか、水質汚濁の原因となる窒素やリンを除去する処理をいいます。
<b>【健康項目】</b>	人の健康の保護に関する環境基準項目で、カドミウム、鉛、六価クロムなどの水質汚濁物質の中でも特に有害性が強いものについて、7)物質が指定されています。
<b>【原生林】</b>	原始林ともいいます。まったく人手のはいらない天然の林で、林学では、ふつつ天然林と呼びます。文字通りの原始林は、この地球上にはないといわれてよく、これに近いものはいくつかあります。
<b>【現存補生園】</b>	植生園のうち現存の補生を描いたものをいいます。我が国では、環境庁が5万分の1の現存補生園を整備しています。
<b>【原単位】</b>	一般的には、工場、事業場その他の発生源から排出される単位当たりの汚濁負荷量のことです。単位としては、工場などで製品または中間生産物の出荷(量)、し尿、家庭排水などでは人口が普通使用されています。
<b>【建築物環境配慮制度】</b>	建築物が環境に与える負荷を低減し建築物のより良い環境品質と性能をより少ない環境負荷で実施することにより、環境にやさしい快適な都市の形成をめざす制度。福岡市では平成19年10月から「福岡市建築物環境配慮制度」に基づき市内の5,000㎡を超える建築物を増築する場合、建築主に環境配慮の措置を記載した「建築物環境配慮計画書」を提出していただいています。
<b>【県立自然公園】</b>	すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の健康、休養及び教化に資することを目的として、(昭和32年)に公布された自然公園法の第41条に基づき、すぐれた自然の風景地であった都道府県が条例により区域を定めて指定するものです。
<b>【公害】</b>	「環境基本法」によると、公害とは「事業活動その他の人の活動によってもたらされて生ずる相当範囲にわたる、(1)大気の汚染、(2)水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化するものを含む)、(3)土壌の汚染、(4)騒音、(5)振動、(6)地盤の沈下(鉱物の掘削のための工地の掘きくによるものを除く)、および(7)悪臭によつて人の健康または生活環境にかけかわる被害が生ずることをいう」と定義し、行政的に取り組む公害の対象を限定しています。この7公害を通常「典型7公害」と呼んでいます。
<b>【公害対策基本法】</b>	1967年(昭和42年)に制定され、昭和45年に改正された公害防止に関する基本法です。公害の定義を示し、公害防止について事業者、国、地方公共団体及び住民はどのような責務を負うべきかを明らかにしました。しかし、その後わが国では大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動が定着することによって都市・生活型公害が深刻化する一方、一酸化炭素等の温室効果ガスによる地球温暖化や、オゾン層の破壊、海洋汚染、野生生物の種の減少など、人類の生存の基盤である地球環境が損なわれ、公害対策基本法では対応しきれなくなってきたことから、1993年(平成5年)11月に「環境基本法」が公布・施行されています。
<b>【公害病】</b>	「公害病」の法律上の定義はありませんが、大気汚染または水質汚濁の影響による健康被害に関する補償制度(公害健康被害の補償等に関する法律)では、一定の要件の下に、補償給付等を行う対象として、大気汚染に係る気管支ぜん息等呼吸器系疾患、水俣病、イタイイタイ病、慢性骨髄系白血病が定められています。
<b>【公害防止管理者】</b>	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」(昭和46年公布)に定められた特定工場において、公害の防止に関する業務のうち技術的事項を管理する者をさします。特定事業者はばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、粉じん発生施設及び振動発生施設の区分ごとに、それぞれ異なる種類の公害防止管理者を選任しなければなりません。

<b>【環境月間】</b>	1972年(昭和47年)6月にスウェーデンのストックホルムで開催された国連人間環境会議において「人間環境の擁護、向上は人類の至上の目標である」として、「人間環境宣言」が採択され、環境問題が世界共通の重要な問題として認識されることとなりました。これを記念して、国連では6月5日を「世界環境デー」とし、毎年この日に国際的に活動を行うことになりました。日本ではこの日を「環境月間」とし、環境問題について認識を新たにするための諸行事が行われています。
<b>【環境指標】</b>	人間をとらまら環境状態を表す様々な環境影響因子を定量的に示す物差しのことです。環境利用に当たった影響を示すもの、環境に与える負荷を示すもの、環境の状態を載すもの等があります。
<b>【環境情報】</b>	地域の環境の特性を把握するために必要な情報のことです。最近では、環境をめぐむる情勢の変化を反映して、大気汚染や水質汚濁などの公害に関する項目をデータ化したものや、生物や自然景観などの自然環境、人口の分布や土地利用の状況などの社会条件、みどりや水辺などの快適環境などの項目についてのものも含むものが一般的であり、対象とする範囲が広がっています。
<b>【環境審議会】</b>	環境保全に関する施策の作成・実施のために広く学識経験者等に意見を求めるため、総理大臣、環境大臣、関係大臣の諮問機関として、環境省に中央環境審議会が置かれています。また、都道府県には都道府県環境審議会を、市町村には市町村環境審議会をそれぞれ置くことができます。
<b>【環境騒音】</b>	ある地点において、特定の音源がはつきりわかる騒音だけでなく、不特定多数の騒音が混じっている騒音をいいます。例えば、住宅地における遠方及び近くの自動車や工場の音、人の足音、話し声、楽器音などが一緒にいる音をいいます。
<b>【環境の日】</b>	1993年(平成5年)に公布・施行された環境基本法により、6月5日が「環境の日」とされました。この日は1972(昭和47年)の国連総会において採択された「世界環境デー」に当たります。「環境の日」は、事業者及び国民が広く環境の保全について関心と理解を深め、積極的に関与する活動を行っていくことを目指して設けられました。
<b>【環境配慮指標】</b>	環境に影響を及ぼすと思われる開発行為の実施に当たった環境の保全に関する事項、手続方法等を示した指標のことです。
<b>【環境ホルモンの内分泌かく乱(化学物質)】</b>	「内分泌系に影響を及ぼすことにより、生体に障害や有害な影響を引き起こす外因性の化学物質」のことで、環境省により、ノルフルエノール、4-トクテラフェノール、ビスフェノールA及びo,p'-DDTの4物質については、一般環境中の濃度でも魚類への内分泌かく乱作用が強く推察されています。
<b>【環境容量】</b>	一定地域において環境保全上許容できる汚染負荷量の総量を環境容量といえます。
<b>【規制基準】</b>	工場等から排出又は排水する物質及び発生する騒音等についての限度を定めた基準であり、この数値は、人体に影響を及ぼす限界あるいは農作物などに影響を及ぼす限界などを考慮して定められ、具体的な数値は各法令に定められています。
<b>【嗅覚測定法】</b>	悪臭の測定方法の一つで、人の嗅覚を用いて臭いの強さを判定する方法です。
<b>【共生】</b>	本来、生物学用語で共存する生物種間の相互作用に関する概念です。両者ともに、あるいは一方のみが利益をうける関係を示し、アリとアブラムシの関係がよく知られています。こうした関係は人間と環境との関係に於いては、人間は生態系の一部であり、人間に多大な恵みを与え、生存基盤でも重要な環境を保全していく重要な要素があるとの基本的認識に基づき、快適な環境を保全・創造していくために、環境とふれあうことにより環境に対する的確な認識を育み、環境に配慮した行動を行い、環境からの恵みを適切に守り育てていくことが重要である、という考えが「人と環境の共生する社会」づくりの根拠となっています。
<b>【協働】</b>	市民、事業者、行政が対等の立場で連携し、お互いの信頼関係のもとに力を合わせ協力して環境にやさしいまちづくりを行うことです。
<b>【近隣騒音】</b>	一般に、騒音のうち工場・事業場、建設作業、自動車・航空機、鉄道等からの騒音以外の飲食店などの深夜営業店のカラオケの音、物売り等の拡声器の音、家庭からの楽器や電化製品の音やペットの鳴き声等が近隣騒音とされています。
<b>【クライテリア】</b>	判定条件のことで、ある汚染物質について、量と人や動植物等に対する影響の関連の情報を集大成したものです。

<b>【子どもエコクラブ】</b>	環境省が全国の小学生を対象として、楽しく継続的な環境活動・学習を行う機会を提供する事業です。登録した会員は、1年間を通じて環境を守る自主活動を進めるための情報提供などを無料で提供しています。
<b>【ごみ発電】</b>	可燃ごみは最終処分場の容積を減らすために焼却処分されてから埋め立てられませんが、焼却時に発生する熱を利用して発電するシステムをごみ発電といいます。主として工場内の電力、冷暖房、給湯、温水プール等に使用されています。
<b>【ごみ由来燃料】</b>	RDF: Refuse Derived Fuel の訳で、一般にはごみ固化燃料と呼んでいます。可燃ごみを破碎・乾燥・成形した固形燃料のことです。
<b>【コンポスト化】</b>	下水汚泥、ごみ、家畜ふん尿、木屑などの有機物を、微生物により発酵させ堆肥化し、肥料や土壌改良材として農業用に再生利用することを行います。
<b>【最終処分場】</b>	一般廃棄物および産業廃棄物を埋立て処分するのに必要な場所及び施設・設備の総称を指します。産業廃棄物最終処分場には、安定型（廃プラスチック等）、管理型（汚水等）、しゃ断型（有害物質を含む廃棄物）があります。
<b>【再生可能エネルギー】</b>	太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、資源が枯渇せず繰り返して使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギー。
<b>【再生紙】</b>	製紙原料に古紙を配合した紙のことです。急増する紙ごみの減量化や森林資源の保護のため、近年、企業や官庁におけるコピー紙や出版物への利用が増加しています。
<b>【再生水】</b>	下水処理場に集まった水を、トイレの流し水等の様々な用途で再利用できるようによみがえらせた水を「再生水」といいます。
<b>【サウンドスケープ】</b>	サウンドスケープとは、身の回りの様々な音を、別々の音としてとらえるのではなく、全体を一つの風景としてとらえることです。我々が、たぐさんの音に囲まれて生活していることを自覚し、それぞれの音をどのように感じるか、なせそのように感じるのかを考えようとするのが、サウンドスケープの最も重要なポイントです。
<b>【サーマリサイクル（サーマリカバリ）】</b>	ごみ発電や熱やエネルギー源としての物質の再生利用。
<b>【産業廃棄物】</b>	事業所から発生する廃棄物のうち、金属くずやプラスチックくず、廃酸や汚泥等、法律・政令で指定されたものをいいます。
<b>【酸性雨】</b>	硫酸酸化物等の大気汚染物質が大気中で酸化され硫酸、硝酸等となって雨滴に取り込まれて生じたpH5.6以下の酸性度の強い雨をいいます。
<b>【残留塩素】</b>	森林や植物、魚類等に大きな影響を及ぼすことから地球規模の問題となっています。
<b>【水中に含まれる遊離塩素（主として次亜塩素酸）と結合残留塩素をいいます。】</b>	
<b>【市街化区域】</b>	無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を区分して定める区域で、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことをいいます。
<b>【市街化調整区域】</b>	無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を区分して定める区域で、市街化を抑制すべき区域をいいます。
<b>【自浄作用】</b>	河川などが汚濁された場合、時間の経過とともに、もとの清澄な水域にもどる現象をいい、微生物による酸化、還元、物理的作用として沈澱、希釈拡散、化学的酸化作用が自浄作用の因子と考えられます。
<b>【次世代自動車】</b>	燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車等をはじめとした、大気汚染物質の排出が少ない（または、まったく排出しない）、燃費性能が優れているなどの環境負荷の低い自動車をいいます。
<b>【自然環境保全地域】</b>	高山性植生、亜高山性植生、優れた天然林等のうち、自然的社会的諸条件からみて、その自然環境を保全することが特に必要と認められた地域として、自然環境保全法又は県自然環境保全条例に基づき指定した地域のことです。
<b>【自然環境指導員】</b>	

<b>【公害防止協定】</b>	公害防止協定は、環境に少なからず影響を与えるおそれのある工場・事業所及び特に環境保全に留意する必要があると認められる立地する工場・事業所に対して法律の規制基準よりも厳しい基準等を設定し、事業者によりこれらの遵守を要請するものであり、地域環境を保全していく上で有効な手段です。
<b>【公害防止計画】</b>	公害が現に著しい地域、あるいは人口および産業の急速な集中等により公害が著しくなるおそれがある地域において、公害防止に関する施策を総合的、計画的に講ずることによって公害の防止を図ることを目的として設定されたものであり、「環境基本法」に基づき施策の重要な柱です。この計画の策定は、内閣総理大臣が関係都道府県知事に基本方針を示してその策定を指示し、その指示を受けた知事が計画を作成して内閣総理大臣の承認を受けるという手順によって行われます。
<b>【光化学オキシダント】</b>	自動車や工場などから大気中に排出された窒素酸化物や炭化水素等により、太陽の紫外線が作用することによって発生するオゾン、アルデヒド、パーオキシベンズチアルデヒド等の酸化性物質の総称です。
<b>【降下ばいじん】</b>	光化学オキシダントの濃度が高くなると、眼・のど・鼻を刺激し、目やみや涙がでたり、のどの痛み等を感じる場合もあります。
<b>【大気中の粒子状物質のうち、重力や雨によって地上に早く降り降下するばいじんや粉じんのことをいいます。】</b>	
<b>【公共下水道】</b>	主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものを含む。
<b>【公共用水域】</b>	水質汚濁防止法では、「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共排水、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいいます。ただし、下水道法で定められている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの、またこの流域下水道に接続している公共下水道は除く」と定義されています。したがって、一般にいわれる水域のほか、終末処理場を有している下水道以外のすべての清潔、水路が公共用水域に含まれます。
<b>【黄砂】</b>	東アジアの砂漠域や黄土地帯から強風により大気中に舞い上がった黄砂粒子が浮遊しつつ降下する現象。
<b>【合成洗剤】</b>	洗剤には、やし油等の原料から作られる「石けん」と、鉱油や動植物油から合成して作られる「合成洗剤」の2種類があります。合成洗剤は、界面活性剤と助剤からなり、硬水でも使用できる等利便性があることから、衣料や食器等の洗浄に幅広く利用されています。近年、界面活性剤による皮膚障害等の安全性や、助剤に含まれるりん酸塩による閉鎖性水域での富栄養化が問題とされ、合成洗剤の低りん化、無りん化等の対策が進められています。
<b>【合流式下水道】</b>	雨水と汚水が合流して流れるようになっている下水道のことです。下水道整備の初期の頃に採られた方法です。
<b>【国際協力機構】</b>	JICA: Japan International Cooperation Agency の略。開発途上国に対して主に政府間レベルの技術協力を行う機関として1974年（昭和49年）に設立されました。事業内容は、技術協力（専門家派遣、研修員受入、機材供与、開発調査等）、青年海外協力隊の派遣、無償資金協力促進事業、投融資などの開発協力事業、日本人の海外移住などです。
<b>【国際自然保護連合】</b>	IUCN: 自然保護と天然資源の保全に関心をもち各国政府機関、NGOなどの関係者の協力を図る目的で1948年に設立された国際団体で、本部はスイスにあります。国連機関やWWF（世界自然保護基金）などの援助、協力の下に、自然保護に関する情報交換、調査研究、啓発活動など幅広く行っています。
<b>【国立公園・国定公園】</b>	自然公園法に基づき、わが国を代表する自然の風景地を環境庁長官が区域を指定して指定するもの（国立公園：全国で28区域）、および国立公園に準するすくくれた自然の風景地を環境庁長官が関係都道府県の申請により、区域を指定して指定するもの（国定公園：全国55区域）をいいます。九州では、阿蘇くじゅう国立公園、壱岐天草国立公園、耶馬・日田・英彦山国立公園、九州中央山地国定公園が指定されています。
<b>【国連環境計画】</b>	UNEP: United Nations Environment Programme 1972年6月にストックホルムで開催された国連人間環境会議で採択された「人間環境宣言」および「人間環境行動計画」を実施するために、同年の第27回国連総会で設立された機関です。既存の国連諸機関が実施している環境に関する活動を総合的に調整するとともに、国連諸機関が着手していない環境問題に関して協力の機能果たして進めていくことを目的としています。
<b>【コージェネレーション・システム】</b>	石油や天然ガスを燃焼させて発電するとともに、廃熱を給湯や冷暖房にも利用することによって熱効率の向上を図るシステムです。全体の熱効率は通常の発電の熱効率が40%以下なのに対して70~80%にまで高めることができま

<p>日本自然保護協会が自治体と共催して研修会・講習会を開催し、養成してきたボランティアのことで、各地での自然観察会等の指導、説明にあたっています。</p> <p><b>【自然公園】</b></p> <p>優れた自然の風景、傑出した自然景観、野生のままの動植物相などを含む広大な自然地域を対象とし、これらの自然を保護し、人々の野外レクリエーション利用や教育の場として、「自然公園法」又は「国立自然公園条例」に基づき指定する地域のことで、自然公園には、国が指定する国立公園、国定公園のほか、県が指定する県立自然公園の3種類があります。</p> <p><b>【自然林】</b></p> <p>地域の本来の森林である人の手の加わっていないブナ林、アカガシ林、スダジイ林などをいいます。</p> <p><b>【シミュレーション】</b></p> <p>Simulation 構築実験のこと。コンピュータを用いて複雑な問題をモデル化して解析する方法です。複雑な自然現象や経済現象などについてのモデルをつくり、種々の係数をあたえてその予測結果などを出します。</p> <p><b>【車庫規制】</b></p> <p>自動車からの窒素酸化物排出量を抑制するため、排出量の多い車種の使用を制限する規制です。1992年（平成4年）6月に公布された「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」では、特定地域の買物車・バス等を特定自動車とし、車両総重量に応じた特定自動車排出基準を設定、車庫制度でその規制を担保することとしています。</p> <p><b>【重量負】</b></p> <p>軽金属に対する語で、比重4以上の金属（約60種）の総称です。重金属類は一般に体内に蓄積する傾向があり、程度の差はありますが有害なものが多くあります。水質汚濁防止法では水銀、カドミウム、鉛、六価クロムなどが、大気汚染防止法では鉛、カドミウムが規制対象となっています。</p> <p><b>【種の多様性】</b></p> <p>地球上のあらゆる生物種の多様性を意味しており、(1)生物種の数が多いという「種間の多様性」(2)同じ種の中でもそれぞれ別の個体が持っている遺伝的性質が異なるという「種内の多様性」および(3)これら生物とその生息環境からなる生態系が多様であるという「生態系の多様性」という3つのレベルの多様性を含んでいます。</p> <p><b>【浄化槽】</b></p> <p>し尿と生活排水を沈めて分解あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、放流する施設をさします。し尿のみを処理する単独処理浄化槽、し尿及び生活雑排水（厨房排水、洗たく排水等）を一括に処理する合併処理浄化槽があります。</p> <p><b>【雑生】</b></p> <p>ある地表を覆っている植物的共同体の総称です。その場のあらゆる環境に耐え、生き残って形成されている植物集団です。</p> <p><b>【雑生自然環境】</b></p> <p>自然は人為の影響を受けにくいによって、自然性の高いものも低いのものもあります。高山植物群落や樺林林のように人間の手の加わっていないものを10及び9、緑のほとんどない住宅地や造成地を1とし、その中間に二次林、植林地、農耕地等があり、10段階で表示します。</p> <p><b>【循環型社会】</b></p> <p>大量消費・大量廃棄等と対置して使われ資源循環型社会ともいい、水や鉄、アルミ、プラスチック等の資源が何回も社会の内部を循環する、環境への負荷の少ない社会をいいます。</p> <p><b>【自律分散型エネルギー社会】</b></p> <p>地域で、再生可能エネルギー等の分散型エネルギーやエネルギー貯蔵システムを複数組み合わせ、ICT（情報通信技術）を用いて再生可能エネルギーの需要と供給のバランスを制御するエネルギーマネジメントシステムを有する社会のこと。分散型エネルギーとしては、太陽光や風力などのほか、排熱などの未利用エネルギーも含み、必要なエネルギー需要を「自律的に満たすことができるシステム」を備えている。ここでは、必ずしも外部からの系統電力を排除するものではない。</p> <p><b>【白濁】</b></p> <p>植物プランクトン（一種である円石藻の異常発生により、海水が白く変色する現象をいいます。直接魚介類を死にさせることはありませんが、底層の動物植物が日照不足により成長を阻害されたり、弱酸性により養育し難くできなくなることがあります）。</p> <p><b>【新エネルギー】</b></p> <p>「再生可能エネルギー」のうち、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様性に貢献するエネルギー、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネルギー法）では、「技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面で制約が普及が十分でないもので、非化石エネルギーの導入を図るために必要なもの」として、太陽光発電、風力発電、バイオ発電、ハイオオマズ発電、中小水力発電、地熱発電、太陽熱利用、ハイオオマズ発電、雪氷熱利用、温度差熱利用、ハイオオマズ燃料製造の10種類が指定されている。</p> <p><b>【振動レベル】</b></p> <p>振動の大きさを、物理的に測定した加速度の大きさに、周波数による感覚補正を加味して、デシベルで表します。公害振動の大きさは、物理的に測定した加速度の大きさに、周波数による感覚補正を加味して、デシベルで表します。</p>	<p>森林内の清浄な大気を浴びること。樹木から発散される“フィトンチッド”と呼ばれる芳香性物質の中のヒノキチオールは、抗菌効果があり健康にも良いといわれています。</p> <p><b>【水質類型】</b></p> <p>水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の基準については河川、湖沼、海域別に利水目的に応じた水域を区分してA、A、B、C、D、Eの6つの類型を設けています。pH、BOD等の項目については、それぞれの水域類型ごとに環境基準値を定め、各公共用水域に水域類型のあてはめを行うことにより、当該水域の環境基準値が具体的に示されま</p> <p><b>【水銀に関する水銀条約】</b></p> <p>地球規模の水銀および水銀化合物による汚染や、それによって引き起こされる健康、および環境被害を防ぐため、水銀および水銀化合物の使用した製品の製造と輸出入を規制する国際条約。2013年1月にジュネーブで行われた国連環境計画の政府間交渉委員会により、名称が「水銀に関する水銀条約」に決定され、同年10月、熊本及び水俣市の準備会合を経て92か国（含むEU）が条約への署名を行いました。</p> <p><b>【水質汚濁防止法】</b></p> <p>1970年（昭和45年）に制定された法律で「工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を規制すること等によって公共用水域の水質の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全する」ことを目的としています。</p> <p><b>【水生物保全項目】</b></p> <p>生活環境を構成する有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は生育環境の保全を目的として設定された項目で、2003年11月に「水生生物の保全に係る水質環境基準」が告示され、これまでに全遊動、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の3物質に基準が設定されています。また、クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、4-tertオクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノールの6物質については要監視項目として指針値が設定されています。</p> <p><b>【ストックホルム条約（POP条約）】</b></p> <p>毒性が強く、難分解性、生物蓄積性、長距離移動性、人の健康又は環境への悪影響を有する化学物質（ダイオキシン類、PCB、DDT等10物質）から人の健康と環境を保護することを目的とし、製造・使用、輸出入の禁止や制限等を行う条約で、2001年5月、ストックホルムで採択されました。</p> <p><b>【スマートコミュニティ】</b></p> <p>一定規模のコミュニティの中で、再生可能エネルギーやコージェネレーション等の分散型エネルギーを用いつつ、ITや蓄電池等の技術を活用したエネルギーマネジメントシステムを通じて、分散型エネルギーシステムにおけるエネルギー供給を総合的に管理し、エネルギーの活用を最適化するとともに、高齢者の見守りなど他の生活支援サービスも取り込んだ新たな社会システムを構築したものをいいます。</p> <p><b>【生活環境項目】</b></p> <p>環境基本法第16条に基づき水質汚濁に係る環境基準のうち、カドミウム、シアン等人の健康の保護に関する項目以外のもの、生活環境の保全に関する項目として、水素イオン濃度、BOD、COD、浮遊物質、浮遊酸素量、大腸菌数等が定められています。</p> <p><b>【生活雑排水】</b></p> <p>私たちが日常生活で使った水のうち、家庭等の厨房、浴室その他の施設（浄化槽を除く）から排出される汚水をいいます。</p> <p><b>【生活騒音】</b></p> <p>一般家庭の日常生活から発生する騒音のことであり、近隣騒音ともいいます。近年、都市の過密化やクーラー、ピアノ等の生活関連機器の普及に伴い問題となっています。</p> <p><b>【生活排水】</b></p> <p>飲事、洗濯、入浴等の人の日常生活に伴い排出される汚水及びし尿のことをいい、生活排水のうち、し尿を除いたものを「生活雑排水」といいます。公共用水域の水質の汚濁の主要な原因の一つになっています。</p> <p><b>【生態系】</b></p> <p>ある地域に生息する生物群集と、水や炭素、日光などの無機的な条件の両方と、それらの関係を包含するシステムのこと、エコシステムともいわれます。生物や物質の存在だけでなく、食う・食われるの関係や日光をめぐっての競争などの生物どうしの間や、生物が気温や降水量に影響を与えるなどの生物と環境の関わりなどをあわせていいます。</p> <p><b>【成金の眼罩】</b></p> <p>1972年にローマクラブが発表した報告書の表題で、人口増加や環境悪化などが続けば、100年以内に地球上の成長は限界に達すると警鐘を鳴らしました。また、同報告書は、地球の破局回避のためには成長から世界的な均衡へと移っていくことの必要性を訴えました。</p> <p><b>【政府開発援助】</b></p> <p>ODA、OECDの開発援助委員会（DAC）が使用した言葉で、先進国の政府が、発展途上国に直接か、あるいは発展途上国の開発を支援する国際機関に供与する援助をいいます。援助の条件は、無償あるいは有利な借款条件で行われます。ほとんどの場合、無償援助を主体にしていますが、第三世界の国々の自立をかえって妨げたりするケースもみられ、援助の在り方などが問われ始めています。日本はアメリカと並んで世界最大の援助国となっています。</p>
--	---



<b>【人間環境宣言】</b>	1972年ストックホルムで開催された「人間環境会議」で採択された宣言で、「人間環境の保全と向上に関し、世界の人々を励まし、導くため共通の見解と原則が必要である」として人種差別排除、天然資源の適切な保護等26項目の原則を表明しました。
<b>【熱帯雨林】</b>	概ね南北回帰線にはさまれた地域に分布する森林で、熱帯多雨林、熱帯季節林、サバナ林に大別されます。地球の肺として酸素供給、二酸化炭素の固定化等地球規模での環境保全・調節機能を有するとともに、極めて多様な動植物を育む生態系でもあります。地球上の陸地面積の約6%にすぎませんが、地球上の生物種の少なくとも半分は熱帯林に成育・生息していると言われており、未知の遺伝子資源の宝庫でもあります。
<b>【燃料電池】</b>	水の電分解と逆の工程で、天然ガス等から取り出した水素と空気中の酸素を電気化学的に反応させて水とともに電気を取り出すシステムです。排出ガスが極めてクリーンで発電効率も高く、発電の際に発生する廃熱が給湯・暖房などに利用できると、地球温暖化防止や大都市における大気汚染対策として、都市部でのコージェネレーションシステムと組み合わせた利用が期待されています。
<b>【燃料電池自動車】</b>	水素と酸素を化学反応させて電気を生ずる「燃料電池」を搭載し、燃料電池で発電した電気でモーターを回転させて走行する自動車です。走行時に排出するのは水蒸気だけで、有害物質を全く排出しません。
<b>【ノーマイカーウイークデー】</b>	普及使っている自動車の使用を早直して、交通量を削減しようとする取り組みで、福岡市では、平日全て（祝・祭日を除く）をノーマイカーウイークデーと定め、市民・事業者のみなさんに不要・不急の自動車の使用自粛等の呼びかけを行っています。
<b>【ばいり】</b>	燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質の総称です。
<b>【バイオテクノロジー】</b>	バイオテクノロジー（生物学）とテクノロジー（技術）を組み合わせた造語で生命工学と訳されています。味噌、醤油等の発酵・醸造技術等をオールドバイオテクノロジーと、遺伝子操作、細胞融合等をニューバイオテクノロジーと呼びます。
<b>【バイオハザード】</b>	遺伝子組み換えなどによってつくられた、本来、自然生態系に存在しない有害なバクテリア等が実験室から漏れて動植物に感染を及ぼすことです。防疫法が確立されていないことが多いことが大きな管理が必要です。
<b>【バイオマス】</b>	再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼料料として利用や汚泥のレンガ原料としての利用が行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃焼化などのエネルギー利用などもある。
<b>【廃棄物】</b>	廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚でい、ふん尿、腐油、腐酸、腐アルカリ、動物の死体、その他の汚物、または不要物であって固形状もしくは液状のものをいいます。（ただし放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く）廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物に分かれ、産業廃棄物とは事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律・政令で指定されたものをいい、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。
<b>【排出基準】</b>	大気汚染防止法で定められた排出基準は、個々の工場、事業場から排出される汚染物質の許容限度を定めたものです。同じ趣旨のものを水質汚濁防止法では排出基準、騒音規制法、悪臭防止法では規制基準と表現しています。
<b>【ばいじん】</b>	大気中に浮遊する粒状の物質のうち、燃焼に伴って発生するススなどのことです。ばいじんによる公害を防止するため、大気汚染防止法に基づいて排出基準が定められています。
<b>【排水基準】</b>	排水基準は、水質汚濁防止法、生活環境の保全等に関する条例及び上乗せ条例に規定されている工場または事業場からの排水の規制を行うための基準であり、カドミウムなどの有害物質やBODなどの生活環境項目ごとに定められています。
<b>【ハイブリッド自動車】</b>	複数の動力源（ガソリンと電気など）を有し、それぞれの動力の長所、短所を補完することにより省エネルギーや排出ガスの低公害化を目指した自動車のことです。
<b>【パークアンドライド】</b>	交通混雑緩和のために自動車都市郊外の駐車場に駐車し（パーク）、鉄道、バス等の公共交通機関に乗り換え（ライド）、目的地まで移動する方法。

<b>【等価騒音レベル LAeq,1】</b>	ある時間範囲内について、変動する騒音の騒音レベルをエネルギー的な平均値として表した値。単位はデシベル (dB)
<b>【特定建設作業】</b>	建設作業のうちでも、特に騒音・振動による生活環境の悪化をもたらすものとして法律で定められた作業の総称をいいます。
<b>【特定工場】</b>	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」の適用を受ける特定工場は、(1)製造業（物品の加工を伴む。）、(2)電気供給業、(3)ガス供給業、(4)熱供給業に属するもので、それぞれ関係法で規定される。ばい煙発生施設、汚水排出施設、騒音発生施設、粉じん発生施設、又は振動発生施設を設置している工場を指します。
<b>【特定施設】</b>	工場や事業場に設置されている各種の施設のうち、生活環境の悪化をもたらすものとして法律や条例で届出が義務づけられている施設の総称をいいます。
<b>【特定フロン】</b>	1985年（昭和60年）3月、オゾン層の保護に関するウィーン条約が採択され、同条約に対する「モントリオール議定書」が1987年9月に採択され、1989年1月に発効しました。この議定書ではフロン11、フロン12、フロン113、フロン114、フロン115の5種類が規制の対象となり、1998年までに1986年の消費量の50%に削減することが決まり、後に1989年5月に「ヘルシンキ宣言」で2000年までに全廃することが採択されました。この5種類のフロンを特定フロンと呼んでいます。
<b>【特別緑地保全地区】</b>	特別緑地保全地区は、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生物多様性の確保に配慮したまちづくりのための動植物の生息地又は生育地となる緑地等の保全を図ることを目的とする都市計画法第8条に規定される地域地区です。
<b>【都市景観形成地区】</b>	建築物の配置やデザイン、屋外空間の緑化、広告物の規制などについて、一定の基準を設け、それぞれの地区にふさわしい魅力ある都市景観をつくり育ていくため、都市景観条例に基づき指定された地域をいいます。
<b>【都市生活型公害】</b>	自動車の排ガスによる大気汚染、自動車等の騒音、生活雑排水等による中小河川の汚濁、地下水の過剰汲み上げ等による地盤沈下など都市の生活行動や産業活動が環境に過度の負荷をかけることによって発生する公害です。
<b>【都市緑地】</b>	都市活動に伴う発塵、焼却、空調等から発生する熱のことです。こうした熱をヒートポンプ等で再利用することは、化石燃料の消費を抑え省エネに貢献するとともに都市のヒートアイランド化の防止や地球温暖化の原因となる二酸化炭素の発生削減にもつながるものです。
<b>【土壌汚染】</b>	土壌が有害物質により汚染され、その汚染された土壌を直接摂取したり、汚染された土壌から有害物質が溶け出した地下水を飲むこと等により人の健康に影響を及ぼすおそれがある状態。
<b>【土壌汚染対策法】</b>	平成14年法律第53号。土壌汚染対策の要法を図り、国民の健康を保護することを目的として、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めています。
<b>【ナショナルトラスト】</b>	地域住民や国民が資金を出し合い、すぐれた自然、身近な自然、さらには価値ある歴史的環境を保全しようとする活動のことです。1895年にイギリスの3人の市民の手で始められ、会員に基金を募って開発に伴う自然破壊から海岸線、森林、遺跡などを買い取り、国民共有の財産とするのが目的です。日本では北海道の知床100平方メートル運動や和歌山県の天神崎市民地主運動などがあります。
<b>【ナノグラム (ng)】</b>	重さの単位で、十億分の1グラムのことです。
<b>【二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)】</b>	燃料中の硫黄 (S) が酸化燃焼されると発生します。無色刺激臭のある気体で粘膜炎、特に気道に対する刺激作用が重視されています。
<b>【二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)】</b>	無色、無臭の気体で加圧して固体化したものがドライアイスです。赤外線を吸収する温室効果ガスの一つであり、大気中の濃度の増加が温室効果を促進させる恐れがあるとして、化石燃料等の消費に伴う発生量の抑制、固定化技術の開発等が検討されています。
<b>【二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)】</b>	一酸化窒素 (NO) と酸素が結びついて発生し、赤褐色、刺激性ガスとして最も特色があります。水に溶解しにくいので肺深部に達し、しかも吸収時の苦痛があまり烈しくないため、はなはだ危険で、急性中毒死の例が多く報告されています。

<b>【フロン】</b>	放化水素の水素を、塩素やフッ素で置き換えた多くの化学物質の総称で、正式にはクロロフルオロカーボン類といいますが、オゾン層を破壊することが分り、世界的に製造が規制されることとなりました。
<b>【閉鎖性水域】</b>	博多湾のように、開口部の狭い水域のことで、水の交換が悪いため、有機物等が蓄積しやすく、水質が汚濁しやすくなっています。
<b>【ペグマタイト】</b>	石英、長石などの造岩鉱物の巨晶で構成された花崗岩をいいます。市域では長垂で見られます。
<b>【ヘドロ】</b>	流れの緩やかな河川、運河、港湾等の水面に通常存在する水分を非常に多く含む軟らかい泥のことです。バルブ工場液によるヘドロの堆積がその例です。
<b>【放射能汚染物】</b>	原子力発電所や原子力燃料の精製、核燃料再処理工場などから発生する放射能を帯びた廃棄物のことです。
<b>【ポストハーベスト】</b>	収穫後農薬と訳されています。食料等の輸出に際し、輸送中にカビや害虫が発生することを防ぐために使用されるもので、使用される農薬のうちに発がん性や毒性のおそれがあるものが含まれていたため問題となっていました。
<b>【構石（ぼしばらし）】</b>	木質物がけい酸でおかきえられたけい化木で、名島の構石は新生代の巨大な柱状の化石です。
<b>【マイクログラム（μg）】</b>	重さの単位で、百万分の1グラムのことです。
<b>【ミティゲーション】</b>	開発による環境への影響を極力減少させるとともに、開発によって損なわれる環境をその場所あるいは他の場所に戻元又は創出することによって、環境への影響をできるだけ緩和しようとする考え方のことです。
<b>【メガソーラー】</b>	出力1,000キロワット（1メガワット）以上の大規模太陽光発電所。
<b>【モーターシフト】</b>	輸送の手段を電気で、主として幹線貨物輸送をトラックから船舶、鉄道などの大量輸送機関へ転換し、省力・省エネ・低公害の貨物輸送を実現しようというものです。末端の輸送はトラックに依存させるを避けないこと、シフトされる側の輸送機関の受け入れ能力など課題が多いが、排出ガスや二酸化炭素の抑制や道路渋滞の解消のため、検討すべき有効な手段といえます。
<b>【モントリオール議定書】</b>	「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」の略で、1987年 UNEP がモントリオールで会合を開き採択し1989年に発効したものです。規制対象物質の追加、規制スケジュールの前倒しなど、数回にわたって見直しされ、その結果、特定フロンなどは先進国では1995年末までに全廃されました。
<b>【野生動物種の減少】</b>	地球上には様々な野生動物の種が生息、生着していますが、国際自然保護連合（IUCN）によれば5,000種以上の動物が絶滅の危機にさらされているといわれています。その主な原因は人間の活動です。いったん絶滅した種を再び蘇らせることができない以上野生動物の種の減少を防止することは、将来の地球、人類自身のためにも極めて重要です。
<b>【ヤブツバキクララス】</b>	暖温帯のツバキ、シイ、カシなど常緑の葉を持つ樹木の大きな分類の単位をいいます。越冬のため、厚手の葉の表面はワックスで覆われ、照り映えて見えますので、照葉樹林ともいわれています。
<b>【有害大気汚染物質】</b>	継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるものをいいます。有害大気汚染物質については、平成8年5月の大気汚染防止法改正により、科学的知見を充実していくとともに健康被害の未然防止の観点から対策を推進することが新たに定められました。現在、248物質がリスト化され、健康リスクがある程度高い物質として「優先取組物質」23物質が指定されています。
<b>【有害物質】</b>	大気汚染防止法では、物の燃焼、合成、分解等に伴い発生する物質として、カドミウム及びその化合物、塩素及びその化合物等5項目が定められており、また、水質汚濁防止法では、水質汚濁防止法では、人の健康に係る物質としてカドミウム及びその化合物、シアン化合物等28項目が定められています。

<b>【バーゼル条約】</b>	UNEPが1989年3月に採択した「有害廃棄物の越境移動及びその規制に関するバーゼル条約」のことで、有害廃棄物の越境移動の原則禁止、自国内処分原則、越境移動の際の事前通報義務、違法な越境移動の場合に廃棄物発生国が再輸入の措置をとること、開発途上国への技術協力などのための基金の設立などを主な内容としています。
<b>【ハビタット】</b>	生息場所と訳され、生物の個体あるいは個体群がすんでいる具体的な場所のことです。この生息場所は単に位置的場所としてではなく、対象として生息している個体群にとっての生活環境のことで、生息場所の構成要素には、物理的・化学的要因となる非生物的要因と、生活史・他種との関係などの生物的諸要因を含んでいます。一方、ビオトープは「生物圏あるいは生息場所（ハビタット）の最小の地理的単位・森林・草原・湿地・河川・池などであり、適宜の境界で区別され、生物相によって特徴づけられた一様な空間」とされます。ただし、両用語には様々な見解があり、同意として用いられている場合も多いようです。
<b>【バルディーズ原則】</b>	1989年3月にアラスカ沿岸で発生した大型タンカー「エクソン・バルディーズ号」の事故を教訓として、企業は環境保全に責任を負うべきであるとして1989年9月アメリカの環境保護団体CERESが発表しました。環境問題連任取締役の設置、情報の公開等を10項目を内容としています。
<b>【ビオトープ】</b>	ドイツ語で「ビオ」は生物、「トープ」は場所を指し、ビオトープとは「野生動物の生息空間」を意味します。生態学的には生物の生息に必要な最小単位の空間のこととされています。
<b>【ピコグラム（pg）】</b>	重さの単位で、一兆分の1グラムのことです。
<b>【微小粒子状物質（PM2.5）】</b>	大気中に浮遊する粒子状物質であって、主に粒径が2.5μm（マイクロナートル：1mmの1,000分の1）以下の粒子をいう。PM2.5は非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器、循環器系への影響が心配されています。
<b>【ヒートアイランド現象】</b>	都市活動におけるエネルギー消費の増大や緑地の減少により都市部の気温が上昇し、郊外に比べて高くなる現象をいいます。等温線を描くと都市部が島のようなことから、ヒートアイランド（熱の島）といわれます。
<b>【風致地区】</b>	都市内にある樹林地などの自然的景観を維持し、人と自然との調和のとれた環境をつくるため、都市計画法に基づき定められた地区をいいます。造成や建業などの制限があります。
<b>【富栄養化】</b>	閉鎖性の水域において、窒素、リン等を含む物質が流入し、藻類その他の水生生物が増殖繁殖することに伴い、その水質が急激に悪化する現象をいいます。
<b>【総合汚染】</b>	通常各種の汚染物質による汚染が重複して生ずる環境汚染形態を指し、単一汚染という概念に対応するものです。例えば、ばいじんによる大気汚染と硫酸酸化物（SOx）や自動車排ガス（一酸化炭素、鉛等）による汚染とが重なりあっているような場合をいいます。
<b>【フナクララス】</b>	冷温帯のフナやケヤキなど、冬になると落葉する樹木の大きな分類の単位をいいます。夏緑樹林帯ともいい、本市では脊振山山頂部で見られます。
<b>【浮遊粉じん】</b>	浮遊粉じんは極めて微細な粒子で、都市のそれは主として炭素とタール成分からできてきています。この粒子は非常に小さく、自分の重さでは落下しにくいので浮遊するため、風の少ないときは濃度を増し、風が強いと拡散されて濃度が低くなります。
<b>【浮遊粒子状物質（SPM）】</b>	浮遊粒子状物質は、比較的長時間大気中に浮遊している粒径10μm（マイクロナートル：1mmの1,000分の1）以下の粒子状物質のことで、砂ほこり、自動車の排ガス、工場からのばい煙等から成ります。人への影響として、気道や肺に沈着して呼吸機能を悪化させるといわれています。
<b>【フランクトン】</b>	水中に浮遊する微小な動物植物を指します。フランクトンは魚貝類の餌として重要で、またその量的、質的变化は水質管理の基準として役立ちます。
<b>【フリママーケット】</b>	公園や駐車場等を会場にして住民が不要な品物を持ち寄り、安い値段で販売することです。リサイクル運動の一つとしてゴミの減量化や資源の有効利用に役立てることを目的としており、近年、全国各地で開催されるようになりました。

<b>【リユース】</b>	再使用。副産物、廃棄物を原型に保ったまままで使用するもの。
<b>【緑地指定区域】</b>	緑ゆたかなまなづくりを行うため、住民相互の合意により、緑の保全や緑化に関する協定を締結した区域です。
<b>【緑地保全林地区】</b>	市街化区域及びその周辺で良好な自然環境を形成している貴重な樹林地を保全することを目的として、福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例に基づき、保全が必要な300㎡以上の樹林地に対して、一定期間指定される地区のことです。
<b>【類型指定】</b>	水質汚濁及び騒音の環境基準については、国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県が河川等の状況、騒音と関係するところの都市計画地域等を勘案し、具体的に地域にあってはめ、指定していくことをいいます。
<b>【レッド・データ・ブック】</b>	RDB：Red Data Bookの略。絶滅のおそれのある野生動物種の種に関する報告書のことです。名称はIUCN（国際自然保護連合）が初めて発行したものの表紙に赤い紙が使われていたことにより、動物国では、動物は平成元年（1990年）に「日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック—」を発行しています。植物は平成元年（1990年）に「日本自然保護協会と世界自然保護基金日本委員会から「我が国における保護上重要な植物種の現状」が発行され、また水生生物については水産庁が1994年、1995年に「日本の希少な野生水生生物に関する基礎資料（I）（II）」としてとりまとめられています。チョウ類については鱗翅学会が1983年に「日本産蝶類の衰亡と保護」としてまとめています。
<b>【ローカルアジェンダ21】</b>	地方公共団体が自らアジェンダ21を実施するための地域の行動計画で、「持続的開発の表現」「市民等の参加」「具体的な行動計画」の3要素が特に重要とされています。
<b>【ローマクラブ】</b>	1970年にローマで結成された民間組織で、科学者、経営学者、教育者、経営者などによって構成されています。主に食料、人口、産業など人類全体に係る問題について地球の破局回避の道を探ることを目的としています。1972年に「成長の限界」という報告書を発表しました。
<b>【ワークショッップ】</b>	行政担当者や専門家だけでなく、住民自身が地域の直面している問題点を診断し、プランの提案を行うような活動の場。シンポジウム・討論会・座談会といった形式で計画づくりの中に取り入れられています。
<b>【ワシントン条約】</b>	正式には「絶滅のおそれのある野生動物種の国際取引に関する条約」といい、1975年に発効しました。野生動物種の国際取引を輸出国と輸入国が協力して規制することにより、絶滅のおそれのある野生動物種の保護を図ることを目的としています。日本では、1980年に加入し、1987年に「絶滅のおそれのある野生動物種の保護の規制に関する法律」を施行しました。
<b>【2%除外値】</b>	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質について、環境基準値と比較して大気質の程度を判断する場合に用いられる数値で、年間の日平均値の全データを、その値の大きいものから順に並べ、0.02×n（nは日平均値のデータ数）番目までのデータを除外した後の一番大きい値のことです。
<b>【3R】</b>	Reduce（リデュース=ごみを出さない）Reuse（リユース=ごみを再使用する）Recycle（リサイクル=ごみを再利用する）の略称。廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方。
<b>【75%値】</b>	BOD及びCODについて、環境基準値と比較して水質の程度を判断する場合に用いられる数値で、年間の日間平均値の全データを、その値の小さいものから順に並べ、0.75×n（nは日間平均値のデータ数）番目のデータ値のことです。
<b>【98%値】</b>	二酸化窒素について、環境基準値と比較して大気質の程度を判断する場合に用いられる数値で、年間の日平均値の全データを、その値の小さいものから順に並べ、0.98×n（nは日平均値のデータ数）番目のデータ値のことです。



<b>【有機塩素系化合物】</b>	塩素を含む有機化合物の総称ですが、環境面から問題となっているのは、機械の洗浄剤やドラクイリーニング溶剤等として広く使われているトリクロロエチレンやテトラクロロエチレン等で、有害物質であり、難分解性であるため環境に蓄積しやすい、地下水の水質汚染物質として問題となっています。
<b>【有機水銀】</b>	メチル、エチルなどのアルキル基と水銀が結合している化合物のことです。かつては殺菌剤や種子消毒剤など農業に使用されてきましたが、毒性が強いことから使用禁止されました。熊本県水俣で発生した水俣病は工場から排出されたメチル水銀が魚介類に蓄積され、これを住民が摂取したことが原因でした。アルキル水銀は厳しく規制されており、水質環境基準・排水基準・産業廃棄物の埋立・海洋投入判定基準はいずれも「検出されないこと」となっています。
<b>【溶解性物質】</b>	2mm目のふるいを通過した試料を孔径1μmのろ過材に通し、通過した試料を蒸発乾燥したとき残る物質をいいます。
<b>【要監視項目】</b>	人の健康の保護に関連する物質ですが、公共用水域及び地下水における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準健康項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断される項目をいいます。
<b>【容器包装リサイクル法】</b>	正式には「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、一般廃棄物の半分を占める容器包装ごみの減量化を図ってリサイクルを積極的に進めるため、1995年に制定され、1997年から施行されました。消費者が分別排出、市町村が分別収集、事業者がリサイクルをするというそれぞれの役割分担などが示されました。
<b>【要制限度】</b>	市長は、自動車からの騒音・振動レベルがこの限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれ、と認めるときは、都道府県公安委員会に対して、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請することとされ、また、必要があるときは、当該道路の部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、道路管理者に意見を述べることができるとされています。
<b>【溶存酸素 (DO)】</b>	DOとはDissolved Oxygenの略で、水中に溶けている酸素量のことをいいます。
<b>【用途地域】</b>	都市レベルでの土地利用の基本的な枠組みであり、住居、商業、工業などの土地利用の適正な配置、密度構成による良好な市街地の形成や機能的な都市生活の確保等を目的として、建物の用途や容積率、建ぺい率、高さなどを規制・誘導するものです。
<b>【ライフサイクルアセスメント (LCA)】</b>	ある製品の排出する資源の採取から製造・使用・廃棄・輸送・再利用などすべての段階（製品の一生）を通して、投入資源あるいは排出環境負荷及びそれらによる地球や生態系への環境影響を定量的・客観的に評価する手法のことです。共通のLCAを確立するため1998年LCAの原則と枠組みを示すISO14040が発行されました。
<b>【ラムサール条約】</b>	正式には「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、1975年に発効しました。イランのラムサールで採択されたことからこう呼ばれます。特に水鳥に注目し、その生息地として国際的に重要な湿地及びその動物種の保全を進めることと、湿地の適正な利用を進めることを目的としています。日本は1980年に加入し、北海道の釧路湿原、クッチャロ湖、宮城県伊豆沼・内沼などが登録されています。
<b>【リサイクル】</b>	環境汚染の防止、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物（ごみ）の減少を図るために、資源として再利用できる廃棄物を活用することをいいます。
<b>【リスクアセスメント】</b>	ある地域に住む人々がその地域で環境中に放出される様々な化学物質にさらされることによって起こるかもしれない健康影響の種類とその可能性を定量的に予測することです。複数の化学物質による汚染が、人の健康に与える危険性を客観的な数値として算出できるという点で優れているますが、正確な予測を行うためには多数の化学物質すべてについて毒性、環境への放出量、環境中での移動、人への摂取経路が分かっている必要があります。
<b>【リモートセンシング】</b>	人工衛星や航空機から地球表面を調査することをさします。農業、林業、土地利用、地下水、水質、水資源、防災、環境保全など広範囲分野にわたって重要な役割を果たしています。リモートセンシングの本来の意味は、直接手をふれないで、離れたところから物体を識別したり、その状態を調べたりすることです。
<b>【流域下水道】</b>	2つ以上の市町村からの下水を受け、処理するための下水道で終末処理場と幹線管渠から成ります。事業主体は原則として都道府県です。



**【BOD(生物化学的酸素要求量)】**

バクテリアが一定時間内(通常は、20℃で5日間)に水中の有機物を酸化し、分解して浄化するのに消費される酸素の量をmg/Lで表した量のことです。消費される酸素量が多いことは、水中の有機物量が多いことを意味し、汚濁度が高いといえます。普通、河川に流がすむことができるのはBOD5mg/L程度以下といわれており、これが10mg/L以上になると河川は悪臭を放つようになります。

**【COD(化学的酸素要求量)】**

水中に含まれる有機物が酸化剤によって酸化されるとき、消費された酸化剤の量をそれに相当する酸素の量で表したものです。CODの量は主として水中に含まれる有機物の量を表します。CODは海域・湖沼での汚濁の指標として用いられています。

**【EMS(イーエムエス)】**

ICT(情報通信技術)を用いてエネルギーの需要と供給のバランスを制御する仕組み。EMSは、エネルギー消費の「見える化」による省エネ行動の推進や、電力需要のピーク時における蓄電池の電力使用によるピークカットなどが可能です。なお、家庭においては、HEMS(Home Energy Management System：ヘムス)、マンションにおいては、MEMS(Mansion Energy Management System：メムス)、ビルにおいては、BEMS(Building Energy Management System：ベムス)と呼ばれています。

**【GIS】**

Geographic Information Systemの略で地理情報システムと訳され、紙の地図によって管理されていた様々な情報を、コンピュータでデータベース化することにより、検索・表示・解析を簡単に行えるようにしたシステムのことをいいます。

**【ISO】**

国際標準化機構の略称で、1947年に設立された世界共通の規格、基準などの設定を行う民間組織。ISO14000シリーズはISOが定めた企業等の環境管理システムの規格です。

**【L<sub>env</sub>】**

L<sub>env</sub>とは時間帯補正等価騒音レベルのことです。航空機に伴う飛行騒音や地上騒音を時間帯によって重み付けし、1日の航空機騒音レベルを評価した指標であり、単位はデシベルで表します。平成25年4月よりWEOPNL(加重等価平均感覚騒音レベル)に代わって航空機騒音を評価する指標として用いられています。

**【NGO】**

Non Governmental Organizationの略。政府や国連の機関ではなく、非営利の立場から国際活動を行っている民間団体で、国際的な組織から草の根レベルのもので様々なものがあります。

**【Nm³】**

Niはノルマル(ノーマル)と読み、0℃、1気圧の標準状態を表すもので、主として排出ガス量等を表す場合に用いられます。1Nm³とは、標準状態(0℃、1気圧)に換算した1m³のガス量を表します。

**【NPO】**

Non Profit Organizationの略。環境・保健・医療・福祉、まちづくり、災害援助、国際協力などの幅広い分野で活動する、ボランティア団体をはじめとする民間の非営利組織のことです。これら団体の多くは法人格をもたない任意団体として活動していたため、銀行口座の開設や事務所の使用、不動産の登記などの法的行為を団体名で行うことができないなど、様々な不都合が生じていました。そこで、これら団体が法人格を取得する道を開き、その活動の健全な発達を促進し、公益の増進に寄与することを目的として、1998年(平成10年)に特定非営利活動促進法(NPO法)が制定されました。

**【pH】**

Potential Hydrogenの略。溶液中の水素イオンの濃度をいいます。溶液1L中の水素イオンのグラム当量数で表し、一般には $pH = -\log[H^+]$ として定義されます。pH=7で中性、pH<7で酸性、pH>7でアルカリ性であり、特殊な例(温泉など)を除いて河川水等の表流水は中性付近、海水は弱アルカリ性のpH値を示します。

**【PM2.5】**

微小粒子状物質を参照

**【ppm】**

parts per millionの略で、100万分の1を1ppmといい、濃度を表す単位として使用されます。水の場合は、1kg(約1L)中のミリグラム数、1ton(約1m³となる)中のグラム数を表わし、大気の場合は1m³中1cm³のガス容量を表わします。

**【SS】**

SSとはSuspended Solid(懸濁物質)の略称で、水中に浮遊している物質の量のことをいい、一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を測ります。数値(mg/L)が大きい程、その水の濁りが多いことを示します。



環境局ホームページでは、福岡市の大気や水質などの環境の状況、環境に関する対策、環境関連施設の概要、環境に関するイベント情報についても見るすることができます。

## 平成30年度版 ふくおかの環境

平成30年12月発行

福岡市 環境局 環境政策部 環境政策課  
〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1  
T E L 092-733-5381  
F A X 092-733-5592  
環境局 HP <http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo>

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

- この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の附属の基準を満たす紙を使用しています。
- リサイクル適性の表示  
この印刷物はAランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。